特　記　仕　様　書

工事名称　　都市公園トイレ更新工事(西部団地第一公園外１箇所)

工事場所　　三原市沼田西町惣定外
・西部団地第一公園：三原市沼田西町惣定
・皆実東公園：三原市円一町五丁目

工事内容　　都市公園（西部団地第一公園外１箇所）の既設公衆トイレを解体し、バリアフリー対応の公衆トイレを新設する。

［工事概要］
（1）西部団地第一公園
・既設トイレ　撤去
・トイレ　新設：木造平屋建て　S＝7.14㎡

（2）皆実東公園
・既設トイレ　撤去
・トイレ　新設：木造平屋建て　S＝7.14㎡

準　　則　　公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、建築物解体工事共通仕様書　（各 最新版　国土交通省官房官庁営繕部監修）に基づき施工する。

関係法令等　　本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。
・建築基準法、同施行令、同施行規則
・消防法、同施行令
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則
・労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
・建設業法、同施行令、同施行規則
・建設工事公衆災害防止対策要綱
・石綿障害予防規則
・大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法
・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令
・その他関係法令

疑義変更　　本設計図書は、設計の大要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。
施工に際して疑義が生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議後、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて受注金額の増減はなきものとする。
本設計図書と不整合が確認されて設計変更（増額）が必要な場合は、その変更数量が確認できる根拠としての写真などの記録が存在し、かつ監督員に承認されたもの以外は認められない。

提出書類　　施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。
商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けること。
設計図書に定める品質及び性能を有することについて、証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けること。

工　　期　　本工事は請負契約締結の後、令和８年３月19日をもって工期とする。
このうち検査期間として13日間を見込んでいる。

留意事項　　・図面に明示されていない事項であっても、工事上必要とされる事は工事範囲とする。
・図面について、設計者からの設計意図等の説明が必要な場合は申し出ること。
・作業日は、原則、月曜日から金曜日とし、土曜日及び日曜日は休工日とすること。
・行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、

あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
・本工事は「発注者指定型」による週休２日適用工事の対象工事であり、「三原市週休２日適用工事等実施要領（建築工事）」（令和７年６月２４日改定）により工事を行うこと。
・工事着手前までに「週休２日適用工事」または「週休２日交代制適用工事」に取り組むことを工事打合せ簿にて提出すること。
・「週休２日適用工事」または「週休２日交代制適用工事」である旨の表示を工事現場に設置すること。
・月単位の週休２日適用工事を達成できなくなった場合は、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費を減額する。
・デジタル化を積極的に推進すること。
・紙資料の削減を目的として、電子機器の利用を主とすること。
・着手にあたり、工事着手前の周辺道路や近隣敷地の状況を写真等により記録しておくこと。
・近隣住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。苦情等が発生した場合には誠意をもってこれに対応すること。
・近隣において、その他の工事が行われている場合は、取り合い工事及び工程等の調整を行うこと。
・近隣住民等への支障を最小限とするため、騒音・振動・粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用すること。
・使用する建設機械については、原則、「低騒音型、低振動型建設機械」として国土交通省の指定を受けた機械を選定して使用すること。これが確認できる資料を施工計画書で示すこと。なお、事情により使用が難しい場合は監督員との協議を行うこと。
・解体工事・アンカー工事等の騒音・振動・粉じん等の発生が予想される工種については、施工時間及び施工方法等を最大限配慮した計画により作業を行うこと。
・粉塵の発生が予想される工事は、確実に散水を行う等して、周辺環境への粉塵飛散がないように作業をすること。
・近隣家屋・敷地または周辺道路に対して、工事による汚れ・損傷・粉じん等を与えた場合は、受注者が責任をもって、速やかに清掃及び補修等を行うこと。誠意をもって対応し、現状復旧に努めること。
・周辺道路の保全及び清掃については常に注意を払って監視をし、定期的に清掃を行うこと。
・第三者災害防止及び飛散防止対策のために、必要に応じて監督員が指示する範囲にバリケード等を設置すること。
・交通誘導員は本工事で見込んでいる。実施数量が設計数量に満たない場合は設計変更（減額）の対象とする。
・工事車両の通行については、近隣住民及び通学児童等の安全を最優先すること。
・工事車両は、幅員の広い道路の通行を基本とし、住宅地内などの狭い道を抜け道として使用しないこと。工事車両の周辺の通行経路については、工事着手前に発注者の了承を得ること。
・工事車両は、場内を5ｋｍ/ｈ以下で徐行すること。場内に注意喚起表示を行うこと。
・場内に喫煙所を設ける場合は、施設使用者と近隣住民へ配慮し、設置位置と使用方法を協議してから設けること。使用方法を作業員に周知徹底すること。
・受注者事務所、休憩所及び便所等は関係法令に従って設けること。
・仮囲い、足場、山留、型枠支保工、構台等の仮設については、施工者が計算等により責任をもって決定し、計画通りに施工すること。仮設設置期間は日常点検を行い、記録に残すこと。
・図面等に示されている仮設等についても、必ず受注者で安全性や施工性等を検証すること。受注者が責任をもって設置、施工すること。
・台風等の強風等異常気象が見込まれる場合は、事前に足場等の養生シートを折りたたむなど対策を施すこと。また、必要に応じて現場巡視と災害防止対策を行うこと。
・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
・工事の要求に必要な仮設は、工事に含むものとする。
・重機が転倒しないように事前検討を行い、安全に作業を行うこと。
・配筋検査は、受注者による自主検査を行ったうえ、監理者及び監督員による検査を受検すること。なお、これらの検査は、種類・径・数量についての全数検査を行うこと。
・配筋検査前に、上記内容はもとより、継手定着長さ・位置、かぶり厚さ、鉄筋のあき寸法など、設計図書通りに施工されていることを確認してから検査に臨むこと。
・コンクリートの調合は、標準仕様書に基づき構造体強度補正を見込む。（原則、外構工事を含む。無筋コンクリートは除く。）
・コンクリート打設後の所定期間中は、散水等による湿潤養生を適切に行うこと。
・木工事で使用する木材の産出地は、原則、広島県産材（可能な範囲で三原市産材）とすること。
・工事完了後に、木工事で使用する木材の産出地について、数量を整理して提出すること。
・雨水の浸入を防止する部分、屋根、外壁又はこれらの開口部に設ける戸、枠その他の建具周り等からの雨水の浸入に関する瑕疵については、引渡しの日の翌日から10年間責任を負うこと。このことについて、保証書を作成し

て提出すること。（改修工事については、本工事の範囲）
・石綿含有建材の調査（書面・目視調査、分析調査調査及び検体採取を含む）について、工事着手前までに一般建築物石綿含有建材調査者、または特定建築物石綿含有建材調査者が行うこと。
・その他石綿の飛散防止等については、改正大気汚染防止法及び施行令（令和3年4月1日施行）に基づくこと。
・仮使用申請、道路使用、道路改築申請等の工事に必要な各種手続きは、受注者の負担により遅滞なく行うこと。
・その他、工事に伴う官公庁等への手続きは、受注者により遅滞なく行うこと。この時、各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
・品質について、社内検査員(当該工事に従事していない者)を定め、設計図書に基づき社内検査を実施し、書類等の記録に残すこと。
・大雨等の警報が発令した場合、また台風及び強風等による自然災害の発生が予測される場合は、現場代理人等は現場事務所等へ待機のうえ、現場及び周囲の巡回を行うとともに必要に応じて対策を講じ報告すること。
・本工事の外注資材、労務等の調達については、極力、三原市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ理由を添えて発注者の承認を受けること。（理由については、三原市内に主たを有する業者に発注できない具体的な理由を明記すること。）
・広島県工事中情報共有システムを利用すること。なお、本工事にシステム利用料金を見込む。
・各工程の状況（写真、進捗率等を月2回程度）を工事中情報共有システムの連絡事項にて報告すること。
・工事書類については、工事中情報共有システムの決裁データ等を整理して、CD-R又はDVD-R(２部)にて提出すること。
・書面での提出が必要なもの（建退共の掛金収納書、試験結果、保証書 等）については、PDFを工事中情報共有システムで提出し、別に書面提出ファイルとしてまとめて提出すること。
・製本図面（A3縮小版・二つ折り）として完成図を３部提出すること。
・以下の設計図面は、A2判をA3判に縮小している。（縮小率約70.7%）

西部団地第一公園トイレ更新工事

図面番号	図　面　名　称	縮　尺
A-00	タイトル、図面リスト	
A-01	建築工事特記仕様書（１）	
A-02	建築工事特記仕様書（２）	
A-03	木造工事特記仕様書（構造関係）	
A-04	解体工事特記仕様書	
A-05	付近見取図	
A-06	（更新前）配置図	1/100
A-07	（更新後）配置図、断面図	1/100
A-08	丈量図、求積図、求積表	1/100 1/50
A-09	建築概要、仕上	
A-10	平面図	1/30
A-11	屋根伏図	1/30
A-12	立面図	1/50
A-13	矩計図	1/20
A-14	壁量計算と壁のつりあい良い配置のチェック	1/1000
A-15	接合部計算表、柱・壁伏図	1/1000
A-16	基礎伏図、断面詳細図	1/30
A-17	床・土台伏図、小屋伏図	1/30
A-18	軸組図（X1・X2通り）	1/30
A-19	軸組図（Y1・Y2通り）	1/30
A-20	展開図（１）	1/30
A-21	展開図（２）	1/30
A-22	（解体）既設便所　平面図、立面図	1/50
A-23	仮設計画図（参考図）	1/200

図面番号	図　面　名　称	縮　尺
E-01	電気設備工事特記仕様書	
E-02	（電気設備）配置図	1/100
E-03	（電気設備）平面図、分電盤	1/30
M-01	機械設備工事特記仕様書（一般共通事項）	
M-02	（機械設備）配置図、勾配図、桝リスト	1/100
M-03	（機械設備）平面図	1/30

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/30	西部団地第一公園トイレ更新工事	A	A-3：100%
CH. CH.	DR.		NAME タイトル、図面リスト	00	A-4：71%

Ⅰ．工　事　概　要　　仕　様　書

１．工事名称　：都市公園トイレ更新工事（うち、西部団地第一公園トイレ更新工事分）

２．工事場所　：三原市沼田西町惣定10066-168の一部

３．敷地面積　：393.35㎡

４．構造規模　：木造　平屋建て　延面積　7.14㎡

５．工事種目　：建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事

６．別途工事　：

７．調査協力について
本工事は工事中及び竣工後，次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
（１）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）
（２）契約不適合調査…建設工事請負契約約款５３条に定める期間内
（３）公共建築物木材利用事例調査票…工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）

８．公衆災害防止措置
（１）工事に際し工事関係者以外の第三者の生命・身体及び財産の危害並びに迷惑を防止するために必要な措置を執ること。
（２）上記について，「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月１２日付け建設事務次官通達）」に基づき実施すること。

９．現状復旧
工事に際し隣接建築物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと。

１０．主要資材
（１）この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請負わせようとする場合は，原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。
（２）主要資材を購入しようとする場合は，極力三原市内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし，予め購入先の名称・所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする。
（３）当該工事に使用する砂については，海砂（県外産を含む）を使用しないこと。

Ⅱ．建築工事仕様

１．共通仕様
（１）　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築木造工事標準仕様書（令和４年版）」（以下、「木造標準仕様書」という。）による。図面、本特記仕様書及び木造標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」（以下、「標準仕様書」という。）による
（２）　受注者は完了検査（中間検査含む）には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意すること。

２．特記仕様
（１）項目は番号に○印のついたものを適用する
（２）特記事項は○印のついたものを適用する
　　○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
　　○印と ◎ 印のついた場合は共に適用する
（３）項目に記載く　　>の内表示番号は、木造標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　　（　　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（４）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
（５）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　目	特　記　事　項
0 法規制	1	敷地の位置	◎都市計画区域内（◎市街化区域　・市街化調整区域）　・都市計画区域外 用途地域　（　　） 防火地域　・防火　・準防火　◎指定無し その他の区域，地域，地区，街区　（　　）
1 一般共通事項	1	適用基準等	※建築工事標準詳細図（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（以下「標準詳細図」という） ※建設工事公衆災害防止対策要綱　※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ※建築工事安全施工技術指針　※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） ※県産木材の利用の促進に関する指針 図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修仕様書に記載のない事項は次による。 ・建築物解体工事共通仕様書　平成４年版　　国土交通省大臣官房官庁営繕部
	2	工事実績情報の登録 <1. 1. 4>	受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。
	3	電気保安技術者 <1. 3. 3>	※　配置する
	4	発生材の処理等 <1. 3. 8>	・引き渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ・再生資源化を図るもの ・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材 ・上記以外　１，３，８（ｂ）（３）及び監督職員との協議による。 １）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象となならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理すること。 （原則，県内処分） ２）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（１）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き，再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 ３）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお，広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる。

1 一般共通事項

5 環境への配慮 <1. 4. 1>

化学物質を放散させる建築材料等
本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の１）から４）を満たすものとする
１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する
２）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する
３）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する
４）１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセアルデヒド及びスチレンを発散しない、発散が極めて少ない材料を使用したものとする
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする
ホルムアルデヒド放散量　規制対象外
①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
ホルムアルデヒド放散量　第三種
①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする

6 材料の品質等 <1. 4. 2>

材料・機材等の品質及び性能
１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする
２）本工事に使用する材料のうち、３）に指定する材料の製造業者等は、次の（１）～（６）の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない
（１）品質及び性能に関する試験データが整備していること
（２）生産施設及び品質の管理が適切に行っていること
（３）安定的な供給が可能であること
（４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること
（５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
（６）販売、保守等の営業体制が整えていること
３）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既成調合モルタル	可動間仕切
ルーフドレン	移動間仕切
吸水調整材	トイレブース
錠前類	煙突用成形ライニング材
クローザ類	天井点検口
自動扉機構	床点検口
自閉式上吊り引戸機構	グレーチング
重量シャッター	屋上緑化システム
軽量シャッター	トップライト
既調合目地材	ポリマーセメントモルタル
鋳鉄製ふた	

7 技能士 <1. 5. 2>

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	鉄筋組立作業
コンクリート工事	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水工事	防水施工	アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法 防水工事作業 ＦＲＰ防水工事作業
石工事	石材施工	石張り作業
タイル工事	タイル張り	タイル張り作業
木工事	建築大工	大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	内外装板金作業
	スレート施工	スレート工事作業
金属工事	内装仕上施工	鋼製下地工事作業
	建築板金	内外装板金作業
左官工事	左官	左官作業
建具工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
塗装工事	塗装	建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工	プラスチック系床仕上工事作業 カーペット系床仕上作業 ボード仕上工事作業
	表装	壁装作業
排水工事	配管	建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	溶解ペイントハンドマーカー工事作業 加熱ペイントマシンマーカー工事作業
植栽工事	造園	造園工事作業

※技能士に関しては、積極的な活用を図ること。

8 化学物質の濃度測定 <1. 5. 9>

１）図示した室のホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する
パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う
①３０分間換気
測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する
②５時間閉鎖
①の後、測定対象室すべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする
③測定
イ　②の状態のままで測定する
ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する
ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする

1 一般共通事項

9 工事写真等

下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事撮影要領」によるものとする
（１）工程写真
工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする
（２）工事中写真
水中又は地下に埋設される部分，その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分，及びその他監督職員が指示する箇所は，Ａ４版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする。
提出部数：１部
（３）完成写真
【撮影箇所】建物外観各方向，主要箇所，主要室内その他監督職員が指示する箇所
【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　　部　・Ａ４版写真台帳　　部
【完成写真の撮影業者】・監督職員の承諾する撮影業者
（４）その他の写真
隣接建物等に損傷のおそれがある場合は，施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする
（５）保管
工事写真のネガ・データは，受注者において工事完成後２年間保管すること

10 完成時の提出図書 <1. 7. 1~3>

※提出を要する　　完成図書：１部　　<表1. 7. 1>
竣工図の種類（※全て・　　）
作成方法　CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要））
原図　※普通紙　　・不要
竣工図　二つ折製本（・Ａ１版　　部　・Ａ２版　　部　・Ａ３版　　部）
竣工図は原則として原図にて修正を行い，施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による
なお，１２　電子納品で対象工事である場合は，加えて電子成果品を　２部提出すること
・竣式台帳
　竪式台帳は，監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。

11 電子納品

※電子納品対象工事とする
電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す
成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する
また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること

12 工事中情報共有システム

（１）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること
（２）本工事で使用する情報共有システムは次とする
広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html）
（３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする
（４）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない

13 施工図及び施工計画書 <1. 7. 2>

提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする

14 設備工事との取り合い

（施工範囲）
※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔
※図示した壁、天井の仕上げ材、下地材切り込み及び下地補強
※自動閉鎖装置設置箇所の切り込み及び補強

15 施工中の安全確保

・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条第２項に基づき，当該工事について，同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する
・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは，本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること

16 工程報告

別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること

17 保証書

次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材料名	保証年限	備考
防水工事	・アスファルト防水	年	
	・改質アスファルト防水	年	
	・合成高分子ルーフィング防水	年	
	・塗膜防水	年	
屋根工事	◎長尺金属板葺き	10年	漏水の場合等
	・折板葺き	年	漏水の場合等
	・瓦葺き	年	漏水の場合等
防錆工事		年	
特殊床工事	・フローリング及び塗装	年	
プール工事	・プール本体	年	・ｱﾙﾐ・ｽﾃﾝﾚｽ・FRP
	・塗装（通常塗装の場合）	年	
植栽工事	・活着	年	枯死の場合
防蟻処理		年	

18 中間技術検査 <1. 6. 2>

※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）　・行わない

19 石綿含有成形板の処理等

（１）処理を行う石綿含有成形板の仕様
・石綿スレート　・石綿セメント珪酸カルシウム板　・その他
（２）施工調査
石綿含有成形板の撤去にあたり，事前の調査を次の事項について行う。調査結果は，図面により記録し監督員に提出する
（イ）石綿含有成形板の使用部位の確認（記載上のその使用範囲のみならず広く確認を行う）
（ロ）石綿含有成形板の種別，厚さ等の確認
（ハ）石綿含有成形板使用数量の確認
（ニ）施工範囲等の確認
（３）施工中の掲示
石綿障害予防規則に基づいた作業を行う旨の掲示を作業現場の見やすい場所で行うこと
（４）本項目のそのほかの仕様は公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（平成２５年度版）による

20 設計ＧＬ

※図示による　・（　　）

21 耐荷重及び耐外力

外壁ＡＬＣパネル工事，外壁押出成形セメント板工事，合成高分子系ルーフィングシート防水工事（機械的固定工法），外壁石取付け（乾式工法）工事，屋根葺き（長尺金属板，折板，粘土瓦）工事，アルミニウム製笠木工事，ガラスブロック積み工事において，施工計画書により工法を定める際の，建築基準法に基づき定まる風圧力算定のための風速(Vo)，区分等は次のとおりとする
基準風速　Ｖｏ＝ 32 ｍ／ｓ
地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　◎Ⅲ　・Ⅳ
積雪区分　建設省告示第１４５５号　別表（　　）

22 検査記録

杭地業工事，鉄筋工事，コンクリート工事，鉄骨工事については，次の内容を記載した検査記録を整備すること
＊工事完了通知書第４面及び照会方法が確実に行われていることを証明する書類（ＩＣＢＡ（建築行政センター）の「構造審査・検査の運用解説」第５章資料に示す「施工状況報告書等」に記載する内容）

2 仮設工事

1	足場等	外部足場：くさび式手摺先行足場を想定　<2. 2. 4> 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては，同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
2	監督職員事務所等	※ 設ける　・ 設けない　<2. 3. 1> 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による
3	工事用水	構内既存の施設　※ 利用できない　・利用できる（ ※ 有償　・ 無償）
4	工事用電力	構内既存の施設　※ 利用できない　・利用できる（ ※ 有償　・ 無償）
5	仮囲い等の安全施設	別紙設計図による
6	工事現場の表示	現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板を設置する ※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
7	交通誘導員	※配置する　・配置しない ※大型車両進入時　（　１　）人／日　・常時配置　（　　）人／日 ・（　　）作業期間　（　　）人／日
8	快適トイレモデル工事	本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型　・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。 快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集＞建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。 また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札・契約制度＞入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

3 土，地業，基礎工事　4 木造工事　5 軸組構法（壁構造系）工事　6 軸組構法（軸構造系）工事　7 枠組壁工法工事　8 丸太組構法工事　9 ＣＬＴパネル工法工事

【３は建築工事特記仕様書を流用する】
４～９は特記仕様書（構造関係）による

10 木工事

1 材料　<10. 2. 2><10. 2. 3><10. 2. 4>

木工事に使用する木材は、使用材料表９による

木工事に使用する合板等は、使用材料表１０による

・釘
・JIS A 5508　材質（　　）
・JIS A 5508に規定されているもの以外の釘
　材質（　　）

・造作材化粧面の釘打ち
※ 隠し釘打ち　・ 釘頭埋め木
・ つぶし頭釘打ち　・ 釘頭現し

・木ねじ
・JIS B 1112又は JIS B 1135
　材質 ※ステンレス
・JIS B 1112又は JIS B 1135 に規定されているもの以外の木ねじ
　材質（　　）

2 表面の仕上げ　<10. 1. 3><表10. 1. 1><表10. 1. 2>

・見え掛り面の表面の仕上げの程度
　製材
　・機械加工（・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種）
　・手加工　※ 内部造作材、外部造作材はＨ－Ｂ種、下地材はＨ－Ｃ種
　　・Ｈ－Ａ種　・Ｈ－Ｂ種　・Ｈ－Ｃ種
・造作用集成材
　・機械加工（・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種）

3 木材の耐候性処理　<10. 3. 1><18. 13. 2>

屋外に使用する仕上げ木材
・木材保護塗料塗り
　施工箇所　・図示
　種別　・Ａ種　・Ｂ種

4 木材の防虫処理　<10. 3. 2>

施工箇所　・図示
処理方法　・図示

5 外壁通気構法下地　<10. 8. 2>

積雪地域の場合の下地補強

工法種別	補強方法	補強高さ(mm)
・縦通気胴縁工法	※ 木造標準仕様書10. 8. 2(ｲ)(h)による	
・横通気胴縁工法	※ 木造標準仕様書10. 8. 2(ｲ)(i)による	

6. 和室の造作　<10. 10. 1>

柱　・背割不要の処理

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE
	2025. 08.	1/30

CH.　CH.　DR.

TITLE　西部団地第一公園トイレ更新工事

NAME　建築工事特記仕様書（１）

NO. A-01

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

11 防水工事

1 FRP系塗膜防水 〈11.2.2、4〉

・ルーフドレン
　・FRP系塗膜防水用ルーフドレン　・鋳鉄製
・オーバーフロー管
　※ つば付き　製造所の指定する製品
・下地合板の上の防火板
　種類（※ ケイ酸カルシウム板　・　　）
　厚さ（※ 10mm　・　　）
防水層平場の勾配
　※ 1/100以上
水張り試験　・行う

2 シーリング 〈11.3.2〉〈表11.3.1〉〈11.3.3〉

下表以外は、木造標準仕様書表11.3.1による。
ただし、外装壁タイル接着剤張りの場合のシーリングは標準仕様書11章による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

シーリング材の目地寸法　※　木造標準仕様書11.3.3(1)(ア)～(ウ)による　・

3 防水テープ 〈11.4.2〉

両面粘着防水テープの幅　※ 50mm以上

4 バルコニー手すり 〈11.4.3〉

バルコニー手すりの工法
　※ 木造標準仕様書11.4.3(ｹ)①～⑤までによる固定方法
　・図示

5 ケイ酸質系塗布防水 〈11.5.1〉(9.6.1、3)（表9.6.1、2)

防水層の種別

種別	施工箇所	種別	施工箇所
※ C－U1		・C－UP	

12 石工事 13 タイル工事

【建築工事特記仕様書を流用する】

14 屋根及びとい工事

1 材料 〈14.2.2〉

※ 改質アスファルトルーフィング下葺材（一般タイプ）
・アスファルトルーフィング940
改質アスファルトルーフィングの積雪寒冷地対策　・行う

2 金属板葺 〈14.3.2～8〉

板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ（mm）	屋根葺形式	固定釘等の材質
※ JIS G 3322の屋根用コイル			・平葺（一文字葺） ・心木あり瓦棒葺 ・心木なし瓦棒葺 ・横葺 ⊙立平葺	メッキ釘

心木の防腐・防蟻処理方法（　　）
・平葺（一文字葺）の工法
　はぜの作り方　※ 図示
・心木あり瓦棒葺の工法
　銅板以外の板による屋根一般部分の工法
　　清板及びキャップの留付け方法　※ 木造標準仕様書14.3.5(3)(ｱ)(c)による
　　瓦棒の間隔　※ 図示
　銅板による屋根一般部分の工法
　　瓦棒の間隔　※ 図示
・心木なし瓦棒葺の工法
　屋根の流れ方向に並行な壁との取合い部
　・雨押えを付ける場合
　　※ 木造標準仕様書14.3.6(ｵ)(a)による　・
　・雨押えを用いない場合
　　※ 木造標準仕様書14.3.6(ｵ)(b)による　・
工法
　吊子、各部の釘の留付け間隔　・図示
　1章　15　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
　雪止め　・設置する（施工箇所　・図示　・　　）

3 折板葺 〈14.4.2、3〉〈表14.3.1〉

施工箇所	形式	山高、山ピッチによる区分 山高	山ピッチ	耐力による区分	材料による区分	厚さ（mm）	軒先 面戸板	耐火性能
	・重ね形 ・はぜ締め形			（　）種	※ 鋼板製 ・アルミニウム合金板製		・有り ・無し	・30分 ・無し

材料　板及びコイルの種類（　　）
　塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号（　　）
断熱材張り
　・行う（断熱材の種別：　厚さ（mm）：　防火性能：　時間）
　・行わない
タイトフレームを留め付ける下地材

材質	形状	寸法

工法
　1章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
耐雪性能に対応した工法
　・適用する　・適用しない

4 粘土瓦葺 〈14.5.2、3〉

種類 形状による区分	製法による区分	寸法による区分	役物 軒瓦	そで瓦	のし瓦	冠瓦	羊瓦	雪止め瓦	鬼瓦	巴瓦	大きさ	産地等
・J形瓦											※ 図示	
・S形瓦												
・F形瓦												

補強用心木の防腐・防蟻処理方法（　　）

瓦緊結用釘又はねじ

種類	材質等	径及び長さ
・瓦緊結用釘	ステンレス製	
・瓦緊結用ねじ	ステンレス製	

棟補強用金物等

種類	材質等	形状、寸法及び留付け方法
・棟補強用金物	ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製	

工法
　1章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
　瓦の緊結方法等工法
　　※図示による
　瓦棟木の留付け工法　※ 図示　・
　棟の工法　※ 木造標準仕様書14.5.3(ｱ)から(ｴ)までによる　・
　　・
　面戸、雀口及び葺土の露出する瓦接合部に仕上げを施す場合
　　・モルタル
　　・瓦葺き用しっくい

5 スレート葺 〈14.6.2〉

種類	寸法（mm）（全長さ×全幅）	役物 棟	けらば	着色（色調）	備考
・平形				・無　・有（　　）	
・波形				・無　・有（　　）	

工法
　1章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
　雪止め　・設置する（図示）

6 アスファルトシングル葺 〈14.7.2〉

品質	形状	色調	寸法（mm）	備考

工法
　1章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
　軒先、けらば等に曲面を設ける場合　※ 半径500mm以上
　雪止め　・設置する（図示）

7 とい 〈14.8.2、3〉〈表14.8.1〉

といの材料
・金属板（鋼板を除く。）
　種類　※ 木造標準仕様書表14.8.1（　　）
　板厚
・谷どい
　種類　※ 木造標準仕様書表14.8.1（　　）
　板厚
・鋼板
　板厚　※ 一般部0.35mm、谷どい部0.4mm
⊙硬質塩化ビニル樹脂製
　種類（　　）
　外径（　　）
　厚さ（　　）
　長さ（　　）
といの受金物
　材種　⊙溶融亜鉛めっきを行った鋼板製　・銅板製
　形状　⊙市販品（とい径100以下）　・25×4.5以上
足金物
　材種　⊙溶融亜鉛めっきを行った鋼板製　・銅板製
多雪地域　・適用する　・適用しない
硬質塩化ビニル製集水器の形状　・図示
硬質塩化ビニル製あんこうの形状　・図示

15 金属工事 16 左官工事 17 建具工事 18 塗装工事 19 内装工事

【建築工事特記仕様書を流用する】

20 ユニット及びその他の工事

1 断熱材等材料 〈20.1.2～4〉

ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※ 規制対象外

・断熱材
　施工箇所　※ 図示

断熱材の種類 分類	材料名	規格番号	厚さ又は使用量
・フェルト状断熱材	・グラスウール	JIS A 9521	
	・ロックウール		
・ボード状断熱材	・グラスウール		
	・ロックウール		
	・ビーズ法ポリスチレンフォーム		
	・押出法ポリスチレンフォーム		
	・硬質ウレタンフォーム		
	・ポリエチレンフォーム		
	・フェノールフォーム		
	・インシュレーションファイバー		
・ばら状断熱材	・グラスウール	JIS A 9523	
	・ロックウール		
	・セルローズファイバー		
・現場発泡断熱材	・吹付硬質ウレタンフォームA種1又はA種1H（難燃性を有するもの）	JIS A 9526	

現場発泡断熱材
（品質・性能）

項目	品質・性能
難燃性	下記のいずれかによっていること （1）JIS A 1321「建築物の内装材及び工法の難燃性試験方法」による難燃2級表面加熱試験又は難燃3級表面加熱試験に適合していること。 （2）法定準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している発熱性試験（コーンカロリー試験）に適合していること。
発熱性	準不燃材料試験の加熱時間は10分、難燃材料試験の加熱時間は5分において次の （1）～（3）に適合していること。 （1）総発熱量が8MJ／m2以下であること。 （2）防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。 （3）最高発熱速度が、10秒以上継続して20KW／m2を超えないこと。

（試験方法）
（1）原液試験（原液粘度試験）
　JIS K 7117-1「プラスチック－液状、乳濁状又は分散状の樹脂－ブルックフィールド形回転粘度計による見掛け粘度の測定方法」による。
（2）発泡品試験
　1）試料の作製は、JIS A 9526「建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム」の6.2.1による。
　2）試料の状態調節は、JIS A 9526の6.2.2による。また、試験片の作製はJIS A 9526の6.2.3による。
　3）試験場所は、JIS A 9526の6.2.4による。
　4）圧縮強さ試験は、JIS A 9526の6.2.5による。
　5）熱伝導率試験は、JIS A 9526の6.2.6による。
　6）接着強さ試験は、JIS A 9526の6.2.7による。
　7）透湿率試験は、JIS A 9526の6.2.8による。
（3）難燃性の試験は、下記のJIS A 1321に規定する表面試験及び発熱性試験による。
　1）難燃性の試験については、JIS A 1321に規定する試験方法に準じる。
　2）発熱性試験は、建築基準法に基づく指定性能評価機関が準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している試験方法に準じる。

・防湿材
　種類　木造標準仕様書20.2.2(2)（・(a)　・(b)　・(c)）
　厚さ
　施工箇所　・図示
・気密材
　種類　木造標準仕様書20.2.2(3)
　　（・(a)　・(b)　・(c)　・(d)　・(e)　・(f)）
　厚さ　・図示
　施工箇所　・図示
・防風材
　種類　※ JIS A 6111に基づく透湿防水シートB
　厚さ　・図示
　施工箇所　・図示
断熱材の施工
・充填断熱工法
・外張断熱工法
　隙蝋処理　・行う
・図示
防湿層の施工　・省略する
各部位の工法　※ 木造標準仕様書20.2.5(ｱ)から(ｺ)までによる

2 窯業系サイディング工事 〈20.3.2〉

サイディング材

種類	形状	働き長さ 働き幅	厚さ（mm）	表面仕上げ	耐凍害性能	防火 耐火性能
・	・	・	・	・	・	・

張り方　・縦張り ⊙横張り
換気口部の防水処置　※ 木造標準仕様書20.3.2(3)(ｹ)(c)①から④までによる
　・図示
現場塗装用サイディングの下地処理及び仕上げ
通気胴縁　樹種　※ 杉
通気胴縁の防腐処理方法（　　）

3 複合金属サイディング工事 〈20.3.3〉

サイディング材

種類	形状	有効幅（mm）	長さ（mm）	厚さ（mm）	表面材 しん材の種類	防火 耐火性能
・	・	・	・	・	・	・

張り方　・縦張り　・横張り
換気口部の防水処置　※ 木造標準仕様書20.3.2(3)(ｹ)(c)①から④までによる

通気胴縁　樹種　※ 杉
通気胴縁の防腐処理方法（　　）

4 ALCパネル（溝形パネル）工事 〈20.4.2、3〉

溝形パネル

パネルの区分	形状	厚さ（mm）	幅（mm）	長さ（mm）
・一般パネル	・	・	・	・
・コーナーパネル	・	・	・	・

取付け　・縦張り工法　・横張り工法
構法　・通気構法　・直張り構法
通気胴縁　樹種名　※ 杉
通気胴縁の防腐処理方法（　　）

21 排水工事 22 舗装工事 23 植栽工事

【建築工事特記仕様書を流用する】

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE
	2025.08.	

CH.	CH.	DR.

TITLE 西部団地第一公園トイレ更新工事
NAME 建築工事特記仕様書（2）

NO. A-02

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

4 木造工事

1 防腐・防蟻処理 〈4.2.1～3〉

適用部材	処理の種類及び処理の方法		
	防腐・防蟻処理が不要な樹種	薬剤の加圧注入	薬剤の塗布等
		・K2　・K3　・K4	・行う

インサイジング
・適用する　・適用しない

・薬剤の塗布等による処理
　薬剤の種類　※図示
　適用部材　※図示
処理の方法　※木造標準仕様書4.2.1(ｳ)(b)による
　・図示

・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法

・合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入（K3）による防腐・防蟻処理
　適用部位　※図示
・地盤に接する鉄筋コンクリートによる床下の防蟻処理 〈4.2.2〉
　適用は木造標準仕様書4.2.2　・(ｱ)による　・(ｲ)による
・地盤の土壌の防蟻処理 〈4.2.3〉
　使用する薬剤
　　有効成分の系統（　　）
　　剤型の種類　・液剤　・粒剤
　　処理方法及び使用量
　　・帯状散布（帯状の幅：約20cm）
　　液剤：処理長さ1L/m
　　粒剤：（　　）
　　・面状散布
　　液剤：3L/m2
　　粒剤：（　　）

2 防腐措置 〈4.2.4〉

基礎外周部の換気孔
　・ねこ土台　材質等（　　）
　　※防鼠スクリーン又は防虫網
　・換気孔　※防鼠スクリーン又は防虫網

小屋裏換気方法は木造標準仕様書4.2.4(3)
　・(a)　・(b)　・(c)　・(d)　・(e)
　換気孔の大きさ　※図示

3 防火被覆処理

・国土交通大臣の認定を受けた材料又は工法 〈4.3.1〉
　（　　）

防火被覆の材料および工法 〈4.3.2〉
　・防火被覆の材料
　　・図示による　・
　・防火被覆の厚さ
　　・図示による　・
　・防火被覆の留付け材の種類
　　・図示による　・
　・防火被覆の留付け間隔
　　・図示による　・
　・防火被覆の下地材への留付け長さ
　　・図示による　・
　・防火被覆の下地材への端あき距離
　　・図示による　・
　・防火被覆の下地材への接着剤の使用
　　・使用する　・使用しない
　・防火被覆材の目地等の処理方法
　　・図示による　・
　・柱又は梁の継手及び仕口の接合金物の防火処理
　　・図示による　・
　・防火被覆処理部への二次部材の取付け
　　防火被覆処理部の設備配管等の貫通部処理
　　・図示による　・
　　防火被覆処理部への建具、設備機器の取付け方法及び取付け金物の防火被覆処理
　　・図示による　・

燃えしろ層の工法 〈4.3.3〉
　・燃えしろ層の厚さ
　　・図示による　・
　・柱又は梁の継手及び仕口の接合金物の防火被覆処理
　　・図示による　・
　・接合具にボルト、ドリフトピン等を用いる場合の防火被覆処理
　　・図示による　・
　・燃えしろ層への二次部材の取付け
　　燃えしろ層の配管等貫通部処理
　　・図示による　・
　　燃えしろ層への建具、設備機器の取付け方法及び取付け金物の防火被覆処理
　　・図示による　・

不燃処理木材等 〈4.3.4〉
　・図示による　・

5 軸組構法（壁構造系）工事

1 木材 〈5.2.2〉

軸組構法（壁構造系）工事に使用する木材は、使用材料表１による

2 構造用面材 〈5.2.3〉

軸組構法（壁構造系）工事に使用する構造用面材は、使用材料表２による

3 接合金物 〈5.2.4〉

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物

種類	Z、C、χ、D、S マークの規格	短期許容耐力(kN)	その他
・火打金物			
・筋かいプレート			
・引き寄せ金物			
・梁受け金物			

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物に付属する接合具も含む。
・Z、C、χ、D、Sマーク表示金物以外の接合金物
　※図示

4 釘及び木ねじ 〈5.2.4〉〈5.5.7〉〈5.5.9〉

釘（JIS A 5508）、コンクリート用釘、特殊な釘

種類	材質	その他
・鉄丸くぎ	表面処理された鉄	
・太め鉄丸くぎ	表面処理された鉄	
・ステンレス鋼くぎ	ステンレス製	

木ねじ（JIS B 1112又はJIS B 1135）、その他の木ねじ

種類	材質	その他
・十字穴付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1112
・すりわり付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1135

5 ボルト、アンカーボルト、ナット及び座金 〈5.2.4〉〈5.5.10〉

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物

種類	Z、C、χ、D、S マークの規格	その他
・アンカーボルト		
・六角ボルト		
・座金		

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物に付属する接合具も含む。
・Z、C、χ、D、Sマーク表示金物以外の接合金物
　※図示
ボルト、ナット及び座金
　材料　※木造標準仕様書表5.2.2による
　寸法　※図示
　座金の種別　・引張り応力を受ける座金　木造標準仕様書表5.2.3（ ）種
　　・せん断応力を受ける座金　木造標準仕様書表5.2.4（ ）種
　表面処理　※図示
アンカーボルト、ナット及び座金
　材質　※図示
　寸法　※図示
　座金の種別　・引張り応力を受ける座金　木造標準仕様書表5.2.3（ ）種
　　・せん断応力を受ける座金　木造標準仕様書表5.2.4（ ）種
　表面処理　※図示

6 ラグスクリュー 〈5.2.4〉〈5.5.11〉

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物

種類	Z、C、χ、D、Sマークの規格	その他
・ラグスクリュー		

・Z、C、χ、D、Sマーク表示金物以外のラグスクリュー
　※図示

7 ドリフトピン 〈5.2.4〉〈5.5.12〉

ドリフトピン

種類	材質等	径・寸法等	表面処理
・ドリフトピン	※SS400	※丸鋼	

8 木栓及び木だぼ 〈5.2.4〉〈5.5.13〉

木栓及び木だぼ

種類	樹種	形状・長さ等	その他
・木栓			
・木だぼ			

9 接着剤 〈5.2.4〉

・床鳴り防止用接着剤
　接着剤の種類（床根太用接着剤JIS A 5550）　種類（ ）
・接着剤による接合　・接着剤を併用した接合
　接着剤の種類（ ）

10 孔あけ加工 〈5.4.3〉

ボルト孔の径　※木造標準仕様書表5.4.2による
　・図示
ドリフトピンの孔径　※ピン径と同径　・図示

11 表面の仕上げ 〈5.4.4〉〈18.13.2〉

見え掛り面の表面の仕上げの程度
・製材
　機械加工　・A種　・B種　・C種　〈表5.4.3〉
　手加工　・H-A種　・H-B種　・H-C種　〈表5.4.5〉
・構造用集成材
　機械加工　・A種　※B種　〈表5.4.4〉
・丸太材
　機械加工　・A種　・B種　〈表5.4.6〉
　手加工　・H-A種　・H-B種　〈表5.4.7〉
・木材保護塗料塗り　(18.13.2)
　施工箇所　※図示
　種別　・A種　※B種

12 アンカーボルトの設置等 〈5.5.3〉

埋込み深さ　※図示
保持、及び埋込み工法　・A種　・B種
埋込み位置の許容誤差　※±5mm　・図示

13 基礎天端及び柱底均しモルタルの仕上げ (15.3.2)〈5.5.4〉

材料　・木造標準仕様書5.5.4(ｲ)による　・無収縮モルタル
モルタルの厚さ　※図示

14 建方精度 〈5.5.6〉

建入れ直し後の建方精度の許容値
　※垂直、水平の誤差の範囲1/1000以下　・図示

15 接合金物の工法 〈5.5.8〉

熱橋を形成する位置に設置する接合金物の断熱
　・埋め木
　・簡易発泡硬質ウレタンフォーム断熱材（JIS A 9526）
　・（ ）

16 釘及び木ねじの工法 〈5.5.9〉

構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち
　・隠し釘打ち　・釘頭埋め木
　・つぶし頭釘打ち　・釘頭現し
　木ねじの留付け
　※木ねじ頭埋め木

17 火打土台 〈5.6.2〉

・木材の火打土台
・鋼製火打土台

6 軸組構法（軸構造系）工事

1 木材 〈6.2.2〉

軸組構法（軸構造系）工事に使用する木材は、使用材料表３による

2 構造用面材 〈6.2.3〉

軸組構法（軸構造系）工事に使用する構造用面材は、使用材料表４による

3 接合金物 〈6.2.4〉

・Z、C、χ、D、Sマーク表示金物以外
　※図示
Z、C、χ、D、Sマーク表示金物

種類	Z、C、χ、D、S マークの規格	短期許容耐力(kN)	その他
・火打金物			
・筋かいプレート			
・引き寄せ金物			
・梁受け金物			

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物に付属する接合具も含む。

4 釘及び木ねじ 〈6.2.4〉〈6.5.10〉

釘（JIS A 5508）、コンクリート用釘、特殊な釘

種類	材質	その他
○鉄丸くぎ	表面処理された鉄	
・太め鉄丸くぎ	表面処理された鉄	
・ステンレス鋼くぎ	ステンレス製	

木ねじ（JIS B1112又はJIS B 1135）、その他の木ねじ

種類	材質	その他
○十字穴付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1112
・すりわり付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1135

5 ボルト、アンカーボルト、ナット及び座金 〈6.2.4〉〈6.5.11〉

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物

種類	Z、C、χ、D、Sマークの規格	その他
○アンカーボルト		
・六角ボルト		
・座金		

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物に付属する接合具も含む。
・Z、C、χ、D、Sマーク表示金物以外の接合金物
　※図示
ボルト、ナット及び座金
　材料　※木造標準仕様書表6.2.2による
　寸法　※図示
　座金の種別　・引張り応力を受ける座金　木造標準仕様書表6.2.3（ ）種
　　・せん断応力を受ける座金　木造標準仕様書表6.2.4（ ）種
　表面処理　※図示
アンカーボルト、ナット及び座金
　材質　※図示
　寸法　※図示
　座金の種別　・引張り応力を受ける座金　木造標準仕様書表6.2.3（ ）種
　　・せん断応力を受ける座金　木造標準仕様書表6.2.4（ ）種
　表面処理　※図示

6 ラグスクリュー 〈6.2.4〉

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物

種類	Z、C、χ、D、Sマークの規格	その他
・ラグスクリュー		

・Z、C、D、Sマーク表示金物以外のラグスクリュー
　※図示

7 ドリフトピン 〈6.2.4〉〈6.5.13〉

ドリフトピン

種類	材質等	径・寸法等	表面処理
・ドリフトピン	※SS400	※丸鋼	

8 木栓及び木だぼ 〈6.2.4〉

木栓及び木だぼ

種類	樹種	形状・長さ等	その他
・木栓			
・木だぼ			

9 接着剤 〈6.2.4〉

・床鳴り防止用接着剤
　接着剤の種類（床根太用接着剤JIS A 5550）　種類（ ）
・接着剤による接合　・接着剤を併用した接合
　接着剤の種類（ ）

10 10 現寸図 〈6.4.2〉

床書き現寸図を作成する

11 孔あけ加工 〈6.4.5〉

ボルト孔の径　※木造標準仕様書表6.4.1による
　・図示
ドリフトピンの孔径　※ピン径と同径　・図示

12 表面の仕上げ (6.4.6)〈18.12.2〉

見え掛り面の表面の仕上げの程度
○製材
　機械加工　・A種　○B種　・C種　〈表6.4.2〉
　手加工　・H-A種　・H-B種　・H-C種　〈表6.4.4〉
・構造用集成材
　機械加工　・A種　※B種　〈表6.4.3〉
・木材保護塗料塗り　(18.12.2)
　施工箇所　※図示
　種別　・A種　・B種

13 アンカーボルトの設置 〈6.5.3〉

埋込み深さ　※図示
保持及び埋込み工法　・A種　○B種
埋込み位置の許容誤差　※±5mm　・図示

14 基礎天端及び柱底均しモルタルの仕上げ (15.3.2)〈6.5.4〉

材料　・木造標準仕様書6.5.4(ｱ)による　・無収縮モルタル
モルタルの厚さ　※図示
柱底均しモルタルの工法　※B種　・A種

15 建方精度 〈6.5.7〉

建入れ直し後の建方精度の許容値
　※垂直、水平の誤差の範囲1/1，000以下　・図示

16 接合金物の工法 〈6.5.9〉

熱橋を形成する位置に設置する接合金物の断熱
　・埋め木
　・簡易発泡硬質ウレタンフォーム断熱材（JIS A 9526）
　・（ ）

17 釘及び木ねじの工法 〈6.5.10〉

構造材を仕上げ材として用いる場合の釘打ち
　・隠し釘打ち　・釘頭埋め木
　○つぶし頭釘打ち　・釘頭現し
　木ねじの留付け
　※木ねじ頭埋め木

18 輪型ジベル 〈6.5.15〉

輪型ジベル

種類	材質・形状・寸法等

19 圧入型ジベル 〈6.5.16〉

圧入型ジベル

種類	材質・形状・寸法等

20 火打土台 〈6.6.2〉

・木製の火打土台
・鋼製火打土台

21 火打梁 〈6.7.8〉〈6.8.6〉

小屋組　○木製の火打梁　・鋼製の火打梁
床組　・木製の火打梁　・鋼製の火打梁

22 床束 〈6.8.2〉

・木製床束　・鋼製床束　・樹脂製床束

7 枠組壁工法工事

1 木材等 〈7.2.2,3〉

枠組壁工法工事に使用する木材等は、使用材料表５による

2 釘及び木ねじ 〈7.2.4〉

釘（JIS A 5508）、コンクリート用釘、特殊な釘

種類	材質	その他
・鉄丸くぎ	表面処理された鉄	
・太め鉄丸くぎ	表面処理された鉄	
・ステンレス鋼くぎ	ステンレス製	

木ねじ（JIS B1112又はJIS B 1135）、その他の木ねじ

種類	材質	その他
・十字穴付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1112
・ドリリングタッピンねじ	ステンレス製	JIS B 1125

3 接合金物 〈7.2.4〉

C、Z、χ、D、Sマーク表示金物

種類	C、Z、χ、D、S マーク等の規格	短期許容耐力(kN)	その他
・引き寄せ金物			
・梁受け金物			

C、Z、χ、D、Sマーク表示金物に付属する接合具も含む。
・C、Z、χ、D、Sマーク表示金物以外の接合金物
　※図示

4 ボルト、アンカーボルト、ナット及び座金 〈7.5.8〉〈7.2.4〉

C、Z、χ、D、Sマーク表示金物

種類	C、Z、χ、D、S マークの規格	その他
・アンカーボルト		
・六角ボルト		
・座金		

C、Z、χ、D、Sマーク表示金物に付属する接合具も含む。
・C、Z、χ、D、Sマーク表示金物以外の接合金物
　※図示
ボルト、ナット及び座金
　材料　※木造標準仕様書表7.2.4による
　寸法　※図示
　座金の種別　・引張り応力を受ける座金　木造標準仕様書表7.2.5（ ）種
　　・せん断応力を受ける座金　木造標準仕様書表7.2.6（ ）種
　表面処理　※図示
アンカーボルト、ナット及び座金
　材質　※図示
　寸法　※図示
　座金の種別　・引張り応力を受ける座金　木造標準仕様書表7.2.5（ ）種
　　・せん断応力を受ける座金　木造標準仕様書表7.2.6（ ）種
　表面処理　※図示

5 接着剤 〈7.2.4〉

・床鳴り防止用接着剤
　接着剤の種類（床根太用接着剤JIS A 5550）　種類（）
・接着剤による接合　・接着剤を併用した接合
　接着剤の種類（）

6 アンカーボルトの設置 〈7.5.3〉

埋込み深さ　・　・図示
保持及び埋込み工法　・A種　・B種
埋込み位置の許容誤差　※±5mm　・図示

7 基礎天端均しモルタルの仕上げ 〈7.5.4〉

材料　・木造標準仕様書7.5.4(ｱ)による　・無収縮モルタル
モルタルの厚さ　※図示

8 床束 〈7.7.2〉

・木製床束　・鋼製床束　・樹脂製床束

8 丸太組構法工事

1 丸太組壁用木材 〈8.2.2〉

丸太組壁用に使用する木材は、使用材料表６による

2 丸太組壁以外に用いる木材 〈8.2.3〉

丸太組壁以外に使用する木材は、使用材料表６による

3 構造用面材 〈8.2.4〉

丸太組構法工事に使用する構造用面材は、使用材料表７による

4 接合金物 〈8.2.5〉

M、Z、C、D、Sマーク表示金物

種類	M、Z、C、D、S マークの規格等	短期許容耐力(kN)	その他
・支柱高さ調整金物			

M、Z、C、D、Sマーク表示金物には付属する接合具も含む。
・M、Z、C、D、Sマーク表示金物以外の接合金物
　※図示

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE
	2025.08.	
CH.	CH. DR.	

TITLE　西部団地第一公園トイレ更新工事
NAME　木造工事特記仕様書（構造関係）

NO. A-03

図面縮小率
A-3：100%
A-4：　71%

Ⅰ　工事概要

1　工事名称　：都市公園トイレ更新工事（うち、西部団地第一公園トイレ更新工事分）
2　工事場所　：三原市沼田西町惣定10066-168の一部
3　構造・規模：木造　平屋建て　延面積　7.14㎡
4　工事種目　：建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事
(1)建物解体・撤去工事一式（内訳は別図による）

5　別途工事

6　公衆災害防止措置
ア　工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
イ　上記について、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年９月２日付け改正国土交通省告示 496号）」に基づき実施すること。

7　現状復旧
工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと。

8　その他
(1)この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。
(2)解体仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において、それらが、関係法令等（条例含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。
(3)本工事の場合には土事中下記に示す調査を行うため、発注者より連絡があれば対応すること。
・公共事業労務費調査……工事中に実施（調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等）

Ⅱ　解体工事仕様

1　共通仕様
（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書　最新版」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。
解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「改修標準仕様書」という。）による。

2．特記仕様
（1）項目は ⊙ 印のついたものを適用する。
（2）特記事項は ⊙ 印のついたものを適用する。
⊙ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
⊙ 印と ⊗ 印のついた場合は共に適用する。
（3）特記事項に記載の［　］内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目を示す。
（4）特記事項に記載の（　）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目を示す。
（5）特記事項に記載の〈　〉内表示番号は、標準仕様書の当該項目を示す。

1　一般共通事項

① 適用基準等
※建設工事公衆災害防止対策要綱
※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定）
※建設工事安全施工技術指針
※再生資源利用促進施設要領（広島県土木局制定）
図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。
⊙公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版
国土交通省大臣官房官庁営繕部

② 設計図書の優先順位
(1)現場説明に対する質問回答書　(2)現場説明書　(3)特記仕様書
(4)図面　(5)共通仕様書
［1．1．3］

③ 官公署その他への届出手続等
工事の着手、施工、完成に当たり、関係機関への必要な手続等を遅滞なく行うこと。
また、これらの手続等を行うに当っては、届出内容についてあらかじめ監督職員に**報告事項**説**契約**の工事に施工上密接に関連するため、監督職員の調整に協力すると共になお、手続き等に要する費用は受注者の負担とする。

④ 別契約の関連工事
工程計画及び工事用車両の出入り等について当該工事関係者と十分調整し、工事の円滑な施工に努めること。
［1．1．7］

⑤ 表示板の設置
現場の見えやすい位置に、監督職員が指示する次の表示板及び建設業法その他法令等に定める表示板を掲げること。　※工事概要等の表示板（900mm×600mm）
［1．1．4］

⑥ 工事実績情報の登録
受注者は、受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注、変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。
［1．1．10］［4．1．3～4．5．1］

⑦ 発生材の処理等
・引渡しを要するもの（・PCBを含む機器類、PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材、　　）
⊙次の建設廃棄物は上記によるものを除き再資源化する
（1）建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土
（・建設発生土　・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊
・建設発生木材）
（2）金属類
（3）小型二次電池
・その他建設廃棄物の再資源化
※無し　・有り（・蛍光ランプ,HIDランプ　・硬質塩化ビニル管,継手）
・指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の縮減　※無し　・有り
・再資源化された建設廃棄物の現場での利用
※無し　・有り（　　）
・産業廃棄物広域認定制度の適用　※無し　・有り（　　）
・処理に注意を要する建設廃棄物
※無し　・有り（・CCA処理木材　・ひ素，ｶﾄﾞﾐｳﾑ含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ）
(1)本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等（選別を含む）により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則、県内処分）
(2)本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記(4)に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。
(3)本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島　県産業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理すること。
なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。

⑧ 工事工程表
検査期間としての１３日間を含んだ工程とし、
［1．2．1］
工事全体を把握して作成し、監督職員の承諾を受ける。
［1．2．2］

⑨ 施工計画書
建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、建設副産物適正処理実施要領に基づき事前調査のうえ、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物の処理等について具体的に定めた施工計画書を作成し、あらかじめ監督職員に提出し承諾を得ること。
（仮設計画、安全・環境対策、工程計画、解体計画、発生材の処分計画）
［1．3．5］

⑩ 施工条件
(1)作業時間は、原則午前８時半から午後５時までとし、通学時間帯を考慮すること。
なお、時間変更する必要がある場合は監督職員の承諾を受けること
(2)日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
(3)その他図示による

⑪ 安全確保
［1．3．6～1．3．8］
(1)受注者は、現場代理人を工事現場に常駐させ、工事現場内外及び下請け業者の管理を十分に行い、　周囲の建物、通行者等に損傷を与えないように注意して、工事施工をすること。なお、万一損傷が生　じた場合は、受注者の責任において処理すること。
(2)工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散（散水）、道路の汚染等の防止に努めること。
低騒音型・低振動型建設機械の使用（近接住民の生活環境の保全の必要性がある場合）
(3)歩行者等の通行に支障を生じないよう誘導員を配置し適切な処置を講じること。
特に道路幅の狭い箇所及び児童の通学路と重複する箇所には、誘導員を配置する等の措置を講じること。
(4)ダンプトラック等による過積載の防止を図ること。
(5)作業現場には、労働安全衛生法に基づく作業主任者等を置き、作業の安全管理に努めること。
①つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さ５m以上の構造の足場の組立て、解体　を行う場合、コンクリート造又は鉄骨造の工作物（その高さが５m以上のもの）の解体作業を行う場　合は、労働安全衛生法第１４条に基づく技能講習を終了したものとする。
②木造建築物の解体作業を行う場合は、平成３年１月２１日付け基発第３９号「安全衛生教育の推進に　ついて」及び平成元年９月５日付け基発第４８５号「木造建築物の解体工事の作業指揮者に対する安　全教育について」に基づく安全教育を終了した者とする。
［1．2．3］

⑫ 工事の記録
下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする。
(1)工程写真
工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする。
(2)工事中写真
全般的な解体工事の状況、建設副産物処理及び事前措置、解体手順の各段階における施工が完了した写真、水中又は地下に埋設される部分、分別解体を行っていることが確認できる状況写真、その他工事終了後では確認できない事項、その他監督職員が指示する箇所は、A4版写真台紙にまとめて完成検査日までに提出するものとする。
なお、基礎や地下構造物等の撤去については、撤去物の全般に亘り、その位置・深さが明確に分かり撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。
【提出部数】：1部
(3)完成写真
着工前及び完了時の状況を同一方向から撮影したものを提出すること。
（撮影箇所）　監督職員が指示する箇所
（写真規格）　・カラーサービス版　　・カラーキャビネ版　　・
（規格・提出部数）　・A4版クリアファイル　部　・A4版写真台紙　部　・アルバム　部
(4)その他の写真
隣接建物等に損傷の恐れがある場合は、施工前,施工後の写真を監督職員の指示により提出すること。
(5)保管
工事写真のネガ・データは工事完成後、受注者において２年間保管すること。

⑬ 電気保安技術者等
［1．3．3～1．3．4］
工事用電力設備の保安責任者として関係法令等に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する
・電気保安技術者　※適用しない　　・適用する
［1．3．6］

⑭ 近隣との折衝
工事施工に当っての近隣との折衝は次による。また，経過について記録し，遅滞なく監督職員に報告する。
（1）地域住民等と工事の施工上必要な折衝をおこなうものとし，あらかじめその概要を報告する。
（2）工事に関して，第三者から説明の要求又は苦情があった場合は，直ちに誠意をもって対応する。

⑮ 施工の検査
監督職員による随時の立入り検査を行う。　［1．5．4］
検査に必要な資機材、労務等を提供すること。

⑯ 中間技術検査
※行わない　［1．6．2］
⊙行う（回数及び時期については監督職員の指示による。）

⑰ 工程報告
別紙様式による期間別工事履行報告書を毎月１回１部提出すること。

⑱ 埋設物等の報告
工事の施工に当たり，図面にない地下構造物，埋設配管等を発見した場合は，直ちにその状況を監督職員に報告すること。

⑲ 地下埋設物調査
・行わない
・行う　図示する範囲内において，整地前に敷地境界から２mの距離を置き，幅１m，深さ1.5mで，３m間隔で掘削調査を行う。

⑳ 契約不適合調査
竣工後，発注者から契約不適合調査（建設工事請負契約約款第５３条に定める期間内）の連絡があった場合には，調査に協力すること。

㉑ 家電リサイクル法対象機器の処分
特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）に指定する機械機器を処分する場合は，同法に基づき処理を行うこと。また，工事完了後に管理票の写しを提出すること。

㉒ 完成時の提出図書
・竣工図：　部（Ａ２版：　部，　版：　部，ＣＤ－Ｒ：　部）〈1.8.1～3〉
⊙完成図書　部
竣工図は残置及び設置工作物等，工事完了時に敷地内に存する物（埋設物も含む）の種類，位置及び供給管の切断箇所等の今後当該敷地を管理していく上で必要な事項を明記した配置図を作成し，提出すること。

㉓ 試掘
地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため，次の時期及び方法により試掘を行う。
試掘時期
※完成検査時　・（　　）
試掘方法
※機械掘削　・人力掘削
なお，試掘は建築物１棟ごとに１箇所以上，外構（排水施設，舗装等）で１箇所以上行い試掘する箇所については，検査員の指示による。

㉔ 電子納品
※電子納品対象工事とする
電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す。
成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する。
また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

㉕ 工事中情報共有システム
（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。
（2）本工事で使用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム
（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html）
（3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする。
（4）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない。

2　仮設工事

① 騒音・粉じん等の対策
［2．2．1］
騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　※防音シート　・養生シート等
防音パネル，防音シート、養生シート等を取り付ける足場の設置範囲
※　工事に必要な範囲

② 足場等
［2．2．2］
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、
同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
・騒音・振動計を設置すること（設置個所は図示による）

③ 監督職員事務所等
［2．3．1］
※ 設けない
・既存建物内の一部を使用する（場所　　）
・設ける
現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による

④ 山留めの撤去
［2．4．3］
鋼矢板等の抜き跡の処理
※ 直ちに砂で充填する

⑤ 工事用水
構内既存の施設　・利用できる（※ 有償　・無償）　※ 利用できない

⑥ 工事用電力
構内既存の施設　・利用できる（※ 有償　・無償）　※ 利用できない

⑦ 交通誘導員
※配置する　・配置しない
配置計画
※大型車両進入時　（　1　）人／日
・常時配置　（　　）人／日
・（　　）作業期間　（　　）人／日

3　解体施工

① 事前措置
［3．2．1］
９章 機械設備による。それ以外は下記による
（1）給水管、ガス管、電気ケーブル、下水道等の供給管等の切断及び栓、配管等の撤去は本工事に含む。
①　配管等の切断及び汚水管，排水管等の末端処理については，供給者と事前に協議すること。
②　水道，ガス，下水等の切断位置等は木杭等で明示する。また，記録を残し監督職員に提出する。
③　配管等の切断位置や，切り回し必要箇所等は図示による。
（2）落下するおそれのある付属物は撤去すること。
（3）解体に際して周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は駆除等を行う。
（4）電気設備のコンデンサ等は残留電荷の確認を行い，必要に応じて放電する。
（5）衛生器具等は，十分に洗浄を行い，汚水，汚物等による異臭の発生を防止する。
（6）浄化槽，排水槽等の解体に係る汚水及び汚物等の残留物は，施設管理者が回収，洗浄等を行うため，時期等について協議すること
［3．9．1］

② 基礎等
基礎の解体撤去は、騒音・振動等に配慮して分別解体し，砂利地業・割り石まで行なうこと。

③ 杭の解体
［3．9．2］
※解体する（・引き抜き工法　・破砕工法　・　　）
・残置する
①　杭を残置する場合は，杭の種別・杭径，杭の位置，杭頂部高さ，深さ等の記録を整備し，写真と共に監督職員に提出する。
②　残置杭の中，杭の破砕跡は，現場発生の良質土で埋め戻すこと。
③　残置する杭頭は，キャップ等で被いコンクリートを打設すること。

④ さく、照明設備等の附属物
附属物の解体　⊙ 行う　・ 行わない　［3．10．1］

⑤ 構内舗装、樹木等
［3．11．1］
舗装の路盤の解体　⊙行う　・ 行わない
樹木の伐採伐根及び移植　⊙行う　・ 行わない

⑥ 地下埋設物及び埋設配管
［3．12．1］
地下埋設物及び埋設配管の撤去　・ 行う　・ 行わない
設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は，監督職員に報告し，対応策を協議すること。

⑦ 埋戻し、盛土及び地均し
［3．13．1］
解体後の埋戻し及び盛土
・ 行う
整地高さ　・ 現状ＧＬ　⊙ 図示
埋戻し及び盛土の材料
・ 山砂の類　・ 他現場の建設発生土の中の良質土
・ 再生コンクリート砂　・ 現場発生の良質土
・ 行わない
土砂流出の恐れがある部分は，土のう等で処置すること。

⑧ 解体後の囲障
・設置する　・設置しない　・工事中の仮囲いを存置
囲障を設置する場合の仕様等
種別　・木杭+ロープ　・木杭+番線張り　・（　　）
高さ　Ｈ＝（　　）
設置範囲　※図示　・敷地境界全域

4　建設廃棄物の処理

１章 一般共通事項 ７ 発生材の処理等　による。
それ以外は下記による。

5　特別管理産業廃棄物の処理

1 特別管理産業廃棄物の処理等
［5．4．1］
８章 電気設備、９章 機械設備による。それ以外は下記による
・ＰＣＢを含む機器類の処理
分析調査　・ 行う　採取場所（　　）
除去範囲　※ 図示
・ＰＣＢ含有シーリング材の処理
分析調査　・ 行う（分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による）
除去範囲　※ 図示
・廃油の処理
処分方法　・ 焼却処分　・ 中間処理施設で再生処理
除去範囲　※ 図示
・廃酸・廃アルカリの処理
除去範囲　・ 臭化リチウム（蒸吹吸収冷温水機）
・ 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液
処分方法　・ 中和処理　・ 焼却処分　・ 中間処理施設で再生処理
・ダイオキシン類の処理
サンプリング調査　・ 行う
（分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による）
除去範囲　※ 図示
解体方法
処分方法

6　石綿含有建材の除去等

1 調査
調査　［6．1．3］
・ 石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
資与資料（・　　）

・ 分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
分析方法

材料名	分析方法（定性） JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量） JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
サンプル数　１箇所あたり３サンプル
採取箇所　・ 図示　・

2 石綿粉じん濃度測定
・ 測定時期、場所及び測定点　［6．1．4］

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
	測定１	処理作業前	処理作業室内	・ 計　点
	測定２		調査対象室外部の付近	・ 計　点
	測定３	処理作業中	処理作業室内	・ 計　点
※	測定４		セキュリティゾーン入口	・ 計　点
※	測定５		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	の位置　・ 計　点
※	測定６		処理作業室外・施工区画周辺　・敷地境界	・ 計　点
※	測定７	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・ 計　点
	測定８	処理作業後	処理作業室内	・ 計　点
	測定９	（シート撤去後１週間以降）	調査対象室外部の付近	・ 計　点

測定方法
・ 自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・ 測定4　・ 測定5 ・ 測定（　　）	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・ JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径（mm）	試料の吸引流量（l／m i n）	試料の吸引時間（m i n）
・ 測定4　・ 測定5　・ 測定（　　）	25	5	30
・ 測定（　　）	47	10	120
・ 測定（　　）	47	10	240
・ 測定（　　）			

3 石綿含有建材の除去
・ 石綿含有吹付け材の除去　［6．3．2、6．3．3］
除去範囲　※ 図示　・
除去工法　※ 解体共通仕様書6.3.2(1)(ｱ)～(ｴ)による
・
除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置　※ 湿潤化　・ 固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設）

・ 石綿含有保温材等の除去　［6．4．1、6．4．4］
除去範囲　※ 図示　・
除去方法　※ 原形のまま、手ばらし
・ 破壊して除去
除去した石綿含有保温材等の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外）の除去　［6．5．4］
除去範囲　※ 図示　・
除去した石綿含有成形板の処分
・ 石綿含有せっこうボード
※ 埋立処分（管理型最終処分場）
・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
・ 埋立処分（安定型最終処分場）
・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）の除去
除去範囲　※ 図示　・
養生方法
除去した石綿含けい酸カルシウム板第1種の処分
・ 埋立処分（安定型最終処分場）
・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・ 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去
下記以外は、解体共通仕様書6.1、6.2.1～6.2.4及び6.2.6による
除去工法
※ 石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）第６条による措置と同等以上の効果を有する措置とされる工法
・ 集じん装置併用手工具ケレン工法
・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15ＭＰａ以下、30～50ＭＰａ程度）
・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上）
・ 超音波ケレン工法（ＨＥＰＡフィルター付き掃除機併用）
・ 剥離剤併用手工具ケレン工法
・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50ＭＰａ程度）
・ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上）
・ 剥離剤併用超音波ケレン工法
・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
除去対象範囲　※ 図示
作業場の隔離　※ 行わない　・ 行う
試験施工　※ 行わない　・ 行う
除去した石綿含有仕上塗材の処分
・ 埋立処分（安定型最終処分場）　・ 埋立処分（管理型最終処分場）
・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分
※ 解体共通仕様書6.3.3による
確認及び後片付け　※ 解体共通仕様書6.3.4の(ｱ)、(ｲ)及び(ｵ)による

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE
	2025. 08.	

CH.	CH.	DR.

TITLE　西部団地第一公園トイレ更新工事
NAME　解体工事特記仕様書

NO. A 04

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

申請地
三原市沼田西町惣定10066-168の一部

付近見取図

出典
※国土地理院図を一部編集

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.		西部団地第一公園トイレ更新工事	A 05	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME 付近見取図		A-4：71%

樹木明細

番号	樹種	規格	単位	数量	備考
①	トウカエデ	H=5.00,C=0.66,W=6.00	本	1	伐採、伐根

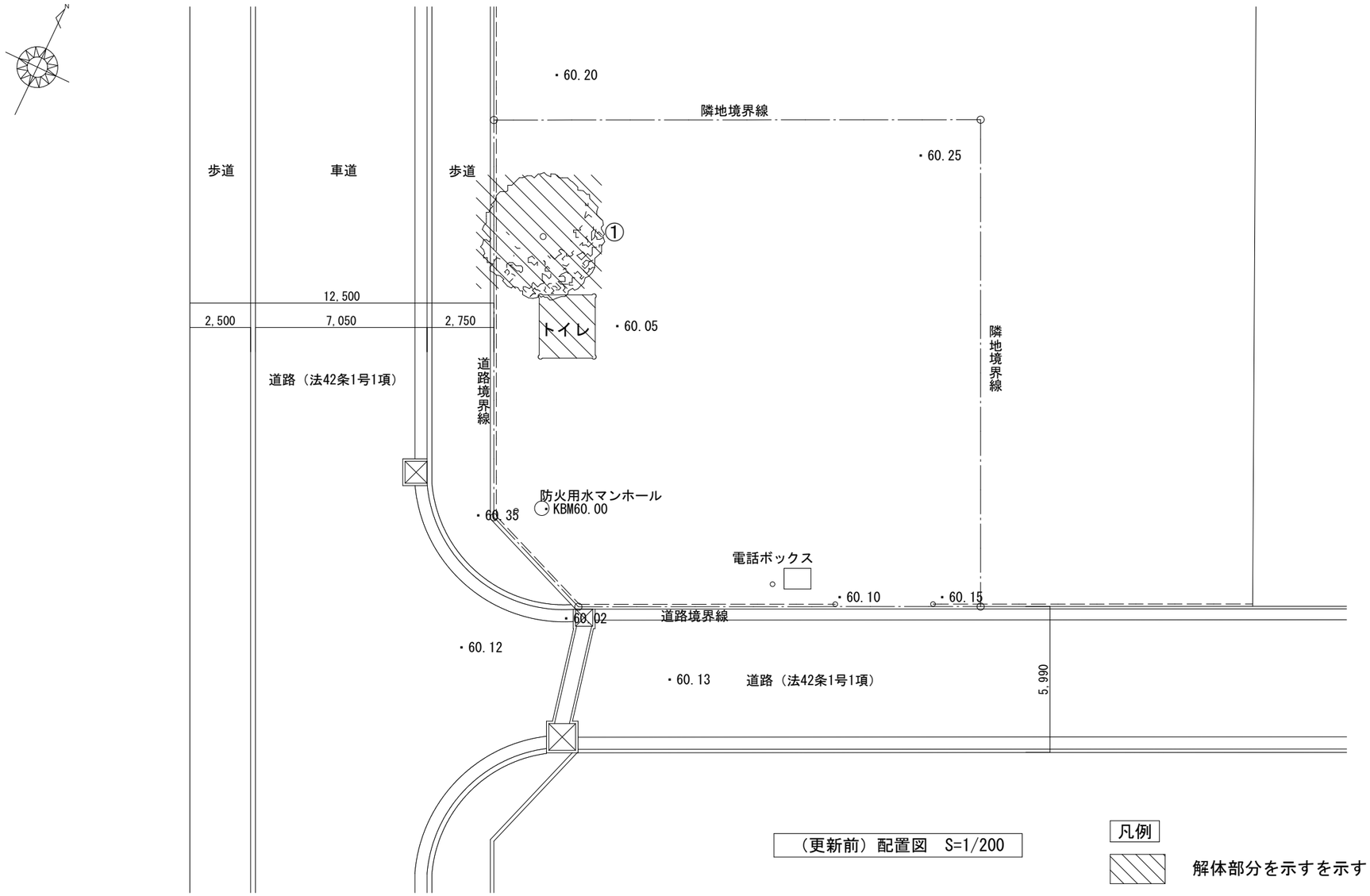

（更新前）配置図　S=1/200

凡例

解体部分を示すを示す

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2025.08.	
CH.	CH.	DR.

SCALE 1/200

TITLE 西部団地第一公園トイレ更新工事

NAME （更新前）配置図

NO. A-06

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

※用途地域；第一種低層住居専用地域
※[絶対高さ制限]は最高の高さH=3,475㎜≦10,000㎜（∴ＯＫ）

チェック点/建物の高さ	算定式：許容高さ
① / 3.075㎜	[道路斜線] 1.25 x (1,400+12,500+1,400) = 19,125㎜＞3,075㎜（∴OK）
② / 3,075㎜	[道路斜線] 1.25 x (1,400+12,500+1,400) = 19,125㎜＞3,075㎜（∴OK）
② / 3.475㎜	[北側斜線] 5,000+1.25 x 6,996=13,745≧10,000 = 10,000㎜＞3,475㎜（∴OK）
③ / 2,655㎜	[北側斜線] 5,000+1.25 x 6,996=13,745≧10,000 = 10,000㎜＞2,655㎜（∴OK）

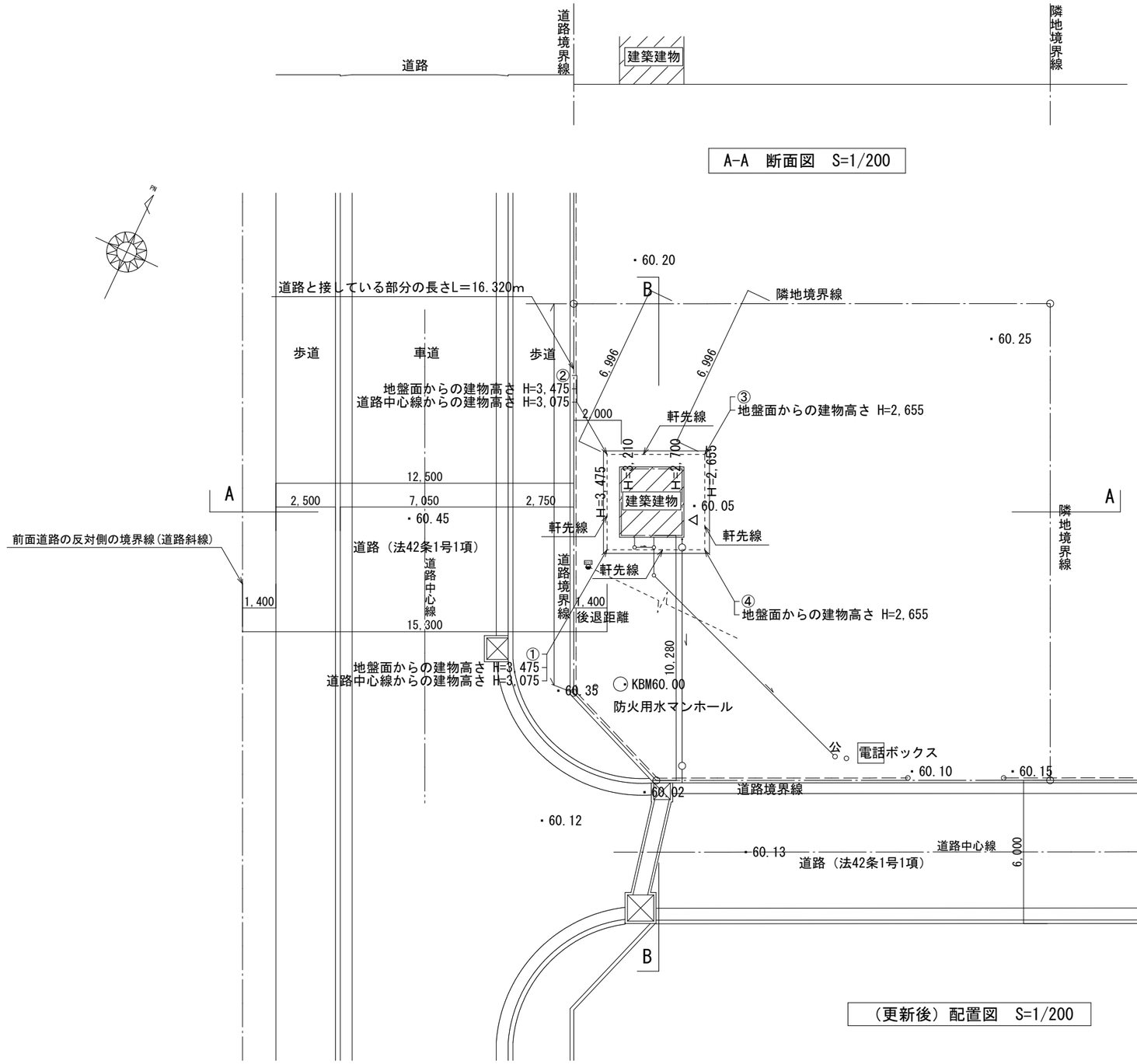

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所 広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士 第102449号 岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/200	西部団地第一公園トイレ更新工事	A / 07	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME （更新後）配置図、断面図		A-4： 71%

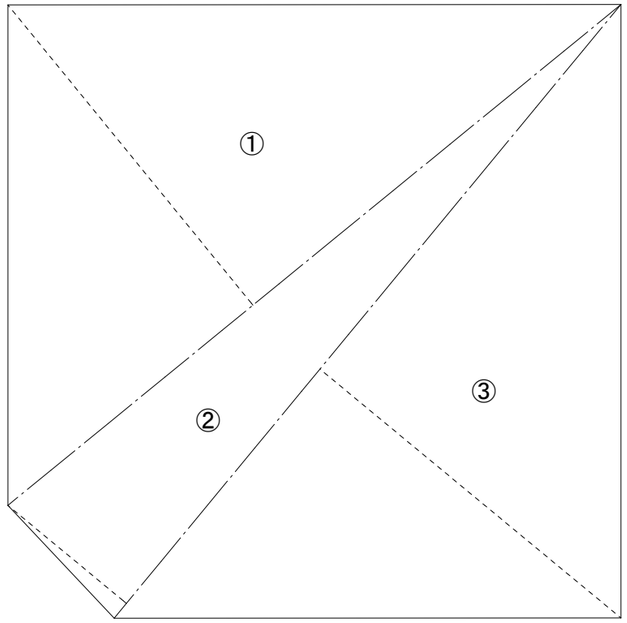

丈量図　S=1/200

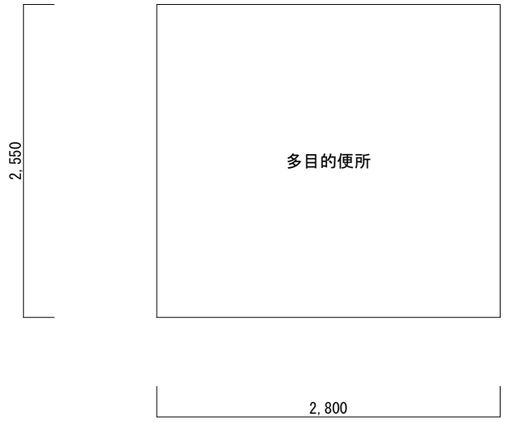

求積図　S=1/50

建物面積求積表

階	室名	計算式	面積
1	多目的便所	2.800x2.550	7.1400
		計	7.1400
面積表			
	1階床面積		7.14㎡
	延べ床面積		7.14㎡
	建築面積		7.14㎡

敷地面積求積表

番号	底辺	高さ	倍積
1	25.82	12.64	326.3648
2	25.95	5.01	130.0095
3	25.95	12.73	330.3435
計			786.7178
二除面積			393.3589
面積（㎡）			393.35

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/50	西部団地第一公園トイレ更新工事	A / 08	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME 丈量図、平面図、求積表		A-4：71%

建築概要、仕上

工事名称		都市公園トイレ更新工事（うち、西部団地第一公園トイレ更新工事分）
工事場所		三原市沼田西町惣定10066-168の一部
構造		木造在来軸組工法
階数		平屋建て
最高高さ		3.475m
軒高さ		3.210m
床面積	建築面積	7.14㎡
	1階床面積	7.14㎡
	延床面積	7.14㎡

内部仕上	室　名	床	壁	天　井	備　考
	多目的便所・男子用便所	磁器質タイル300角 （グラヴィナ　LIXIL同等品）	桧羽目板内装用12mm 耐水合板ｔ＝12張り PBｔ＝9.5下地 腰-磁器質モザイクタイル145×16ＦＬ+1200（ルンゴ　LIXIL同等品）	軒天塗装品打上ァ12mm	
		ｽﾃﾝﾚｽｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　ｻﾞ ﾗｻﾞﾗﾀｲﾌﾟ　25-15			
その他設備	ピクトサイン（平付型）200×200（ステンレス）ＳＫ-621ＳＳ-2Ｆ　×2				
	パトランプ				
構造材	柱	桧	105×105		
	梁、桁	米松	105×105～150		
	土台	防腐防蟻処理土台	105×105		
	火打梁	米松	90×90		
	母屋、垂木	〃	105×120	40×60	
		金物-亜鉛メッキ処理	主要構造材防腐処理　ＧＬ+1500外周		

1	基　礎	ＲＣベタ基礎　　打放し				
2	屋　根	カラーＧＬ鋼板縦ハゼ葺　0.4mm 改質アスファルトルーフィング　下地構造用合板ァ12mm				
		メーカー	表示		型	色
3	外壁工事	破風	破風（ケイカル押出成形板）		17×150	木目調
		軒裏	防火サイディング貼ァ14mm		木目調塗装品	
		外壁	防火サイディング横貼ァ16mm 金具止め　構造用合板ァ9mm 防火認定番号PC030BE-9201		木目調塗装品 防腐防蟻処理 （GL+1.500外周）	
4	多目的入口ドア	ＹＫＫ （同等品）	アルミハンガー引戸　2260×2000 額縁-ＳＵＳ製		引き棒、引き戸クローザー、引戸錠（表示錠：内部サムターン　外部シリンダー錠）換気ガラリ（防虫網付）	
5	サッシ	ＹＫＫ （同等品）	ＦＩＸ窓　640×570		型ガラス4mm　（額縁木製）	
6	ポーチ		コンクリート金コテ			
7	樋		軒樋　角・110(PC50)（落ち葉止め共）　縦樋　丸・60			
8	多目的設備	ＬＩＸＩＬ （同等品）	車いす対応防露便器 タンクセット（手洗無・前ハンドル）	ＢＣ-220ＳＫ ＤＴ-Ｋ250ＭＬ		ピュアホワイト
			スローダウン機構付き普通便座 棚付ワンタッチ式2連紙巻器（ステンレス仕様）	ＣＦ-49ＡＴ ＣＦ-63ＨＳ		
			多用途用手摺（Ｌ型樹脂被覆タイプ） 六角コーチネジφ6×50（4本セット）	ＫＦ-923ＡＥ70 ＫＦ-D25		
			はね上げ式手摺（樹脂被覆タイプ・ロック付） ハンガーボルトセット（4本入り）	ＫＦ-471ＥＨ70 ＫＦ-D21		
			車いす対応洗面器.レバーハンドル アングル型止水栓	Ｌ Ｆ-3VK.LF-97PA.KF30DN Ｌ-365ＡＰＲ・LF503 SF-10E		ピュアホワイト
			ブッシュワンウェイ式壁排水Ｐトラップ 木ネジ・バックハンガー（2本組）	Ｌ Ｆ-97ＰＡ ＫＦ-30ＤＮ・ＳＦ-10Ｅ		
			防錆化粧鏡（盗難防止タイプ）	ＫＦ4560Ａ		
9		カクダイ （同等品）	共用カップリング付き横水栓（かぎ式）	7031J-13		
汚水処理			公共下水道			

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.		西部団地第一公園トイレ更新工事	A / 09	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME 建築概要、仕上		A-4：71%

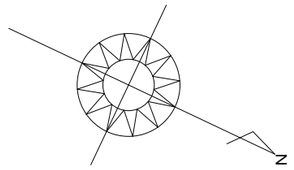

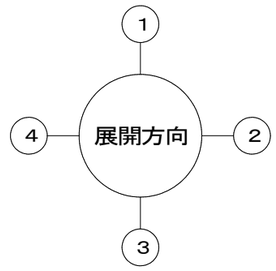

特記事項　　その他

※　照明器具-ＬＥＤ使用

※　換気扇-遅れ機能付

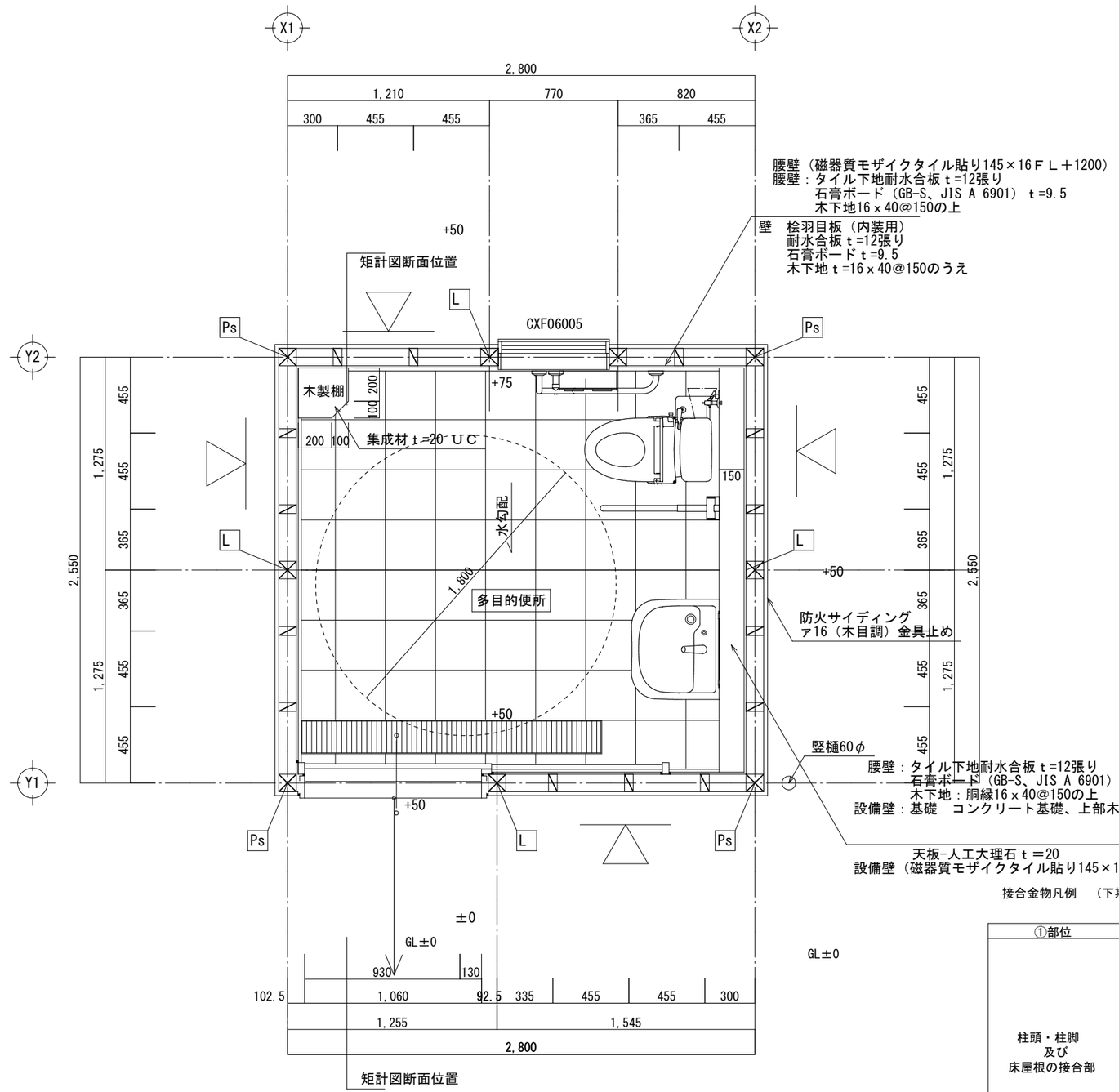

Y方向

X方向

凡例

筋違い　JAS構造用合板ｔ=9（特類）　壁倍率2.5

釘の種類　N50@150以下

平　面　図　S=1/30

接合金物凡例　（下期金物は柱下部.上部に取り付けるものとする）

特記なき柱はかすがい打ちとする。

①部位	②記号		③仕様	④Ｎ値
柱頭・柱脚及び床屋根の接合部	□	い	短ほぞ差し	-
	L	ろ	ＣＰ－Ｌ	0.65 以下
	N	ろ	長ほぞ差し込み栓	0.65 以下
	V	は	山形プレート	1.0 以下
	T	は	ＣＰ－Ｔ	1.0 以下
	P	に	羽子板ボルト	1.4 以下
	I	に	短冊金物	1.4 以下
	Ps	ほ	スクリュー釘併用羽子板ボルト	1.6 以下
	Is	ほ	スクリュー釘併用短冊金物	1.6 以下
	2	へ	10kN用引き寄せ金物	1.8 以下
	3	と	15kN用引き寄せ金物	2.8 以下
	4	ち	20kN用引き寄せ金物	3.7 以下
	5	り	25kN用引き寄せ金物	4.7 以下
	3D	ぬ	15kN用引き寄せ金物２枚	5.6 以下
	-	-	-	5.6 超

※接合金物の代用金物はＮ値同等以上のものを使用すること。

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/30	西部団地第一公園トイレ更新工事	A 10	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME 平面図		A-4： 71%

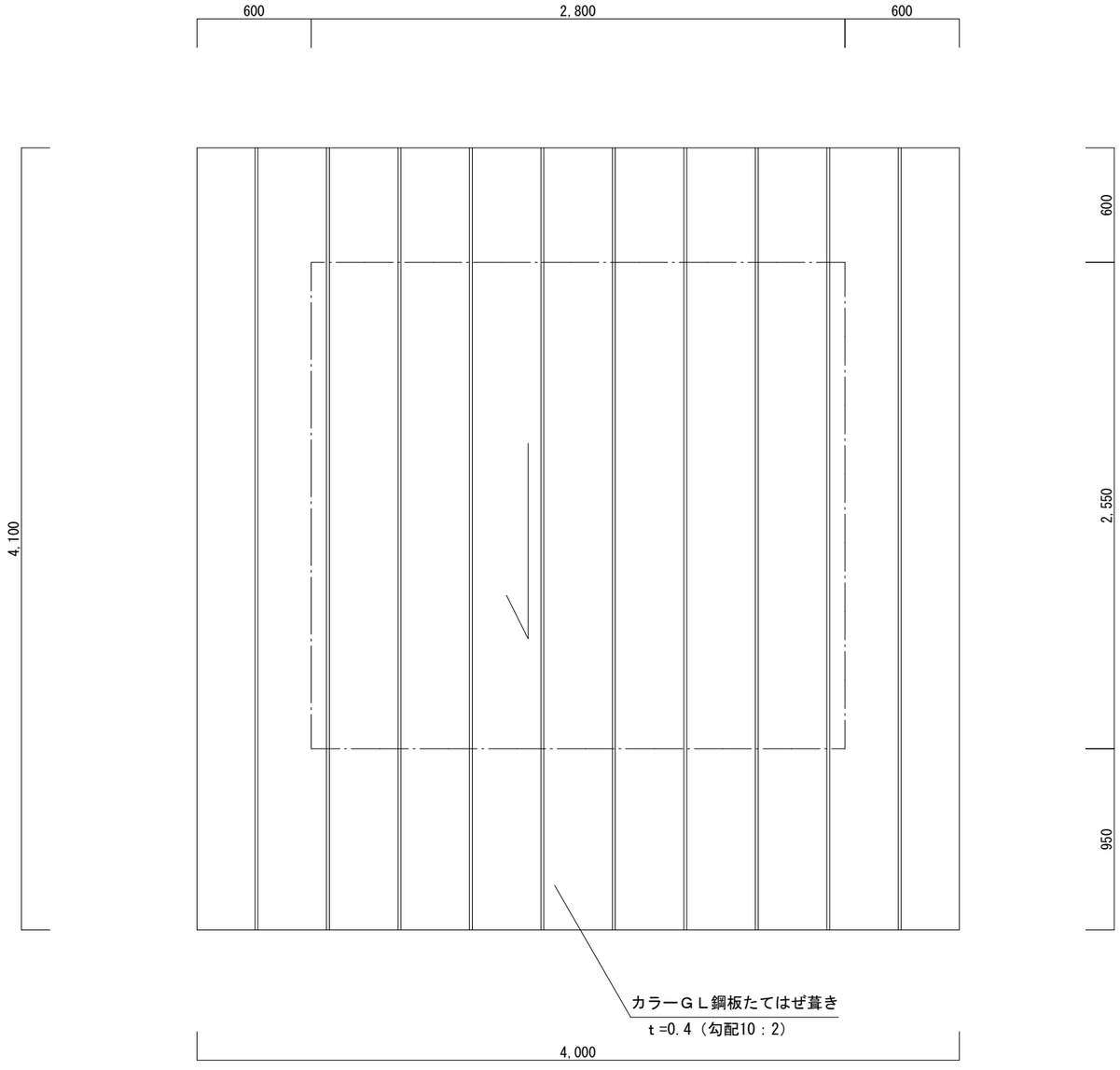

屋 根 伏 図　S=1/30

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2025.08.	
CH.	CH.	DR.

SCALE 1/30

TITLE 西部団地第一公園トイレ更新工事

NAME 屋根伏図

NO. A-11

図面縮小率

A-3：100%

A-4：71%

ピクトサイン
（ステンレス1.5mm）

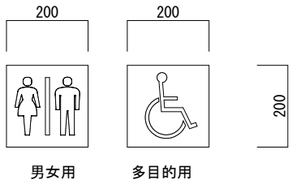

ピクトサイン姿図　S=1/15

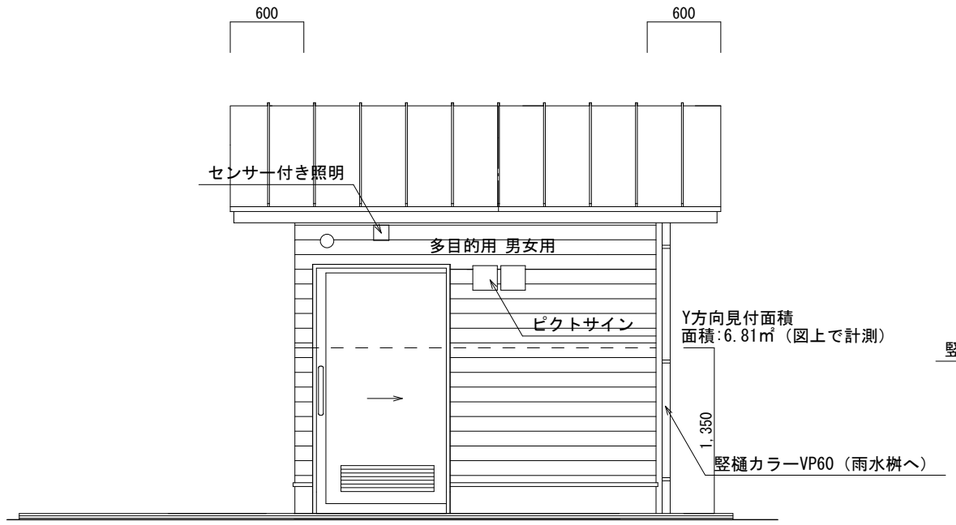

東側立面図

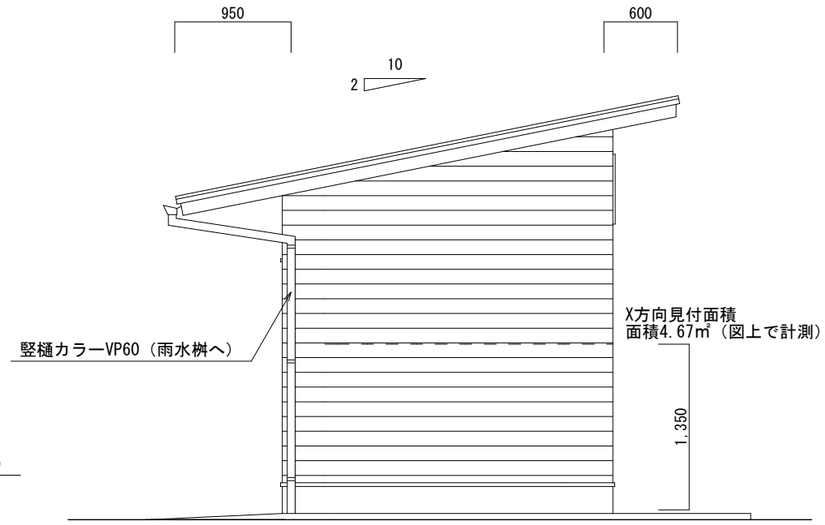

北側立面図

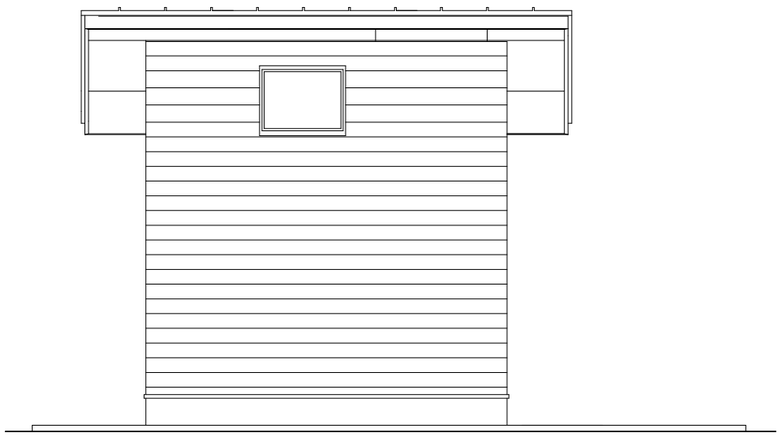

西側立面図

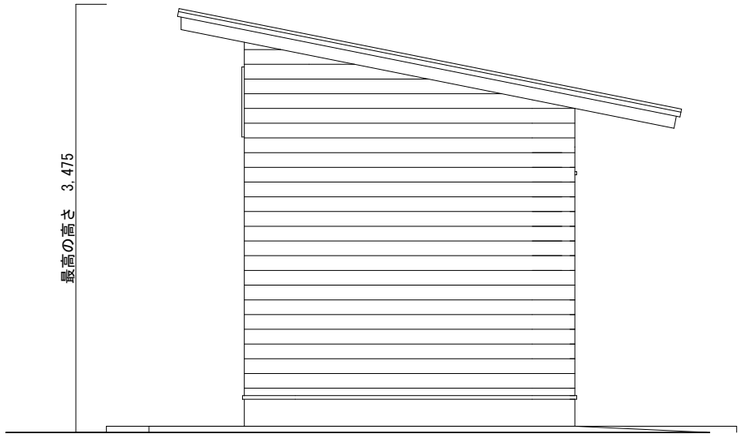

南側立面図

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/50 1/15	西部団地第一公園トイレ更新工事	A / 12	A-3：100% A-4： 71%
CH.	CH. DR.		NAME 立面図		

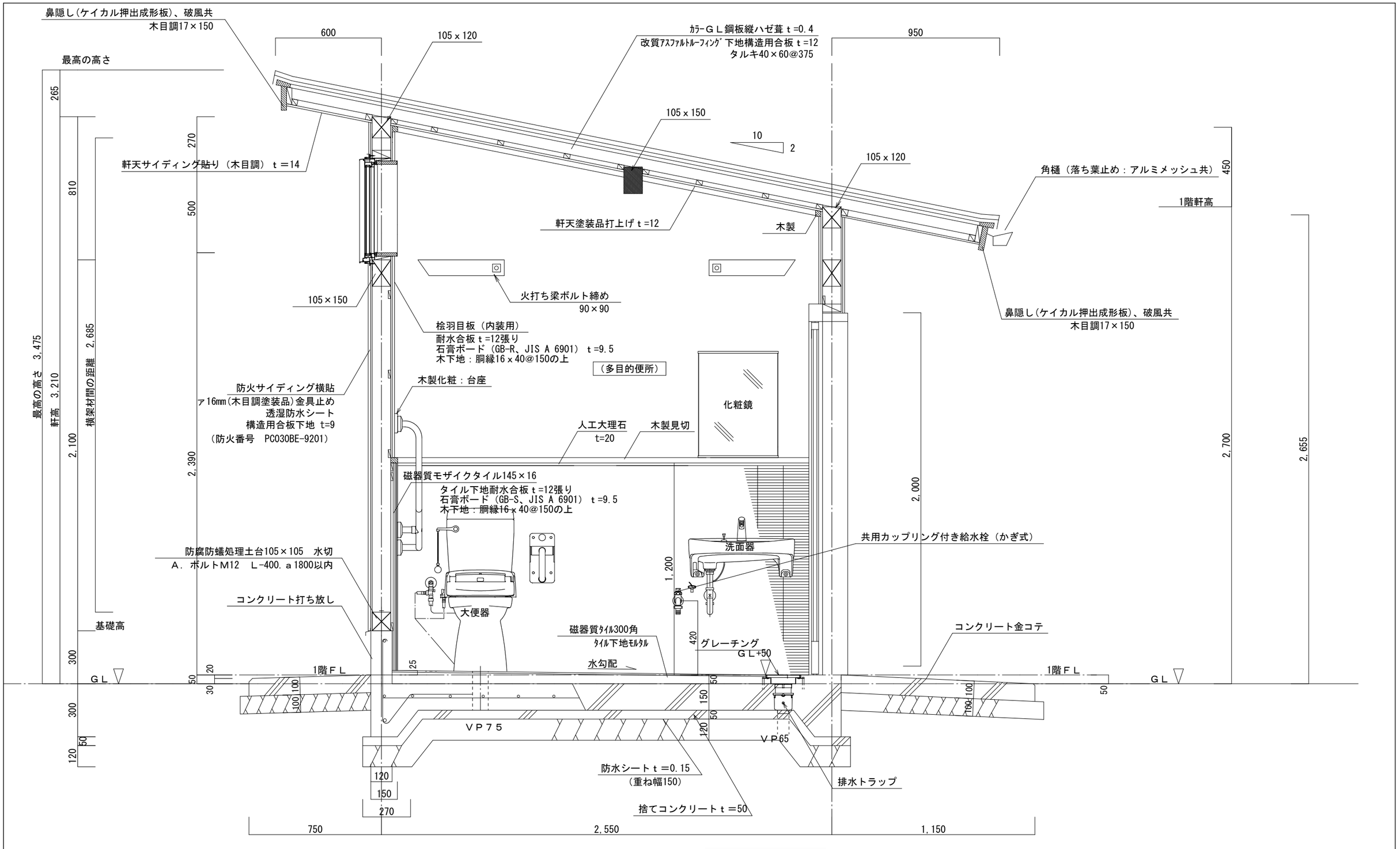

矩計図　S=1/20

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025. 08.	1/20	西部団地第一公園トイレ更新工事	A / 13	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME 矩計図		A-4： 71%

令４６条の壁量計算と壁のつりあい良い配置のチェック

①方向・階	②ゾーン	耐力壁の存在壁量の計算 ③種類	④壁倍率	⑤壁の実長(cm)	⑥=④×⑤存在壁量	令46条の耐震壁量とつりあい良い配置の計算 ⑦床面積(㎡)	⑧床面積に乗ずる数値(cm/㎡)	⑨=⑦×⑧耐震必要壁量(安全率、地盤割増率を考慮)(cm)	⑩=⑥／⑨壁量充足率	⑪充足率の比	⑫判定	令46条耐風壁量計算 ⑬見付面積(㎡)	⑭見付面積に乗ずる数値(cm/㎡)	⑮=⑬×⑭耐風必要壁量(cm)	⑯=⑥／⑮壁量充足率	⑰判定
Y軸方向1階	南側1/4 A	構造用合板 t=9	2.50	127.50	318.75	1.785	13	23.205	13.736		適					
	中央					3.57				両側端部≧1		6.81	50	340.50	1.872	適
	北側1/4 B	構造用合板 t=9	2.50	127.50	318.75	1.785	13	23.205	13.736		適					
	合計				637.50	7.14	13	92.82	6.868		適					
X軸方向1階	西側1/4 C	構造用合板 t=9	2.50	121.00	302.50	1.785	13	23.205	13.035		適					
	中央					3.57				両側端部≧1		4.67	50	233.50	2.949	適
	東側1/4 D	構造用合板 t=9	2.50	154.50	386.25	1.785	13	23.205	16.645		適					
	合計				688.75	7.14	13	92.82	7.420		適					

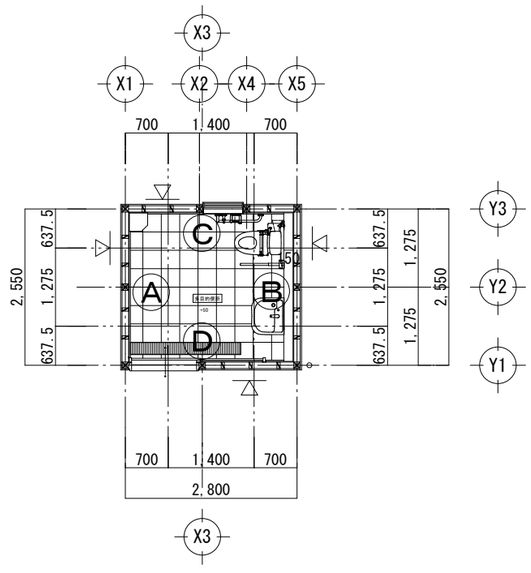

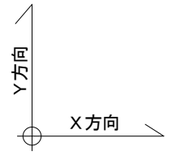

凡例

筋違い　JAS構造用合板 t=9（特類）　壁倍率2.5
釘の種類　N50@150以下

壁量等計算用求積表

X方向中央（1/2）　床面積（㎡）
2.800×1.275
=3.5700

Y方向中央（1/2）　床面積（㎡）
1.400×2.550
=3.5700

東側（1/4）　D部　床面積（㎡）
0.6375×2.800
=1.7850

西側（1/4）　C部　床面積（㎡）
0.6375×2.800
=1.7850

南側（1/4）　A部　床面積（㎡）
2.550×0.70
=1.7850

北側（1/4）　B部　床面積（㎡）
2.550×0.70
=1.7850

平　面　図　S=1/100

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/100	西部団地第一公園トイレ更新工事	A／14	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME 壁量計算と壁のつりあい良い配置のチェック		A-4： 71%

接合部計算表

階	通し柱	通り芯 X	通り芯 Y	出隅柱 2階・平家部分		柱頭・柱脚 A1 (X方向)	A1 (Y方向)	α1	B1	A2 (X方向)	A2 (Y方向)	α2	B2	L	N (A1+α1)xB1+(A2+α2)xB2-L=N (2階建の1階) (A1+α1)xB1-L=N (2階・平家部分)	接合部記号	判定	胴差通し柱 記号	胴差通し柱 判定
1		3	1	×		2.5		0.0	0.5					0.6	(2.5+0.0)x0.5-0.6=0.65	L	適		
1		5	1	○		2.5		0.0	0.8					0.4	(2.5+0.0)x0.8-0.4=1.60	Ps	適		
1		1	2	×			2.5	0.0	0.5					0.6	(2.5+0.0)x0.5-0.6=0.65	L	適		
1		5	2	×			2.5	0.0	0.5					0.6	(2.5+0.0)x0.5-0.6=0.65	L	適		
1		1	3	○			2.5	0.0	0.8					0.4	(2.5+0.0)x0.8-0.4=1.60	Ps	適		
						2.5		0.0	0.8					0.4	(2.5+0.0)x0.8-0.4=1.60				
1		2	3	×		2.5		0.0	0.5					0.6	(2.5+0.0)x0.5-0.6=0.65	L	適		
1		5	3	○			2.5	0.0	0.8					0.4	(2.5+0.0)x0.8-0.4=1.60	Ps	適		

接合金物凡例　（下期金物は柱下部.上部に取り付けるものとする）

特記なき柱はかすがい打ちとする。

①部位	②記号		③仕様	④N値
柱頭・柱脚及び床屋根の接合部	□	い	短ほぞ差し	－
	L	ろ	ＣＰ－Ｌ	0.65 以下
	N	ろ	長ほぞ差し込み栓	0.65 以下
	V	は	山形プレート	1.0 以下
	T	は	ＣＰ－Ｔ	1.0 以下
	P	に	羽子板ボルト	1.4 以下
	I	に	短冊金物	1.4 以下
	Ps	ほ	スクリュー釘併用羽子板ボルト	1.6 以下
	Is	ほ	スクリュー釘併用短冊金物	1.6 以下
	2	へ	10kN用引き寄せ金物	1.8 以下
	3	と	15kN用引き寄せ金物	2.8 以下
	4	ち	20kN用引き寄せ金物	3.7 以下
	5	り	25kN用引き寄せ金物	4.7 以下
	3D	ぬ	15kN用引き寄せ金物２枚	5.6 以下
	－	－	－	5.6 超
床・屋根の接合部	J1	を	腰掛け蟻＋羽子板ボルト	－
	J2	わ	腰掛け蟻＋羽子板ボルト２枚	－
胴差と通し柱	T1	(ⅰ)	かたぎ大入れ短ほぞ差し、SA	－
	T2	(ⅱ)	かたぎ大入れ短ほぞ差し、S	－
	T3	(ⅲ)	かたぎ大入れ短ほぞ差し、HD-B15	－

※接合金物の代用金物はＮ値同等以上のものを使用すること。

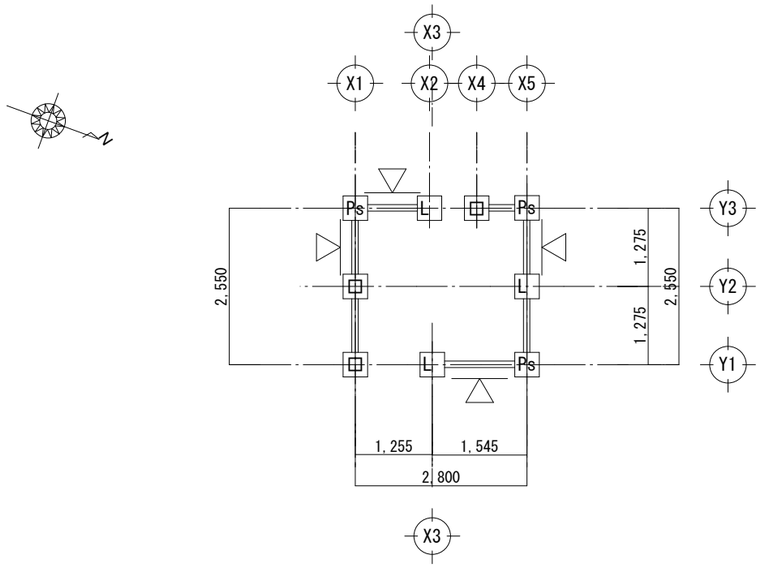

１階柱・壁伏図 S=1/100

構造凡例

管柱　105 x 105

筋違い　JAS構造用合板 t =9（特類）　壁倍率2.5

釘の種類　N50@150以下

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/100	西部団地第一公園トイレ更新工事	A / 15	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME 接合部計算表、柱・壁伏図		A-4： 71%

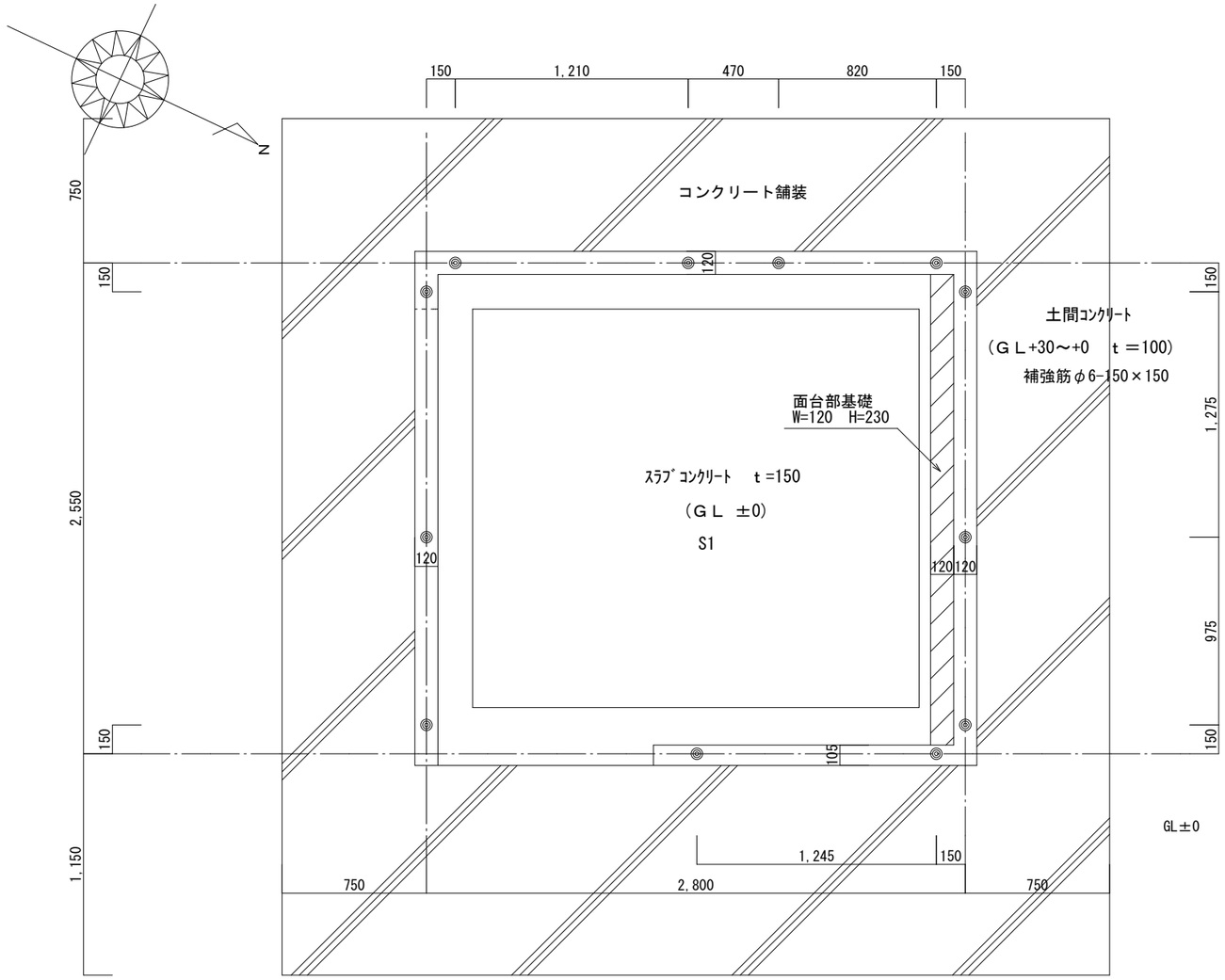

基　礎　伏　図

凡　例

◎　アンカーボルトM12　L=400

記号	スラブ配筋	スラブ厚
S1	D10@200タテヨコ	t=150

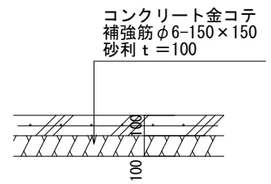

コンクリート舗装詳細図　S=1/30

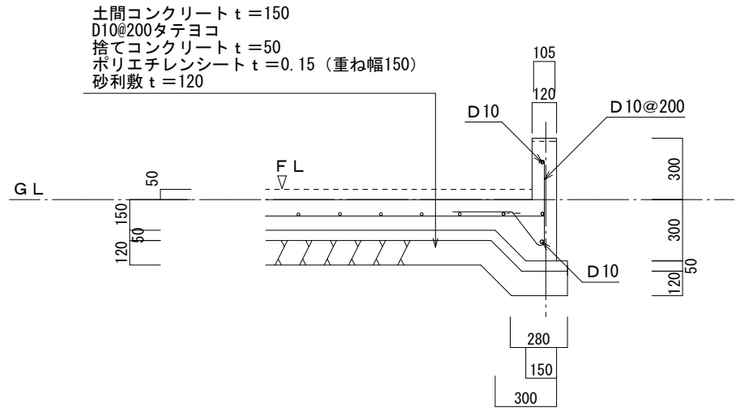

断　面　詳　細　図

基礎伏図について特記なき場合に限り下記による。

1. コンクリート：Fc=24N/mm2　（温度補正6N）
2. 鉄筋：SD295A
3. 基礎の位置は、外面及び柱芯振分けとする。
4. 基礎断面は、別記とする。
5. アンカーボルトーM12以上、L-400以上（埋め込み長さ250以上）
   埋設位置　隅角部、土台の継手部分及び土台切れ箇所
   柱芯から150mm　ⓐ 1.800以内

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2025.08.	
CH.	CH.	DR.

SCALE 1/30

TITLE 西部団地第一公園トイレ更新工事

NAME 基礎伏図、断面詳細図

NO. A / 16

図面縮小率
A-3：100%
A-4：　71%

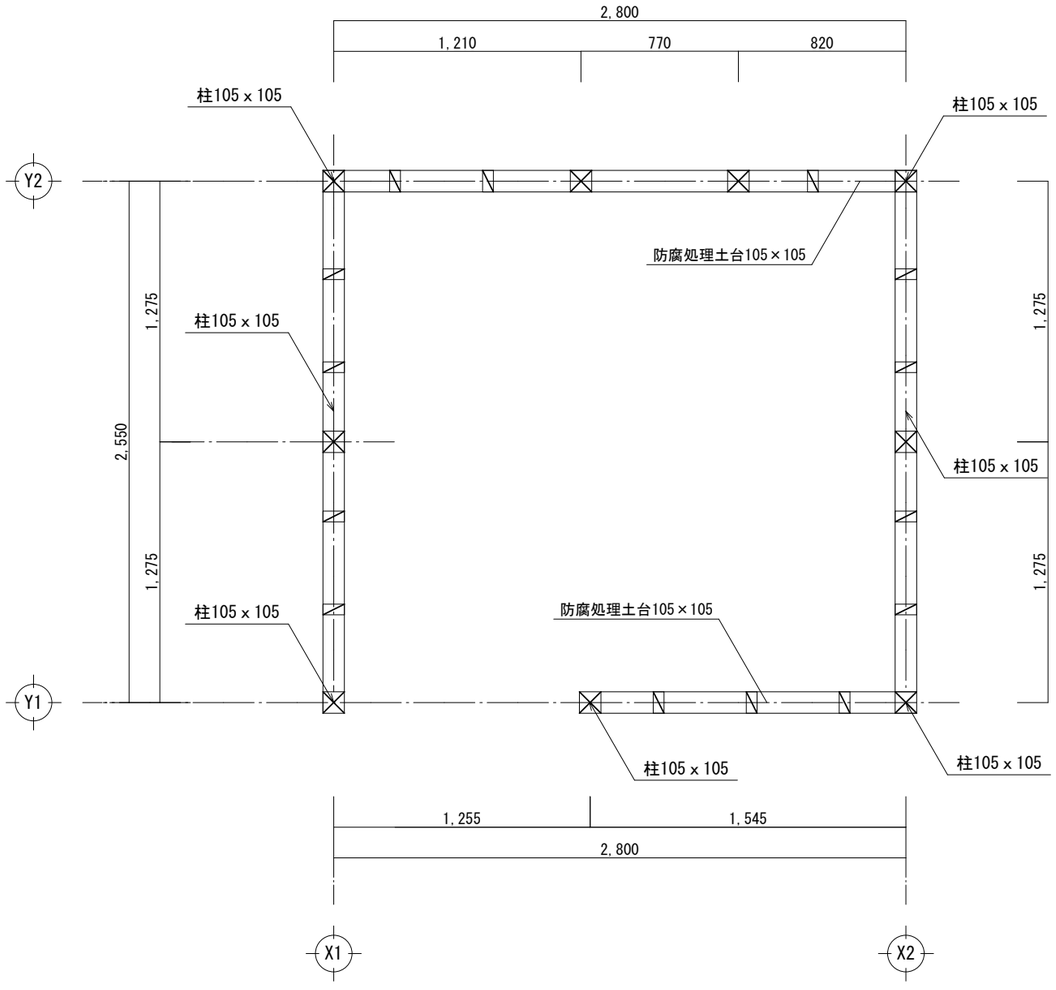

床・土台伏図

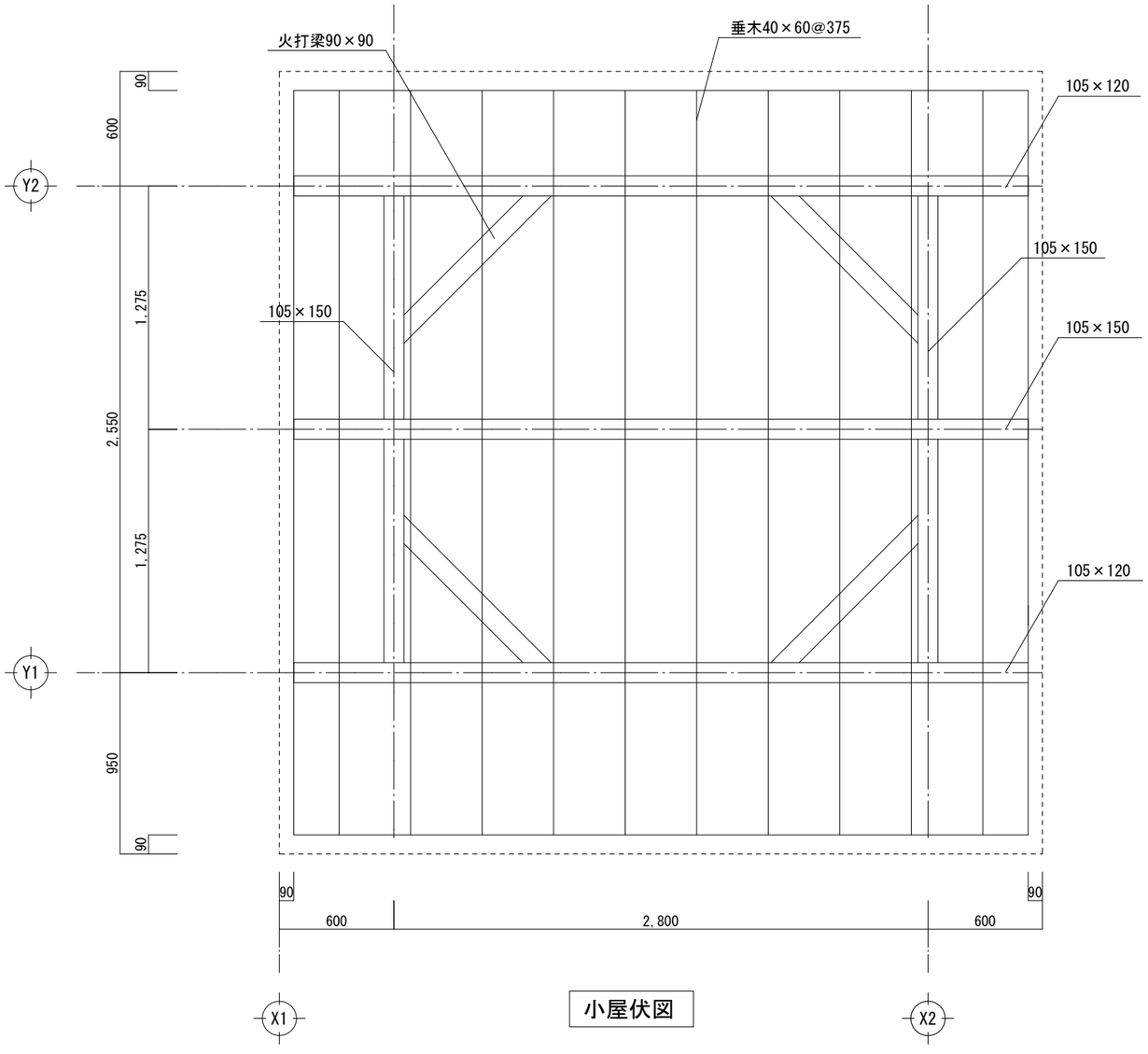

小屋伏図

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/30	西部団地第一公園トイレ更新工事	A / 17	A-3：100%
CH. CH.	DR.		NAME 床・土台伏図、小屋伏図		A-4：71%

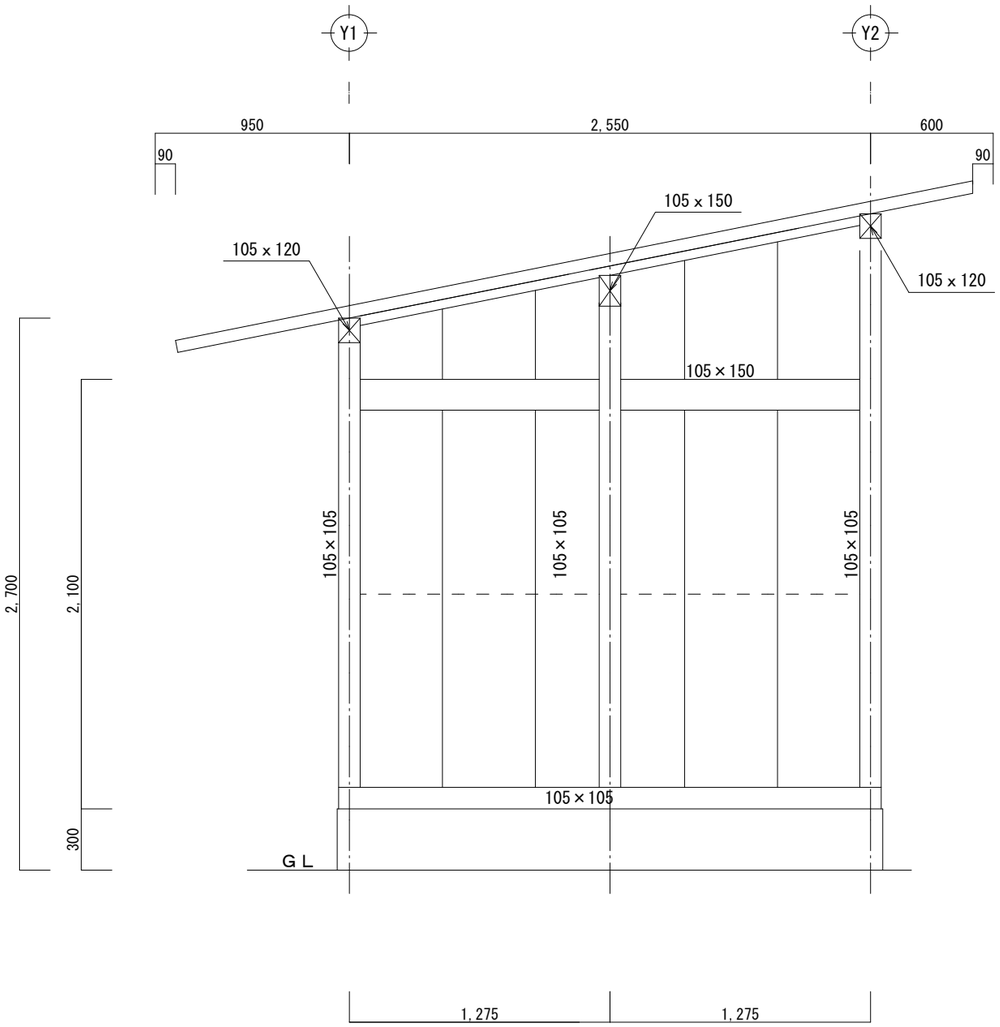

X2通り軸組図

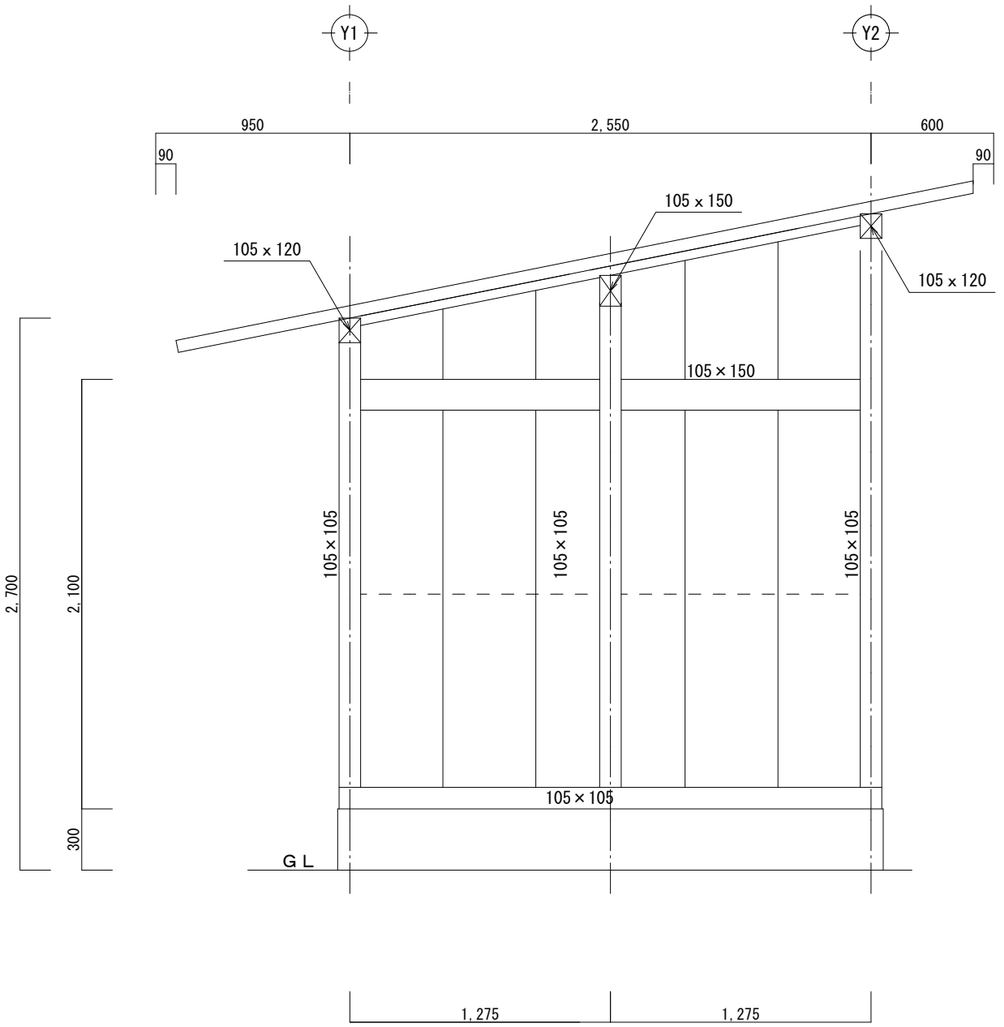

X1通り軸組図

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2025. 08.	
CH.	CH.	DR.

SCALE 1/30

TITLE 西部団地第一公園トイレ更新工事

NAME 軸組図（X1・X2通り）

NO. A / 18

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

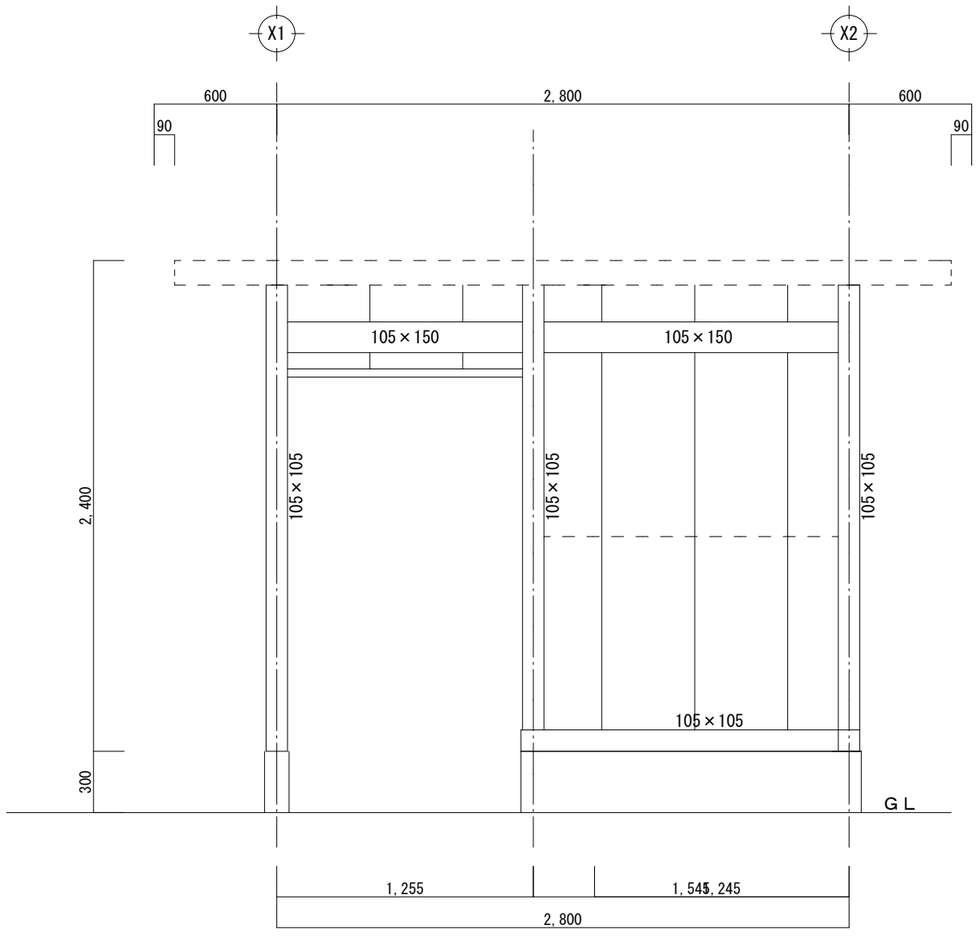

Y1通り軸組図

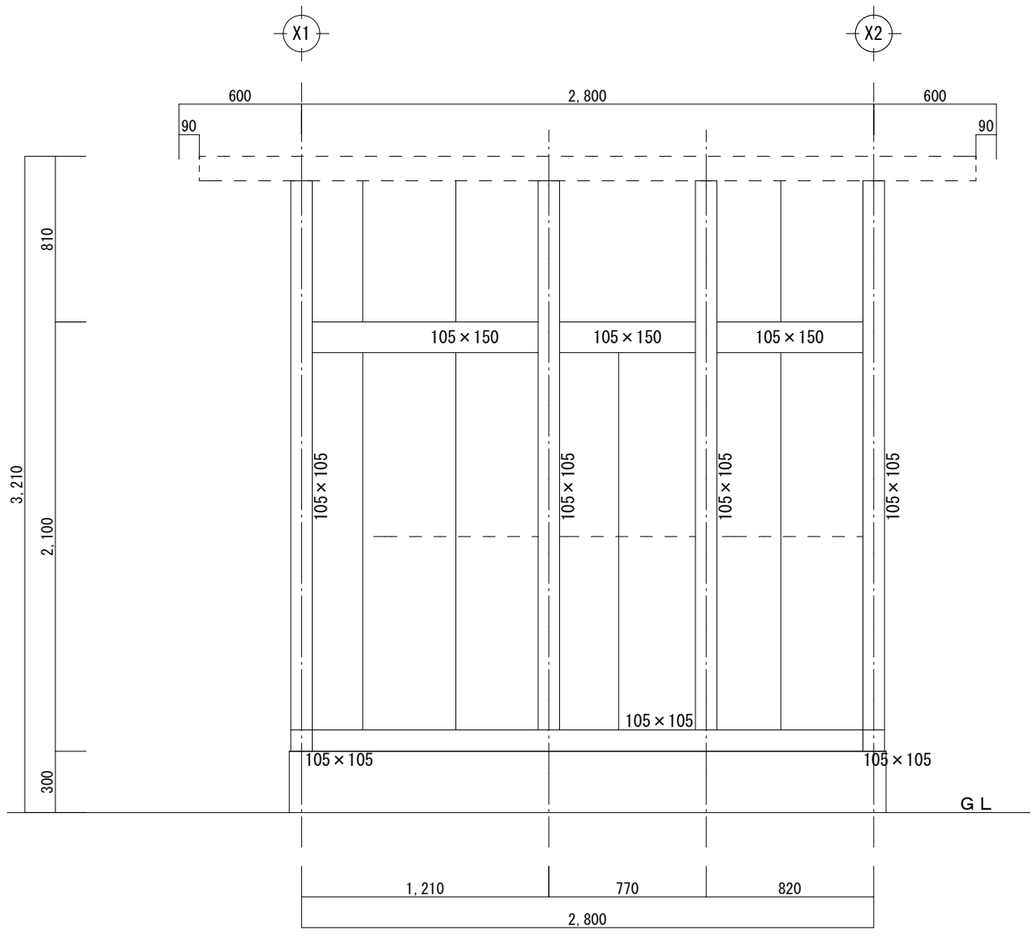

Y2通り軸組図

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025. 08.	1/30	西部団地第一公園トイレ更新工事	A 19	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME 軸組図（Y1・Y2通り）		A-4： 71%

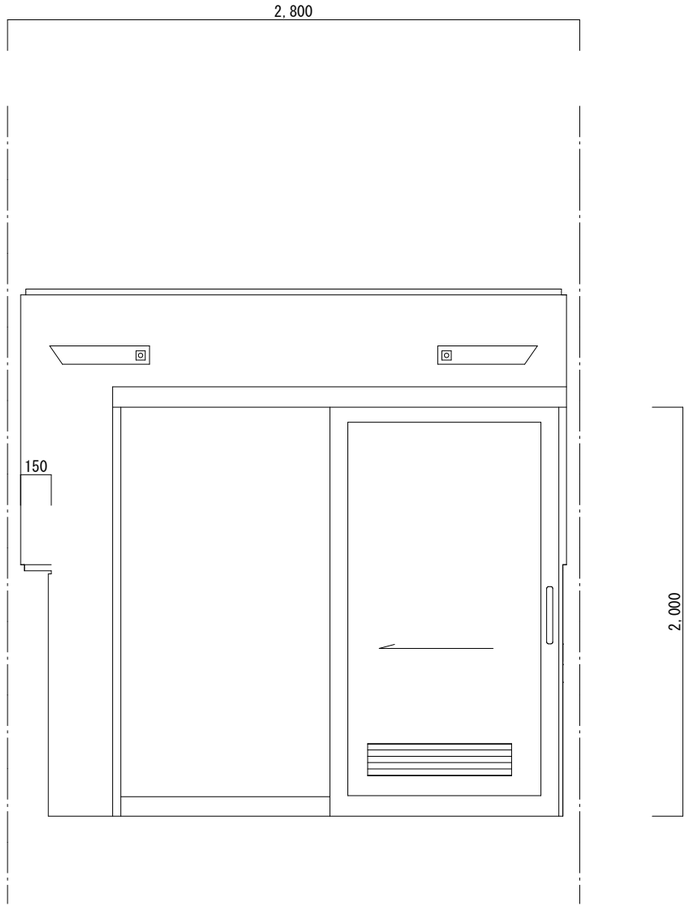

３面

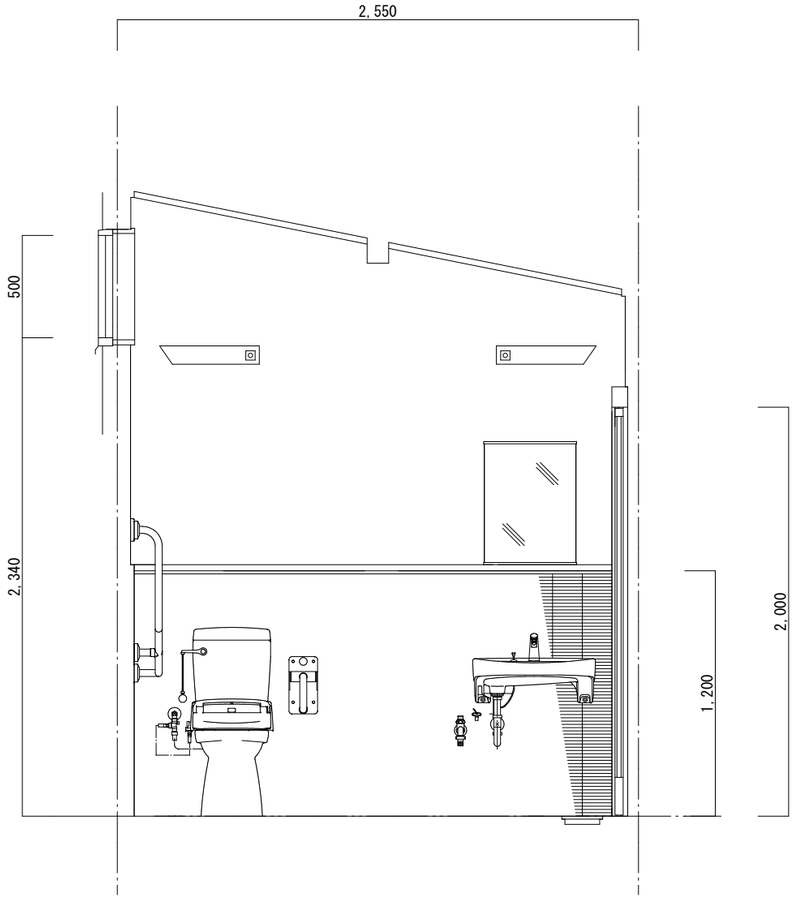

２面

展 開 図

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/30	西部団地第一公園トイレ更新工事	A / 20	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME 展開図（１）		A-4： 71%

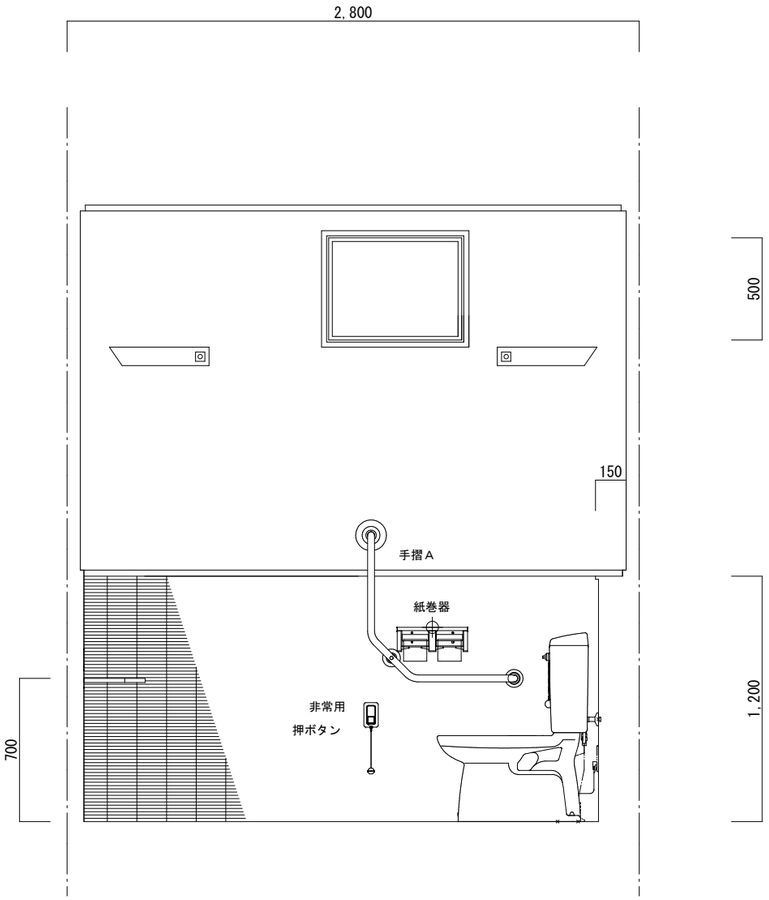

１面

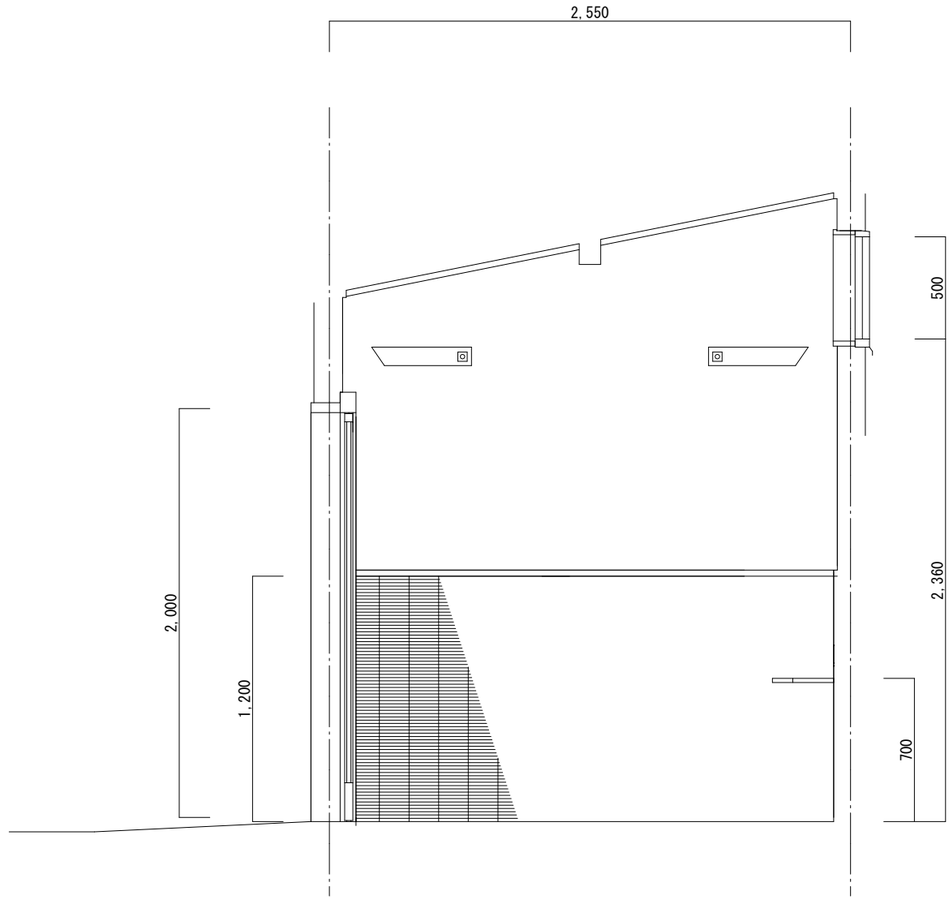

４面

展 開 図

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/30	西部団地第一公園トイレ更新工事	A / 21	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME 展開図（２）		A-4： 71%

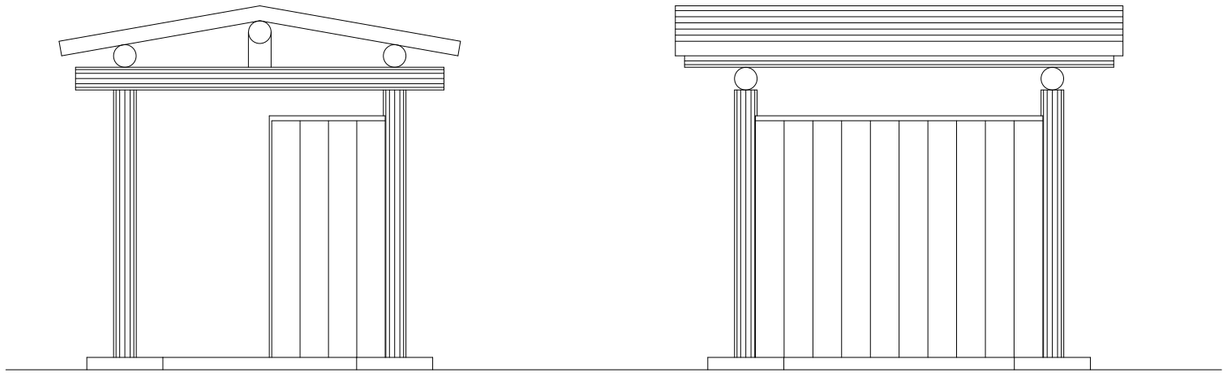

南北立面図　S=1/50

東西立面図　S=1/50

建物概要	
用　途	公衆便所
構　造	PC造平屋建て
基　礎	べた基礎
屋　根	PC版の上アスファルトルーフィング、アスファルトシングル葺き
外　壁	PC版の上吹付
内部床	コンクリート土間の上モルタル塗り
内　壁	PC版の上100角タイル貼り
天　井	PC版の上吹付
衛生設備	和風大便器（ロータンク付）、小便器×2、手洗い器

※既設公衆便所はすべて撤去処分のこと、解体後は真砂土にて整地のこと。

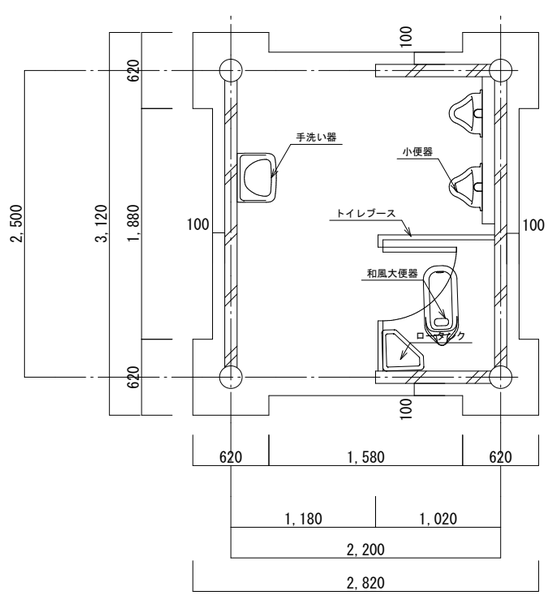

平面図　S=1/50

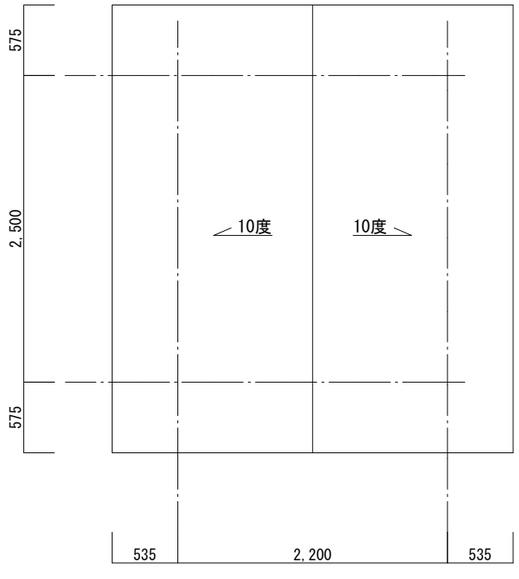

屋根伏図　S=1/50

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2025.08.	SCALE 1/50
CH. CH.	DR.	

TITLE 西部団地第一公園トイレ更新工事

NAME （解体）便所詳細図

NO. A / 22

図面縮小率

A-3：100%

A-4：71%

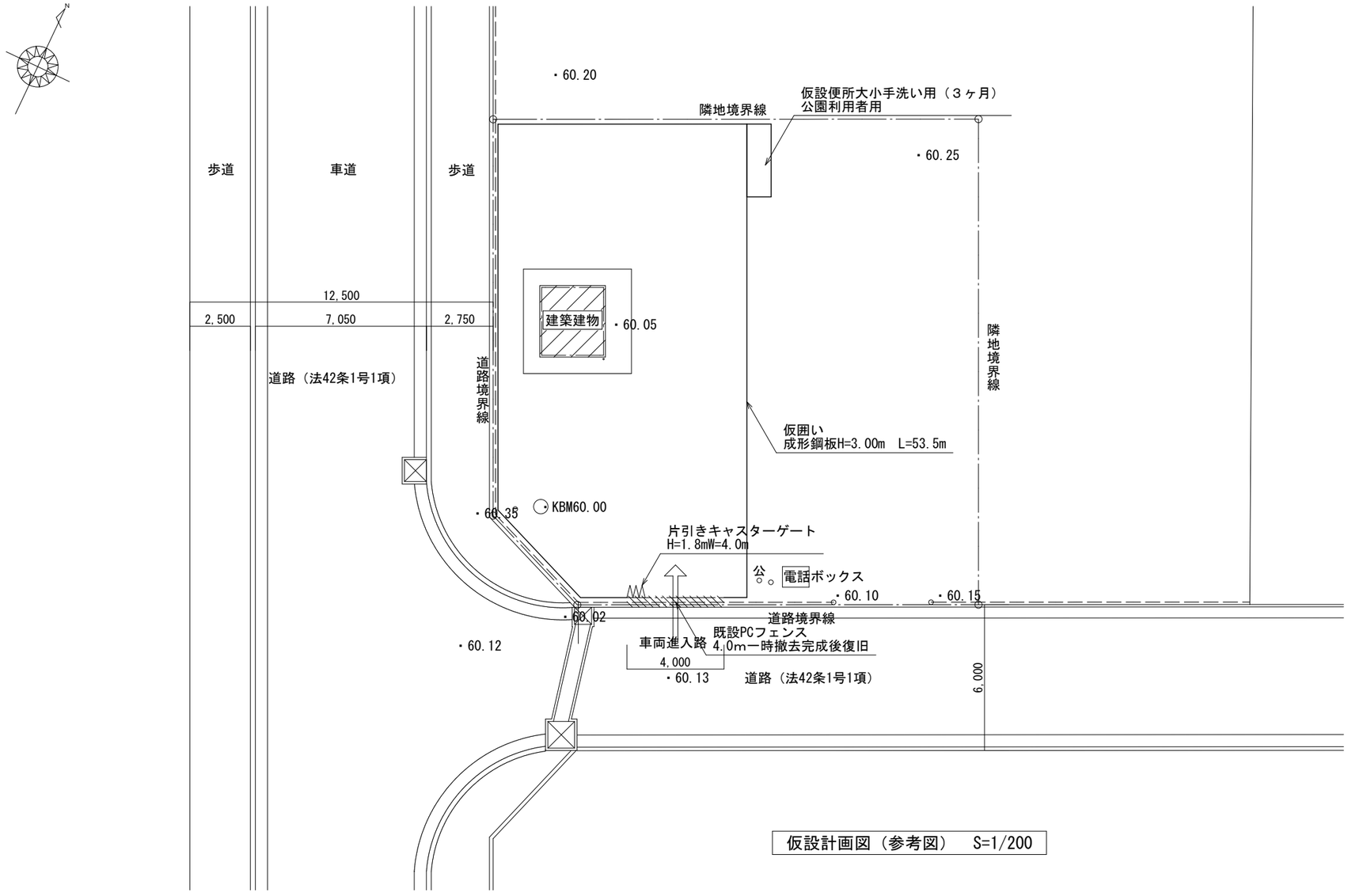

仮設計画図（参考図）　S=1/200

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/200	西部団地第一公園トイレ更新工事	A / 23	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME 仮設計画図（参考図）		A-4：71%

Ⅰ．工事概要

1. 工事名称　都市公園トイレ更新工事（うち、西部団地第一公園トイレ更新工事分）
2. 工事場所　三原市沼田西町惣定10066-168の一部
3. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（m2）	消防法施行令別表第一の区分	備考
公衆便所	木造	1	7.14		

4. 工事種目　（⊙印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別					
	公衆便所					
⊙ 電灯設備	新設一式					
・ 動力設備						
・ 電熱設備						
・ 雷保護設備						
・ 受変電設備						
・ 電力貯蔵設備						
・ 発電設備						
・ 構内情報通信網設備						
・ 構内交換設備						
・ 情報表示設備						
・ 映像・音響設備						
・ 拡声設備						
・ 誘導支援設備						
・ テレビ共同受信設備						
・ 監視カメラ設備						
・ 駐車場管制設備						
・ 防犯・入退室管理設備						
・ 火災報知設備						
・ 中央監視制御設備						
・ 医療関係設備						
・ 構内配電線路						
・ 構内通信線路						

5. 指定部分　※ 無し　・ あり（工期　令和　年　月　日）
対象部分：
（改修工事の場合の部分使用　※ 無し　・あり）

Ⅱ．工事仕様

1. 共通仕様
（1）特記仕様及び図面に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」（ただし改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新 版）」）（以下「標準仕様書」という）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）」（以下「標準図」という）による。
（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
（3）本工事は工事中及び完成後に必要に応じ次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
　ア 公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票の記入提出，発注者実施への協力等）
　イ 契約不適合調査…建設工事請負契約約款第５３条に定める期間内
2. 特記仕様
（1）項目は，番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用する。ただし，○印のない場合は※印を適用する。
（3）標準仕様書で「特記がなければ，」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において，それらが関係法令等（条例含む）に抵触する場合には，関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。

項目	特記事項

一般共通事項

①. 施工条件
現場説明書による。

2. 工事安全計画書
建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に，工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する。

3. 施工調査
施工に先立ち，改修工事関連（施工部位により既存性能を損なうおそれのある）部分の事前調査を行い監督職員に報告書を提出する。（・　・　）
調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。
撤去する機器類等について，製造年，品番等を確認し特別管理産業廃棄物の有無を調査し，監督職員に報告する。・微量PCB含有機器（・変圧器　・　）
・アスベスト含有設備資機材（・配線用遮断器　・　）

④. 発生材の処理
引渡しを要するもの　※無 ・有（・金属類 ・盤類 ・電線,ケーブル ・　）
特別管理産業廃棄物　※無 ・有 ・本工事において調査を行う。
（・PCB使用機器 ・アスベスト含有設備資機材（・配線用遮断器　））
特別管理産業廃棄物は関係法令に従い適切に処理する。
工事中，特別管理産業廃棄物が発生すると判明した場合，その処理方法は監督職員と協議する。
放射性物質を含むイオン化式感知器　※ 無　・ 有
製造業者又は販売業者に回収を委託する。（・ 別途　※ 本工事）
再生資源化を図るもの　※無 ・有（・蛍光管 ・HIDランプ ・小型二次電池　）
（1）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市，呉市，福山市）が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が，破砕等（選別を含む）により，有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理するものとする。
（2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，（1）に揚げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。
（3）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので，適正に処理すること。なお，本工事では，広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。

5. 機材の品質等
（1）本工事に使用する機材等は，設計図書に定める品質及び性能の他，通常有すべき品質及び性能を有するものとする。ただし，製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は，あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
また，国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。
（2）別表－１に示す機材等を使用する場合は，次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし，次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。
①品質及び性能に関する試験データを整備されていること
②生産施設及び品質の管理が適切に行なわれていること
③安定的な供給が可能であること
④法令等で定めがある場合は，その許可，認可，認定又は免許を取得していること
⑤製造又は施工の実績があり，その信頼性があること
⑥販売，保守等の営業体制が整えられていること。

⑥. 完成時の提出書類等
（1）工事完成図書引渡書A4版　2部
（2）完成図書　1部
（3）完成図面・施工図面二折り製本A3版製本　1部
（4）縮小完成図面・施工図面二折り製本A4版製本　2部
（5）工事写真
　（工事中写真A4版カラーサービス版）　1部
　（完成写真A4版カラーサービス版）　2部
（6）電子成果品（電子納品）CDR　2部
（7）工事監理図書A4版　1部
（8）工事概要調書A4版　2部
（9）諸官庁届出書類一覧表A4版　1部
　諸官庁届出書類(正)A4版　1部
（10）運転操作説明書A4版製本・取扱説明書　1部
（11）展開接続図A3版製本　部
（12）保全管理台帳A4版・設備台帳A4版　部
（13）型式台帳　式
※型式台帳は，監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。
※建築工事に伴う工事の提出部数は，建築工事に合わせる。
※工事写真は「営繕工事写真作成要領」によるほか監督職員の指示による。
※既存完成図（CADデータ含む）の修正を行う（間仕切・室名も現状に合わせて修正する）。

⑦. 施工図等
別契約の関係工事との取合いを十分に打合せ，各現場代理人捺印の上提出する。なお，当該建物の取得する施工図の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は，発注者に移譲するものとする。

8. 足場
本工事で設置する。　・外部足場（　種）　・内部足場（　種）

⑨. 工事用電力，水，その他
本工事に必要な工事用電力，水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。

10. 監督職員事務所
本工事で設置する

11. 受注者事務所その他
構内につくることができる

⑫. 建設発生土の処理
※ 現場説明書の施工条件明示による
・ 構内指示場所に敷き均し
・ 構内指示場所に堆積

13. 非破壊検査
はつり工事及び穿孔作業を行う場合は，事前に非破壊検査を行い監督職員に報告する。探査方法は電磁誘導式を原則とする。放射線透過検査等による埋設物の調査実施する場合，範囲は監督職員の指示による。なお，検査費は別途とする。

14. 既存躯体への穿孔
穿孔機械を使用し，既存躯体に穿孔する場合は，金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。

15. あと施工アンカー
施工後確認試験
試験方法　引張試験機による引張り試験
試験箇所数　１施工単位に対し１本以上
対象機器　（・配電盤 ・非常用発電機 ・直流電源装置 ・変圧器 ・　）
確認強度　対象機器ごとのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上

16. 電気工事士
最大電力500kW以上の場合においても，第1種電気工事士により施工を行う。

17. 耐震措置
設備機器の固定は次に示す設計用地震力に耐える方法とする。
ただし，重量1kN以下の軽量な機器については，設備機器の製造業者の指定する方法で確実に行えばよいものとする。
（1）機器の据付け及び取付け
設計用水平地震力は，機器重量［kN］に，地域係数（・1.0 ※0.9 ・0.8）と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。
設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下及び1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層とは2～6階建の場合は最上階，7～9階建の場合は上層2階，10～12階建の場合は上層3階，13階建以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地階，1階を除く各階で上層階に該当しないもの。
水槽類には燃料小出し槽を含む。
重要機器は次のものを示す。
（・配電盤 ・非常用発電機 ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置
・交換機 ・火災報知受信機 ・中央監視制御装置 ・通信総合盤 ・　）
（2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とし，水平地震力と同時に働くものとする。
（3）横引き配管等の耐震支持は，施設の分類に応じたものとする。

⑱. 電線類
（1）EM電線類で規格等の記載のないものは，ハロゲン及び鉛を含まないものとする。
（2）通信ケーブルでJCS規格にない対数のケーブルはJCS規格に準じたものとする。
（3）盤内配線はEM電線を使用する。ただし，製造者標準品は除く。

19. ケーブルの種類
EM-高圧架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｹｰﾌﾞﾙは，JIS4935「6600V架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｹｰﾌﾞﾙ(3層押出型)」によるものとし，次による。

呼称(図示記号)	種類
6kV EM-CE(EE)	6600V 架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ(6600V CE/F(EE))
6kV EM-CET(EE)	6600V ﾄﾘﾌﾟﾙｯｸｽ型架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ(6600V CE/F(EE))

⑳. 電線本数・管路等
分電盤，制御盤，端子盤などの2次側以降の配線経路，電線太さ，電線本数，管径などは監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。

21. 露出配管の塗装（付属品を含む）
塗装する部分　・居室（　）・廊下 ・屋上，屋側 ・屋外 ・機械室

㉒. 屋外露出配管の仕上げ
屋外露出配管（厚鋼電線管）で塗装を行わない場合は，溶融亜鉛めっき仕上げ［めっき付着量300ｇ/㎡以上］とする。

㉓. ﾌﾗｯｼｭﾌﾟﾚｰﾄの材質
・金属製（ステンレス，新金属も含む）　・樹脂製（使用場所　）

㉔. ｶﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄの用途別表示
シール等を貼付し，用途を表示する。

㉕. ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽの塗装
ｽﾃﾝﾚｽ製ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽの塗装　※有（メーカ指定色又は指定色仕上）・無（素地仕上）

26. 屋上・屋側の支持金物等
ステンレス製または鋼材に溶融亜鉛めっきを施したものとする。

27. 接地極
接地極の材料は次による。

	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
・	共同接地	E_{AD}	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	共同接地	E_{ACD}	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	A種	E_A	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	B種	E_B	Ω以下	EB×2連－ 2組
・	C種	E_C	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	D種	E_D	100Ω以下	EB×1
・	高圧避雷器	E_{LH}	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	交換機用	E_t	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	通信用	E_{At}	10Ω以下	EB×3連－ 2組
・	通信用	E_{Dt}及びE_{Da}	100Ω以下	EB×1
・	電話引込口の保安器用	E_{Lt}	100Ω以下	EB×1
・	測定用	E_o	──	EB×1

（連結及び単独の場合，EBはD=14 L=1,500又はW=40 L=1,200とする）
（E_D，E_{Dt}，E_{Da}，E_{Lt}，E_oの場合，EBはD=10 L=1,000又はW=30 L=900とする）

28. 他工事との取合い
図面に記載されていない工事区分は，別紙工事区分表による。

29. 天井仕上げ区分
（　）書きの室名は直天井を示し，その他は二重天井を示す。

30. 配線図記号その他
(1)EEF1.6-2C×2は，EEF1.6-4Cを使用してもよい。
(2)EMケーブルの表記は警報用及び同軸ケーブルを除き「EM-」を省略する。

31. 適用区分
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
（1）風圧力
風速（Vo＝ ・30 ・32 ・34 m/s）　地表面粗度区分（・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ）
（2）積雪荷重
建設省告示第1455号における区域　別表（　）

32. 呼び線
長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。

㉝. 露出配管の固定保護
2.5m以下のサドル及びダクターには保護を行う。

㉞. 屋上・屋側等への設置機材の周囲処理
建築物（構造体）に直接設置するプルボックス，各種盤及びダクターには周囲にシール処理を行う。

㉟. 官公署への手続き
工事の着手，施工，完成にあたり，関係官公署その他関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。

㊱. 工事現場の表示
現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板を設置する。
※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）

37. 交通誘導員
＿＿＿＿＿＿＿＿作業期間，交通誘導員を＿＿＿（人/日）配置すること。

㊳. 工事中情報共有ｼｽﾃﾑ
（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。
（2）本工事で使用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム
https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html
（3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする。
（4）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合，協力しなければならない。

39. 電子納品
電子成果品を「営繕工事電子納品要領」に基づき作成する。
https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nouhin/index02.html
※ 工事管理ファイル ・ 施工計画書 ・ 工程表 ・ 打合せ簿
・ 機材関係資料 ・ 施工関係資料 ・ 検査関係資料 ・ 発生材関係資料
※ 完成図 ・ 保全に関する資料 ※ 施工図 ※ 完成写真 ・ その他

電灯設備

①. 配線器具
⊙接地極付きコンセント（2P15A）はプラグ無しとする。
⊙防水形コンセントはプラグ無しとする。
⊙ハーネスジョイントボックス用OAタップのケーブルは，ハロゲン及び鉛を含まない材料とする。

②. 照明器具
(1)LEDの光源色は別図面に指定がある場合を除き下記による。
LEDの光源色　（・電球色　※昼白色）
(2)LED照明器具の定格入力電圧はユニバーサル電圧（100V～242V）に対応するものとする。

3. 照明制御の照度測定等
明るさセンサーによる照明制御を行う部屋は，照度測定を行い，測定表を監督職員に提出する。なお，測定箇所は監督職員の指示による。
照度測定（100%点灯時（※夜間 ・　））（調光制御点灯時（※夜間 ※昼間））

4. 照明制御装置設定器
設定器機能　・アドレス設定 ・グループ設定 ・パターン設定
・タイムスケジュール設定
納入数　※１個 ・　個

5. 多重伝送ﾘﾓｺﾝｱﾄﾞﾚｽ送信器
納入数　※１個 ・　個

6. 非常照明・誘導灯自己点検送信器
納入数　※１個 ・　個

動力設備

1. ｲﾝﾊﾞｰﾀ装置の規約効率
三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。

電動機出力（kW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11
規約効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5

電動機出力（kW）	15	18.5	22	30	37	45	55	75
規約効率(%)	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考
（1）規約効率はJIM-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
（2）0.4kWの効率はJIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V，IP4X，６極，50Hzの電動機を駆動したときの値とする。
（3）0.75kWの効率はJIS C 4213「低圧三相かご型誘導電動機トップランナーモーター」の定格電圧200V，IP4X，６極，50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

構内交換設備

1. 型式
※ボタン電話装置　・交換装置

2. 保安器用接地
※本工事　・別途工事

3. 壁掛電話機
送受話器の落下防止を施す。

構内配電線路

1. 施工方法
埋設深さ　特記なきは地表面（舗装がある場合は舗装下面）から300mm以上とする。
建物側配管引込み部の地盤変位対応種別(沈下量 ・0.2m以下 ・0.6m以下 ・1.0m以下)

2. 地中箱
蓋の記号表示　鋳型流込み（・電力 ※電気 ・　）
ハンドホール内のケーブル支持等は，マンホールに準じて行う。
アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋は，アスファルト舗装用とする。

3. 高圧負荷開閉器
※閉鎖形（中耐塩形）　・閉鎖形（重耐塩形）
・避雷器内蔵 ・地絡継電器付（※方向性 ・無方向性）
※別置制御装置までの制御ケーブルを付属すること。

4. 高圧ケーブルの端末部
高圧ケーブルの両端部にシースの縮み対策（熱収縮テープによるシースずれ止め対策等）を行う。

5. 高圧ケーブルの屋外端末処理
・一般形 ・耐塩形

6. 照明用ポール
照明用ポールは配線用遮断器（トリップ機能なし）又はカットアウトスイッチ（素通しヒューズ）を設ける。ただし，ガーデンライトは除く。

構内通信線路

1. 施工方法
埋設深さ　特記なきは地表面（舗装がある場合は舗装下面）から300mm以上とする。
建物側配管引き込み部の地盤変位対応種別
（沈下量 ・0.2m以下 ・0.6m以下 ・1.0m以下）

2. 地中箱
蓋の記号表示　鋳型流込み（※通信 ・　）
ハンドホール内のケーブル支持等は，マンホールに準じて行う。
アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋は，アスファルト舗装用とする。

雷保護設備

1. 大地抵抗の測定
工事着手前に大地抵抗率を測定し，測定表及び接地極省略判定記録書を監督職員に提出する。

2. 接地システム
・構造体利用接地極 ・A型接地極 ・B型接地極 ・JIS A 4201-1999

受変電設備

1. 受変電設備容量
＿＿＿kVA

2. 変圧器
次のものを付属させる。
・移動車輪（75kVA以上のもの）　・防震ゴム　・ダイヤル温度計（置針付）
モールド変圧器の表面は充電部とみなし，注意標識を取付ける。

3. 予備品等
標準仕様書によるほか電力ヒューズ現用定格値のものを現用数

発電設備

〈燃料系発電装置〉

1. 電気方式
・高圧 ・低圧

2. 発電機容量
＿＿＿kVA以上

3. 燃料小出槽
返油ポンプのあるシステムでフロートスイッチの上限フロートは，通過形接点とする。

4. 燃料種別
・軽油 ・Ａ重油

〈太陽光発電装置〉

1. 太陽電池アレイ
公称出力 ＿＿＿kW以上　交流出力の電気方式 ＿相 ＿線 ＿＿V

2. パワーコンディショナ
定格容量 ＿＿＿kW以上　自立運転機能（・有 ・無）

3. 表示装置
・液晶 ・LED表示装置

4. 連系する電力系統
・高圧受電みなし低圧連系 ・高圧連系 ・低圧連系

拡声設備

増幅器
・時報及び自動放送（体操放送等）はアッテネータを経由した回路とする。
・増幅器の入出力配線と外部配線（壁ボックス等）の接続はコネクタによる。
（一斉回路は使用しない）

その他

①. 機器取付高
機器取付高は下記を標準とする。ただし，天井高3m以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は監督職員と協議する。

	名称	測点	取付高（mm）		名称	測点	取付高（mm）
電力共通	取引用計器	地 上～窓中心	1,800～2,000	拡声表示	壁掛形スピーカ	床 上～中 心	天井高×0.9
	引込開閉器	床 上～中 心	1,800～2,200		壁付アッテネータ	〃	1,300
					情報・出退表示盤	〃	天井高×0.9
電灯	分電盤,OA盤,実験盤	床 上～中 心	1,500(上端1,900以下)		壁付発信器	〃	1,300
	ホーム分電盤	天井下～上 端	200		ベル,ブザー,チャイム	〃	2,300
	スイッチ	床 上～中 心	1,300		受付押ボタン（一般）	床 上～中 心	1,300
	〃(多機能ﾄｲﾚ・車椅子用居室)	〃	1,100		電源箱	床 上～下 端	300
	〃（車椅子用ﾍﾞｯﾄﾞ周辺）	〃	900	誘導支援	外部受付用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	標準図による	
	〃（自動・手動切替）	〃	1,800		車椅子用ｲﾝﾀｰﾎﾝ（居室子機）	床 上～中 心	1,100
	コンセント（一般）	〃	300		壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ(上記以外)	〃	1,300
	〃（和室）	〃	150		壁付押ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ)	〃	900
	〃（台上）	台 上～中 心	150		壁付押ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ) 床転倒時用	〃	400
	〃（土間）	床 上～中 心	800～1,300				
	〃（車椅子用居室）	〃	400		身障者用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	標準図による	
	〃（車椅子用ﾍﾞｯﾄﾞ周辺）	〃	900	テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上 端	200
	〃（トイレ）	〃	300～400		テレビ端子	床 上～中 心	300
	ブラケット（一般）	〃	2,100～2,300		〃（和室）	〃	150
	〃（踊場）	〃	2,000～2,500				
	〃（鏡上）	鏡上端～中 心	150				
動力	壁掛形制御盤	床 上～中 心	1,500(上端1,900以下)	火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	800～1,500
	手元開閉器	〃	1,500		機器収容箱	〃	800～1,500
	操作スイッチ	〃	1,300		発信機	床上～中心	800～1,500
構内交換	端子盤	床 上～下 端	300		ベル	天井下～上 端	200
	保安器箱	天井下～上 端	200		表示灯	〃	200
	壁付アウトレット	床 上～中 心	300	ガス検知	ガス漏れ中継器	天井下～中 心	300
	〃（和室）	〃	150		検知器（都市ガス）	天井下～中 心	300
	壁付電話機	〃	1,300		〃（LPガス）	床 上～上 端	300
電気時計	壁掛形親時計	〃	1,500(上端1,900以下)				
	子時計	床 上～中 心	天井高×0.9				

②. コリンズ登録について
受注者は受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について，工事実績情報サービス（CORINS）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。なお，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。

③. 防振ゴム等の製造検査
本工事の施工に当たり，東洋ゴム化工品（株）又はニッタ化工品（株）で製造された製品や材料を用いる場合には，使用するまでに第三者機関による品質を証明する書類を提出すること。

別表-1「外部機関等による評価済み機材表」

品目	機材名		
LED照明器具（一般屋内用に限る）			
照明制御装置			
可変速運転用インバータ装置			
盤類	分電盤（実験盤を含む）	キュービクル式配電盤	制御盤
	高圧スイッチギア（CW形）	高圧スイッチギア（PW形）	
高圧機器	高圧交流遮断器	高圧避雷器	高圧進相コンデンサ
	高圧限流ヒューズ	高圧負荷開閉器	高圧変圧器（特定機器）
絶縁監視装置	高圧回路	低圧回路	
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池	据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	
	制御弁式据置鉛蓄電池	シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	
交流無停電電源装置（ＵＰＳ）			
太陽光発電装置	パワーコンデショナ及び系統連系保護装置		
監視カメラ装置			
中央監視制御装置	監視制御装置		

4. 快適トイレモデル工事
本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型　・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。
快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集>建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。
また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札・契約制度〉入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.		西部団地第一公園トイレ更新工事	E / 01	A-3：100%
CH. / CH. / DR.			NAME 電気設備工事特記仕様書		A-4： 71%

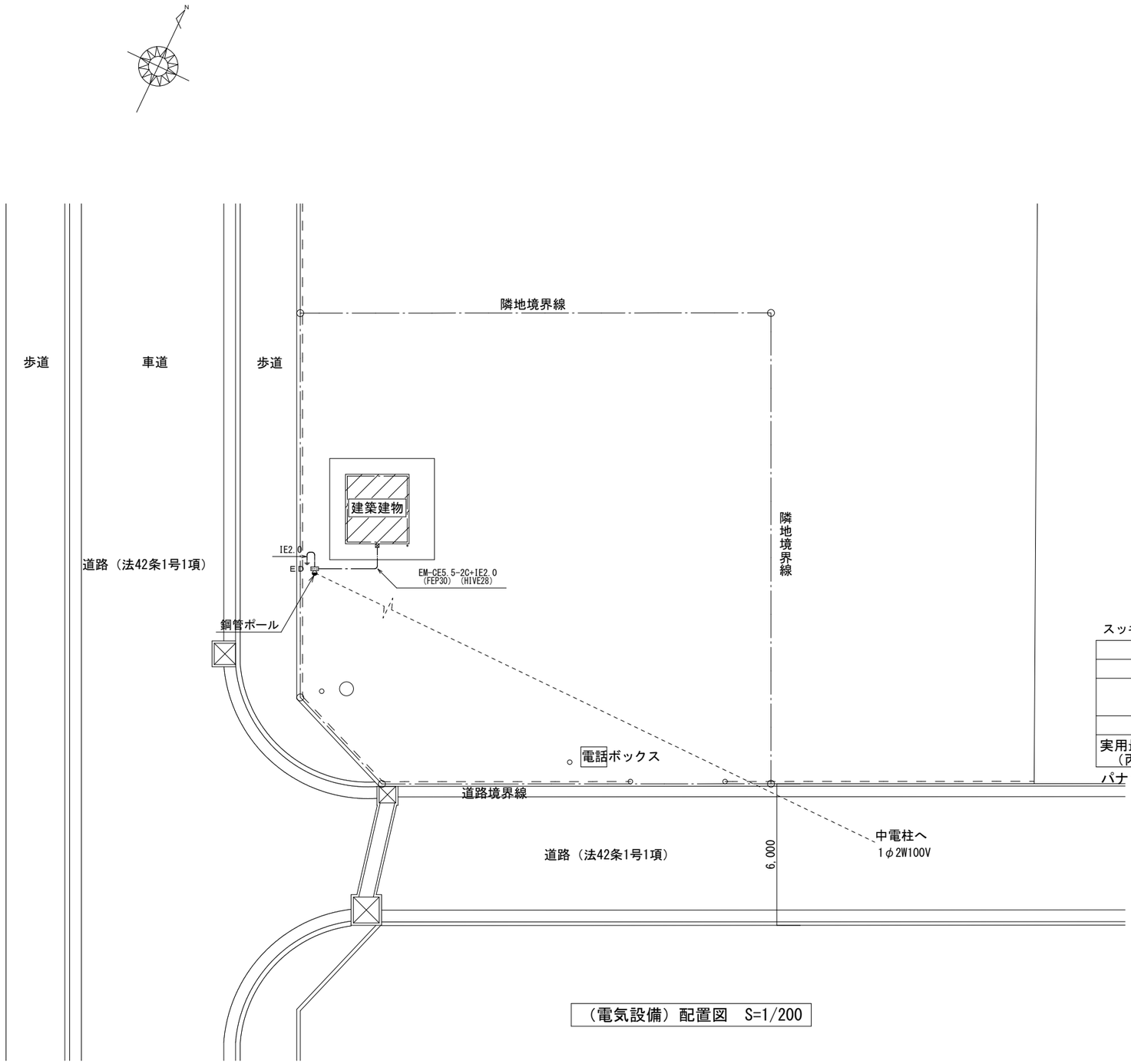

（電気設備）配置図　S=1/200

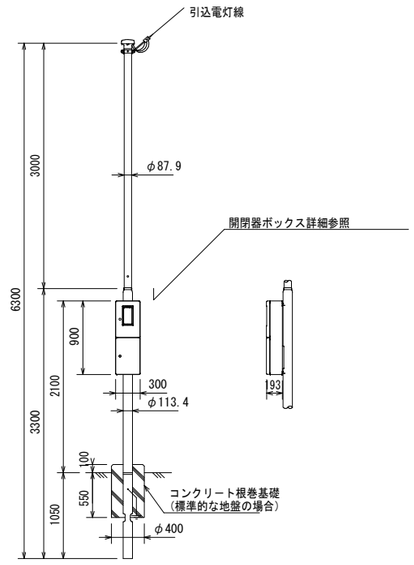

引込柱　詳細図　S=1/75

スッキリポール・ボックス付　（電灯線　１４mm^2 用）

用　途	電灯	
全　長	６．３m	
表面処理	ポール本体	フローコート溶融亜鉛めっき後ポリエチレン樹脂被覆
	ボックス	溶融亜鉛めっき鋼板にポリエステル粉体塗装
色　調	アイボリー又はコーヒーブラウン	
実用最大引き込み径間（丙種風圧荷重）	２３m以下	電灯　（ＤＶ14mm㎡×３　）

パナソニック（株）ＸＤＴＡ０１６３Ｗ（Ａ）相当品

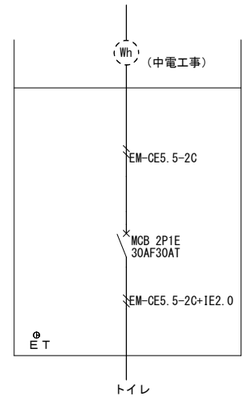

開閉器ボックス詳細

特記事項
埋設管はGLから300mm以上の深さとし，埋設表示テープ敷設のこと
トイレ側P.Boxまでの保護管の立上げはHIVE28とする
Ｄ種接地線はEM-IE1.6以上とし，埋設標取付のこと
引込線はDV2.6-2Rとする
——·—— EM-CE5.5-2C+IE2.0(FEP30)(HIVE28)

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/200	西部団地第一公園トイレ更新工事	E / 02	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME （電気設備）配置図		A-4：71%

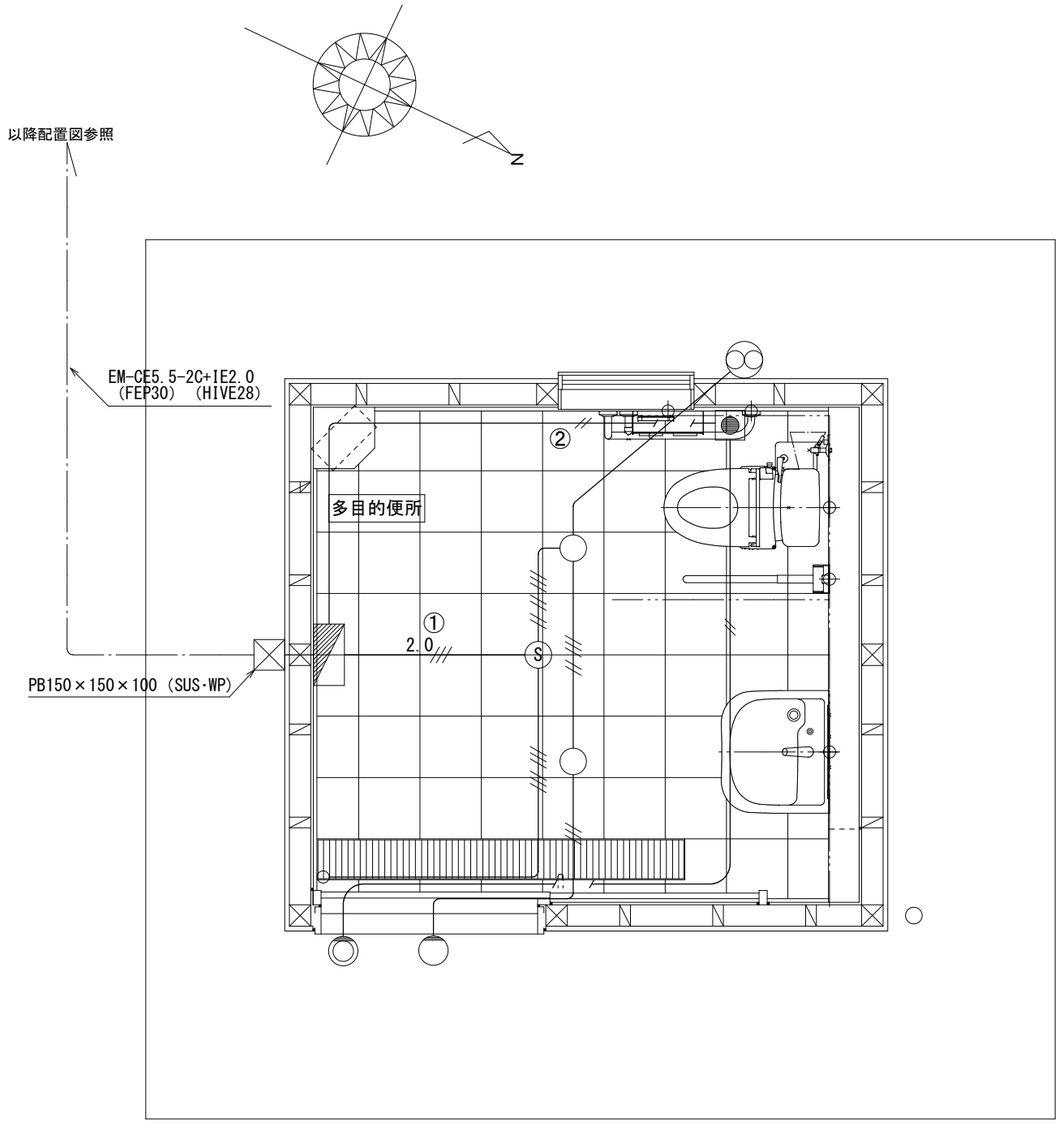

（電気設備）平面図　S=1/30

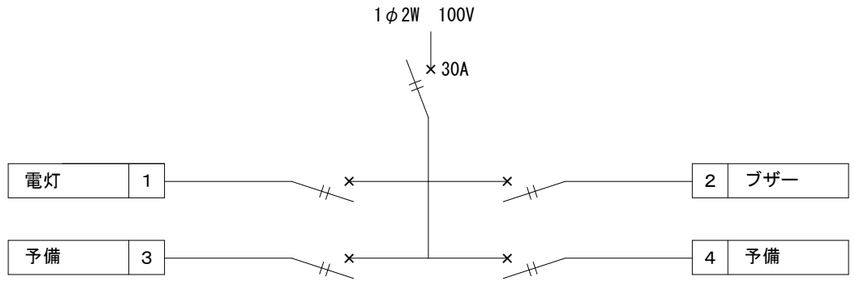

分電盤　参考型番　BQWB82342

記号	名称	参考型番	備考
○	電灯	AH50657	ＬＥＤ
▰	分電盤	BQWB82342	
⊗	換気扇	FY-08PDL9D	FY-MFX043ガラリ付
(S)	熱線ｾﾝｻ付自動ｽｲｯﾁ	WTK2604	換気扇連動用 明るさｾﾝｻ付
◎	非常用回転灯	EA5501	ブザー無、回転灯カバー「赤」
▣	非常押しﾎﾞﾀﾝ	EK50	
○	熱線ｾﾝｻ付自動ｽｲｯﾁ 操作ﾕﾆｯﾄ	WTC58207W	
◑	LEDﾌﾞﾗｹｯﾄ	LGWJ85116W	明るさｾﾝｻ付

EEF1.6-2C(VE22)

EEF1.6-3C(VE22)

EEF1.6-2C+3C(VE22)

EEF1.6-3C×2(VE22)

EEF1.6-2C×2+3C(VE22)

EEF2.0-2C(VE22)

2.0
EEF2.0-3C(VE22)

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/30	西部団地第一公園トイレ更新工事	E 03	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME （電気設備）平面図、分電盤		A-4： 71%

令和７年度　西部団地第一公園トイレ更新工事　機械設備工事　特記仕様書

Ⅰ．工　事　概　要

１．工　事　場　所　　三原市沼田西町惣定10066-168の一部

２．建　物　概　要

建物名称	構　造	階　数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備　考
公衆便所	木造	地上1階	7.14		新築

３．工　事　種　目　　（ ⊙ 印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種別 ／ 工事種目	公衆便所				
・空気調和設備					
・換気設備					
・排煙設備					
・自動制御設備					
⊙衛生器具設備	新設一式				
⊙給水設備	新設一式				
⊙排水設備	新設一式				
・給湯設備					
・消火設備					
・ガス設備					
・厨房設備					
・浄化槽設備					
・雨水利用設備					
・特殊ガス設備					
⊙電気設備工事	電気設備工事の部による				
⊙建築工事	建築工事の部による				

４．指　定　部　分　　※ 無し　・ 有り（工期　令和　　年　　月　　日）

対象部分：

５．設　備　概　要　（改修の場合は既存の概要を示す。）

空調設備	空気調和方式等	・空気調和（ ・パッケージ方式　・ガスエンジンヒートポンプ方式 ・ファンコイルユニット・ダクト併用方式 ・単一ダクト方式　・各階ユニット方式 ）
	主要熱源機器	・空気熱源ヒートポンプユニット　・マルチパッケージ形空気調和機 ・パッケージ形空気調和機　・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・チリングユニット　・吸収冷温水機　・吸収冷温水機ユニット ・鋼製ボイラー　・鋳鉄製ボイラー ・温水発生機（ ・真空式　・無圧式 ）
	換気設備	・１種換気　・２種換気　・３種換気
	排煙設備	・機械排煙（ ・有　・無 ）　適用法規（ ・建基法　・消防法 ）
	自動制御設備	・自動制御方式（ ・電気式　・電子式　・デジタル式 ）
衛生設備	給水方式	・水道直結　・高置タンク　・ポンプ直送　⊙水道直結増圧
	排水方式	建物内の汚水と雑排水（ ・合流　○ 分流 ） ポンプ排水　・有（ ・汚水　・雑排水　・湧水 ）　・無
	放流先 汚水	⊙直放流下水管　・浄化槽
	放流先 雑排水	⊙直放流下水管　・浄化槽　・側溝　・別途桝
	排水桝	・有（計画容量：　　m3 ）　・無
	給湯設備	・有（ ・局所式　・中央式 ）　・無 熱源（ ・電気　・都市ガス　・液化石油ガス　・灯油　・A重油 ）
	消火設備	・屋内消火栓　・連結送水管　・屋外消火栓　・スプリンクラー ・消防用水　・泡消火　・連結散水装置　・粉末消火装置 ・不活性ガス消火（ ・窒素　・　　）　・ハロゲン化物消火 ・フード等用簡易自動消火装置　・無
	ガス設備	・都市ガス　種別　（　　MJ／m3N ）　・液化石油ガス
	浄化槽設備	・有（ ・合併処理　・小規模合併処理　・　　）　・無

Ⅱ．工　事　仕　様

１．共　通　仕　様

１）特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の標準仕様書等による。ただし、⊙ 印の付いたものを適用する。

⊙ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）最新版（以下「標準仕様書」という。）

・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）最新版（以下「改修標準仕様書」という。）

⊙ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）最新版　（以下「標準図」という。）

２）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。

２．特　記　仕　様

１）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

２）特記事項のうち選択する事項は〇　印の付いたものを適用する。
ただし、〇　印のない場合は　※　印を適用する。
⊙ 印　　※ 印の場合は共に適用する。

区分	項　目	特　記　事　項
一般共通事項	① 施工図等	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	２．電気保安技術者の適用	中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を（ ・適用　・準用 ）する。
	③ 施工条件	現場説明書による。
	④ 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を、監督職員に提出する。
	⑤ 発生材の処理等 ※54. 建設廃棄物の処理も確認すること	引渡しを要するもの　※ 有（ ・機器類　・金属類　・　） ・無
		特別管理産業廃棄物　※ 無 ・有（ ・配管用保温材　・　）
		再生資源化を図るもの　※ 無 ・有（ ・　・　・　）
		アスベスト含有設備資機材（ガスケット、パッキン、たわみ継手等）は関係法令に従い適切に処理を行う。引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。
		撤去機材等（アスベスト類を含む）の搬出・処分費 ※ 本工事　・別途工事
		フロン、臭化リチウム液、残油処理の搬出・処分費 ※ 本工事　・別途工事

一般共通事項		
	６．環境への配慮	１）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。 ２）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 ３）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	７．機材の品質等	１）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 ２）別表－１に示す機材等を使用する場合は次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
	８．機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集（令和元年版）によるほか、監督員の指示による。
	９．図形表示	機器類は、図示する形状及び配管等の取出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。
	10．容量等の表示	１）機器類の能力、容量等は原則として表示された値以上とする。 ２）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された値以下とする。
	11．技能士の適用	・建築板金（ダクト製作及び取付）　・熱絶縁施工（保温工事） ・配管（配管工事）　・冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器据付）
	12．化学物質の濃度測定	建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定　※ 不要　・要 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は（ ※ 現場説明書　・　・　）による。
	13．完成時の提出図書	完成図（図面の種類は監督職員の指示による。） ⊙ 原図（ 普通紙 ） ⊙ 二つ折り製本（ ・Ａ１版　＿部 ○ Ａ３版　３　部 ） ・既存完成図（ＣＡＤデータ含む）の修正（開仕切、室名等含）を行う。 保全に関する資料（ ※ ２部　・　＿部　・ 提出不要） （ ※ 標準仕様書　・ 図示 ）による。
	14．インバーター用制御及び操作盤	「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（平成１６年１月制定　原子力安全・保安院）」及び「高調波抑制対策技術指針（ＪＥＡＧ９７０２－２０１３）」に基づき、高調波対策を行う。
	15．総合試運転調整	下記項目の総合調整を行ない測定表を監督職員に提出する。（ 部） ・ 風量調整　・ 水量調整　・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定　・ 騒音の測定 ・ 飲料水の水質の測定　・ 雑用水の水質の測定　・ 測定箇所等は監督職員との協議による。
	16．弁類	ステンレス管に使用するバルブは５０Ａ以下は青銅製、６５Ａ以上はステンレス製を使用する。
	17．伸縮管継手	※ ベローズ形　・ スリーブ形
	18．防振継手	※ 合成ゴム製（球形）　・ ポリテトラフルオロエチレン製 ・ ベローズ形（ステンレス製）
	19．絶縁継手	※ 標準図（施工３）による。
	20．スリーブ	つば付き鋼管製に替えて、非加硫プチルゴム系止水材でもよい。
	21．油面制御装置	液面制御装置の機能は、標準仕様書によるほか図示による。
	22．遠隔油量指示計	副指示計は図示による。
	23．瞬間流量計	１）形式はピトー管式（コック付）とする。　※ 固定式 ２）下記の箇所、若しくは図示により取付ける。 ・ ボイラー又は熱交換器の温水出口　・ 冷凍機類の冷水出口 ・ 冷温水ヘッダーの各送り管　・ 冷凍機類の冷却水出口 ・ ユニット形空気調和機の冷温水入口
	24．配管の建物導入部	（ ・給水　・ガス　・油 ）配管の変位吸収は（ ※ 標準図（施工４．５）　・ 図示 ）による。
	25．ステンレス鋼管の接合方法	呼径６０Ｓｕ以下の継手は、ＳＡＳ３２２を満足するものとする。
	26．ビニル管の接合方法	※ 接着接合　・ ゴム輪接合
	27．ポリエチレン管の接合方法	５０Ａ以下　※ メカニカル接合　・ 電気融着接合 ７５Ａ以上　※ 電気融着接合
	28．溶接配管の検査	・ ガス配管　・ 冷温水配管　・ 冷却水配管 非破壊検査　※ 無　・ 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査 ・ 放射線透過検査 抜取率は　・ 標準仕様書による　・　％
	29．異種管の接続	鋼管とステンレス鋼管、銅管と鋼管は（ ※ 標準図　・ 図示 ）による。
	30．支持金物・固定金具	ポンプ及び屋外設置機器・ピット内のアンカーボルト、ナットはステンレス（ＳＵＳ３０４）製とし、屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等はステンレス（ＳＵＳ３０４）製又は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。 溶融亜鉛めっきは　※ ２種３５　・ ２種５０

一般共通事項		
	31．埋設表示	標準仕様書によるほか図示の箇所に設ける。
	32．保温	１）屋内露出（一般居室、廊下）の外装は　※ Ａ１　・ Ａ２ ２）冷媒管の保温外装は 屋内露出　・ 合成樹脂カバー（ａ１・(イ・ロ)・Ⅰ） ・ 保温化粧ケース（耐候性樹脂製） 屋外露出　・ ステンレス鋼板（ｅ２・(イ・ロ)・Ⅰ） ・ 保温化粧ケース 屋外保温化粧ケースの材質　・ 耐候性樹脂　・ ステンレス鋼板 ・ 高耐食鋼板（溶融亜鉛めっき） ３）標準仕様書以外で多湿箇所の適用（ ※ 無　・　）とする。 ４）全熱交換器の機器外気側ダクト（ ※ 給気側　・ 排気側外壁より　１ｍ ）は、保温（２５mm厚）する。 ５）厨房用排気ダクトの断熱（隠ぺい部） ・ Ⅰ・(イ)・Ⅸ 又は ｈ・(イ)・Ⅸ　・ 行わない。 ６）共同溝の保温種別は　（ 配管　：　・ ダクト：　・　）とする。
	33．塗装	下記の部分を除き、原則として塗装（標準仕様書第２編３．２による）を行う。 亜鉛めっきされたもので、常時隠ぺいされる部分、金属電線管、鋼製架台及び支持金物類、主・各階機械室内等及び電気室内の亜鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管、カラー亜鉛鉄板面、亜鉛めっき以外のめっき仕上げ面、樹脂コーティング等を施したもので、常時隠ぺいされる部分アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム－亜鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面、埋設されるもの。 （ただし、防食塗装部分を除く） 塗装を施さない部分・箇所　※ 倉庫　・ 車庫　・ 駐車場 ただし、残りネジ部及びパイプレンチのチャック跡部の鉄面は、さび止めペイント２回塗りを行う。
	34．足場	「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置にあたっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり据置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場（ ※ Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ種　・ Ｅ種　・ Ｆ種　・ Ｇ種 ） ・ 外部足場（ ※ Ｄ、Ｅ種　・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種　・ Ｆ種 ）
	35．工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は全て受注者の負担とする。
	36．監督職員事務所	本工事で設置する。（規模及び仕上げの程度は現場説明書による）
	37．工事用仮設物	構内につくることが　※ できる　・ できない
	38．土工事	１）埋戻し土は　※ 根切り土の中の良質土 （コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・ 山砂の類 ２）建設発生土は　※ 構内散布ならし　・ 構内の指示する場所に堆積 ⊙ 構外に搬出し適切に処理（現場説明書）
	39．コンクリート工事	コンクリートの設計基準強度は　※ １８Ｎ／mm２以上 ・ 図示による。
	40．耐震措置	設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし、重量1kN以下の軽量な機器については、設備機器の製造者の指定する方法で確実に行えばよいものとする。 １）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、 地域係数（ ・１．０　※ ０．９　・ ０．８ ）と、 次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 ・ 特定の施設　・ 一般の施設 設置場所 ／ 機器種別 ／ 重要機器 ／ 一般機器 ／ 重要機器 ／ 一般機器 上層階屋上及び塔屋：機器 ２．０ １．５ １．５ １．０；防振設置機器 ２．０ ２．０ ２．０ １．５；水槽類 ２．０ １．５ １．５ １．０ 中間階：機器 １．５ １．０ １．０ ０．６；防振設置機器 １．５ １．５ １．５ １．０；水槽類 １．５ １．０ １．０ ０．６ 地階・１階：機器 １．０ ０．６ ０．６ ０．４；防振設置機器 １．０ １．０ １．０ ０．６；水槽類 １．５ １．０ １．０ ０．６ 上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３、１３階建以上の場合は上層４階とする。 中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの。 重要機器は次のものを示す。 ・ 給水機器（　　） ・ 排水機器（　　） ・ 換気機器　・ 空調機器　・ 熱源機器　・ 防災機器 ・ 監視制御設備　・ 危険物貯蔵装置　・ 火を使用する設備 ・ 避難経路上に設置する機器 ２）設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とする。
	41．電線類	１）ＥＭ電線類で規格等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、電線及びＥＭケーブルは標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による。 ２）電線の色別は、原則として電気設備工事の工事仕様書による。
	42．施工調査	・ 施工に先立ち、改修工事関連部分（施工部位により既存性能を損なうおそれのある部分）の事前確認を行い監督職員に報告書を提出する。 ・ 既存設備システムの事前調査を行い監督職員に報告書を提出する。調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。 改修工事の対象となる既存設備システム ・ 排水放流先　・ 中央監視盤　・
	43．撤去工事	撤去する配管、ダクト（付属品含む）の保温材は、配管・ダクト等より分離する。
	44．非破壊検査	はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い、監督職員に報告する。原則、探査方法は走査式埋設物調査（電磁誘導法または電磁波レーダ法）とする。 放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合、範囲は監督職員の指示による。放射線透過検査の検査費は別途とする。
	45．他工事との取合い	図面に特記のない場合は別紙「工事区分表」による。 電気設備工事、建築工事等との合併工事の場合は工種区分とする。
	46．天井仕上区分	（　）書きの室名は天井無しを示し、その他は天井ありを示す。
	47．その他	特記事項に「図示による」とあるものは、別図（機器・器具表、系統図、平面図等）を示す。
	48 完成時の提出書類等	（１）工事竣工図書引渡し書　Ａ４版　１　部 （２）完成図書（Ａ４版）　４　部 （３）諸官庁届出書類一覧表（諸官庁届出書類(正)許可証(正)共）　１　部

一般共通事項		
		（４）完成図面・施工図面二折製本　Ａ３版　３　部 （５）縮小完成図面・施工図面二折製本　Ａ４版　３　部 （６）工事記録写真　Ａ４版（工事記録写真カラーサービス版）　１　部 （完成写真カラーサービス版）　部 （７）運転操作説明書・取扱説明書を簡易にまとめたもの　Ａ４版製本　部 （８）工事監理図書　Ａ４版　部 （９）電子成果品（電子納品）　部 （10）建物基本情報及び型式台帳（監督員が指定する様式で作成）　部 （11）その他監督員が必要と指示したもの　１式
	49．電子納品	電子成果品を「営繕工事電子納品要領」（以下、要領という）に基づき作成する。 （１）工事管理ﾌｧｲﾙ （２）完成図・施工図 （３）完成写真 （４）保全に関する資料（協議） （５）発生材関係資料（協議） ※電子納品対象データは同要領に基づくが、変更がある場合は監督職員との協議で決定する。
	50 工事中情報共有システム	（１）本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （２）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html （３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。 （４）受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。
	51 工事実績情報の登録	標準仕様書第１編1.4.1に基づいて適切に行うこと。
	52 施工計画書	工事の着手に先立ち、現場の体制・組織、仮設計画、安全衛生管理、緊急時の連絡、災害予防その他の現場運営に必要な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し提出する。
	53 履行報告	また各種別の工事の施工にあたっては「工種別施工計画書」を作成する。 約款第１１条に規定する工事履行報告書は、工程写真、状況写真を添付して月１回提出する。
	54 建設廃棄物の処理	（１）本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等（選別を含む）により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則、県内処分） （２）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記（１）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 （３）本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物理立税が課税されるので、適正に処理すること。なお、本工事では、広島県産業廃棄物理立税相当額を見込んでいる。
	55 優先順位	設計図書の優先順位は次の順序とする。 ①技術的説明事項（追加説明、質問回答書を含む） ②特記仕様書　③設計図面　④標準仕様書・標準図
	56 官公署その他への手続き等	官公署その他への手続きは、受注者が選任なく行い、これに要する費用は、すべて受注者の負担とする。また関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査において、その検査に必要な資機材及び労務を提供し、これに直接要する費用を受注者が負担する。
	57．別契約の関係工事との協議	建築、電気その他別契約の関係工事について、工程及び、取合部分の施工に関し、常に緊密に連絡し、工事の円滑な進捗を図るものとする。
	58 調査への対応	工事中及び竣工後、下記に示す調査を行うため発注者より連絡があれば対応すること。 ①公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等） ②契約不適合調査…建設工事請負契約約款第５３条定める期間内
	59 工事現場の表示	現場の見やすい位置に監督職員が指示する次の表示板を設置する。
	60 交通誘導員	＿給水管接続＿作業期間、交通誘導員を＿１＿（人／日）配置すること。
	61．説明板等	・ 説明書（監督職員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の取扱要領を記載した説明書等を作成する。） ※ 工事名等の表示板（900㎜×600㎜）・工事概要等の説明看板（900㎜×600㎜） ・ 説明板（監督職員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の系統図、取扱要領を記載した説明板を作成する。）
	62 工事中の補償	地上物件、地中埋設物等で本工事に起因して損傷した場合は、速やかに補修し、完全に復元するものとする。
	63 工事後の補償	工事完成引渡後、施工または機器、材料の不備による故障は、約款第４２条（契約不適合）により２年間受注者の負担で完全に補修するものとする。
	64 完成引渡しまでの管理	工事完了後も予め監督職員の指示した日時までは受注者で管理し、各種公課に対する料金及び各種の被害（火災、盗難、破損等）は一切受注者の負担とする。
	65．快適トイレモデル工事	本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型　・受注者希望型）であり、「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。 快適トイレチェックシートの様式は、「広島県の調達情報」の「様式集＞建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。 また、完成検査までに提出するアンケートは、「広島県の調達情報」の「入札契約制度＞入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE
	2025.08.	

CH.	CH.	DR.

TITLE　西部団地第一公園トイレ更新工事

NAME　機械設備工事特記仕様書（一般共通事項）

NO. M 01

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

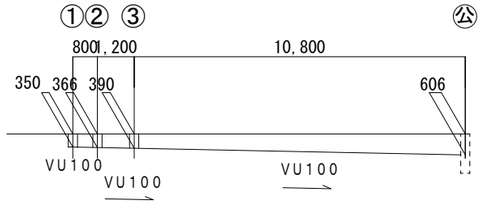

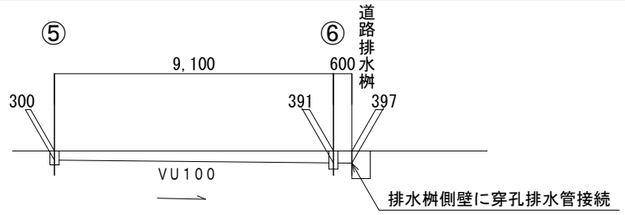

勾配図　S= no.scale

桝リスト

記　号	名　　称	桝　種　別	蓋	特　記　事　項
1	小口径桝	SD100-150	ICO-H	100-150-350
2	小口径桝	SD100-150	ICO-H	100-150-366
3	小口径桝	SD100-150	ICO-H	100-150-390
4	小口径桝	SD100-150	ICO-H	100-150-606
公	公共桝			
5	排水溜桝	AM300	ICO-H	排水溜桝φ300-200-300
6	排水溜桝	AM300	ICO-H	排水溜桝φ300-200-391

特記事項

給水管は耐衝撃硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)とする

給水管の埋設深さはGL-300mmとする

給水管埋戻し時，土被り150mm程度の深さに埋設表示用アルミテープを埋設すること

排水管は硬質ポリ塩化ビニル管(VU)とする

発生土は場内敷きならすこと

—·——·— 給水管

——————— 排水管

点線は既設配管を表す

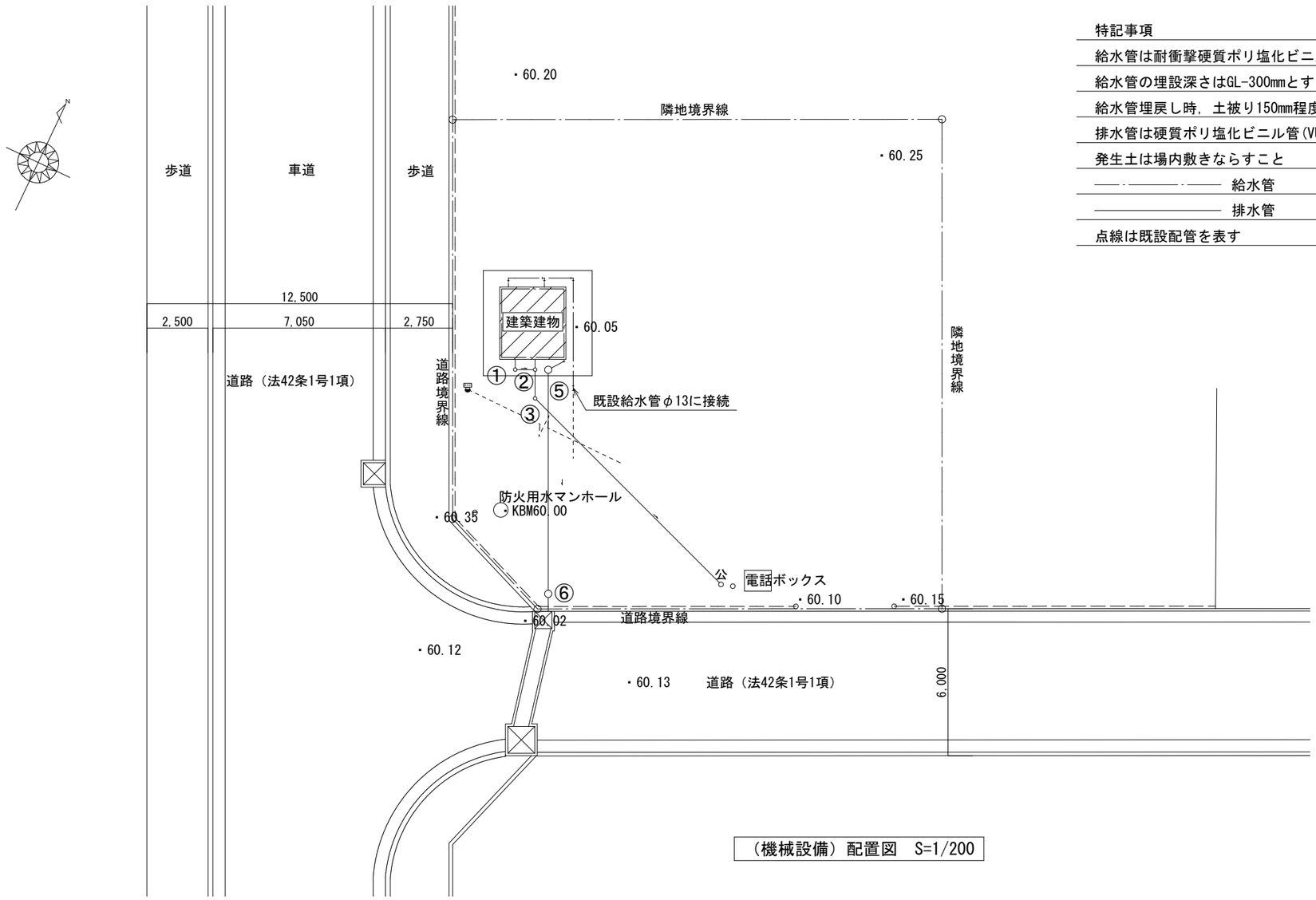

（機械設備）配置図　S=1/200

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2025.08.		SCALE 1/200
CH.	CH.	DR.	

TITLE 西部団地第一公園トイレ更新工事

NAME （機械設備）配置図、勾配図

NO. M 02

図面縮小率
A-3：100%
A-4： 71%

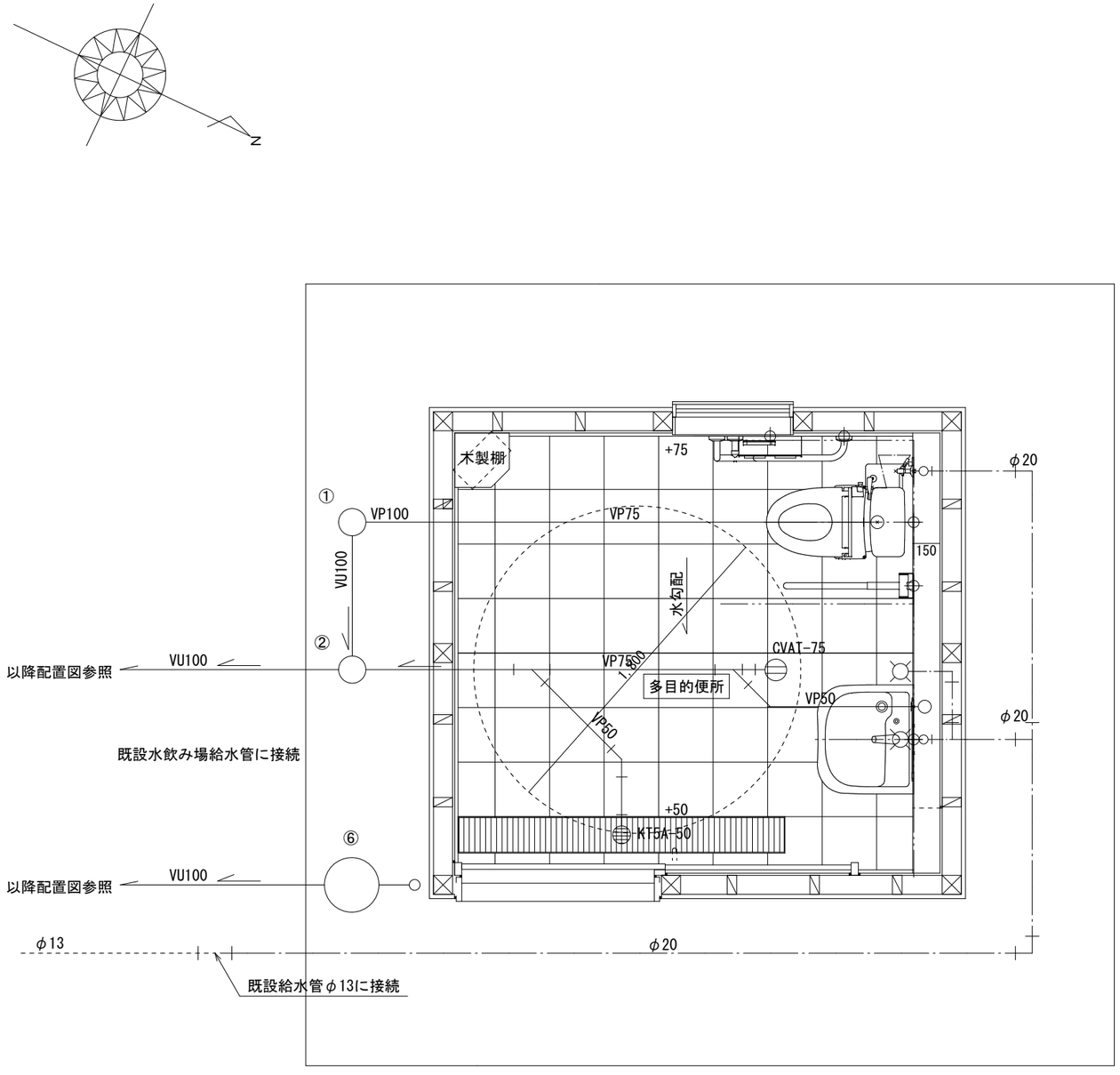

特記事項

給水管は耐衝撃硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)とする

給水管の埋設深さはGL-300mmとする

給水管埋戻し時，土被り150mm程度の深さに埋設表示用アルミテープを埋設すること

排水管は硬質ポリ塩化ビニル管(VU)とする

発生土は場内敷きならすこと

―・―・― 給水管

――――― 排水管

点線は既設配管を表す

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/30	西部団地第一公園トイレ更新工事	M 03	A-3：100%
CH. CH.	DR.		NAME （機械設備）平面図		A-4： 71%

皆実東公園トイレ更新工事

図面番号	図　面　名　称	縮　尺
A-00	タイトル、図面リスト	
A-01	建築工事特記仕様書（１）	
A-02	建築工事特記仕様書（２）	
A-03	木造工事特記仕様書（構造関係）	
A-04	解体工事特記仕様書	
A-05	付近見取図	
A-06	（更新前）配置図	1/250
A-07	（更新後）配置図、断面図	1/250
A-08	丈量図、求積図、求積表	1/250 1/50
A-09	建築概要、仕上	
A-10	平面図	1/30
A-11	屋根伏図	1/30
A-12	立面図	1/50
A-13	矩計図	1/20
A-14	壁量計算と壁のつりあい良い配置のチェック	1/100
A-15	接合部計算表、柱・壁伏図	1/100
A-16	基礎伏図、断面詳細図	1/30
A-17	床・土台伏図、小屋伏図	1/30
A-18	軸組図（X1・X2通り）	1/30
A-19	軸組図（Y1・Y2通り）	1/30
A-20	展開図（１）	1/30
A-21	展開図（２）	1/30
A-22	（外構）配置図、土止めエ・コンクリート舗装　詳細図	1/200　1/30
A-23	（解体）便所詳細図	1/30
A-24	（解体）排水桝　詳細図	1/100

図面番号	図　面　名　称	縮　尺
A-25	仮設計画図（参考図）	1/200
E-01	電気設備工事特記仕様書	
E-02	（電気設備）配置図	1/100
E-03	（電気設備）平面図、分電盤	1/30 1/50
M-01	機械設備工事特記仕様書（一般共通事項）	
M-02	（機械設備）配置図、勾配図、桝リスト	1/100
M-03	（機械設備）平面図	1/30

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE
	2025.08.	

CH.	CH.	DR.

TITLE　皆実東公園トイレ更新工事

NAME　タイトル、図面リスト

NO. A-00

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

Ⅰ．工　事　概　要　　仕　様　書

１．工事名称　：都市公園トイレ更新工事（うち，皆実東公園トイレ更新工事分）

２．工事場所　：三原市皆実四丁目812-5の一部

３．敷地面積　：399.87㎡

４．構造規模　：木造　平屋建て　延面積　7.14㎡

５．工事種目　：建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事

６．別途工事　：

７．調査協力について
本工事は工事中及び竣工後，次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
（１）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）
（２）契約不適合調査…建設工事請負契約約款第５３条に定める期間内
（３）公共建築物木材利用事例調査票…工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）

８．公衆災害防止措置
（１）工事に際し工事関係者以外の第三者の生命・身体及び財産の危害並びに迷惑を防止するために必要な措置を執ること。
（２）上記について，「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月１２日付け建設事務次官通達）」に基づき実施すること。

９．現状復旧
工事に際し隣接建築物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと。

１０．主要資材
（１）この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請負わせようとする場合は，原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。
（２）主要資材を購入しようとする場合は，極力三原市内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし，予め購入先の名称・所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする。
（３）当該工事に使用する砂については，海砂（県外産を含む）を使用しないこと。

Ⅱ．建築工事仕様

１．共通仕様
（１）　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築木造工事標準仕様書（令和４年版）」（以下，「木造標準仕様書」という。）による。図面，本特記仕様書及び木造標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」（以下，「標準仕様書」という。）による
（２）　受注者は完了検査（中間検査含む）には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意すること。

２．特記仕様
（１）項目は番号に○印のついたものを適用する
（２）特記事項は○印のついたものを適用する
　　○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
　　○印と　◎　印のついた場合は共に適用する
（３）項目に記載＜　　＞の内表示番号は、木造標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
　　（　　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（４）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
（５）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　目	特　記　事　項
０　法規制	１	敷地の位置	○都市計画区域内（○新街化区域　・市街化調整区域）　・都市計画区域外 用途地域　（　　） 防火地域　・準防火　・○指定無し その他の区域，地域，地区，街区　（　　）
１　一般共通事項	１	適用基準等	※建築工事標準詳細図（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（以下「標準詳細図」という） ※建設工事公衆災害防止対策要綱　　※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ※建築工事安全施工技術指針　　※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） ※県産木材の利用の促進に関する指針 図面，本特記仕様書，標準仕様書及び改修仕様書に記載のない事項は次による。 ・建築物解体工事共通仕様書　平令和４年版　　国土交通省大臣官房官庁営繕部
	２	工事実績情報の登録 <1. 1. 4>	受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。
	３	電気保安技術者 <1. 3. 3>	※　配置する
	４	発生材の処理等 <1. 3. 8>	・引き渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ・再生資源化を図るもの ・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材 ・上記以外　１．３．８（ｂ）（３）及び監督職員との協議による。 １）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象となならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理すること。（原則，県内処分） ２）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（１）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うもののの中から，運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き，再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 ３）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。なお，広島県産業廃棄物税は見込んでいる。

１　一般共通事項

５　環境への配慮 <1. 4. 1>

化学物質を放散させる建築材料等
本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の１）から４）を満たすものとする
１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する
２）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する
３）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する
４）１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする
ホルムアルデヒド放散量　規制対象外
①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
ホルムアルデヒド放散量　第三種
①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする

６　材料の品質等 <1. 4. 2>

材料・機材等の品質及び性能
１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする
２）本工事に使用する材料のうち、３）に指定する材料の製造業者等は、次の（１）～（６）の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない
（１）品質及び性能に関する試験データが整備していること
（２）生産施設及び品質の管理が適切に行っていること
（３）安定的な供給が可能であること
（４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること
（５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
（６）販売、保守等の営業体制が整えていること
３）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既成調合モルタル	可動間仕切
ルーフドレン	移動間仕切
吸水調整材	トイレブース
錠前類	煙突用成形ライニング材
クローザ類	天井点検口
自動扉機構	床点検口
自閉式上吊り引戸機構	グレーチング
重量シャッター	屋上緑化システム
軽量シャッター	トップライト
既調合目地材	ポリマーセメントモルタル
鋳鉄製ふた	

７　技能士 <1. 5. 2>

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	鉄筋組立作業
コンクリート工事	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水工事	防水施工	アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法 防水工事作業 ＦＲＰ防水工事作業
石工事	石材施工	石張り作業
タイル工事	タイル張り	タイル張り作業
木工事	建築大工	大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	内外装板金作業
	スレート施工	スレート工事作業
金属工事	内装仕上施工	鋼製下地工事作業
	建築板金	内外装板金作業
左官工事	左官	左官作業
建具工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
塗装工事	塗装	建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工	プラスチック系床仕上工事作業 カーペット系床仕上作業 ボード仕上工事作業
	表装	壁装作業
排水工事	配管	建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	溶解ペイントハンドマーカー工事作業 加熱ペイントマシンマーカー工事作業
植栽工事	造園	造園工事作業

※技能士に関しては，積極的な活用を図ること。

８　化学物質の濃度測定 <1. 5. 9>

１）図示した室のホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する
パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う
①３０分間換気
測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する
②５時間閉鎖
①の後、測定対象室すべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする
③測定
イ　②の状態のままで測定する
ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する
ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする

１　一般共通事項

９　工事写真等

④分析
測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する
⑤その他
監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること
２）木材の防腐・防蟻処理剤は，クロルピリホス，ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし，加圧式防腐・防蟻処理等は木工で行い十分乾燥させた後現場に搬入する
３）保温材，断熱材，緩衝材については，ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする
４）塗料，壁紙，仕上塗材，合板，接着剤等で屋内に面するものについては，ホルムアルデヒドを発散しないか，発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする
５）屋内に面して用いる材料は，上記２）～４）に適合した上で，揮発性有機化合物の発散が無いし若しくは極めて少ないものを選択するように努め，１）の規定を満たすこと

下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事撮影要領」によるものとする
（１）工程写真
工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする
（２）工事中写真
水中又は地下に埋設される部分，その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分，及びその他監督職員が指示する箇所は，Ａ４版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする。
提出部数：１部
（３）完成写真
【撮影箇所】建物外観各方向，主要箇所，主要室内その他監督職員が指示する箇所
【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　　部　　・Ａ４版写真台帳　　部
【完成写真の撮影業者】・監督職員の承諾する撮影業者
（４）その他の写真
隣接建物等に損傷のおそれがある場合は，施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする
（５）保管
工事写真のネガ・データは，受注者において工事完成後２年間保管すること

１０　完成時の提出図書 <1. 7. 1~3>　※提出を要する　完成図書：１部　<第1. 7. 1>
竣工図の種類（※全て・　　）
作成方法　CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要））
原図　※普通紙　・　不要
竣工図　二つ折製本（・Ａ１版　　部　・Ａ２版　　部　・Ａ３版　　部）
竣工図は原則として原図にて修正を行い，施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による
なお，１２　電子納品で対象工事である場合は，加えて電子成果品を　２部提出すること
・型式台帳
型式台帳は，監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。

１１　電子納品　※電子納品対象工事とする
電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す
成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する
また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること

１２　工事中情報共有システム
（１）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること
（２）本工事で使用する情報共有システムは次とする
広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html）
（３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする
（４）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない

１３　施工図及び施工計画書 <1. 7. 2>　提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする

１４　設備工事との取り合い　（施工範囲）
※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔
※図示した壁、天井の仕上げ材，下地材切り込み及び下地補強
※自動閉鎖装置設置箇所の切り込み及び補強

１５　施工中の安全確保
・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条第２項に基づき，当該工事について，同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する
・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは，本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること

１６　工程報告　別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること

１７　保証書　次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材料名	保証年限	備考
防水工事	・アスファルト防水	年	
	・改質アスファルト防水	年	
	・合成高分子ルーフィング防水	年	
	・塗膜防水	年	
屋根工事	○長尺金属板葺き	10年	漏水の場合等
	・折板葺き	年	漏水の場合等
	・瓦葺き	年	漏水の場合等
防錆工事		年	
特殊床工事	・フローリング及び塗装	年	
プール工事	・プール本体	年	・ｱﾙﾐ・ｽﾃﾝﾚｽ・FRP
	・塗装（通常塗装の場合）	年	
植栽工事	・活着	年	枯死の場合
防蟻処理		年	

１８　中間技術検査 <1. 6. 2>　※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）　・行わない

１９　石綿含有成形板の処理等
（１）処理を行う石綿含有成形板の仕様
・石綿スレート　・石綿セメント珪酸カルシウム板　・その他
（２）施工調査
石綿含有成形板の撤去にあたり，事前の調査を次の事項について行う。調査結果は，図面により記録し監督員に提出する
（イ）石綿含有成形板の使用部位の確認（記載上のその使用範囲のみならず広く確認を行う）
（ロ）石綿含有成形板の種別，厚さ等の確認
（ハ）石綿含有成形板使用数量の確認
（ニ）施工範囲等の確認
（３）施工中の掲示
石綿障害予防規則に基づいた作業を行う旨の掲示を作業現場の見やすい場所で行うこと
（４）本項目のそのほかの仕様は公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部整修）（平成２５年度版）による

２０　設計ＧＬ　※図示による　・（　　）

２１　耐荷重及び耐外力　外壁ＡＬＣパネル工事，外壁押出成形セメント板工事，合成高分子系ルーフィングシート防水工事（機械的固定工法），外壁石取付け（乾式工法）工事，屋根葺き（長尺金属板，折板，粘土瓦）工事，アルミニウム製笠木工事，ガラスブロック積み工事において，施工計画書により工法を定める際の，建築基準法に基づき定まる風圧力算定のための風速(Vo)，区分等は次のとおりとする
基準風速　Ｖｏ＝ 32 ｍ／ｓ
地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　○Ⅲ　・Ⅳ
積雪区分　建設省告示第１４５５号　別表（　　）

２２　検査記録　杭地業工事，鉄筋工事，コンクリート工事，鉄骨工事については，次の内容を記載した検査記録を整備すること
・工事完了通知書第４面及び照会方法が確実に行われていることを証明する書類（ＩＣＢＡ（建築行政センター）の「構造審査・検査の運用解説」第５章資料に示す「施工状況報告書等」に記載する内容）

２　仮設工事

１　足場等　外部足場：くさび式手摺先行足場を想定　<2. 2. 4>
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては，同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。

２　監督職員事務所等　※ 設ける　・ 設けない　<2. 3. 1>
現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による

３　工事用水　構内既存の施設　※ 利用できない　・利用できる（ ※ 有償　・ 無償）

４　工事用電力　構内既存の施設　※ 利用できない　・利用できる（ ※ 有償　・ 無償）

５　仮囲い等の安全施設　別紙設計図による

６　工事現場の表示　現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板を設置する
※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）

７　交通誘導員　※配置する　・配置しない
※大型車両進入時　（　１　）人／日　・常時配置　（　　）人／日
・（　　）作業期間　（　　）人／日

８　快適トイレモデル工事　本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型　・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。
快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集＞建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。
また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札・契約制度＞入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

３　土、地業、基礎工事
４　木造工事
５　軸組構法（壁構造系）工事
６　軸組構法（軸構造系）工事
７　枠組壁工法工事
８　丸太組構法工事
９　ＣＬＴパネル工法工事
【３は建築工事特記仕様書を流用する】
４～９は特記仕様書（構造関係）による

１０　木工事

１　材料　<10. 2. 2><10. 2. 3><10. 2. 4>
木工事に使用する木材は、使用材料表９による
木工事に使用する合板等は、使用材料表１０による
・釘
・ JIS A 5508　材質（　　）
・ JIS A 5508に規定されているもの以外の釘
材質（　　）
・造作材化粧面の釘打ち
※ 隠し釘打ち　・ 釘頭埋め木
・ つぶし頭釘打ち　・ 釘頭現し
・木ねじ
・ JIS B 1112又は JIS B 1135
材質　※ステンレス
・ JIS B 1112又は JIS B 1135 に規定されているもの以外の木ねじ
材質　（　　）

２　表面の仕上げ　<10. 1. 3><表10. 1. 1><表10. 1. 2>
・見え掛り面の表面の仕上げの程度
製材
・機械加工（・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種）
・手加工　※ 内部造作材、外部造作材はＨ－Ｂ種、下地材はＨ－Ｃ種
・Ｈ－Ａ種　・Ｈ－Ｂ種　・Ｈ－Ｃ種
・造作用集成材
・機械加工（・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種）

３　木材の耐蝕性処理　<10. 3. 1>(18. 13. 2)
屋外に使用する仕上げ木材
・木材保護塗料塗り
施工箇所　・図示
種別　・Ａ種　・Ｂ種

４　木材の防虫処理　<10. 3. 2>
施工箇所　・図示
処理方法　・図示

５　外壁通気構法下地　<10. 8. 2>
積雪地域の場合の下地補強

工法種別	補強方法	補強高さ(mm)
・縦通気胴縁工法	※ 木造標準仕様書10. 8. 2(ﾊ)(h)による	
・横通気胴縁工法	※ 木造標準仕様書10. 8. 2(ﾊ)(i)による	

6.　和室の造作　<10. 10. 1>
柱　・ 背割不要の処理

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025. 08.	1/30	皆実東公園トイレ更新工事	A / 01	A-3：100% A-4：71%
CH. CH. DR.			NAME 建築工事特記仕様書（１）		

11 防水工事

1 FRP系塗膜防水 〈11.2.2、4〉

・ルーフドレン
　・ＦＲＰ系塗膜防水用ルーフドレン　・鋳鉄製
・オーバーフロー管
　※ つば付き　製造所の指定する製品
・下地合板の上の防火板
　種類 （※ ケイ酸カルシウム板　・　　）
　厚さ （※ 10mm　・　　）
防水層平場の勾配
　※ 1/100以上
水張り試験　・行う

2 シーリング 〈11.3.2〉〈表11.3.1〉〈11.3.3〉

下表以外は、木造標準仕様書表11.3.1による。
ただし、外装壁タイル接着剤張りの場合のシーリングは標準仕様書11章による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

シーリング材の目地寸法　※　木造標準仕様書11.3.3(1)(ア)～(ウ)による　・

3 防水テープ 〈11.4.2〉

両面粘着防水テープの幅　※ 50mm以上

4 バルコニー手すり 〈11.4.3〉

バルコニー手すりの工法
　※ 木造標準仕様書11.4.3(ｲ)③～⑤までによる固定方法
　・図示

5 ケイ酸質系塗布防水 〈11.5.1〉(9.6.1、3)（表9.6.1、2)

防水層の種別

種別	施工箇所	種別	施工箇所
※ Ｃ－ＵＩ		・Ｃ－ＵＰ	

12 石工事　13 タイル工事

【建築工事特記仕様書を流用する】

14 屋根及びとい工事

1 材料 〈14.2.2〉

※ 改質アスファルトルーフィング下葺材(一般タイプ)
・アスファルトルーフィング940
改質アスファルトルーフィングの精雪寒冷地対策　・行う

2 金属板葺 〈14.3.2～8〉

板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺形式	固定釘等の材質
※ JIS G 3322の屋根用コイル			・平葺（一文字葺） ・心木あり瓦棒葺 ・心木なし瓦棒葺 ・横葺 ⊙立平葺	メッキ釘

心木の防腐・防蟻処理方法(　　)
・平葺（一文字葺）の工法
　はぜの作り方　※ 図示
・心木あり瓦棒葺の工法
　銅板以外の板による屋根一般部分の工法
　　清板及びキャップの留付け方法　※ 木造標準仕様書14.3.5(3)(ｱ)(c)による
　　瓦棒の間隔　※ 図示
　銅板による屋根一般部分の工法
　　瓦棒の間隔　※ 図示
・心木なし瓦棒葺の工法
　屋根の流れ方向に並行な壁との取合い部
　・雨押えを付ける場合
　　※ 木造標準仕様書14.3.6(ｵ)(a)による　・
　・雨押えを用いない場合
　　※ 木造標準仕様書14.3.6(ｵ)(b)による　・
工法
　吊子、各部の釘の留付け間隔　・図示
　1章　15　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
　雪止め　・設置する（施工箇所　・図示　・　　）

3 折板葺 〈14.4.2、3〉〈表14.3.1〉

施工箇所	形式	山高、山ピッチによる区分 山高	山ピッチ	耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先 面戸板	耐火性能
	・重ね形 ・はぜ締め形			（　）種	※ 鋼板製 ・アルミニウム合金板製		・有り ・無し	・30分 ・無し

材料　板及びコイルの種類（　　）
　塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号（　　）
断熱材張り
・行う（断熱材の種別：　　厚さ（mm）：　　防火性能：　　時間）
・行わない
タイトフレームを留め付ける下地材

材質	形状	寸法

工法
　1章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
耐雪性能に対応した工法
・適用する　・適用しない

4 粘土瓦葺 〈14.5.2、3〉

種類 形状による区分	製法による区分	寸法による区分	役物 軒瓦	そで瓦	のし瓦	冠瓦	袖瓦	雪止め瓦	鬼瓦	巴瓦	大きさ	産地等
・J形瓦											※ 図示	
・S形瓦												
・F形瓦												

補強用心木の防腐・防蟻処理方法(　　)

瓦緊結用釘又はねじ

種類	材質等	径及び長さ
・瓦緊結用釘	ステンレス製	
・瓦緊結用ねじ	ステンレス製	

棟補強用金物等

種類	材質等	形状、寸法及び留付け方法
・棟補強用金物	ステンレス製又は溶融亜鉛めっき処理を行った鋼製	

工法
　1章 適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

瓦の緊結方法等工法
　※図示による
瓦桟木の留付け工法　※ 図示　・
棟の工法　※ 木造標準仕様書14.5.3(5)(ｱ)から(ｴ)までによる　・
　・
面戸、雀口及び箕土の露出する瓦接合部に仕上げを施す場合
　・モルタル
　・瓦葺き用しっくい

5 スレート葺 〈14.6.2〉

種類	寸法(mm)（全長さ×全幅）	役物 棟	けらば	着色(色調)	備考
・平形				・無　・有（　　）	
・波形				・無　・有（　　）	

工法
　1章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
　雪止め　・設置する（図示）

6 アスファルトシングル葺 〈14.7.2〉

品質	形状	色調	寸法(mm)	備考

工法
　1章　適用区分による風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
　軒先、けらば等に曲面を設ける場合　※ 半径500mm以上
　雪止め　・設置する（図示）

7 とい 〈14.8.2、3〉〈表14.8.1〉

といの材料
・金属板（鋼板を除く。）
　種類　※ 木造標準仕様書表14.8.1（　　）
　板厚
・谷どい
　種類　※ 木造標準仕様書表14.8.1（　　）
　板厚
・鋼板
　板厚　※ 一般部0.35mm、谷どい部0.4mm
⊙硬質塩化ビニル樹脂製
　種類（　　）
　外径（　　）
　厚さ（　　）
　長さ（　　）
とい受金物
　材種 ⊙溶融亜鉛めっきを行った鋼板製　・銅板製
　形状 ⊙市販品（とい径100以下）　・25×4.5以上
足金物
　材種 ⊙溶融亜鉛めっきを行った鋼板製　・銅板製
多雪地域　・適用する　・適用しない
硬質塩化ビニル製集水器の形状　・図示
硬質塩化ビニル製あんこうの形状　・図示

15 金属工事　16 左官工事　17 建具工事　18 塗装工事　19 内装工事

【建築工事特記仕様書を流用する】

20 ユニット及びその他の工事

1 断熱材等材料 〈20.1.2～4〉

ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※ 規制対象外

・断熱材
　施工箇所　※ 図示

断熱材の種類 分類	材料名	規格番号	厚さ又は使用量
・フェルト状断熱材	・グラスウール	JIS A 9521	
	・ロックウール		
・ボード状断熱材	・グラスウール		
	・ロックウール		
	・ビーズ法ポリスチレンフォーム		
	・押出法ポリスチレンフォーム		
	・硬質ウレタンフォーム		
	・ポリエチレンフォーム		
	・フェノールフォーム		
	・インシュレーションファイバー		
・ばら状断熱材	・グラスウール	JIS A 9523	
	・ロックウール		
	・セルローズファイバー		
・現場発泡断熱材	・吹付硬質ウレタンフォームA種1又はA種1H（難燃性を有するもの）	JIS A 9526	

現場発泡断熱材
（品質・性能）

項目	品質・性能
難燃性	下記のいずれかによっていること （1）JIS A 1321「建築物の内装材及び工法の難燃性試験方法」による難燃2級表面加熱試験又は難燃3級表面加熱試験に適合していること。 （2）法定準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している発熱性試験（コーンカロリー試験）に適合していること。
発熱性	準不燃材料試験の加熱時間は10分、難燃材料試験の加熱時間は5分において次の （1）～（3）に適合していること。 （1）総発熱量が8MJ／m2以下であること。 （2）防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。 （3）最高発熱速度が、10秒以上継続して200KW／m2を超えないこと。

（試験方法）
（1）原液試験（原液粘度試験）
　JIS K 7117-1「プラスチック－液状、乳濁状又は分散状の樹脂－ブルックフィールド形回転粘度計による見掛け粘度の測定方法」による。
（2）発泡品試験
　1）試料の作製は、JIS A 9526「建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム」の6.2.1による。
　2）試料の状態調節は、JIS A 9526の6.2.2による。また、試験片の作製はJIS A 9526の6.2.3による。
　3）試験場所は、JIS A 9526の6.2.4による。
　4）圧縮強さ試験は、JIS A 9526の6.2.5による。
　5）熱伝導率試験は、JIS A 9526の6.2.6による。
　6）接着強さ試験は、JIS A 9526の6.2.7による。
　7）透湿率試験は、JIS A 9526の6.2.8による。
（3）難燃性の試験は、下記のJIS A 1321に規定する表面試験及び発熱性試験による。
　1）難燃性の試験については、JIS A 1321に規定する試験方法に準じる。
　2）発熱性試験は、建築基準法に基づく指定性能評価機関が準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している試験方法に準じる。

・防湿材
　種類　木造標準仕様書20.2.2(2)（・(a)　・(b)　・(c)）
　厚さ
　施工箇所　・図示
・気密材
　種類　木造標準仕様書20.2.2(3)
　　（・(a)　・(b)　・(c)　・(d)　・(e)　・(f)）
　厚さ　・図示
　施工箇所　・図示
・防風材
　種類　※ JIS A 6111に基づく透湿防水シートB
　厚さ　・図示
　施工箇所　・図示
断熱材の施工
・充填断熱工法
・外張断熱工法
　防蟻処理　・行う
・図示
防湿層の施工　・省略する
各部点の工法　※ 木造標準仕様書20.2.5(ｱ)から(ｺ)までによる

2 窯業系サイディング工事 〈20.3.2〉

サイディング材

種類	形状	働き長さ 働き幅	厚さ(mm)	表面仕上げ	耐凍害性能	防火 耐火性能
・	・	・	・	・	・	・

張り方　・縦張り ⊙横張り
換気口部の防水処置　※ 木造標準仕様書20.3.2(3)(ｳ)(c)①から④までによる
　・図示
現場塗装用サイディングの下地処理及び仕上げ
通気胴縁　樹種　※ 杉
通気胴縁の防腐処理方法(　　)

3 複合金属サイディング工事 〈20.3.3〉

サイディング材

種類	形状	有効幅(mm)	長さ(mm)	厚さ(mm)	表面材 しん材の種類	防火 耐火性能
・	・	・	・	・	・	・

張り方　・縦張り　・横張り
換気口部の防水処置　※ 木造標準仕様書20.3.2(3)(ｳ)(c)①から④までによる

通気胴縁　樹種　※ 杉
通気胴縁の防腐処理方法(　　)

4 ＡＬＣパネル（溝形パネル）工事 〈20.4.2、3〉

溝形パネル

パネルの区分	形状	厚さ(mm)	幅(mm)	長さ(mm)
・一般パネル	・	・	・	・
・コーナーパネル	・	・	・	・

取付け　・縦張り工法　・横張り工法
構法　・通気構法　・直張り構法
通気胴縁　樹種名　※ 杉
通気胴縁の防腐処理方法(　　)

21 排水工事　22 舗装工事　23 植栽工事

【建築工事特記仕様書を流用する】

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE
	2025.08.	

CH.	CH.	DR.

TITLE 皆実東公園トイレ更新工事
NAME 建築工事特記仕様書（２）

NO. A-02

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

4 木造工事

1 防腐・防蟻処理 〈4.2.1～3〉

適用部材	処理の種類及び処理の方法		
	防腐・防蟻処理が不要な樹種	薬剤の加圧注入	薬剤の塗布等
		・K２　・K３　・K４	・行う

インサイジング
・適用する　・適用しない
・薬剤の塗布等による処理
　薬剤の種類　※図示
　適用部材　※図示
処理の方法　※木造標準仕様書4.2.1(ｹ)(b)による
　・図示

・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法

・合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入（K3）による防腐・防蟻処理
　適用部位　※図示
・地盤に接する鉄筋コンクリートによる床下の防蟻処理 〈4.2.2〉
　適用は木造標準仕様書4.2.2　・(ｱ)による　・(ｲ)による
・地盤の土壌の防蟻処理 〈4.2.3〉
　使用する薬剤
　　有効成分の系統（　　）
　　剤型の種類　・液剤　・粒剤
　処理方法及び使用量
　　・帯状散布（帯状の幅：約20cm）
　　液剤：処理長さ１L/m
　　粒剤：（　　）
　　・面状散布
　　液剤：3L/m2
　　粒剤：（　　）

2 防腐措置 〈4.2.4〉

基礎外周部の換気孔
　・ねこ土台　　材質等（　　）
　　※防鼠スクリーン又は防虫網
　・換気孔　　※防鼠スクリーン又は防虫網
小屋裏換気方法は木造標準仕様書4.2.4(3)
　・(a)　・(b)　・(c)　・(d)　・(e)
換気孔の大きさ　※図示

3 防火被覆処理

・国土交通大臣の認定を受けた材料又は工法 〈4.3.1〉
　（　　）
防火被覆の材料および工法 〈4.3.2〉
　・防火被覆の材料
　　・図示による　・
　・防火被覆の厚さ
　　・図示による　・
　・防火被覆の留付け材の種類
　　・図示による　・
　・防火被覆の留付け間隔
　　・図示による　・
　・防火被覆の下地材への留付け長さ
　　・図示による　・
　・防火被覆の下地材への端あき距離
　　・図示による　・
　・防火被覆の下地材への接着剤の使用
　　・使用する　・使用しない
　・防火被覆材の目地等の処理方法
　　・図示による　・
　・柱又は梁の継手及び仕口の接合金物の防火処理
　　・図示による　・
　・防火被覆処理部への二次部材の取付け
　　防火被覆処理部の設備配管等の貫通部処理
　　・図示による　・
　　防火被覆処理部への建具、設備機器の取付け方法及び取付け金物の防火被覆処理
　　・図示による　・

燃えしろ層の工法 〈4.3.3〉
　・燃えしろ層の厚さ
　　・図示による　・
　・柱又は梁の継手及び仕口の接合金物の防火被覆処理
　　・図示による　・
　・接合具にボルト、ドリフトピン等を用いる場合の防火被覆処理
　　・図示による　・
　・燃えしろ層への二次部材の取付け
　　燃えしろ層の配管等貫通部処理
　　・図示による　・
　　燃えしろ層への建具、設備機器の取付け方法及び取付け金物の防火被覆処理
　　・図示による　・

不燃処理木材等 〈4.3.4〉
　・図示による　・

5 軸組構法（壁構造系）工事

1 木材 〈5.2.2〉

軸組構法(壁構造系)工事に使用する木材は、使用材料表１による

2 構造用面材 〈5.2.3〉

軸組構法(壁構造系)工事に使用する構造用面材は、使用材料表２による

3 接合金物 〈5.2.4〉

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物

種類	Z、C、χ、D、S マークの規格	短期許容耐力(kN)	その他
・火打金物			
・筋かいプレート			
・引き寄せ金物			
・梁受け金物			

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物に付属する接合具も含む。
・Z、C、χ、D、Sマーク表示金物以外の接合金物
　※図示

4 釘及び木ねじ 〈5.2.4〉〈5.5.7〉〈5.5.9〉

釘（JIS A 5508）、コンクリート用釘、特殊な釘

種類	材質	その他
・鉄丸くぎ	表面処理された鉄	
・太め鉄丸くぎ	表面処理された鉄	
・ステンレス鋼くぎ	ステンレス製	

木ねじ（JIS B 1112又はJIS B 1135）、その他の木ねじ

種類	材質	その他
・十字穴付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1112
・すりわり付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1135

5 ボルト、アンカーボルト、ナット及び座金 〈5.2.4〉〈5.5.10〉

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物

種類	Z、C、χ、D、S マークの規格	その他
・アンカーボルト		
・六角ボルト		
・座金		

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物に付属する接合具も含む。
・Z、C、χ、D、Sマーク表示金物以外の接合金物
　※図示
ボルト、ナット及び座金
　材料　※木造標準仕様書表5.2.2による
　寸法　※図示
　座金の種別　・引張り応力を受ける座金　木造標準仕様書表5.2.3（　）種
　　・せん断応力を受ける座金　木造標準仕様書表5.2.4（　）種
　表面処理　※図示
アンカーボルト、ナット及び座金
　材質　※図示
　寸法　※図示
　座金の種別　・引張り応力を受ける座金　木造標準仕様書表5.2.3（　）種
　　・せん断応力を受ける座金　木造標準仕様書表5.2.4（　）種
　表面処理　※図示

6 ラグスクリュー 〈5.2.4〉〈5.5.11〉

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物

種類	Z、C、χ、D、Sマークの規格	その他
・ラグスクリュー		

・Z、C、χ、D、Sマーク表示金物以外のラグスクリュー
　※図示

7 ドリフトピン 〈5.2.4〉〈5.5.12〉

ドリフトピン

種類	材質等	径・寸法等	表面処理
・ドリフトピン	※SS400	※丸鋼	

8 木栓及び木だぼ 〈5.2.4〉〈5.5.13〉

木栓及び木だぼ

種類	樹種	形状・長さ等	その他
・木栓			
・木だぼ			

9 接着剤 〈5.2.4〉

・床鳴り防止用接着剤
　接着剤の種類（床根太用接着剤JIS A 5550）　種類（　）
・接着剤による接合　・接着剤を併用した接合
　接着剤の種類（　）

10 孔あけ加工 〈5.4.3〉

ボルト孔の径　※木造標準仕様書表5.4.2による
　・図示
ドリフトピンの孔径　※ピン径と同径　・図示

11 表面の仕上げ 〈5.4.4〉(18.13.2)

見え掛り面の表面の仕上げの程度
・製材
　機械加工　・A種　・B種　・C種 〈表5.4.3〉
　手加工　・H-A種　・H-B種　・H-C種 〈表5.4.5〉
・構造用集成材
　機械加工　・A種　※B種 〈表5.4.4〉
・丸太材
　機械加工　・A種　・B種 〈表5.4.6〉
　手加工　・H-A種　・H-B種 〈表5.4.7〉
・木材保護塗料塗り (18.13.2)
　施工箇所　※図示
　種別　・A種　※B種

12 アンカーボルトの設置等 〈5.5.3〉

埋込み深さ　※図示
保持、及び埋込み工法　・A種　・B種
埋込み位置の許容誤差　※±5mm　・図示

13 基礎天端及び柱底均しモルタルの仕上げ (15.3.2)〈5.5.4〉

材料　・木造標準仕様書5.5.4(ｲ)による　・無収縮モルタル
モルタルの厚さ　※図示

14 建方精度 〈5.5.6〉

建入れ直し後の建方精度の許容値
　※垂直、水平の誤差の範囲1/1000以下　・図示

15 接合金物の工法 〈5.5.8〉

熱橋を形成する位置に設置する接合金物の断熱
　・埋め木
　・簡易発泡硬質ウレタンフォーム断熱材（JIS A 9526）
　・（　）

16 釘及び木ねじの工法 〈5.5.9〉

構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち
　・隠し釘打ち　・釘頭埋め木
　・つぶし頭釘打ち　・釘頭現し
木ねじの留付け
　※木ねじ頭埋め木

17 火打土台 〈5.6.2〉

・木材の火打土台
・鋼製火打土台

18 火打梁 〈5.7.8〉<5.8.6>

小屋組　・木製の火打梁　・鋼製の火打梁
床組　・木製の火打梁　・鋼製の火打梁

19 床束 〈5.8.2〉

・木製床束　・鋼製床束　・樹脂製床束

6 軸組構法（軸構造系）工事

1 木材 〈6.2.2〉

軸組構法(軸構造系)工事に使用する木材は、使用材料表３による

2 構造用面材 〈6.2.3〉

軸組構法(軸構造系)工事に使用する構造用面材は、使用材料表４による

3 接合金物 〈6.2.4〉

・Z、C、χ、D、Sマーク表示金物以外
　※図示
Z、C、χ、D、Sマーク表示金物

種類	Z、C、χ、D、S マークの規格	短期許容耐力(kN)	その他
・火打金物			
・筋かいプレート			
・引き寄せ金物			
・梁受け金物			

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物に付属する接合具も含む。

4 釘及び木ねじ 〈6.2.4〉<6.5.10〉

釘（JIS A 5508）、コンクリート用釘、特殊な釘

種類	材質	その他
○鉄丸くぎ	表面処理された鉄	
・太め鉄丸くぎ	表面処理された鉄	
・ステンレス鋼くぎ	ステンレス製	

木ねじ（JIS B1112又はJIS B 1135）、その他の木ねじ

種類	材質	その他
○十字穴付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1112
・すりわり付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1135

5 ボルト、アンカーボルト、ナット及び座金 〈6.2.4〉<6.5.11〉

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物

種類	Z、C、χ、D、Sマークの規格	その他
○アンカーボルト		
・六角ボルト		
・座金		

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物に付属する接合具も含む。
・Z、C、χ、D、Sマーク表示金物以外の接合金物
　※図示
ボルト、ナット及び座金
　材料　※木造標準仕様書表6.2.2による
　寸法　※図示
　座金の種別　・引張り応力を受ける座金　木造標準仕様書表6.2.3（　）種
　　・せん断応力を受ける座金　木造標準仕様書表6.2.4（　）種
　表面処理　※図示
アンカーボルト、ナット及び座金
　材質　※図示
　寸法　※図示
　座金の種別　・引張り応力を受ける座金　木造標準仕様書表6.2.3（　）種
　　・せん断応力を受ける座金　木造標準仕様書表6.2.4（　）種
　表面処理　※図示

6 ラグスクリュー 〈6.2.4〉

Z、C、χ、D、Sマーク表示金物

種類	Z、C、χ、D、Sマークの規格	その他
・ラグスクリュー		

・Z、C、D、Sマーク表示金物以外のラグスクリュー
　※図示

7 ドリフトピン 〈6.2.4〉<6.5.13〉

ドリフトピン

種類	材質等	径・寸法等	表面処理
・ドリフトピン	※SS400	※丸鋼	

8 木栓及び木だぼ 〈6.2.4〉

木栓及び木だぼ

種類	樹種	形状・長さ等	その他
・木栓			
・木だぼ			

9 接着剤 〈6.2.4〉

・床鳴り防止用接着剤
　接着剤の種類（床根太用接着剤JIS A 5550）　種類（　）
・接着剤による接合　・接着剤を併用した接合
　接着剤の種類（　）

10 10 現寸図 〈6.4.2〉

床書き現寸図を作成する

11 孔あけ加工 〈6.4.5〉

ボルト孔の径　※木造標準仕様書表6.4.1による
　・図示
ドリフトピンの孔径　※ピン径と同径　・図示

12 表面の仕上げ (6.4.6)(18.12.2)

見え掛り面の表面の仕上げの程度
○製材
　機械加工　・A種　○B種　・C種 〈表6.4.2〉
　手加工　・H-A種　・H-B種　・H-C種 〈表6.4.4〉
・構造用集成材
　機械加工　・A種　※B種 〈表6.4.3〉
・木材保護塗料塗り (18.12.2)
　施工箇所　※図示
　種別　・A種　・B種

13 アンカーボルトの設置 〈6.5.3〉

埋込み深さ　※図示
保持及び埋込み工法　・A種　○B種
埋込み位置の許容誤差　※±5mm　・図示

14 基礎天端及び柱底均しモルタルの仕上げ (15.3.2)〈6.5.4〉

材料　・木造標準仕様書6.5.4(ｱ)による　・無収縮モルタル
モルタルの厚さ　※図示
柱底均しモルタルの工法　※B種　・A種

15 建方精度 〈6.5.7〉

建入れ直し後の建方精度の許容値
　※垂直、水平の誤差の範囲1/1，000以下　・図示

16 接合金物の工法 〈6.5.9〉

熱橋を形成する位置に設置する接合金物の断熱
　・埋め木
　・簡易発泡硬質ウレタンフォーム断熱材（JIS A 9526）
　・（　）

17 釘及び木ねじの工法 〈6.5.10〉

構造材を仕上げ材として用いる場合の釘打ち
　・隠し釘打ち　・釘頭埋め木
　○つぶし頭釘打ち　・釘頭現し
木ねじの留付け
　※木ねじ頭埋め木

18 輪型ジベル 〈6.5.15〉

輪型ジベル

種類	材質・形状・寸法等

19 圧入型ジベル 〈6.5.16〉

圧入型ジベル

種類	材質・形状・寸法等

20 火打土台 〈6.6.2〉

・木製の火打土台
・鋼製火打土台

21 火打梁 〈6.7.8〉<6.8.6〉

小屋組　○木製の火打梁　・鋼製の火打梁
床組　・木製の火打梁　・鋼製の火打梁

22 床束 〈6.8.2〉

・木製床束　・鋼製床束　・樹脂製床束

7 枠組壁工法工事

1 木材等 〈7.2.2,3〉

枠組壁工法工事に使用する木材等は、使用材料表５による

2 釘及び木ねじ 〈7.2.4〉

釘（JIS A 5508）、コンクリート用釘、特殊な釘

種類	材質	その他
・鉄丸くぎ	表面処理された鉄	
・太め鉄丸くぎ	表面処理された鉄	
・ステンレス鋼くぎ	ステンレス製	

木ねじ（JIS B1112又はJIS B 1135）、その他の木ねじ

種類	材質	その他
・十字穴付き木ねじ	ステンレス製	JIS B 1112
・ドリリングタッピンねじ	ステンレス製	JIS B 1125

3 接合金物 〈7.2.4〉

C、Z、χ、D、Sマーク表示金物

種類	C、Z、χ、D、S マーク等の規格	短期許容耐力(kN)	その他
・引き寄せ金物			
・梁受け金物			

C、Z、χ、D、Sマーク表示金物に付属する接合具も含む。
・C、Z、χ、D、Sマーク表示金物以外の接合金物
　※図示

4 ボルト、アンカーボルト、ナット及び座金 〈7.5.8〉<7.2.4〉

C、Z、χ、D、Sマーク表示金物

種類	C、Z、χ、D、S マークの規格	その他
・アンカーボルト		
・六角ボルト		
・座金		

C、Z、χ、D、Sマーク表示金物に付属する接合具も含む。
・C、Z、χ、D、Sマーク表示金物以外の接合金物
　※図示
ボルト、ナット及び座金
　材料　※木造標準仕様書表7.2.4による
　寸法　※図示
　座金の種別　・引張り応力を受ける座金　木造標準仕様書表7.2.5（　）種
　　・せん断応力を受ける座金　木造標準仕様書表7.2.6（　）種
　表面処理　※図示
アンカーボルト、ナット及び座金
　材質　※図示
　寸法　※図示
　座金の種別　・引張り応力を受ける座金　木造標準仕様書表7.2.5（　）種
　　・せん断応力を受ける座金　木造標準仕様書表7.2.6（　）種
　表面処理　※図示

5 接着剤 〈7.2.4〉

・床鳴り防止用接着剤
　接着剤の種類（床根太用接着剤JIS A 5550）　種類（）
・接着剤による接合　・接着剤を併用した接合
　接着剤の種類（）

6 アンカーボルトの設置 〈7.5.3〉

埋込み深さ　・　・図示
保持及び埋込み工法　・A種　・B種
埋込み位置の許容誤差　※±5mm　・図示

7 基礎天端均し モルタルの仕上げ 〈7.5.4〉

材料　・木造標準仕様書7.5.4(ｱ)による　・無収縮モルタル
モルタルの厚さ　※図示

8 床束 〈7.7.2〉

・木製床束　・鋼製床束　・樹脂製床束

8 丸太組構法工事

1 丸太組壁用木材 〈8.2.2〉

丸太組壁用に使用する木材は、使用材料表６による

2 丸太組壁以外に用いる木材 〈8.2.3〉

丸太組壁以外に使用する木材は、使用材料表６による

3 構造用面材 〈8.2.4〉

丸太組構法工事に使用する構造用面材は、使用材料表７による

4 接合金物 〈8.2.5〉

M、Z、C、D、Sマーク表示金物

種類	M、Z、C、D、S マークの規格等	短期許容耐力(kN)	その他
・支柱高さ調整金物			

M、Z、C、D、Sマーク表示金物には付属する接合具も含む。
・M、Z、C、D、Sマーク表示金物以外の接合金物
　※図示

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE
	2025.08.	1/30
CH.	CH. DR.	

TITLE　皆実東公園トイレ更新工事
NAME　木造工事特記仕様書（構造関係）

NO. A-03

図面縮小率
A-3：100%
A-4：　71%

Ⅰ　工事概要

1　工事名称　：都市公園トイレ更新工事（うち、皆実東公園トイレ更新工事分）
2　工事場所　：三原市皆実四丁目812-5の一部
3　構造・規模：木造　平屋建て　延面積　7.14㎡
4　工事種目　：建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事
(1)建物解体・撤去工事一式（内訳は別図による）

5　別途工事

6　公衆災害防止措置
ア　工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
イ　上記について、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年９月２日付け改正国土交通省告示 496号）」に基づき実施すること。

7　現状復旧
工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと。

8　その他
(1)この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体の部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。
(2)解体仕様書で「特記がなければ」」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において、それらが、関係法令等（条例含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。
(3)本工事の場合には工事中下記に示す調査を行うため、発注者より連絡があれば対応すること。
・公共事業労務費調査……工事中に実施（調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等）

Ⅱ　解体工事仕様

1　共通仕様
（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書　最新版」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。
解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
2．特記仕様
（1）項目は ⊙ 印のついたものを適用する。
（2）特記事項は ⊙ 印のついたものを適用する。
⊙ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
⊙ 印と ⊗ 印のついた場合は共に適用する。
（3）特記事項に記載の［　］内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目を示す。
（4）特記事項に記載の（　）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目を示す。
（5）特記事項に記載の〈　〉内表示番号は、標準仕様書の当該項目を示す。

1　一般共通事項

	項目	特記事項
①	適用基準等	※建設工事公衆災害防止対策要綱 ※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ※建築工事安全施工技術指針 ※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ⊙公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版 国土交通省大臣官房官庁営繕部 ［1.1.3］
②	設計図書の優先順位	(1)現場説明に対する質問回答書　(2)現場説明書　(3)特記仕様書 (4)図面　(5)共通仕様書 ［1.1.3］
③	官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当たり、関係機関への必要な手続等を遅滞なく行うこと。 また、これらの手続等を行うに当っては、届出内容についてあらかじめ監督職員に**報告事項**及び**契約**の工事に施工上密接に関連するため、監督職員の調整に協力すると共に、なお、手続き等に要する費用は受注者の負担とする。
④	別契約の関連工事	工程計画及び工事用車両の出入り等について当該工事関係者と十分調整し、工事の円滑な施工に努めること。 ［1.1.7］
⑤	表示板の設置	現場の見えやすい位置に、監督職員が指示する次の表示板及び建設業法その他法令等に定める表示板を掲げること。　※工事概要等の表示板（900mm×600mm） ［1.1.4］
⑥	工事実績情報の登録	受注者は、受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注、変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。 ［1.3.10］［4．1．3～4．5．1］
⑦	発生材の処理等	・引渡しを要するもの（・PCBを含む機器類、PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材、　　） ⊙次の建設廃棄物は上記によるものを除き再資源化する (1)建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土 （・建設発生土　・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材） (2)金属類 (3)小型二次電池 ・その他建設廃棄物の再資源化 ※無し　・有り（・蛍光ランプ,HIDランプ　・硬質塩化ビニル管,継手） ・指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの）の縮減　※無し　・有り ・再資源化された建設廃棄物の現場での利用 ※無し　・有り（　　） ・産業廃棄物広域認定制度の適用　※無し　・有り（　　） ・処理に注意を要する建設廃棄物 ※無し　・有り（・CCA処理木材　・ひ素，ｶﾄﾞﾐｳﾑ含有石膏ﾎﾞｰﾄﾞ） (1)本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市，福山市）が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象となない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が，破砕等（選別を含む）により，有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則，県内処分） (2)本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記(4)に掲げる施設のうち受入条件が合うもののの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 (3)本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島　県産業廃棄物税が課税されるので，適正に処理すること。 なお，本工事では，広島県産業廃棄物理立税相当額を見込んでいる。
⑧	工事工程表	検査期間としての１３日間を含んだ工程とし， 工事全体を把握して作成し，監督職員の承認を受ける。 ［1.2.1］ ［1.2.2］
⑨	施工計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に，建設副産物適正処理実施要領に基づき事前調査のうえ，事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物の処理等について具体的に定めた施工計画書を作成し，あらかじめ監督職員に提出し承諾を得ること。 （仮設計画，安全・環境対策，工程計画，解体計画，発生材の処分計画） ［1.3.5］
⑩	施工条件	(1)作業時間は，原則午前８時半から午後５時までとし，通学時間帯を考慮すること。 なお，時間変更する必要がある場合は監督職員の承諾を受けること (2)日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし，あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は，この限りではない。 **(3)その他図示による**
⑪	安全確保	(1)受注者は，現場代理人を工事現場に常駐させ，工事現場内外及び下請け業者の管理を十分に行い，　周囲の建物，通行者等に損傷を与えないように注意して，工事施工をすること。なお，万一損傷が生　じた場合は，受注者の責任において処理すること。 (2)工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散（散水）、道路の汚染等の防止に努めること。 低騒音型・低振動型建設機械の使用（近接住民の生活環境の保全の必要性がある場合） (3)歩行者等の通行に支障を生じないよう誘導員を配置し適切な処置を講じること。 特に道路幅の狭い箇所及び児童の通学路と重複する箇所には、誘導員を配置する等の措置を講じること。 (4)ダンプトラック等による過積載の防止を図ること。 (5)作業現場には，労働安全衛生法に基づく作業主任者等を置き，作業の安全管理に努めること。 ①つり足場（ゴンドラのつり足場を除く），張出し足場又は高さ５ｍ以上の構造の足場の組立て，解体　を行う場合，コンクリート造又は鉄骨造の工作物（その高さが５ｍ以上のもの）の解体作業を行う場　合は，労働安全衛生法第１４条に基づく技能講習を終了したものとする。 ②木造建築物の解体作業を行う場合は，平成３年１月２１日付け基発第３９号「安全衛生教育の推進に　ついて」及び平成元年９月５日付け基発第４８５号「木造建築物の解体工事の作業指揮者に対する安　全教育について」に基づく安全教育を終了した者とする。 ［1.2.3］
⑫	工事の記録	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする。 (1)工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする。 (2)工事中写真 全般的な解体工事の状況，建設副産物処理及び事前措置，解体手順の各段階における施工が完了した写真，水中又は地下に埋設される部分，分別解体を行っていることが確認できる状況写真，その他工事終了後では確認できない事項，その他監督職員が指示する箇所は，A4版写真台紙にまとめて完成検査日までに提出するものとする。 なお，基礎や地下構造物等の撤去については，撤去物の全般に亘り，その位置・深さが明確に分かり撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。 【提出部数】：1部 (3)完成写真 着工前及び完了時の状況を同一方向から撮影したものを提出すること。 （撮影箇所）　監督職員が指示する箇所 （写真規格）　・カラーサービス版　・カラーキャビネ版　・ （規格・提出部数）　・A4版クリアファイル　部　・A4版写真台紙　部　・アルバム　部
⑬	電気保安技術者等	工事用電力設備の保安責任者として関係法令等に基づく有資格者を定め，監督職員に報告する ・電気保安技術者　※適用しない　・適用する ［1.3.6］
⑭	近隣との折衝	工事施工に当っての近隣との折衝は次によるる。また，経過について記録し，遅滞なく監督職員に報告する。 （1）地域住民等と工事の施工上必要な折衝をおこなうものとし，あらかじめその概要を報告する。 （2）工事に関して，第三者から説明の要求又は苦情があった場合は，直ちに誠意をもって対応する。
⑮	施工の検査	監督職員による随時の立入り検査を行う。 検査に必要な資機材、労務等を提供すること。 ［1.5.4］
⑯	中間技術検査	※行わない ⊙行う（回数及び時期については監督職員の指示による。） ［1.6.2］
⑰	工程報告	別紙様式による期間別工事履行報告書を毎月１回１部提出すること。
⑱	埋設物等の報告	工事の施工に当たり，図面にない地下構造物，埋設配管等を発見した場合は，直ちにその状況を監督職員に報告すること。
⑲	地下埋設物調査	・行わない ・行う　図示する範囲内において，整地前に敷地境界から２ｍの距離を置き，幅１ｍ，深さ1.5ｍで，３ｍ間隔で掘削調査を行う。
⑳	契約不適合調査	竣工後，発注者から契約不適合調査（建設工事請負契約約款第５３条に定める期間内）の連絡があった場合には，調査に協力すること。
㉑	家電リサイクル法対象機器の処分	特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）に指定する機械機器を処分する場合は，同法に基づき処理を行うこと。また，工事完了後に管理票の写しを提出すること。
㉒	完成時の提出図書	・竣工図：　部（Ａ２版：　部，　版：　部，ＣＤ－Ｒ：　部）〈1.8.1～3〉 ⊙完成図書　部 竣工図は残置及び設置工作物等，工事完了時に敷地内に存する物（埋設物も含む）の種類，位置及び供給管の切断箇所等の今後当該敷地を管理していく上で必要な事項を明記した配置図を作成し，提出すること。
㉓	試掘	地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため，次の時期及び方法により試掘を行う。 試掘時期 ※完成検査時　・（　　） 試掘方法 ※機械掘削　・人力掘削 なお，試掘は建築物１棟ごとに１箇所以上，外構（排水施設，舗装等）で１箇所以上行い試掘する箇所については，検査員の指示による。
㉔	電子納品	※電子納品対象工事とする 電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す。 成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については，原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する。 また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
㉕	工事中情報共有システム	（１）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （２）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム （http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする。 （４）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない。

2　仮設工事

①	騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　※防音シート　・養生シート等 防音パネル，防音シート、養生シート等を取り付ける足場の設置範囲 ※　工事に必要な範囲 ［2．2．1］
②	足場等 ［2．2．2］	「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては，同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・騒音・振動計を設置すること（設置個所は図示による）
③	監督職員事務所等	※ 設けない ・既存建物内の一部を使用する（場所　　） ・ 設ける 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による ［2．3．1］
④	山留めの撤去	鋼矢板等の抜き跡の処理 ※ 直ちに砂で充填する ［2．4．3］
⑤	工事用水	構内既存の施設　・利用できる（※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない
⑥	工事用電力	構内既存の施設　・利用できる（※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない
⑦	交通誘導員	※配置する　・配置しない 配置計画 ※大型車両進入時　（ 1 ）人／日 ・常時配置　（　）人／日 ・（　　）作業期間　（　）人／日

3　解体施工

①	事前措置	９章 機械設備による。それ以外は下記による ［3．2．1］ （1）給水管，ガス管，電気ケーブル，下水道等の供給管等の切断及び枡，配管等の撤去は本工事に含む。 ①　配管等の切断及び汚水管，排水管等の末端処理については，供給者と事前に協議すること。 ②　水道，ガス，下水等の切断位置等は木杭等で明示する。また，記録を残し監督職員に提出する。 ③　配管等の切断位置や，切り回し必要箇所等は図示による。 （2）落下するおそれのある付属物は撤去すること。 （3）解体に際して周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は駆除等を行う。 （4）電気設備のコンデンサ等は残留電荷の確認を行い，必要に応じて放電する。 （5）衛生器具等は，十分に洗浄を行い，汚水，汚物等による異臭の発生を防止する。 （6）浄化槽，排水槽等の解体に係る汚水及び汚物等の残留物は，施設管理者が回収，洗浄等を行うため，時期等について協議すること ［3．9．1］
②	基礎等	基礎の解体撤去は、騒音・振動等に配慮して分別解体し，砂利地業・割り石まで行なうこと。
③	杭の解体	※解体する（・引き抜き工法　・破砕工法　・　　） ［3．9．2］ ・残置する ①　杭を残置する場合は，杭の種別・杭径，杭の位置，杭頂部高さ，深さ等の記録を整備し，写真と共に監督職員に提出する。 ②　残置杭の中，杭の破砕跡は，現場発生の良質土で埋め戻すこと。 ③　残置する杭頭は，キャップ等で被いコンクリートを打設すること。
④	さく、照明設備等の附属物	附属物の解体 ⊙ 行う　・ 行わない ［3．10．1］
⑤	構内舗装、樹木等	舗装の路盤の解体　⊙ 行う　・ 行わない ［3．11．1］ 樹木の伐採伐根及び移植　⊙ 行う　・ 行わない
⑥	地下埋設物及び埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の撤去　・ 行う　・ 行わない ［3．12．1］ 設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は，監督職員に報告し，対応策を協議すること。
⑦	埋戻し、盛土及び地均し	解体後の埋戻し及び盛土 ［3．13．1］ ・ 行う 整地高さ　・ 現状ＧＬ　⊙ 図示 埋戻し及び盛土の材料 ・ 山砂の類　・ 他現場の建設発生土の中の良質土 ・ 再生コンクリート砂　・ 現場発生の良質土 ・ 行わない 土砂流出の恐れがある部分は，土のう等で処置すること。
⑧	解体後の囲障	・設置する　・設置しない　・工事中の仮囲いを存置 囲障を設置する場合の仕様等 種別　・木杭+ロープ　・木杭+番線張り　・（　　） 高さ　Ｈ＝（　　） 設置範囲　※図示　・敷地境界全域

4　建設廃棄物の処理

１章 一般共通事項 7 発生材の処理等　による。
それ以外は下記による。

5　特別管理産業廃棄物の処理

1	特別管理産業廃棄物の処理等	８章 電気設備、９章 機械設備による。それ以外は下記による ［5．4．1］ ・ＰＣＢを含む機器類の処理 分析調査　・ 行う　採取場所（　　） 除去範囲　※ 図示 ・ＰＣＢ含有シーリング材の処理 分析調査　・ 行う（分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲　※ 図示 ・廃油の処理 処分方法　・ 焼却処分　・ 中間処理施設で再生処理 除去範囲　※ 図示 ・廃酸・廃アルカリの処理 除去範囲　・ 臭化リチウム（直炊吸収冷温水機） ・ 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液 処分方法　・ 中和処理　・ 焼却処分　・ 中間処理施設で再生処理 ・ダイオキシン類の処理 サンプリング調査　・ 行う （分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲　※ 図示 解体方法 処分方法

6　石綿含有建材の除去等

1	調査	調査　［6．1．3］ ・ 石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（　・　） ・ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法

材料名	分析方法（定性） JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量） JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
	・ 箇所	・ 箇所
	・ 箇所	・ 箇所
	・ 箇所	・ 箇所

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
サンプル数　１箇所あたり３サンプル
採取箇所　・ 図示　・

2	石綿粉じん濃度測定	・ 測定時期、場所及び測定点　［6．1．4］

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
	測定１	処理作業前	処理作業室内	・ 計　点
	測定２		調査対象室外部の付近	・ 計　点
	測定３	処理作業中	処理作業室内	・ 計　点
※	測定４		セキュリティゾーン入口	・ 計　点
※	測定５		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	の位置　・ 計　点
※	測定６		処理作業室外 ・施工区画周辺　・敷地境界	・ 計　点
※	測定７	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・ 計　点
	測定８	処理作業後	処理作業室内	・ 計　点
	測定９	（シート撤去後１週間以降）	調査対象室外部の付近	・ 計　点

測定方法
・ 自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・ 測定4　・ 測定5 ・ 測定（　　）	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・ JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径（mm）	試料の吸引流量（ｌ/ｍｉｎ）	試料の吸引時間（ｍｉｎ）
・ 測定4　・ 測定5　・ 測定（　　）	25	5	30
・ 測定（　　）	47	10	120
・ 測定（　　）	47	10	240
・ 測定（　　）			

3	石綿含有建材の除去	・ 石綿含有吹付け材の除去　［6．3．2、6．3．3］ 除去範囲　※ 図示　・ 除去工法　※ 解体共通仕様書6.3.2(1)(ｱ)～(ｴ)による ・ 除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置　※ 湿潤化　・ 固形化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設） ・ 石綿含有保温材等の除去　［6．4．1、6．4．4］ 除去範囲　※ 図示　・ 除去方法　※ 原形のまま、手ばらし ・ 破壊して除去 除去した石綿含有保温材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外）の除去　［6．5．4］ 除去範囲　※ 図示　・ 除去した石綿含有成形板の処分 ・ 石綿含有せっこうボード ※ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）の除去 除去範囲　※ 図示　・ 養生方法 除去した石綿含けい酸カルシウム板第1種の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ・ 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去 下記以外は、解体共通仕様書6.1、6.2.1～6.2.4及び6.2.6による 除 去 工 法 ※ 石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）第６条による措置と同等以上の効果を有する措置とされる工法 ・ 集じん装置併用手工具ケレン工法 ・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15ＭＰａ以下、30～50ＭＰａ程度） ・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上） ・ 超音波ケレン工法（ＨＥＰＡフィルター付き掃除機併用） ・ 剥離剤併用手工具ケレン工法 ・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50ＭＰａ程度） ・ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上） ・ 剥離剤併用超音波ケレン工法 ・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 除去対象範囲　※ 図示 作業場の隔離　※ 行わない　・ 行う 試験施工　※ 行わない　・ 行う 除去した石綿含有仕上塗材の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場）　・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分 ※ 解体共通仕様書6.3.3による 確認及び後片付け　※ 解体共通仕様書6.3.4の(ｱ)、(ｲ)及び(ｵ)による

特記事項　　訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE
	2025.08.	
CH.	CH. DR.	

TITLE　皆実東公園トイレ更新工事
NAME　解体工事特記仕様書

NO. A-04

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

申請地
三原市皆実四丁目812-5の一部

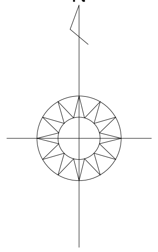

付近見取図

出典
※国土地理院図を一部編集

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2025.08.	SCALE	TITLE 皆実東公園トイレ更新工事	NO. A / 05	図面縮小率
			CH.	CH. / DR.		NAME 付近見取図		A-3：100%
								A-4： 71%

樹木明細

番号	樹種	規格	単位	数量	備考
①	カイヅカイブキ	H=6.00,C=1.41,W=5.00	本	1	伐採のみ（伐根は無し）
②	サクラ	H=3.00,C=0.75,W=4.00	本	1	伐採、伐根
③	切株	C=0.80	本	1	伐根

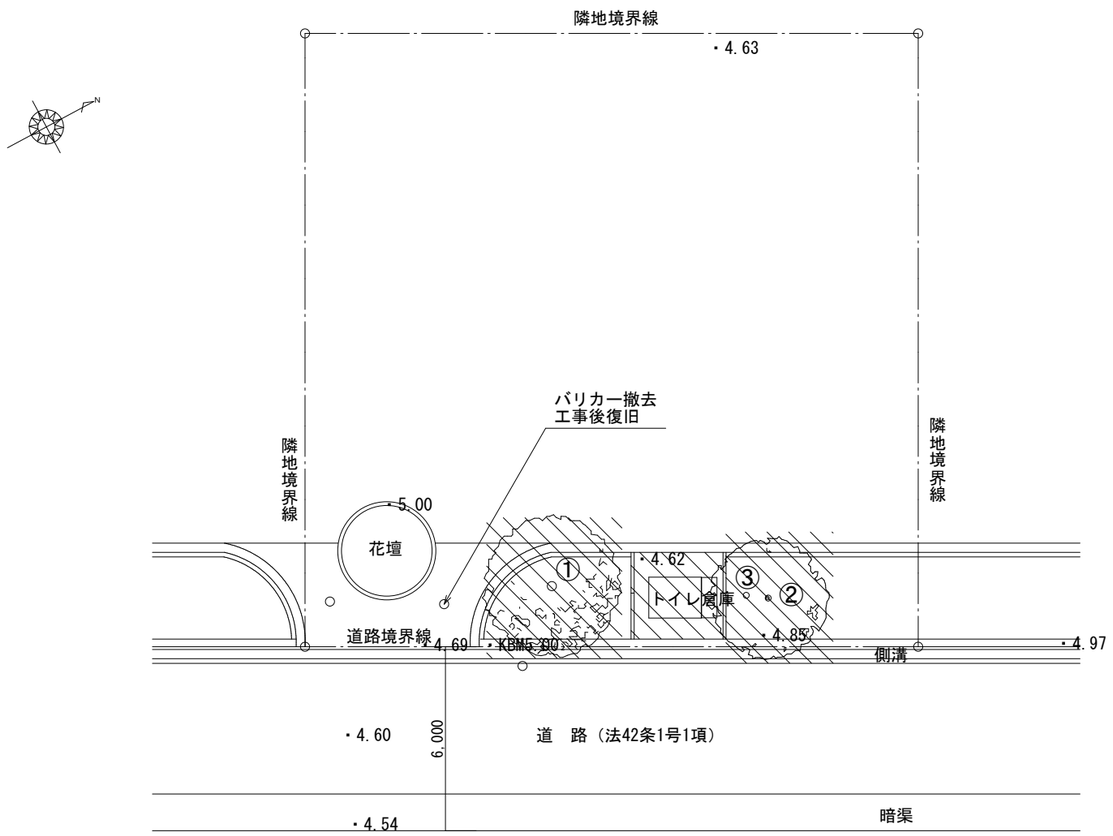

（更新前）配置図　S=1/200

凡例

解体部分を示すを示す

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE
	2025.08.	1/200

CH.	CH.	DR.

TITLE　皆実東公園トイレ更新工事

NAME　（更新前）配置図、樹木明細

NO. A / 06

図面縮小率

A-3：100%

A-4：71%

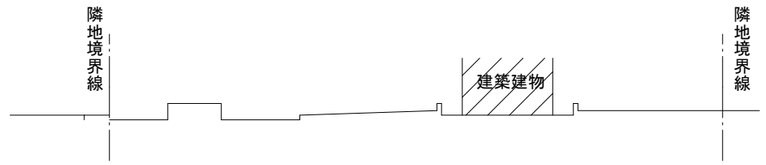

A-A　断面図図　S=1/200

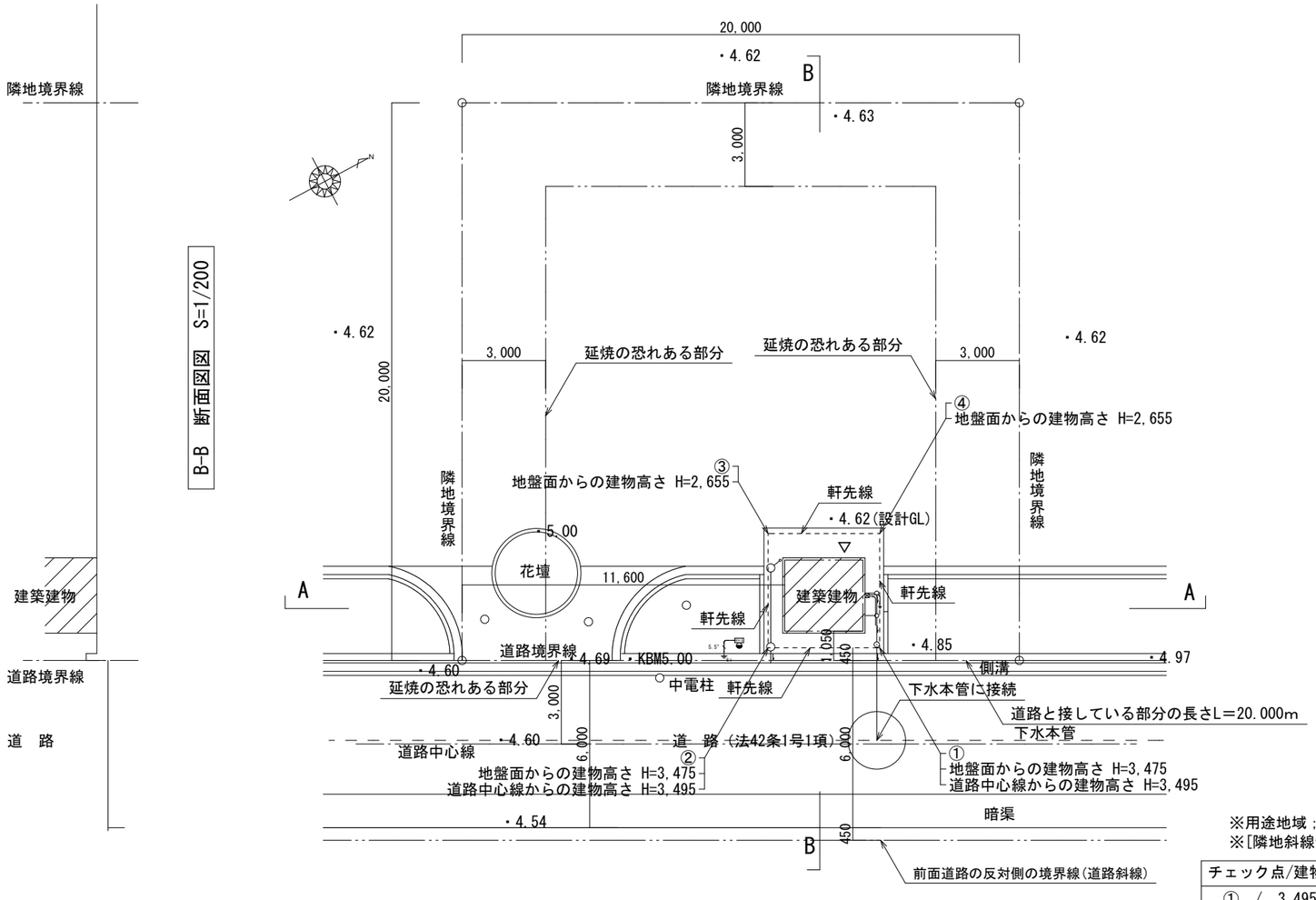

配置図　S=1/200

※用途地域；準工業地域
※[隣地斜線制限]は最高の高さH=3,475㎜≦31,000㎜（∴ＯＫ）

チェック点/建物の高さ	算定式：許容高さ	
①　/　3,495mm	[道路斜線] 1.5 x (450+6,000+450)	= 10,350㎜＞3,495㎜（∴OK）
②　/　3,495mm	[道路斜線] 1.5 x (450+6,000+450)	= 10,350㎜＞3,495㎜（∴OK）

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/200	皆実東公園トイレ更新工事	A / 07	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME （更新後）配置図、断面図		A-4： 71%

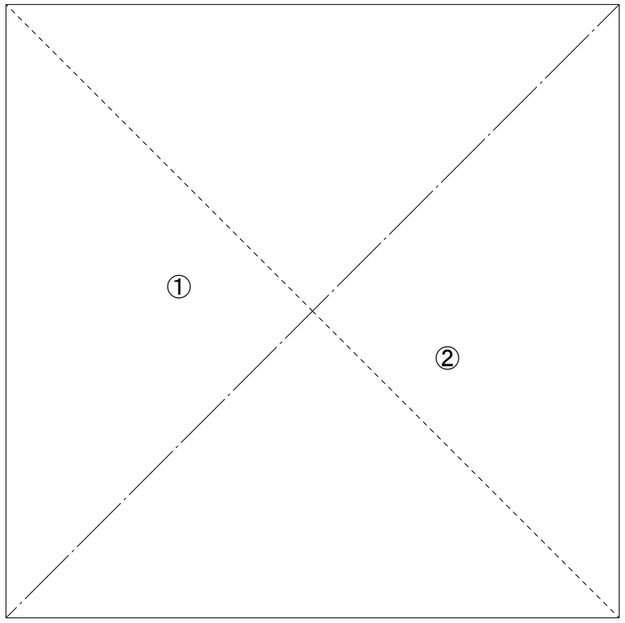

丈量図　S=1/200

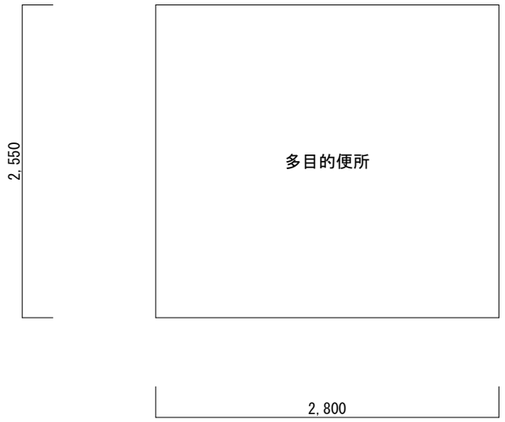

求積図　S=1/50

建物面積求積表

階	室名	計算式	面積
1	多目的便所	2.800x2.550	7.1400
		計	7.1400
面積表			
	1階床面積		7.14㎡
	延べ床面積		7.14㎡
	建築面積		7.14㎡

敷地面積求積表

番号	底辺	高さ	倍積
1	28.28	14.14	399.8792
2	28.28	14.14	399.8792
計			799.7584
二除面積			399.8792
面積（㎡）			399.87

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/50 1/200	皆実東公園トイレ更新工事	A / 08	A-3：100% A-4：71%
CH. CH. DR.			NAME 丈量図、求積図、求積表		

建築概要、仕上

工事名称		都市公園トイレ更新工事（うち、皆実東公園トイレ更新工事分）
工事場所		三原市皆実四丁目812-5の一部
構造		木造在来軸組工法
階数		平屋建て
最高高さ		3.475m
軒高さ		3.210m
床面積	建築面積	7.14㎡
	1階床面積	7.14㎡
	延床面積	7.14㎡

	室　名	床	壁	天　井	備　考
内部仕上	多目的便所・男子用便所	磁器質タイル300角 （グラヴィナ　LIXIL同等品）	桧羽目板内装用12mm 耐水合板ｔ＝12張り PBｔ＝9.5下地 腰-磁器質モザイクタイル145×16ＦＬ+1200（ルンゴ　LIXIL同等品）	軒天塗装品打上ァ12mm	
		ｽﾃﾝﾚｽｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　ｻﾞ ﾗｻﾞﾗﾀｲﾌﾟ　25-15			
その他設備	ピクトサイン（平付型）200×200（ステンレス）ＳＫ-621ＳＳ-2Ｆ　×2				
	パトランプ				

構造材	柱	桧	105×105	
	梁、桁	米松	105×105～150	
	土台	防腐防蟻処理土台	105×105	
	火打梁	米松	90×90	
	母屋、垂木	〃	105×120	40×60
		金物-亜鉛メッキ処理	主要構造材防腐処理　ＧＬ+1500外周	

1	基　礎	ＲＣベタ基礎　　打放し			
2	屋　根	カラーＧＬ鋼板縦ハゼ葺　0.4mm 改質アスファルトルーフィング　下地構造用合板ァ12mm			
		メーカー	表示	型	色
3	外壁工事	破風	破風（ケイカル押出成形板）	17×150	木目調
		軒裏	防火サイディング貼ァ14mm	木目調塗装品	
		外壁	防火サイディング横貼ァ16mm 金具止め　構造用合板ァ9mm 防火認定番号PC030BE-9201	木目調塗装品 防腐防蟻処理 （GL+1.500外周）	
4	多目的入口ドア	ＹＫＫ （同等品）	アルミハンガー引戸　2260×2000 額縁-ＳＵＳ製	引き棒、引き戸クローザー、引戸錠（表示錠：内部サムターン　外部シリンダー錠）換気ガラリ（防虫網付）	
5	サッシ	ＹＫＫ （同等品）	ＦＩＸ窓　640×570	型ガラス4mm　（額縁木製）	
6	ポーチ		コンクリ―ト金コテ		
7	樋		軒樋　角・110(PC50)（落ち葉止め共）　縦樋　丸・60		
8	多目的設備	ＬＩＸＩＬ （同等品）	車いす対応防露便器 タンクセット（手洗無・前ハンドル）	ＢＣ-220ＳＫ ＤＴ-Ｋ250ＭＬ	ピュアホワイト
			スローダウン機構付き普通便座 棚付ワンタッチ式2連紙巻器（ステンレス仕様）	ＣＦ-49ＡＴ ＣＦ-63ＨＳ	
			多用途用手摺（Ｌ型樹脂被覆タイプ） 六角コーチネジφ6×50（4本セット）	ＫＦ-923Ａ70 ＫＦ-D25	
			はね上げ式手摺（樹脂被覆タイプ・ロック付） ハンガーボルトセット（4本入り）	ＫＦ-471ＥＨ70 ＫＦ-D21	
			車いす対応洗面器．レバーハンドル アングル型止水栓	Ｌ Ｆ-3VK．LF-97PA．KF30DN Ｌ-365ＡＰＲ・LF503 SF-10E	ピュアホワイト
			ブッシュワンウェイ式壁排水Ｐトラップ 木ネジ・バックハンガー（2本組）	Ｌ Ｆ-97ＰＡ ＫＦ-30ＤＮ・ＳＦ-10Ｅ	
			防錆化粧鏡（盗難防止タイプ）	ＫＦ4560Ａ	
9		カクダイ （同等品）	共用カップリング付き横水栓（かぎ式）	7031J-13	
汚水処理			公共下水道		

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.		皆実東公園トイレ更新工事	A / 09	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME 建築概要、仕上		A-4： 71%

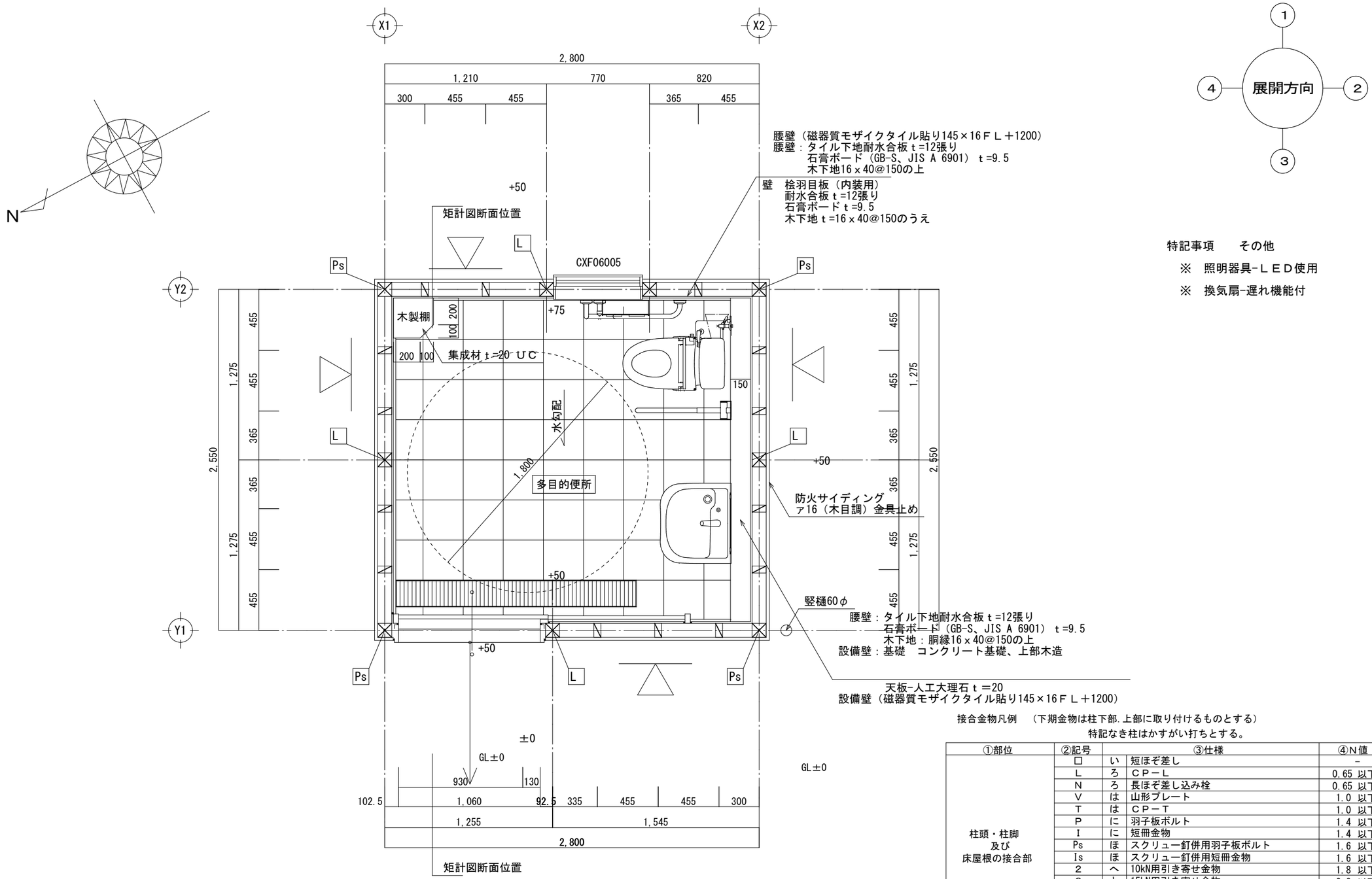

平 面 図 S=1/30

特記事項 その他

※ 照明器具-ＬＥＤ使用

※ 換気扇-遅れ機能付

接合金物凡例 （下期金物は柱下部.上部に取り付けるものとする）

特記なき柱はかすがい打ちとする。

①部位	②記号		③仕様	④N値
柱頭・柱脚及び床屋根の接合部	□	い	短ほぞ差し	－
	L	ろ	ＣＰ－Ｌ	0.65 以下
	N	ろ	長ほぞ差し込み栓	0.65 以下
	V	は	山形プレート	1.0 以下
	T	は	ＣＰ－Ｔ	1.0 以下
	P	に	羽子板ボルト	1.4 以下
	I	に	短冊金物	1.4 以下
	Ps	ほ	スクリュー釘併用羽子板ボルト	1.6 以下
	Is	ほ	スクリュー釘併用短冊金物	1.6 以下
	2	へ	10kN用引き寄せ金物	1.8 以下
	3	と	15kN用引き寄せ金物	2.8 以下
	4	ち	20kN用引き寄せ金物	3.7 以下
	5	り	25kN用引き寄せ金物	4.7 以下
	3D	ぬ	15kN用引き寄せ金物２枚	5.6 以下
	－	－	－	5.6 超

※接合金物の代用金物はＮ値同等以上のものを使用すること。

凡例

△ 筋違い JAS構造用合板ｔ=9（特類） 壁倍率2.5

釘の種類 N50@150以下

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所 広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士 第102449号 岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/30	皆実東公園トイレ更新工事	A 10	A-3：100%
CH. CH.	DR.		NAME 平面図		A-4： 71%

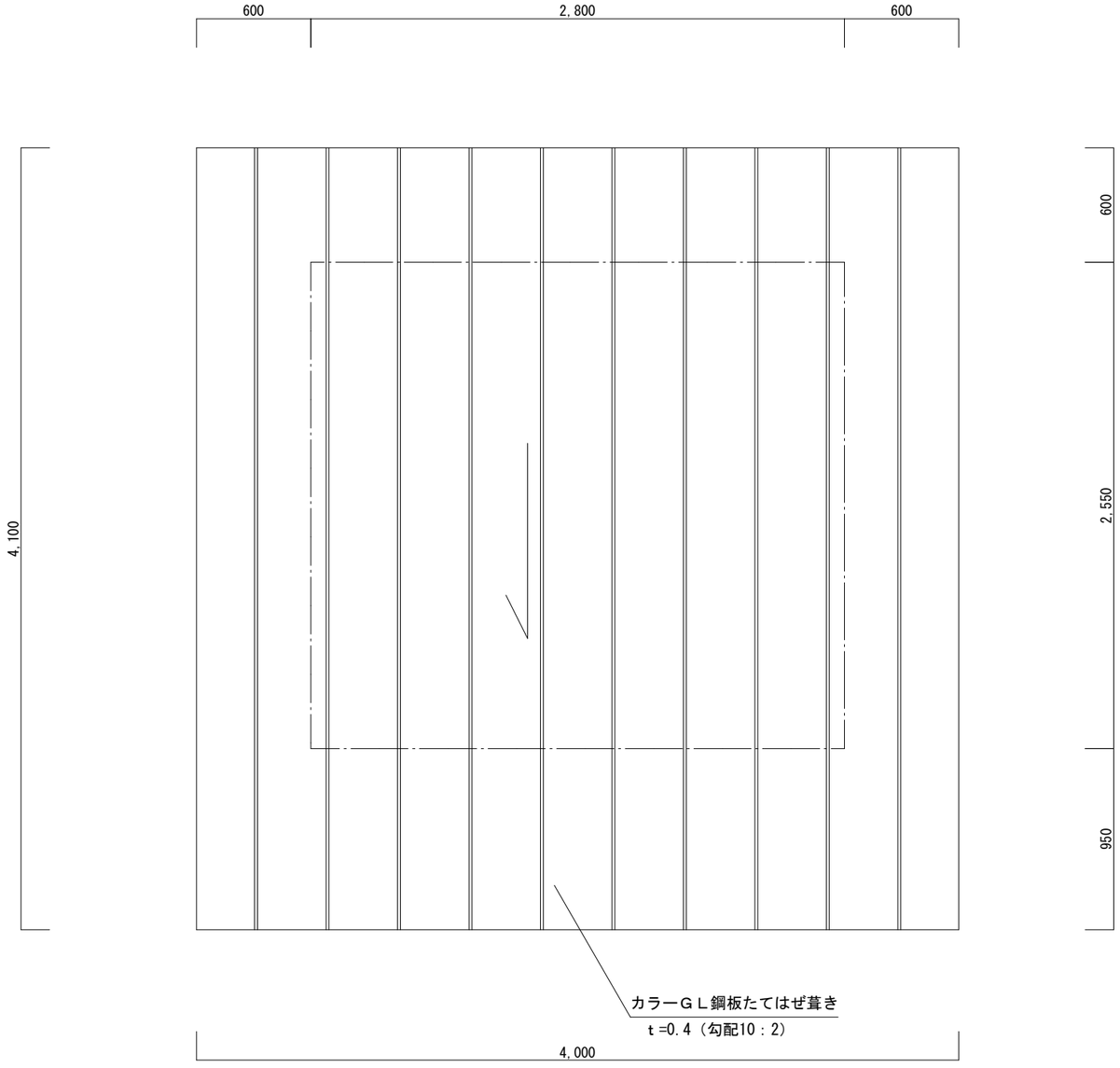

屋 根 伏 図　S=1/30

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2025.08.	
CH.	CH.	DR.

SCALE 1/30

TITLE 皆実東公園トイレ更新工事

NAME 屋根伏図

NO. A-11

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

ピクトサイン
（ステンレス1.5mm）

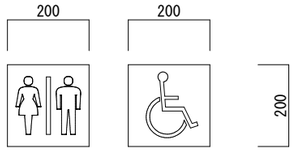

ピクトサイン姿図　S=1/15

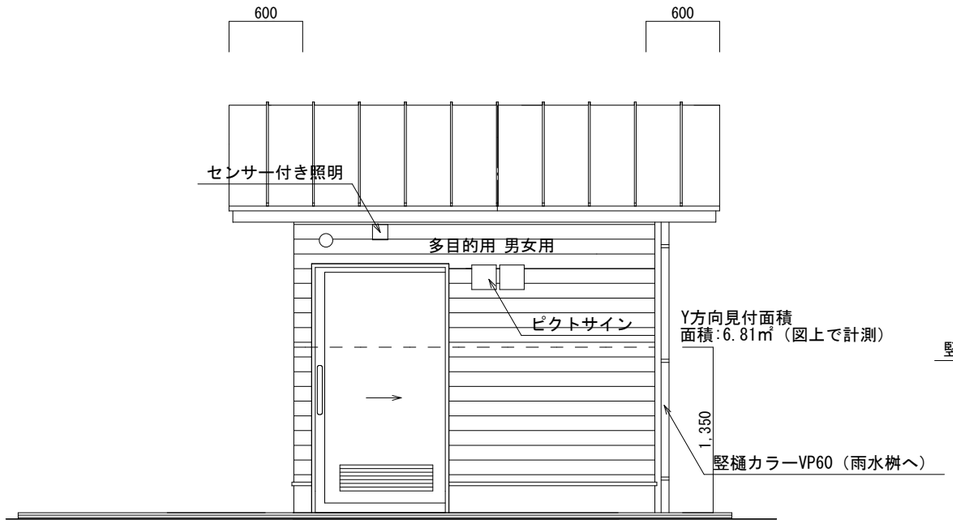

西 側 立 面 図

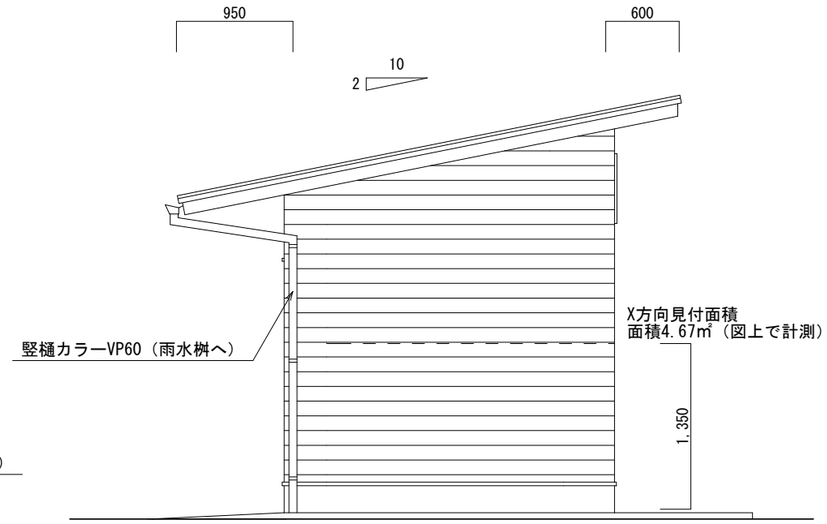

北 側 立 面 図

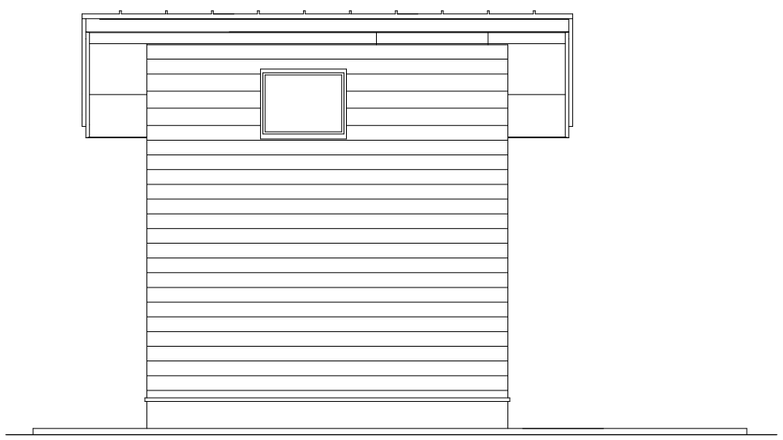

東 側 立 面 図

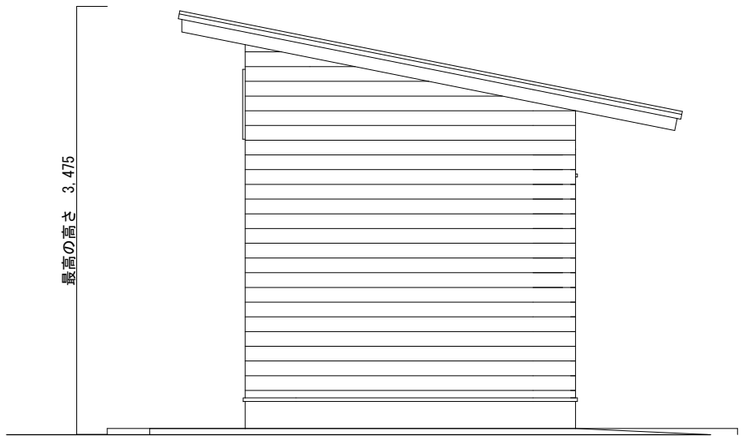

南 側 立 面 図

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/50 1/15	皆実東公園トイレ更新工事 NAME 立面図	A 12	A-3：100% A-4：71%

CH.	CH.	DR.

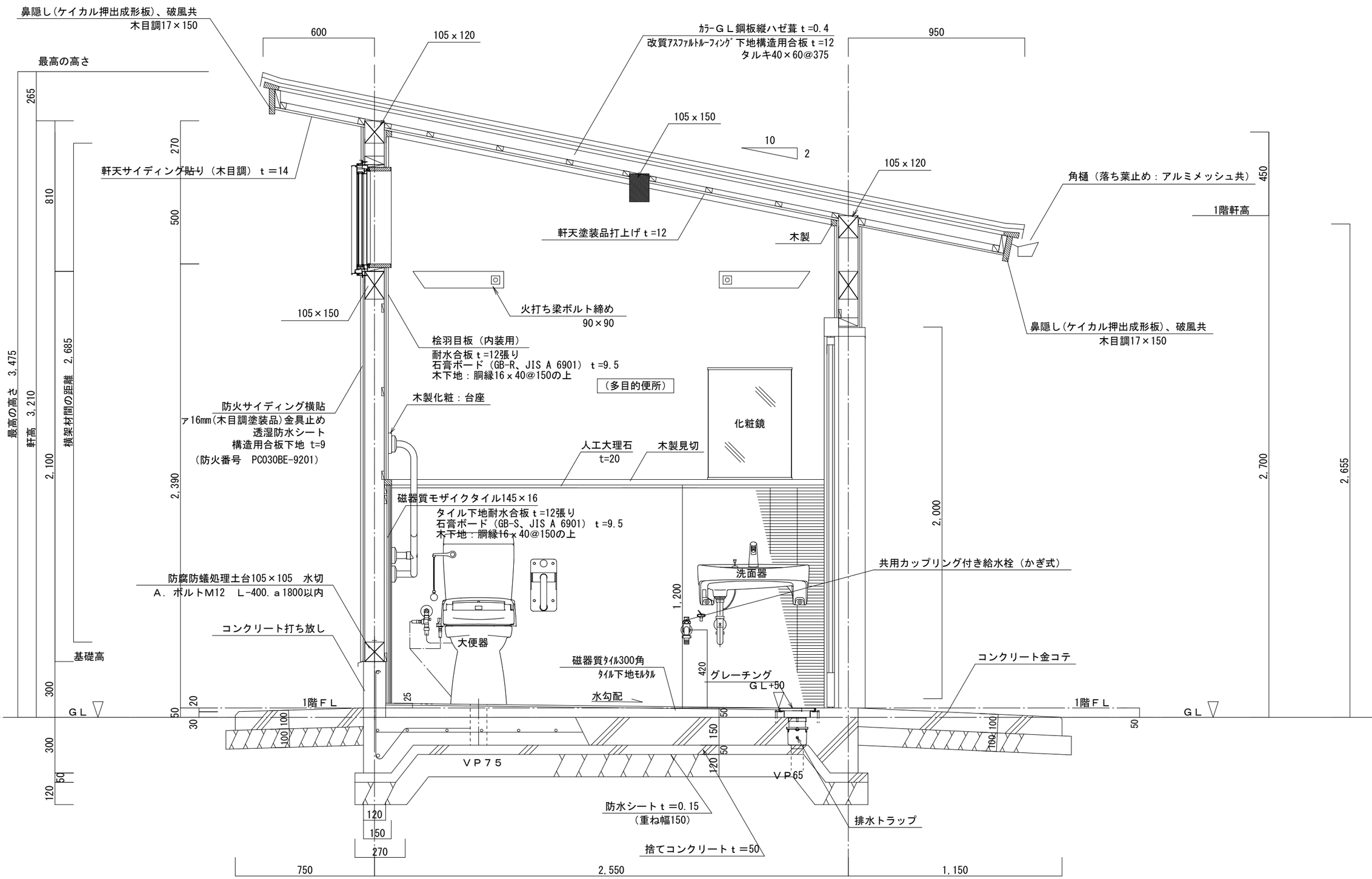

矩計図 S=1/20

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所 広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士 第102449号 岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/20	皆実東公園トイレ更新工事	A / 13	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME 矩計図		A-4： 71%

令４６条の壁量計算と壁のつりあい良い配置のチェック

①方向・階	②ゾーン	耐力壁の存在壁量の計算 ③種類	④壁倍率	⑤壁の実長(cm)	⑥＝④×⑤ 存在壁量	令46条の耐震壁量とつりあい良い配置の計算 ⑦床面積(㎡)	⑧床面積に乗ずる数値(cm/㎡)	⑨＝⑦×⑧ 耐震必要壁量(安全率、地盤割増率を考慮)(cm)	⑩＝⑥／⑨ 壁量充足率	⑪充足率の比	⑫判定	令46条耐風壁量計算 ⑬見付面積(㎡)	⑭見付面積に乗ずる数値(cm/㎡)	⑮＝⑬×⑭ 耐風必要壁量(cm)	⑯＝⑥／⑮ 壁量充足率	⑰判定
Y軸方向1階	南側1/4 A	構造用合板 t=9	2.50	127.50	318.75	1.785	13	23.205	13.736		適					
	中央					3.57				両側端部≧1		6.81	50	340.50	1.872	適
	北側1/4 B	構造用合板 t=9	2.50	127.50	318.75	1.785	13	23.205	13.736		適					
	合計				637.50	7.14	13	92.82	6.868		適					
X軸方向1階	西側1/4 C	構造用合板 t=9	2.50	121.00	302.50	1.785	13	23.205	13.035		適					
	中央					3.57				両側端部≧1		4.67	50	233.50	2.949	適
	東側1/4 D	構造用合板 t=9	2.50	154.50	386.25	1.785	13	23.205	16.645		適					
	合計				688.75	7.14	13	92.82	7.420		適					

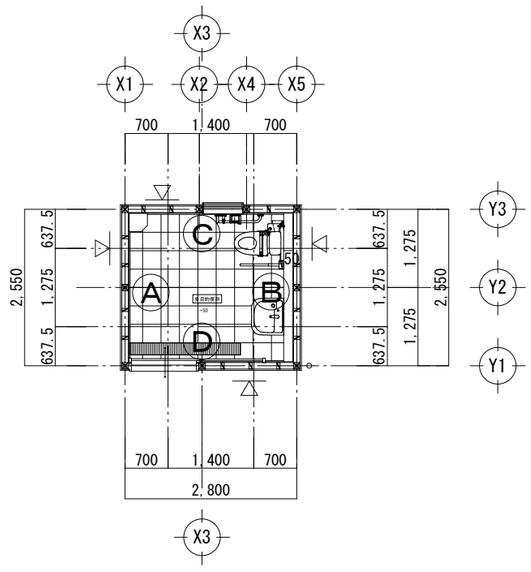

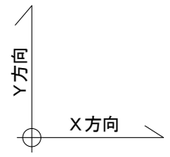

凡例

筋違い　JAS構造用合板 t=9（特類）　壁倍率2.5
釘の種類　N50@150以下

平　面　図　S=1/100

壁量等計算用求積表

X方向中央（1/2）　床面積（㎡）
2.800 x 1.275
＝3.5700

Y方向中央（1/2）　床面積（㎡）
1.400 x 2.550
＝3.5700

東側（1/4）　D部　床面積（㎡）
0.6375 x 2.800
＝1.7850

西側（1/4）　C部　床面積（㎡）
0.6375 x 2.800
＝1.7850

南側（1/4）　A部　床面積（㎡）
2.550 x 0.70
＝1.7850

北側（1/4）　B部　床面積（㎡）
2.550 x 0.70
＝1.7850

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE
	2025.08.	1/100

CH.	CH.	DR.

TITLE　皆実東公園トイレ更新工事

NAME　壁量計算と壁のつりあい良い配置のチェック

NO. A-14

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

接合部計算表

階	通し柱	通り芯 X	通り芯 Y	出隅柱 2階・平家部分		柱頭・柱脚 A1 (X方向)	A1 (Y方向)	α1	B1	A2 (X方向)	A2 (Y方向)	α2	B2	L	N (A1+α1)xB1+(A2+α2)xB2-L=N (2階建の1階) (A1+α1)xB1-L=N (2階・平家部分)	接合部記号	判定	胴差通し柱 記号	胴差通し柱 判定
1		3	1	×		2.5		0.0	0.5					0.6	(2.5+0.0)x0.5-0.6=0.65	L	適		
1		5	1	○		2.5		0.0	0.8					0.4	(2.5+0.0)x0.8-0.4=1.60	Ps	適		
1		1	2	×			2.5	0.0	0.5					0.6	(2.5+0.0)x0.5-0.6=0.65	L	適		
1		5	2	×			2.5	0.0	0.5					0.6	(2.5+0.0)x0.5-0.6=0.65	L	適		
1		1	3	○			2.5	0.0	0.8					0.4	(2.5+0.0)x0.8-0.4=1.60	Ps	適		
						2.5		0.0	0.8					0.4	(2.5+0.0)x0.8-0.4=1.60				
1		2	3	×		2.5		0.0	0.5					0.6	(2.5+0.0)x0.5-0.6=0.65	L	適		
1		5	3	○			2.5	0.0	0.8					0.4	(2.5+0.0)x0.8-0.4=1.60	Ps	適		

接合金物凡例　（下期金物は柱下部.上部に取り付けるものとする）
特記なき柱はかすがい打ちとする。

①部位	②記号		③仕様	④N値
柱頭・柱脚及び床屋根の接合部	口	い	短ほぞ差し	－
	L	ろ	ＣＰ－Ｌ	0.65 以下
	N	ろ	長ほぞ差し込み栓	0.65 以下
	V	は	山形プレート	1.0 以下
	T	は	ＣＰ－Ｔ	1.0 以下
	P	に	羽子板ボルト	1.4 以下
	I	に	短冊金物	1.4 以下
	Ps	ほ	スクリュー釘併用羽子板ボルト	1.6 以下
	Is	ほ	スクリュー釘併用短冊金物	1.6 以下
	2	へ	10kN用引き寄せ金物	1.8 以下
	3	と	15kN用引き寄せ金物	2.8 以下
	4	ち	20kN用引き寄せ金物	3.7 以下
	5	り	25kN用引き寄せ金物	4.7 以下
	3D	ぬ	15kN用引き寄せ金物２枚	5.6 以下
	－	－	－	5.6 超
床・屋根の接合部	J1	を	腰掛け蟻＋羽子板ボルト	－
	J2	わ	腰掛け蟻＋羽子板ボルト２枚	－
胴差と通し柱	T1	(ⅰ)	かたぎ大入れ短ほぞ差し、SA	－
	T2	(ⅱ)	かたぎ大入れ短ほぞ差し、S	－
	T3	(ⅲ)	かたぎ大入れ短ほぞ差し、HD-B15	－

※接合金物の代用金物はＮ値同等以上のものを使用すること。

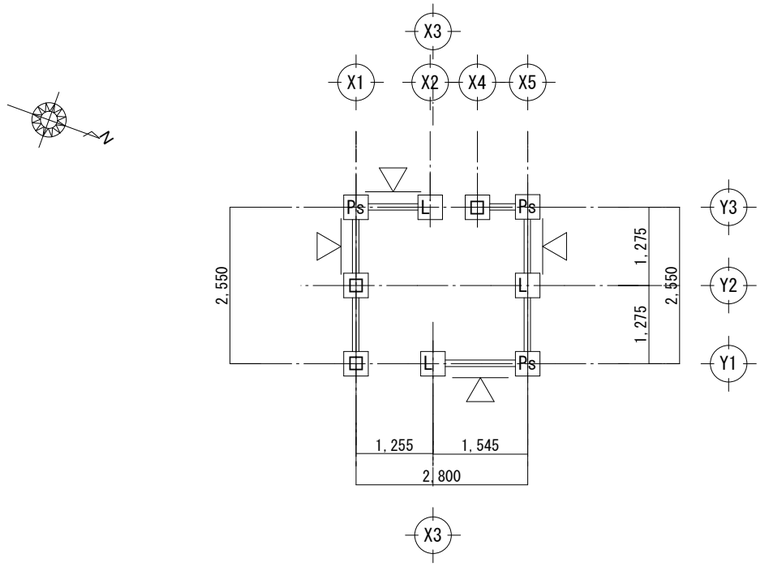

１階柱・壁伏図 S=1/100

構造凡例

管柱　105 x 105

筋違い　JAS構造用合板 t =9（特類）　壁倍率2.5
釘の種類　N50@150以下

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/100	皆実東公園トイレ更新工事	A 15	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME 接合部計算表、柱・壁伏図		A-4： 71%

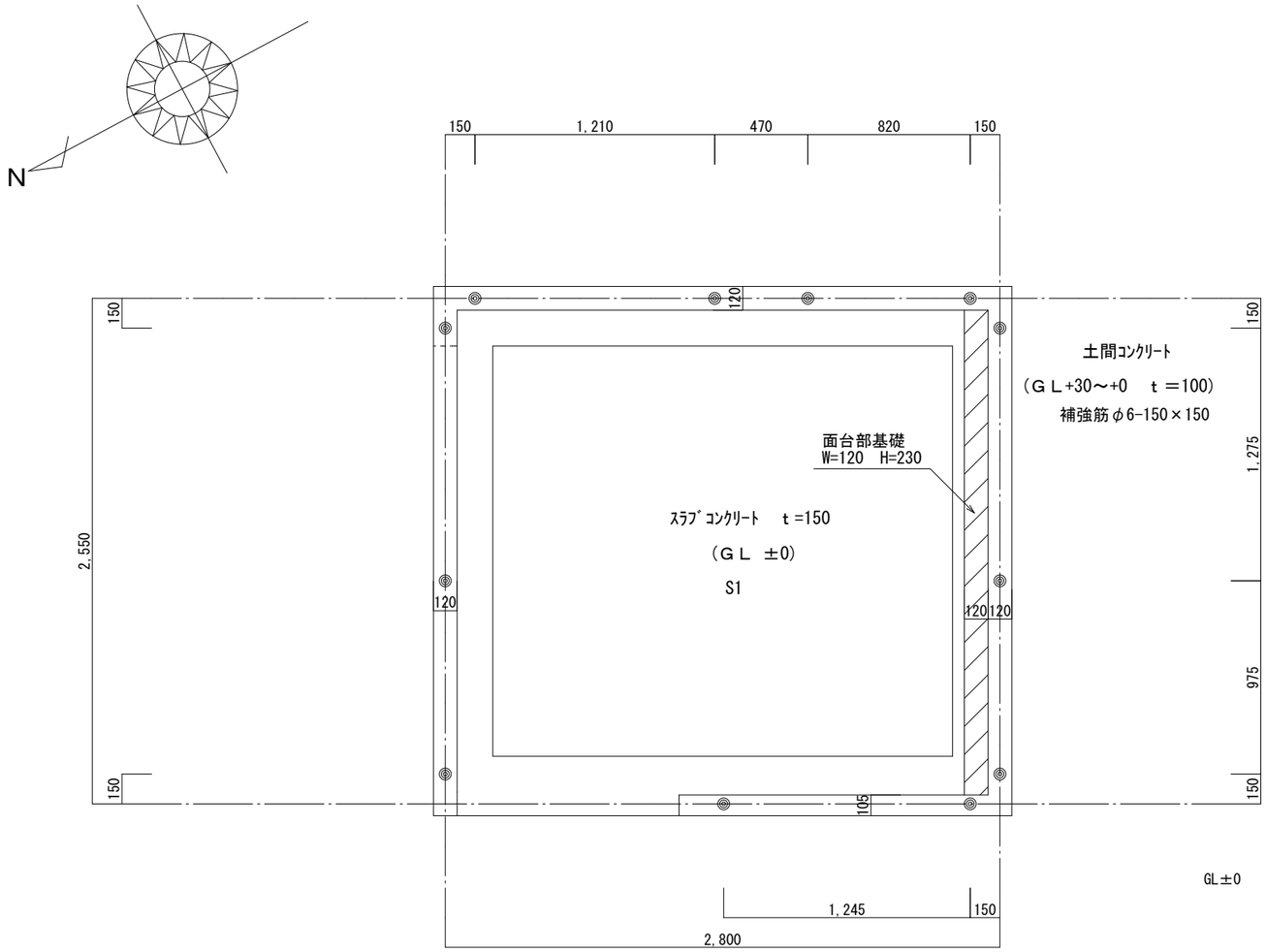

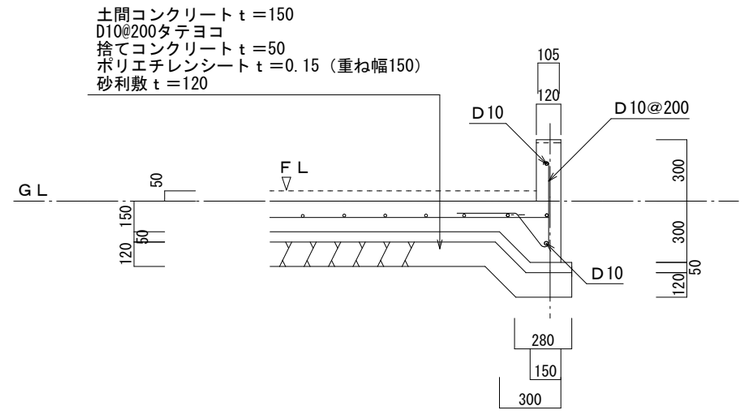

断 面 詳 細 図

基 礎 伏 図

凡 例

◎ アンカーボルトM12 L=400

記号	スラブ配筋	スラブ厚
S1	D10@200タテヨコ	t=150

基礎伏図について特記なき場合に限り下記による。

1. コンクリート：Fc=24N/mm2 （温度補正6N）
2. 鉄筋：SD295A
3. 基礎の位置は、外面及び柱芯振分けとする。
4. 基礎断面は、別記とする。
5. アンカーボルトーM12以上、L-400以上（埋め込み長さ250以上）
   埋設位置 隅角部、土台の継手部分及び土台切れ箇所
   柱芯から150mm ⓐ 1,800以内

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所 広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士 第102449号 岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE
	2025.08.	1/30

CH.	CH.	DR.

TITLE 皆実東公園トイレ更新工事

NAME 基礎伏図、断面詳細図

NO. A-16

図面縮小率
A-3：100%
A-4： 71%

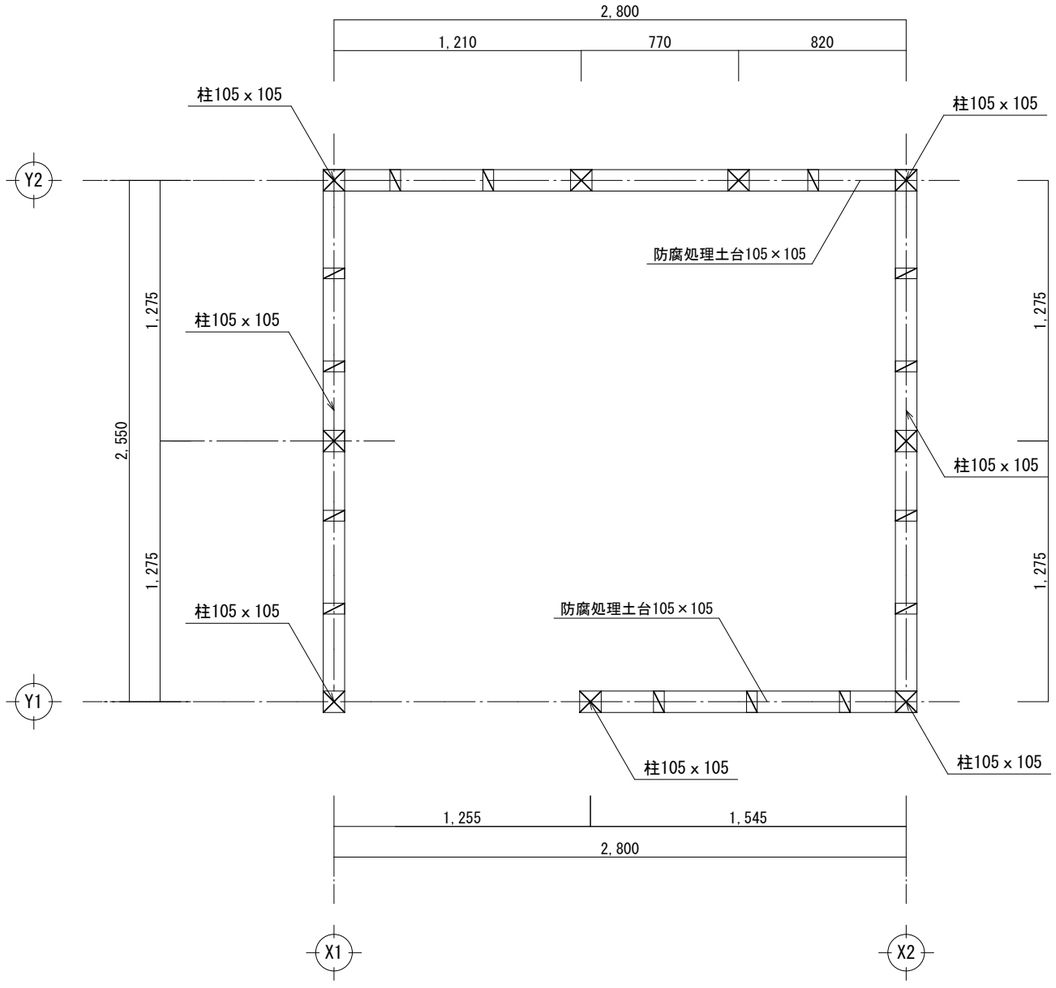

床・土台伏図

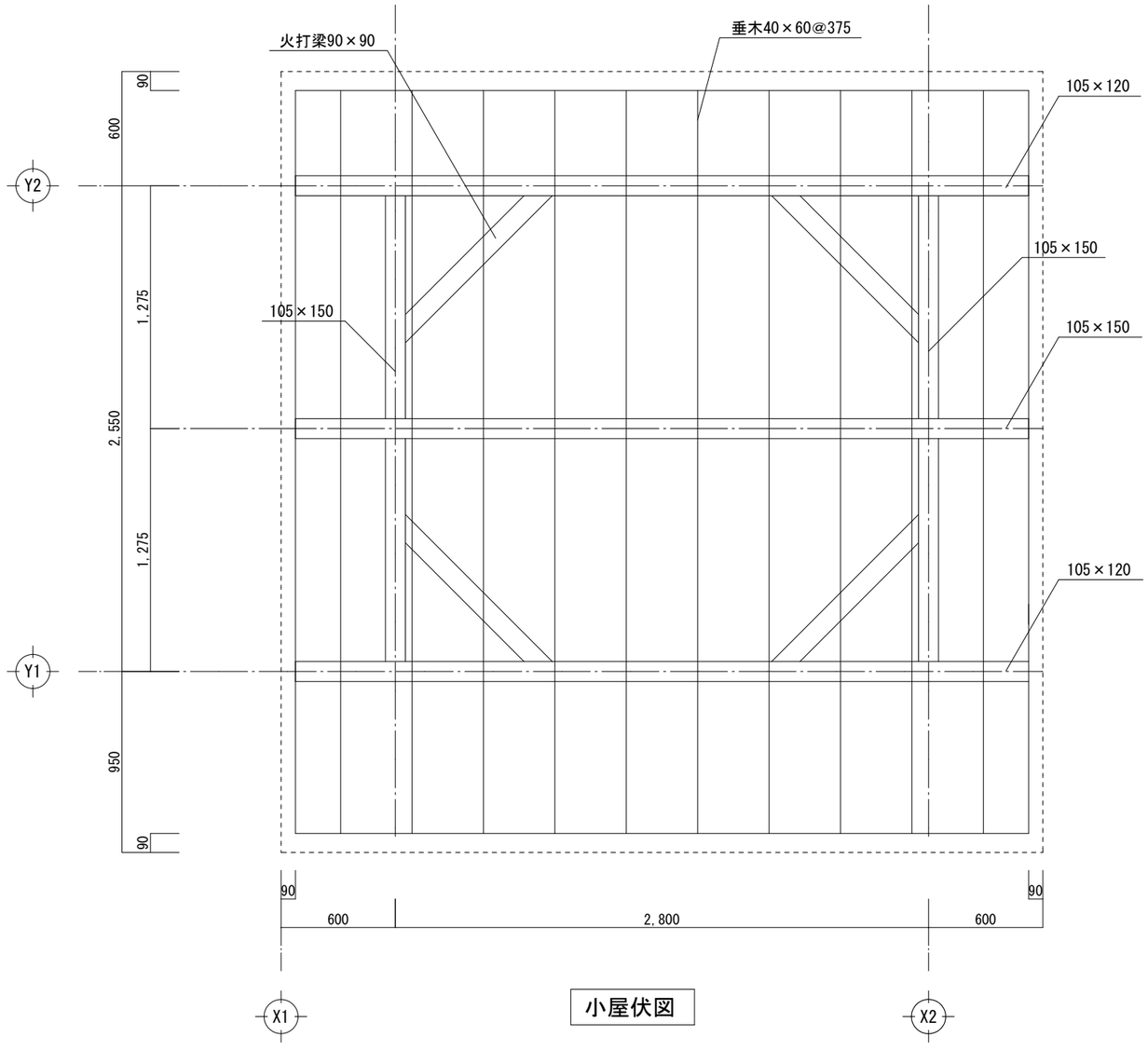

小屋伏図

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE
	2025.08.	1/30

CH.	CH.	DR.

TITLE　皆実東公園トイレ更新工事

NAME　床・土台伏図、小屋伏図

NO. A-17

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

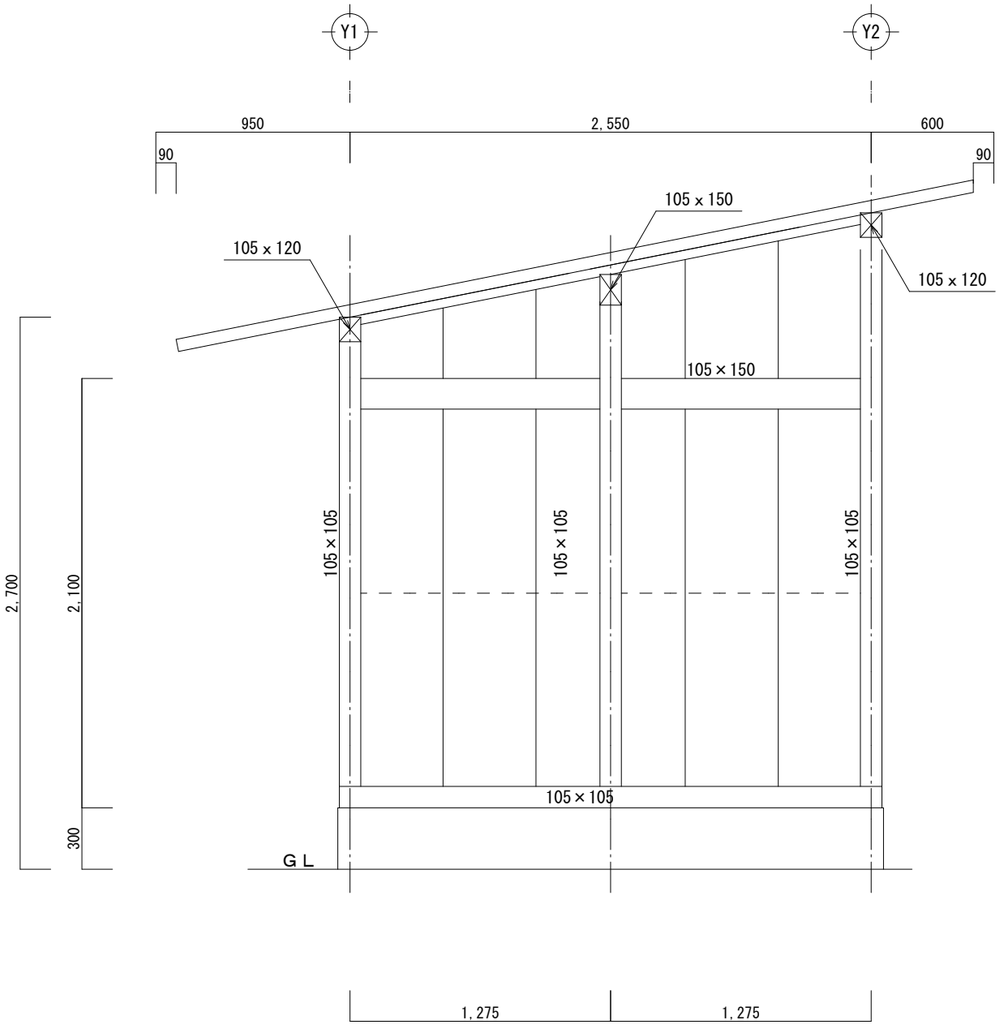

X2通り軸組図

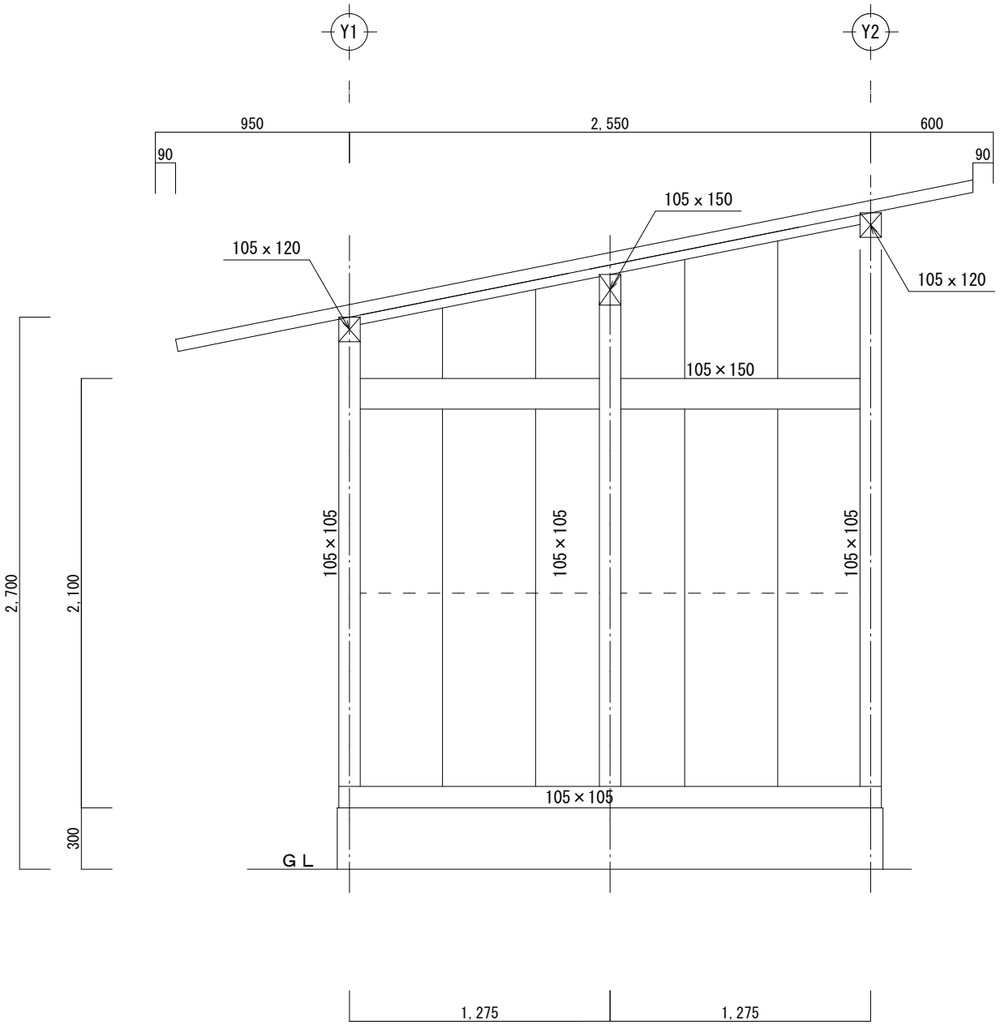

X1通り軸組図

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2025.08.	
CH.	CH.	DR.

SCALE 1/30

TITLE 皆実東公園トイレ更新工事

NAME 軸組図（X1・X2通り）

NO. A / 18

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

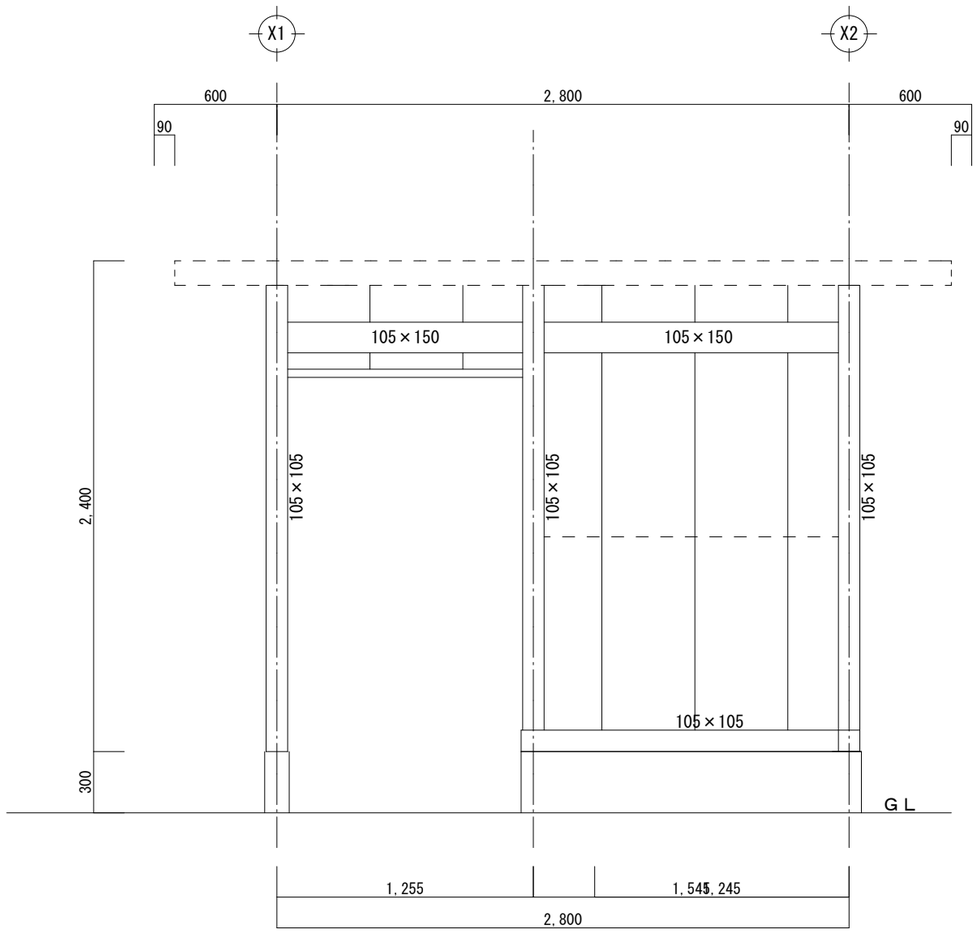

Y1通り軸組図

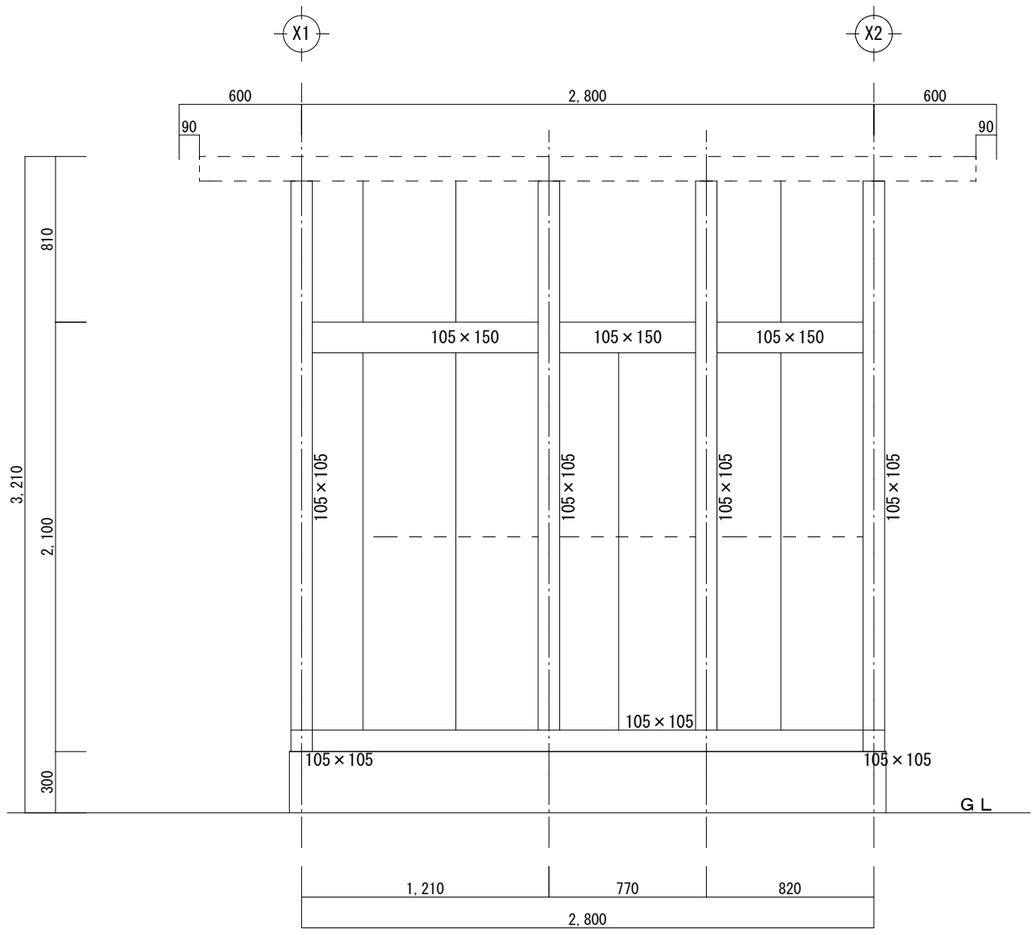

Y2通り軸組図

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025. 08.	1/30	皆実東公園トイレ更新工事	A / 19	A-3：100%
CH. CH.	DR.		NAME 軸組図（Y1・Y2通り）		A-4：71%

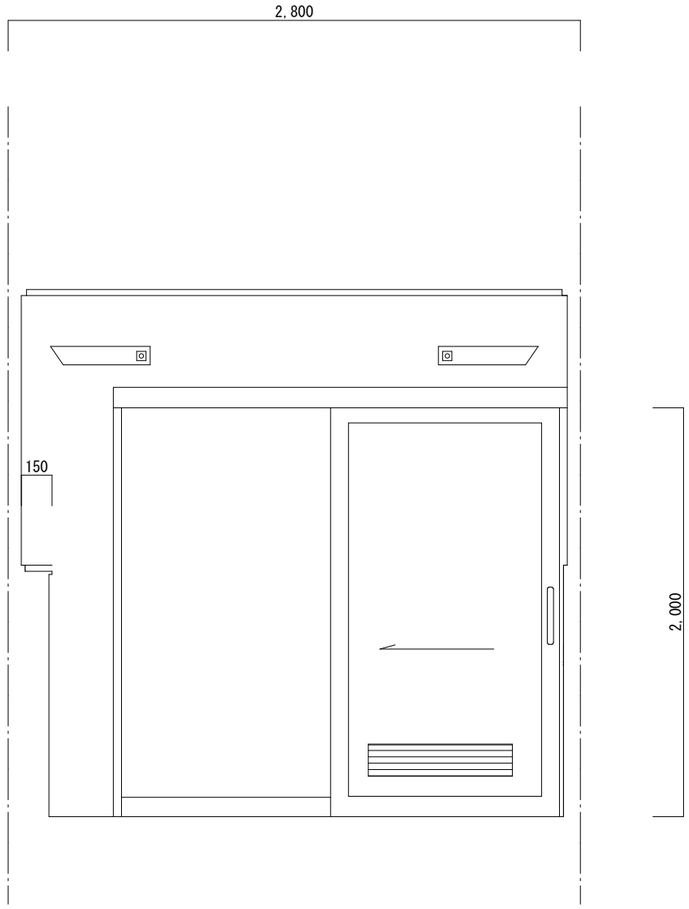

３面

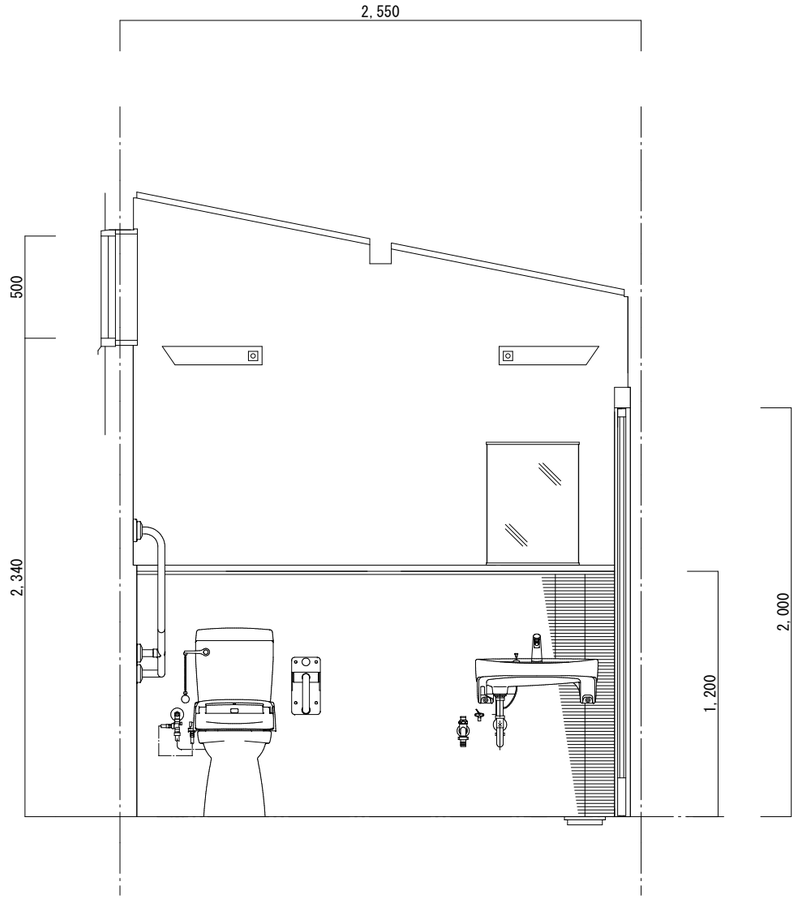

２面

展 開 図

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE
	2025.08.	1/30

CH.	CH.	DR.

TITLE　皆実東公園トイレ更新工事

NAME　展開図（１）

NO. A / 20

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

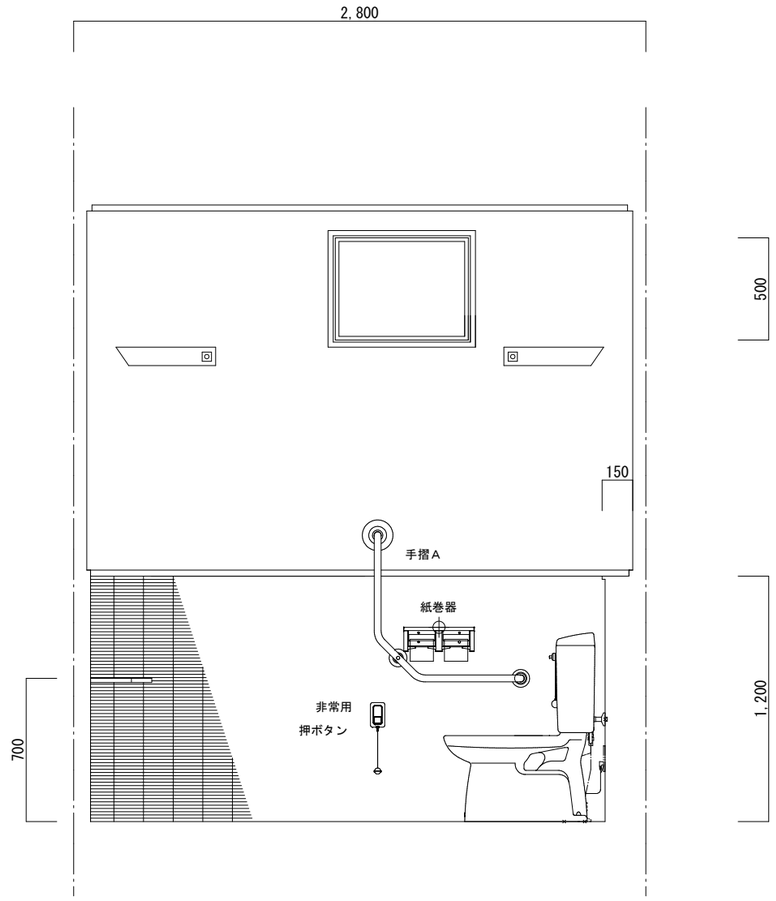

１面

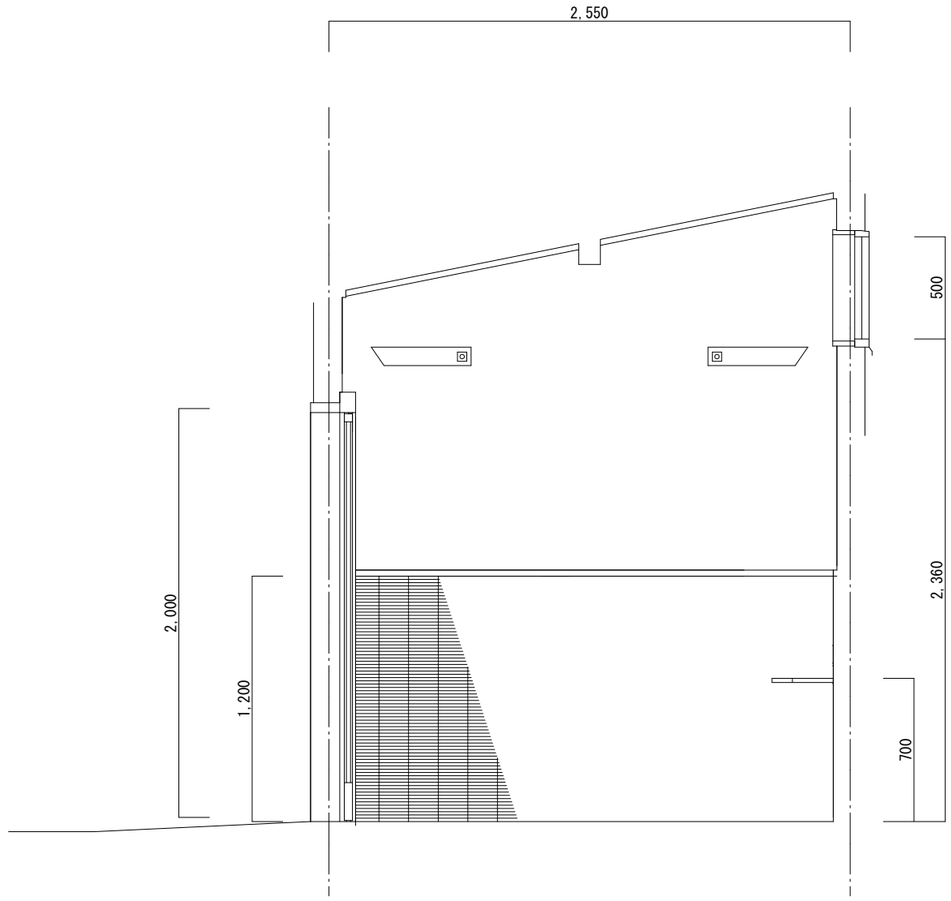

４面

展 開 図

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡 田 建 築 設 計 事 務 所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/30	皆実東公園トイレ更新工事	A / 21	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME 展開図（２）		A-4： 71%

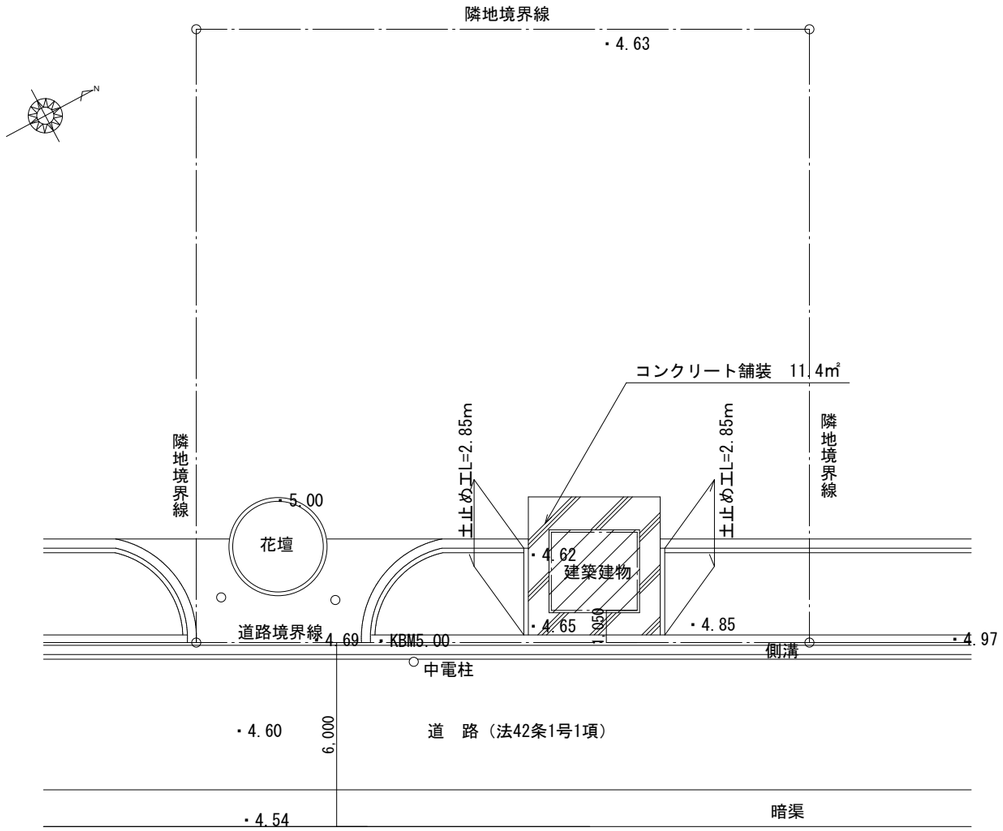

（外構）配置図　S=1/200

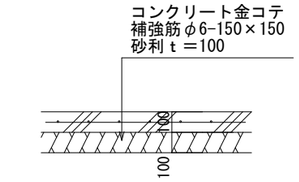

コンクリート舗装詳細図　S=1/30

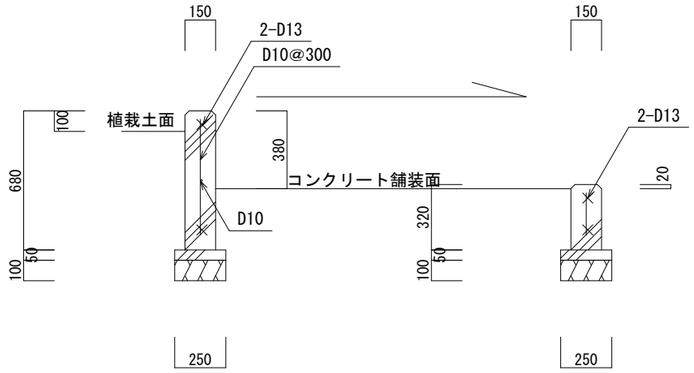

土止め工　断面詳細図　S=1/30

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2025.08.	
CH.	CH.	DR.

SCALE 1/200

TITLE 皆実東公園トイレ更新工事

NAME （外構）配置図、土止めエ・コンクリート舗装　詳細図

NO. A-22

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

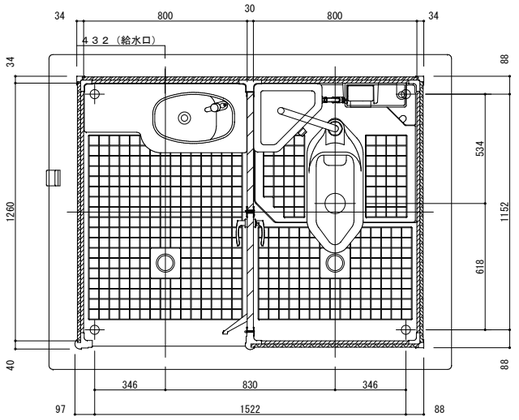

平面図　S=1/30

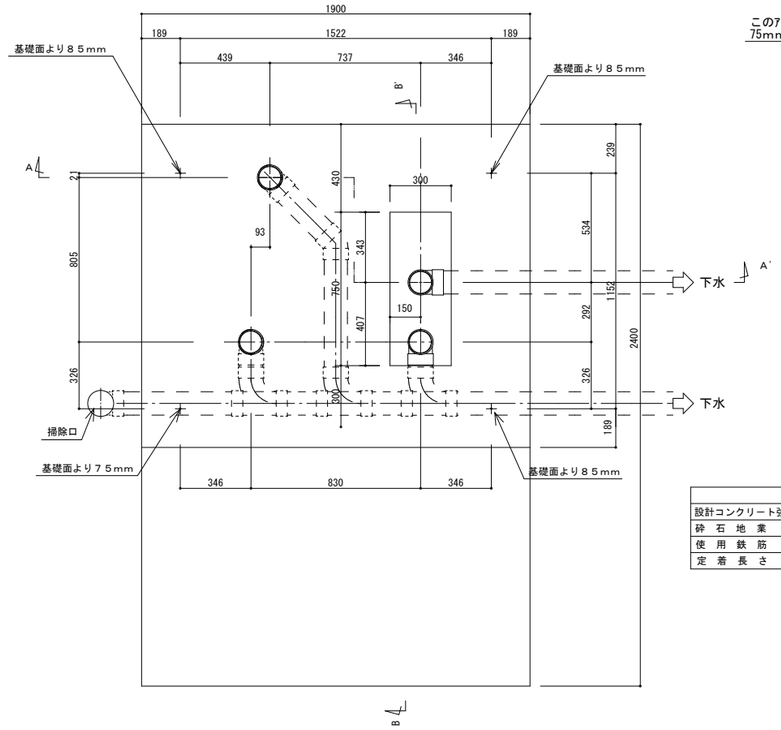

基礎付図　S=1/30

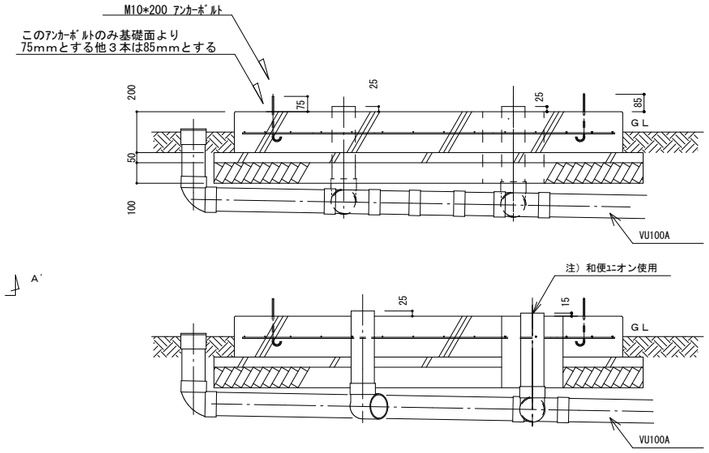

A-A'断面図　S=1/30

共　通　仕　様	
設計コンクリート強度	Fc = 21　N/mm²
砕　石　地　業	C-30
使　用　鉄　筋	Ｄ６．@100ワイヤメッシュ綱敷き
定　着　長　さ	40d（ｄは鉄筋径）

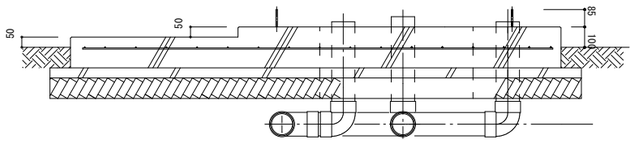

B-B'断面図　S=1/30

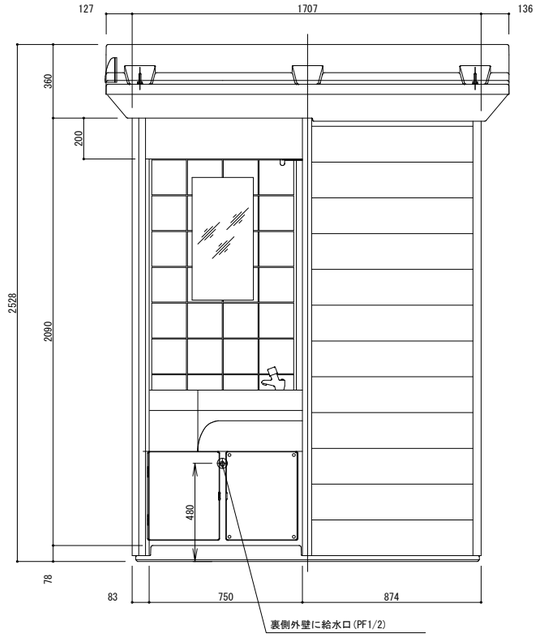

正面展開図　S=1/30

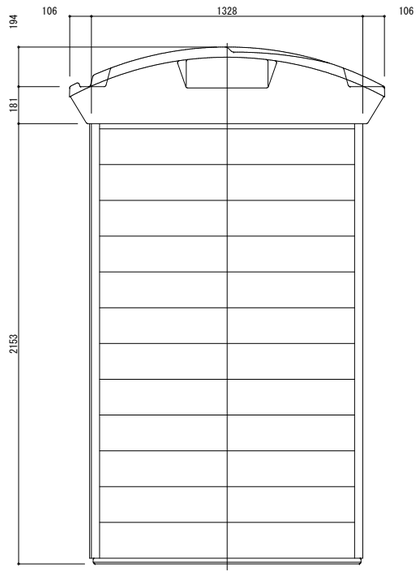

側面展開図　S=1/30

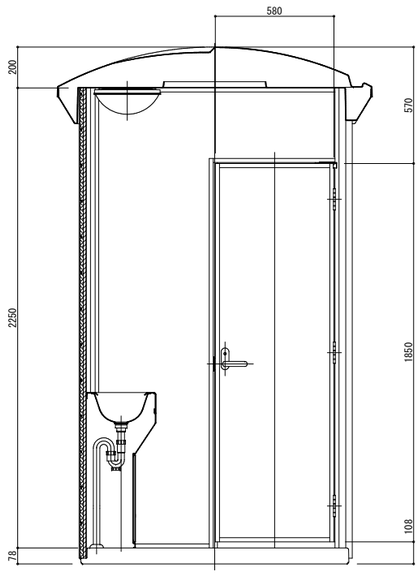

A-A'断面図　S=1/30

特記事項

- ﾄｲﾚﾕﾆｯﾄ一式　参考型番　ｺﾑｽﾞﾄｲﾚ　水洗ﾀｲﾌﾟ　TU-C02MJ
- ｵｰﾄｽﾄｯﾌﾟ立水栓TOTO製TL19A・照明人感ｾﾝｻｰ付（２室）
- 換気扇　ﾊﾏﾈﾂ製　HF-12BS
- ｺﾝｸﾘｰﾄ天端とﾕﾆｯﾄﾄｲﾚの隙間は変成ｼﾘｺﾝにてｺｰｷﾝｸﾞの事。
- 基礎型枠　打放し型枠　B種
- ｽﾃCON　強度18-15-20

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE
	2025.08.	1/30

CH.	CH.	DR.

TITLE　皆実東公園トイレ更新工事

NAME　（解体）便所詳細図

NO. A-23

図面縮小率
A-3：100%
A-4：　71%

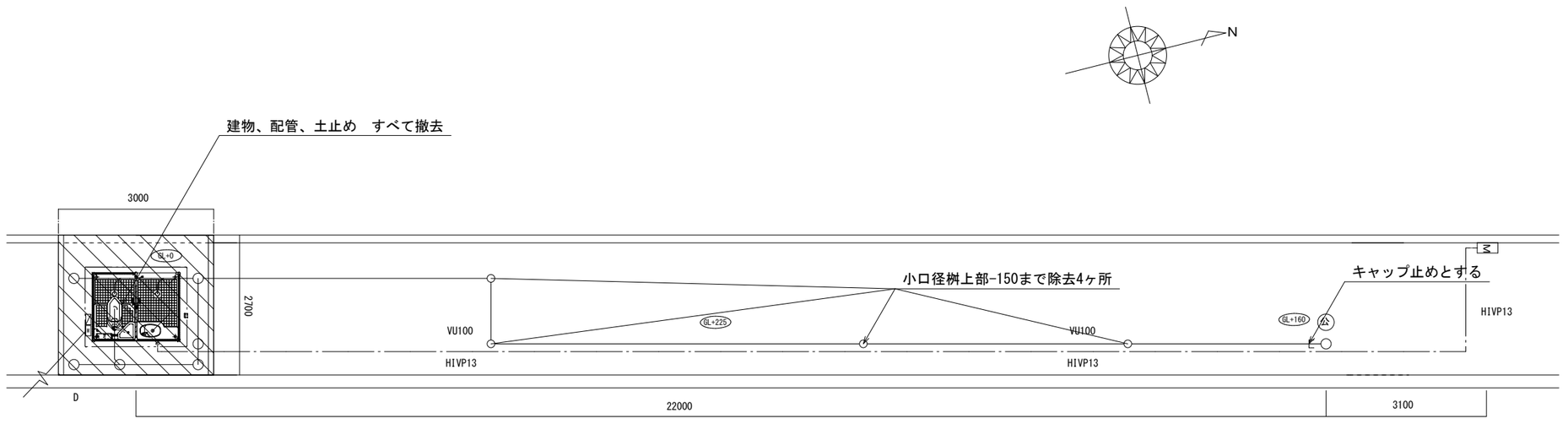

配置図　S=1/100

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2025.08.	
CH.	CH.	DR.

SCALE 1/100

TITLE 皆実東公園トイレ更新工事

NAME （解体）排水桝　詳細図

NO. A 24

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

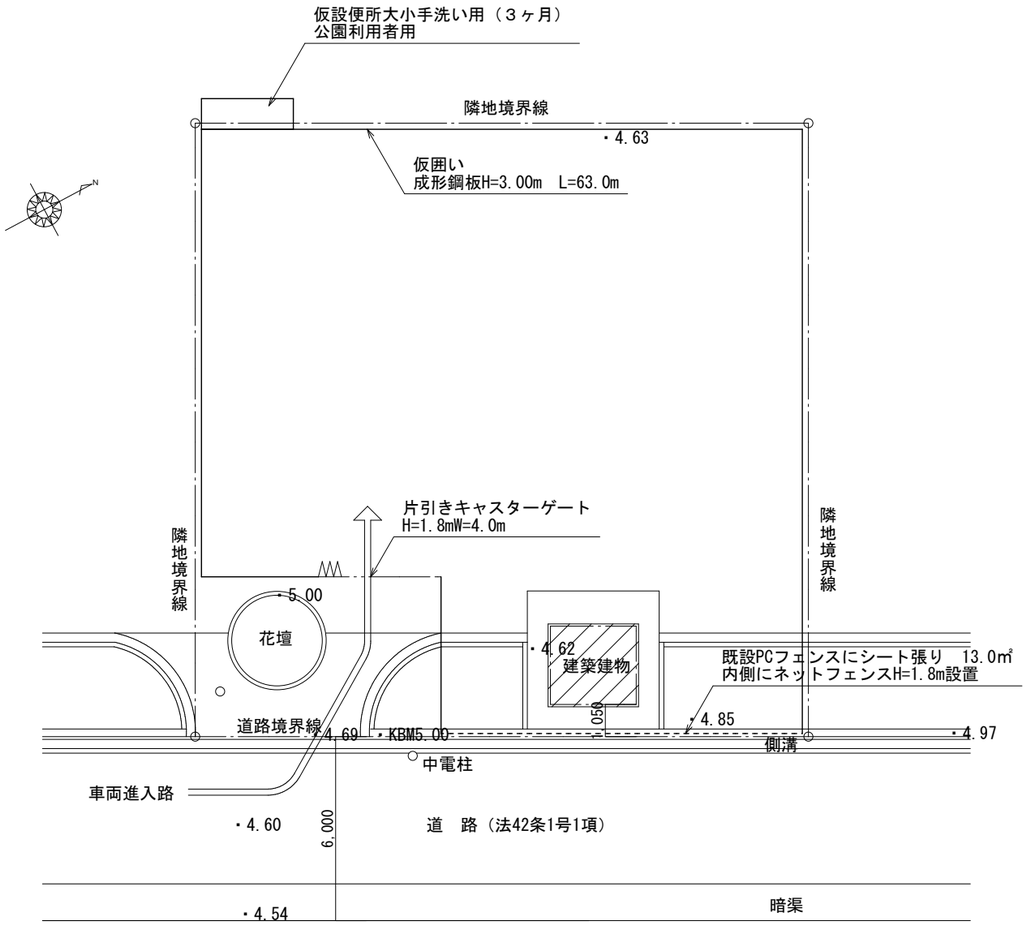

仮設計画図（参考図）　S=1/200

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/200	皆実東公園トイレ更新工事	A / 25	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME 仮設計画図（参考図）		A-4：71%

Ⅰ．工 事 概 要

1. 工事名称　都市公園トイレ更新工事（うち、皆実東公園トイレ更新工事分）
2. 工事場所　三原市皆実四丁目812-5の一部
3. 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	建築基準法による延べ面積（m2）	消防法施行令別表第一の区分	備 考
公衆便所	木造	1	7.14		

4. 工事種目　（ ⊙印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工 事 種 別					
	公衆便所					
⊙ 電灯設備	新設一式					
• 動力設備						
• 電熱設備						
• 雷保護設備						
• 受変電設備						
• 電力貯蔵設備						
• 発電設備						
• 構内情報通信網設備						
• 構内交換設備						
• 情報表示設備						
• 映像・音響設備						
• 拡声設備						
• 誘導支援設備						
• テレビ共同受信設備						
• 監視カメラ設備						
• 駐車場管制設備						
• 防犯・入退室管理設備						
• 火災報知設備						
• 中央監視制御設備						
• 医療関係設備						
• 構内配電線路						
• 構内通信線路						

5. 指定部分　※ 無し　・ あり（工期　令和　年　月　日）
対象部分：
（改修工事の場合の部分使用　※ 無し　・あり）

Ⅱ．工 事 仕 様

1. 共通仕様
（1）特記仕様及び図面に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」（ただし改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新　版）」）（以下「標準仕様書」という）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）」（以下「標準図」という）による。
（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
（3）本工事は工事中及び完成後に必要に応じ次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
ア 公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票の記入提出，発注者実施への協力等）
イ 契約不適合調査…建設工事請負契約約款第５３条に定める期間内
2. 特記仕様
（1）項目は，番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用する。ただし，○印のない場合は※印を適用する。
（3）標準仕様書で「特記がなければ，」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において，それらが関係法令等（条例含む）に抵触する場合には，関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。

項 目	特 記 事 項

一般共通事項

①. 施工条件
現場説明書による。

2. 工事安全計画書
建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に，工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する。

3. 施工調査
施工に先立ち，改修工事関連（施工部位により既存性能を損なうおそれのある）部分の事前調査を行い監督職員に報告書を提出する。（・　・　）
調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。
撤去する機器類等について，製造年，品番等を確認し特別管理産業廃棄物の有無を調査し，監督職員に報告する。・微量PCB含有機器(・変圧器　・　)
・アスベスト含有設備資機材(・配線用遮断器　・　)

④. 発生材の処理
引渡しを要するもの　※無 ・有（・金属類 ・盤類 ・電線,ケーブル ・　）
特別管理産業廃棄物　※無 ・有 ・本工事において調査を行う。
（・PCB使用機器 ・アスベスト含有設備資機材（・配線用遮断器　））
特別管理産業廃棄物は関係法令に従い適切に処理する。
工事中，特別管理産業廃棄物が発生すると判明した場合，その処理方法は監督職員と協議する。
放射性物質を含むイオン化式感知器　※ 無　・ 有
製造業者又は販売業者に回収を委託する。（ ・ 別途　※ 本工事）
再生資源化を図るもの　※無 ・有（・蛍光管 ・HIDランプ ・小型二次電池　）
（1）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市，呉市，福山市）が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が，破砕等（選別を含む）により，有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理するものとする。
（2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，（1）に揚げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。
（3）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので，適正に処理すること。なお，本工事では，広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。

5. 機材の品質等
（1）本工事に使用する機材等は，設計図書に定める品質及び性能の他，通常有すべき品質及び性能を有するものとする。ただし，製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は，あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
また，国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。
（2）別表－１に示す機材等を使用する場合は，次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし，次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。
①品質及び性能に関する試験データを整備されていること
②生産施設及び品質の管理が適切に行なわれていること
③安定的な供給が可能であること
④法令等で定めがある場合は，その許可，認可，認定又は免許を取得していること
⑤製造又は施工の実績があり，その信頼性があること
⑥販売，保守等の営業体制が整えられていること。

⑥. 完成時の提出書類等
（1）工事完成図書引渡書A4版　2部
（2）完成図書　1部
（3）完成図面・施工図面二折リ製本A3版製本　1部
（4）縮小完成図面・施工図面二折り製本A4版製本　2部
（5）工事写真
（工事中写真A4版カラーサービス版）　1部
（完成写真A4版カラーサービス版）　2部
（6）電子成果品（電子納品）CDR　2部
（7）工事監理図書A4版　1部
（8）工事概要調書A4版　2部
（9）諸官庁届出書類一覧表A4版　1部
諸官庁届出書類(正)A4版　1部
（10）運転操作説明書A4版製本・取扱説明書　1部
（11）展開接続図A3版製本　部
（12）保全管理台帳A4版・設備台帳A4版　部
（13）型式台帳　式
※型式台帳は，監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。
※建築工事に伴う工事の提出部数は，建築工事に合わせる。
※工事写真は「営繕工事写真作成要領」によるほか監督職員の指示による。
※既存完成図（CADデータ含む）の修正を行う（間仕切・室名も現状に合わせて修正する）。

⑦. 施工図等
別契約の関係工事との取合いを十分に打合せ，各現場代理人捺印の上提出する。なお，当該建物の取得する施工図の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は，発注者に移譲するものとする。

8. 足場
本工事で設置する。　・外部足場（　種）　・内部足場（　種）

⑨. 工事用電力，水，その他
本工事に必要な工事用電力，水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。

10. 監督職員事務所
本工事で設置する

11. 受注者事務所その他
構内につくることができる

⑫. 建設発生土の処理
※ 現場説明書の施工条件明示による
・ 構内指示場所に敷き均し
・ 構内指示場所に堆積

13. 非破壊検査
はつり工事及び穿孔作業を行う場合は，事前に非破壊検査を行い監督職員に報告する。探査方法は電磁誘導式を原則とする。放射線透過検査等による埋設物の調査実施する場合，範囲は監督職員の指示による。なお，検査費は別途とする。

14. 既存躯体への穿孔
穿孔機械を使用し，既存躯体に穿孔する場合は，金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。

15. あと施工アンカー
施工後確認試験
試験方法　引張試験機による引張り試験
試験箇所数　１施工単位に対し１本以上
対象機器　（・配電盤 ・非常用発電機 ・直流電源装置 ・変圧器 ・　）
確認強度　対象機器ごとのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上

16. 電気工事士
最大電力500kW以上の場合においても，第1種電気工事士により施工を行う。

17. 耐震措置
設備機器の固定は次に示す設計用地震力に耐える方法とする。
ただし，重量1kN以下の軽量な機器については，設備機器の製造業者の指定する方法で確実に行えばよいものとする。
（1）機器の据付け及び取付け
設計用水平地震力は，機器重量［kN］に，地域係数（・1.0 ※0.9 ・0.8）と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。
設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下及び1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層とは2～6階建の場合は最上階，7～9階建の場合は上層2階，10～12階建の場合は上層3階，13階建以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地階，1階を除く各階で上層階に該当しないもの。
水槽類には燃料小出し槽を含む。
重要機器は次のものを示す。
（・配電盤 ・非常用発電機 ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置
・交換機 ・火災報知受信機 ・中央監視制御装置 ・通信総合盤 ・　）
（2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とし，水平地震力と同時に働くものとする。
（3）横引き配管等の耐震支持は，施設の分類に応じたものとする。

⑱. 電線類
（1）EM電線類で規格等の記載のないものは，ハロゲン及び鉛を含まないものとする。
（2）通信ケーブルでJCS規格にない対数のケーブルはJCS規格に準じたものとする。
（3）盤内配線はEM電線を使用する。ただし，製造者標準品は除く。

19. ケーブルの種類
EM-高圧架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｹｰﾌﾞﾙは，JIS4935「6600V架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｹｰﾌﾞﾙ(3層押出型)」によるものとし，次による。

呼称(図示記号)	種 類
6kV EM-CE(EE)	6600V 架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ(6600V CE/F(EE))
6kV EM-CET(EE)	6600V ﾄﾘﾌﾟﾙﾚｯｸｽ型架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ(6600V CE/F(EE))

⑳. 電線本数・管路等
分電盤，制御盤，端子盤などの2次側以降の配線経路，電線太さ，電線本数，管径などは監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。

21. 露出配管の塗装（付属品を含む）
塗装する部分　・居室（　）・廊下 ・屋上，屋側 ・屋外 ・機械室

㉒. 屋外露出配管の仕上げ
屋外露出配管（厚鋼電線管）で塗装を行わない場合は，溶融亜鉛めっき仕上げ［めっき付着量300ｇ/㎡以上］とする。

㉓. ﾌﾗｯｼｭﾌﾟﾚｰﾄの材質
・金属製（ステンレス，新金属も含む）　・樹脂製（使用場所　）

㉔. ｶﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄの用途別表示
シール等を貼付し，用途を表示する。

㉕. ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽの塗装
ｽﾃﾝﾚｽ製ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽの塗装　※有（メーカ指定色又は指定色仕上）・無（素地仕上）

26. 屋上・屋側の支持金物等
ステンレス製または鋼材に溶融亜鉛めっきを施したものとする。

27. 接地極
接地極の材料は次による。

	接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 極
•	共 同 接 地	E_{AD}	10Ω以下	EB×3連－ 2組
•	共 同 接 地	E_{ACD}	10Ω以下	EB×3連－ 2組
•	A 種	E_A	10Ω以下	EB×3連－ 2組
•	B 種	E_B	Ω以下	EB×2連－ 2組
•	C 種	E_C	10Ω以下	EB×3連－ 2組
•	D 種	E_D	100Ω以下	EB×1
•	高 圧 避 雷 器	E_{LH}	10Ω以下	EB×3連－ 2組
•	交 換 機 用	E_t	10Ω以下	EB×3連－ 2組
•	通 信 用	E_{At}	10Ω以下	EB×3連－ 2組
•	通 信 用	E_{Dt}及びE_{Da}	100Ω以下	EB×1
•	電話引込口の保安器用	E_{Lt}	100Ω以下	EB×1
•	測 定 用	E_o	──	EB×1

（連結及び単独の場合，EBはD=14 L=1,500又はW=40 L=1,200とする）
（E_D，E_{Dt}，E_{Da}，E_{Lt}，E_oの場合，EBはD=10 L=1,000又はW=30 L=900とする）

28. 他工事との取合い
図面に記載されていない工事区分は，別紙工事区分表による。

29. 天井仕上げ区分
（　）書きの室名は直天井を示し，その他は二重天井を示す。

30. 配線図記号その他
(1)EEF1.6-2C×2は，EEF1.6-4Cを使用してもよい。
(2)EMケーブルの表記は警報用及び同軸ケーブルを除き「EM-」を省略する。

31. 適用区分
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
（1）風圧力
風速（Vo= ・30 ・32 ・34 m/s）　地表面粗度区分（ ・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ）
（2）積雪荷重
建設省告示第1455号における区域　別表（　）

32. 呼び線
長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。

㉝. 露出配管の固定保護
2.5m以下のサドル及びダクターには保護を行う。

㉞. 屋上・屋側等への設置機材の周囲処理
建築物（構造体）に直接設置するプルボックス，各種盤及びダクターには周囲にシール処理を行う。

㉟. 官公署への手続き
工事の着手，施工，完成にあたり，関係官公署その他関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。

㊱. 工事現場の表示
現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板を設置する。
※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）

37. 交通誘導員
＿＿＿＿＿＿＿＿作業期間，交通誘導員を＿＿＿（人/日）配置すること。

㊳. 工事中情報共有ｼｽﾃﾑ
(1)本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。
(2)本工事で使用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム
https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html
(3)監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする。
(4)受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合，協力しなければならない。

39. 電子納品
電子成果品を「営繕工事電子納品要領」に基づき作成する。
https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nouhin/index02.html
※ 工事管理ファイル ・ 施工計画書 ・ 工程表 ・ 打合せ簿
・ 機材関係資料 ・ 施工関係資料 ・ 検査関係資料 ・ 発生材関係資料
※ 完成図 ・ 保全に関する資料 ※ 施工図 ※ 完成写真 ・ その他

電灯設備

①. 配線器具
⊙接地極付きコンセント（2P15A）はプラグ無しとする。
⊙防水形コンセントはプラグ無しとする。
⊙ハーネスジョイントボックス用OAタップのケーブルは，ハロゲン及び鉛を含まない材料とする。

②. 照明器具
(1)LEDの光源色は別図面に指定がある場合を除き下記による。
LEDの光源色　（・電球色　※昼白色）
(2)LED照明器具の定格入力電圧はユニバーサル電圧（100V～242V）に対応するものとする。

3. 照明制御の照度測定等
明るさセンサーによる照明制御を行う部屋は，照度測定を行い，測定表を監督職員に提出する。なお，測定箇所は監督職員の指示による。
照度測定（100%点灯時（※夜間 ・ ））（調光制御点灯時（※夜間 ※昼間））

4. 照明制御装置設定器
設定器機能 ・アドレス設定 ・グループ設定 ・パターン設定 ・タイムスケジュール設定
納入数　※１個　・　個

5. 多重伝送ﾘﾓｺﾝｱﾄﾞﾚｽ送信器
納入数　※１個　・　個

6. 非常照明・誘導灯自己点検送信器
納入数　※１個　・　個

動力設備

1. ｲﾝﾊﾞｰﾀ装置の規約効率
三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。

電動機出力（kW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11
規約効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5

電動機出力（kW）	15	18.5	22	30	37	45	55	75
規約効率(%)	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考
（1）規約効率はJIM-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
（2）0.4kWの効率はJIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V，IP4X，６極，50Hzの電動機を駆動したときの値とする。
（3）0.75kWの効率はJIS C 4213「低圧三相かご型誘導電動機トップランナーモーター」の定格電圧200V，IP4X，６極，50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

構内交換設備

1. 型式
※ボタン電話装置　・交換装置

2. 保安器用接地
※本工事　・別途工事

3. 壁掛電話機
送受話器の落下防止を施す。

構内配電線路

1. 施工方法
埋設深さ　特記なきは地表面（舗装がある場合は舗装下面）から300mm以上とする。
建物側配管引込み部の地盤変位対応種別(沈下量 ・0.2m以下 ・0.6m以下 ・1.0m以下)

2. 地中箱
蓋の記号表示　鋳型流込み（・電力 ※電気 ・　）
ハンドホール内のケーブル支持等は，マンホールに準じて行う。
アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋は，アスファルト舗装用とする。

3. 高圧負荷開閉器
※閉鎖形（中耐塩形）　・閉鎖形（重耐塩形）
・避雷器内蔵 ・地絡継電器付（※方向性 ・無方向性）
※別置制御装置までの制御ケーブルを付属すること。

4. 高圧ケーブルの端末部
高圧ケーブルの両端部にシースの縮み対策（熱収縮テープによるシースずれ止め対策等）を行う。

5. 高圧ケーブルの屋外端末処理
・一般形 ・耐塩形

6. 照明用ポール
照明用ポールは配線用遮断器（トリップ機能なし）又はカットアウトスイッチ（素通しヒューズ）を設ける。ただし，ガーデンライトは除く。

構内通信線路

1. 施工方法
埋設深さ　特記なきは地表面（舗装がある場合は舗装下面）から300mm以上とする。
建物側配管引き込み部の地盤変位対応種別
（沈下量 ・0.2m以下 ・0.6m以下 ・1.0m以下）

2. 地中箱
蓋の記号表示　鋳型流込み（※通信 ・　）
ハンドホール内のケーブル支持等は，マンホールに準じて行う。
アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋は，アスファルト舗装用とする。

雷保護設備

1. 大地抵抗の測定
工事着手前に大地抵抗率を測定し，測定表及び接地極省略判定記録書を監督職員に提出する。

2. 接地システム
・構造体利用接地極 ・A型接地極 ・B型接地極 ・JIS A 4201-1999

受変電設備

1. 受変電設備容量
＿＿＿kVA

2. 変圧器
次のものを付属させる。
・移動車輪（75kVA以上のもの）　・防震ゴム　・ダイヤル温度計（置針付）
モールド変圧器の表面は充電部とみなし，注意標識を取付ける。

3. 予備品等
標準仕様書によるほか電力ヒューズ現用定格値のものを現用数

発電設備

〈燃料系発電装置〉
1. 電気方式　・高圧 ・低圧
2. 発電機容量　＿＿＿kVA以上
3. 燃料小出槽　返油ポンプのあるシステムでフロートスイッチの上限フロートは，通過形接点とする。
4. 燃料種別　・軽油 ・Ａ重油

〈太陽光発電装置〉
1. 太陽電池アレイ　公称出力 ＿＿＿kW以上　交流出力の電気方式 ＿相 ＿線 ＿＿V
2. パワーコンディショナ　定格容量 ＿＿＿kW以上　自立運転機能（ ・有 ・無）
3. 表示装置　・液晶 ・LED表示装置
4. 連系する電力系統　・高圧受電みなし低圧連系 ・高圧連系 ・低圧連系

拡声設備

増幅器
・時報及び自動放送（体操放送等）はアッテネータを経由した回路とする。
・増幅器の入出力配線と外部配線（壁ボックス等）の接続はコネクタによる。（一斉回路は使用しない）

その他

①. 機器取付高
機器取付高は下記を標準とする。ただし，天井高3m以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は監督職員と協議する。

	名 称	測 点	取付高（mm）		名 称	測 点	取付高（mm）
電力共通	取引用計器	地 上～窓中心	1,800～2,000	拡声表示	壁掛形スピーカ	床 上～中 心	天井高×0.9
	引込開閉器	床 上～中 心	1,800～2,200		壁付アッテネータ	〃	1,300
					情報・出退表示盤	〃	天井高×0.9
電灯	分電盤,OA盤,実験盤	床 上～中 心	1,500(上端1,900以下)		壁付発信器	〃	1,300
	ホーム分電盤	天井下～上 端	200		ベル,ブザー,チャイム	〃	2,300
	スイッチ	床 上～中 心	1,300		受付押ボタン（一般）	床 上～中 心	1,300
	〃(多機能ﾄｲﾚ・車椅子用居室)	〃	1,100		電源箱	床 上～下 端	300
	〃(車椅子用ﾍﾞｯﾄﾞ周辺)	〃	900	誘導支援	外部受付用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	標準図による	
	〃(自動・手動切替)	〃	1,800		車椅子用ｲﾝﾀｰﾎﾝ (居室子機)	床 上～中 心	1,100
	コンセント（一般）	〃	300		壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ(上記以外)	〃	1,300
	〃 （和室）	〃	150		壁付押ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ)	〃	900
	〃 （台上）	台 上～中 心	150		壁付押ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ) 床転倒時用	〃	400
	〃 （土間）	床 上～中 心	800～1,300				
	〃(車椅子用居室)	〃	400		身障者用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	標準図による	
	〃(車椅子用ﾍﾞｯﾄﾞ周辺)	〃	900	テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上 端	200
	〃 （トイレ）	〃	300～400		テレビ端子	床 上～中 心	300
	ブラケット（一般）	〃	2,100～2,300		〃 （和室）	〃	150
	〃 （踊場）	〃	2,000～2,500				
	〃 （鏡上）	鏡上端～中 心	150				
動力	壁掛形制御盤	床 上～中 心	1,500(上端1,900以下)	火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	800～1,500
	手元開閉器	〃	1,500		機器収容箱	〃	800～1,500
	操作スイッチ	〃	1,300		発信機	床上～中心	800～1,500
構内交換	端子盤	床 上～下 端	300		ベル	天井下～上 端	200
	保安器箱	天井下～上 端	200		表示灯	〃	200
	壁付アウトレット	床 上～中 心	300	ガス検知	ガス漏れ中継器	天井下～中 心	300
	〃 （和室）	〃	150		検知器（都市ガス）	天井下～中 心	300
	壁付電話機	〃	1,300		〃（LPガス）	床 上～上 端	300
電気時計	壁掛形親時計	〃	1,500(上端1,900以下)				
	子時計	床 上～中 心	天井高×0.9				

②. コリンズ登録について
受注者は受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について，工事実績情報サービス（CORINS）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。
なお，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。

③. 防振ゴム等の製造検査
本工事の施工に当たり，東洋ゴム化工品（株）又はニッタ化工品（株）で製造された製品や材料を用いる場合には，使用するまでに第三者機関による品質を証明する書類を提出すること。

別表-1「外部機関等による評価済み機材表」

	品 目	機 材 名		
	LED照明器具（一般屋内用に限る）			
	照明制御装置			
	可変速運転用インバータ装置			
	盤類	分電盤（実験盤を含む）	キュービクル式配電盤	制御盤
		高圧スイッチギア（CW形）	高圧スイッチギア（PW形）	
	高圧機器	高圧交流遮断器	高圧避雷器	高圧進相コンデンサ
		高圧限流ヒューズ	高圧負荷開閉器	高圧変圧器（特定機器）
	絶縁監視装置	高圧回路	低圧回路	
	蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池	据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	
		制御弁式据置鉛蓄電池	シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	
	交流無停電電源装置（ＵＰＳ）			
	太陽光発電装置	パワーコンデショナ及び系統連系保護装置		
	監視カメラ装置			
	中央監視制御装置	監視制御装置		

4. 快適トイレモデル工事
本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型　・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。
快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集＞建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。
また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札・契約制度〉入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡 田 建 築 設 計 事 務 所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 2025.08.	SCALE	TITLE 皆実東公園トイレ更新工事	NO. E／01	図面縮小率
CH.	CH.	DR.	NAME 電気設備工事特記仕様書		A-3：100% A-4： 71%

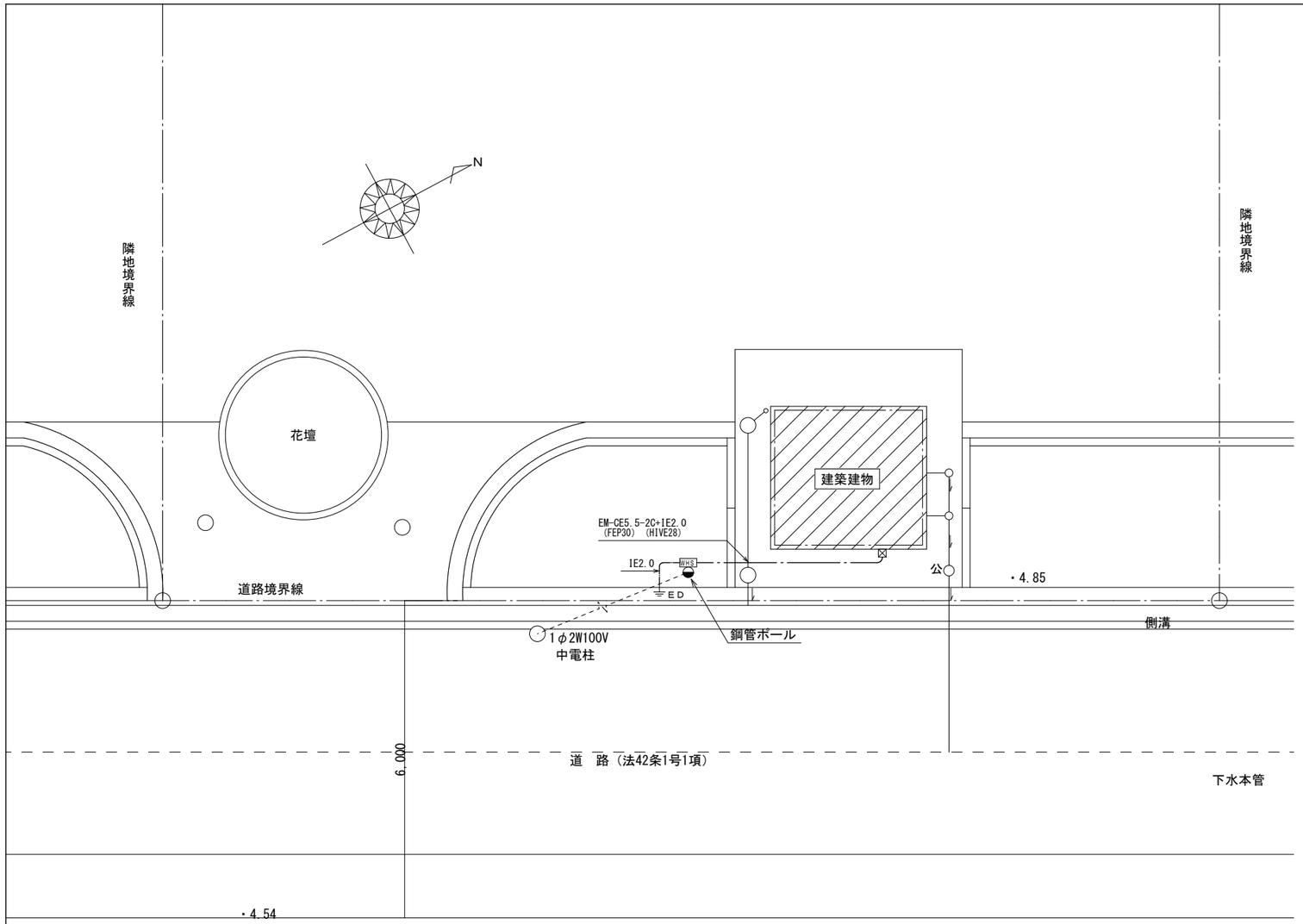

（電気設備）配置図　S=1/100

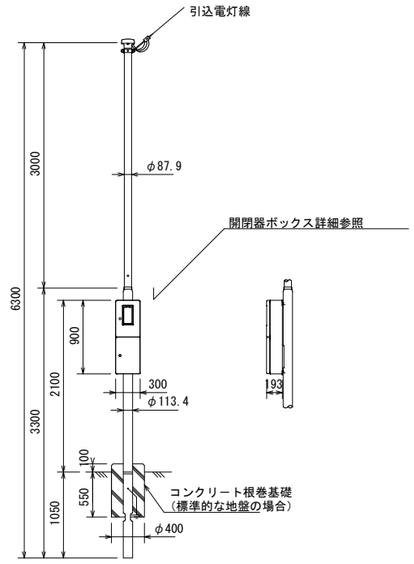

引込柱　詳細図　S=1/75

スッキリポール・ボックス付　　（電灯線　１４ mm^2 用）

用　　途	電灯	
全　　長	６．３m	
表面処理	ポール本体	フローコート溶融亜鉛めっき後ポリエチレン樹脂被覆
	ボックス	溶融亜鉛めっき鋼板にポリエステル粉体塗装
色　　調	アイボリー又はコーヒーブラウン	
実用最大引き込み径間（丙種風圧荷重）	２３m以下	電灯　（ＤＶ14mm㎡×3　）

パナソニック（株）ＸＤＴＡ０１６３Ｗ（Ａ）相当品

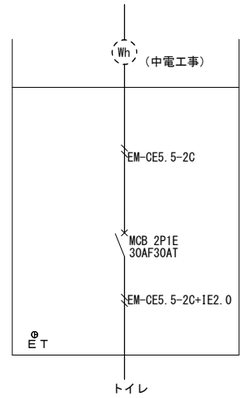

開閉器ボックス詳細

特記事項
埋設管はGLから300mm以上の深さとし，埋設表示テープ敷設のこと
トイレ側P.Boxまでの保護管の立上げはHIVE28とする
Ｄ種接地線はEM-IE1.6以上とし，埋設標取付のこと
引込線はDV2.6-2Rとする
——·—— EM-CE5.5-2C+IE2.0(FEP30)(HIVE28)

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE 202.08.		SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
CH.	CH.	DR.	1/100	皆実東公園トイレ更新工事 NAME （電気設備）配置図	E / 02	A-3：100% A-4：71%

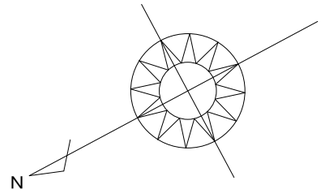

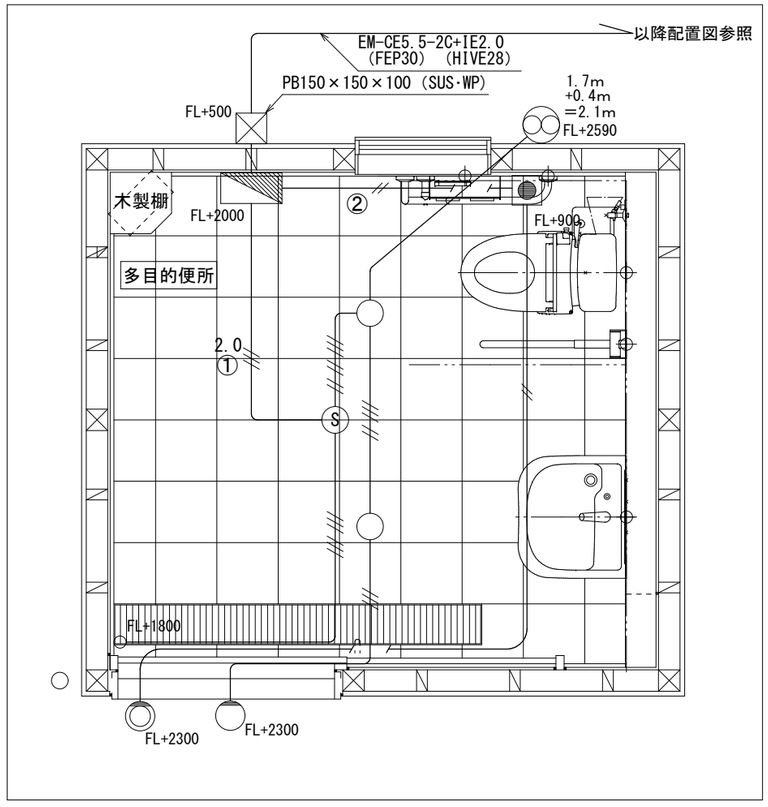

（電気設備）平面図　S=1/30

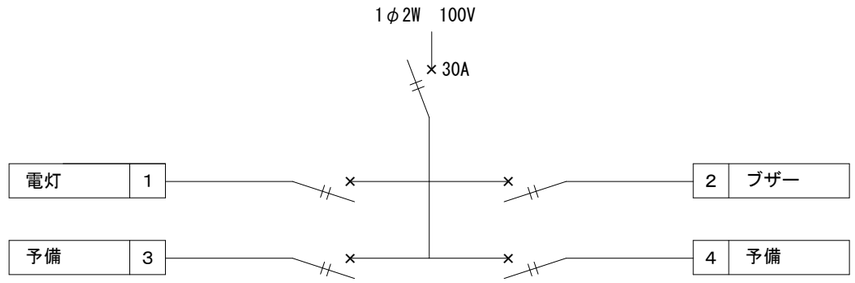

分電盤　参考型番　BQWB82342

記号	名称	参考型番	備考
○	電灯	AH50657	ＬＥＤ
	分電盤	BQWB82342	
	換気扇	FY-08PDL9D	FY-MFX043ガラリ付
Ⓢ	熱線ｾﾝｻ付自動ｽｲｯﾁ	WTK2604	換気扇連動用 明るさｾﾝｻ付
	非常用回転灯	EA5501	ブザー無、回転灯カバー「赤」
	非常押しﾎﾞﾀﾝ	EK50	
○	熱線ｾﾝｻ付自動ｽｲｯﾁ 操作ﾕﾆｯﾄ	WTC58207W	
	LEDﾌﾞﾗｹｯﾄ	LGWJ85116W	明るさｾﾝｻ付

EEF1.6-2C(VE22)
EEF1.6-3C(VE22)
EEF1.6-2C+3C(VE22)
EEF1.6-3C×2(VE22)
EEF1.6-2C×2+3C(VE22)
EEF2.0-2C(VE22)
2.0 EEF2.0-3C(VE22)

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士　第102449号　岡田文夫	JOB NO.	DATE 2025.08.	SCALE	TITLE 皆実東公園トイレ更新工事	NO.	図面縮小率
			CH.	CH. DR.	1/30	NAME （電気設備）平面図、分電盤	E / 03	A-3：100% A-4： 71%

令和７年度　皆実東公園トイレ更新工事　機械設備工事　特記仕様書

Ⅰ．工　事　概　要

１．工　事　場　所　　三原市皆実四丁目812-5の一部

２．建　物　概　要

建物名称	構　造	階　数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備　考
公衆便所	木造	地上１階	7.14		新築

３．工　事　種　目　　（ ⊙ 印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種別 ／ 工事種目	公衆便所					
・空気調和設備						
・換気設備						
・排煙設備						
・自動制御設備						
⊙衛生器具設備	新設一式					
⊙給水設備	新設一式					
⊙排水設備	新設一式					
・給湯設備						
・消火設備						
・ガス設備						
・厨房設備						
・浄化槽設備						
・雨水利用設備						
・特殊ガス設備						
⊙電気設備工事	電気設備工事の部による					
⊙建築工事	建築工事の部による					

４．指　定　部　分　　※無し　・有り（工期　令和　　年　　月　　日）

対象部分：

５．設　備　概　要　（改修の場合は既存の概要を示す。）

空調設備	空気調和方式等	・空気調和（ ・ パッケージ方式 ・ ガスエンジンヒートポンプ方式 ・ ファンコイルユニット・ダクト併用方式 ・ 単一ダクト方式 ・ 各階ユニット方式 ）
	主要熱源機器	・空気熱源ヒートポンプユニット ・マルチパッケージ形空気調和機 ・パッケージ形空気調和機 ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・チリングユニット ・吸収冷温水機 ・吸収冷温水機ユニット ・鋼製ボイラー ・鋳鉄製ボイラー ・温水発生機（ ・真空式 ・無圧式 ）
換気設備		・１種換気 ・２種換気 ・３種換気
排煙設備		・機械排煙（ ・有 ・無 ） 適用法規（ ・建基法 ・消防法 ）
自動制御設備		・自動制御方式（ ・電気式 ・電子式 ・デジタル式 ）
衛生設備	給水方式	・水道直結 ・高置タンク ・ポンプ直送 ⊙水道直結増圧
	排水方式	建物内の汚水と雑排水（ ・合流 ○ 分流 ） ポンプ排水 ・有（ ・汚水 ・雑排水 ・湧水 ） ・無
	放流先 排水槽	・有（計画容量： m3 ） ・無
	給湯設備	・有（ ・局所式 ・中央式 ） ・無 熱源（ ・電気 ・都市ガス ・液化石油ガス ・灯油 ・A重油 ）
	消火設備	・屋内消火栓 ・連結送水管 ・屋外消火栓 ・スプリンクラー ・消防用水 ・泡消火 ・連結散水装置 ・粉末消火装置 ・不活性ガス消火（ ・窒素 ・ ） ・ハロゲン化物消火 ・フード等用簡易自動消火装置 ・無
	ガス設備	・都市ガス 種別 （ MJ／m3N ） ・液化石油ガス
	浄化槽設備	・有（ ・合併処理 ・小規模合併処理 ・ ） ・無

Ⅱ．工　事　仕　様

１．共　通　仕　様

１）特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の標準仕様書等による。ただし、⊙ 印の付いたものを適用する。

⊙ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）最新版（以下「標準仕様書」という。）

・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）最新版（以下「改修標準仕様書」という。）

⊙ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）最新版　（以下「標準図」という。）

２）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。

２．特　記　仕　様

１）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

２）特記事項のうち選択する事項は○ 印の付いたものを適用する。

ただし、○ 印のない場合は ※ 印を適用する。

⊙ 印　⊗ 印の場合は共に適用する。

区分	項　目	特　記　事　項
一般共通事項	① 施工図等	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	２．電気保安技術者の適用	中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を（ ・適用 ・準用 ）する。
	③ 施工条件	現場説明書による。
	④ 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を、監督職員に提出する。
	⑤ 発生材の処理等 ※54. 建設廃棄物の処理も確認すること	引渡しを要するもの　※有（ ・機器類 ・金属類 ・ ） ・無 特別管理産業廃棄物　※無 ・有（ ・配管用保温材 ・ ） 再生資源化を図るもの　※無 ・有（ ・ ・ ） アスベスト含有設備資機材（ガスケット、パッキン、たわみ継手等）は関係法令に従い適切に処理を行う。引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。 撤去機材等（アスベスト類を含む）の搬出・処分費 ※ 本工事 ・ 別途工事 フロン、臭化リチウム液、残油処理の搬出・処分費 ※ 本工事 ・ 別途工事

一般共通事項	６．環境への配慮	１）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。 ２）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 ３）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	７．機材の品質等	１）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 ２）別表－１に示す機材等を使用する場合は次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
	８．機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集（令和元年版）によるほか、監督員の指示による。
	９．図形表示	機器類は、図示する形状及び配管等の取出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。
	10．容量等の表示	１）機器類の能力、容量等は原則として表示された値以上とする。 ２）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された値以下とする。
	11．技能士の適用	・建築板金（ダクト製作及び取付） ・熱絶縁施工（保温工事） ・配管（配管工事） ・冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器据付）
	12．化学物質の濃度測定	建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定　※ 不要 ・ 要 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は（ ※ 現場説明書 ・ ）による。
	13．完成時の提出図書	完成図（図面の種類は監督職員の指示による。） ⊙ 原図（ 普通紙 ） ⊙ 二つ折り製本（ ・ Ａ１版 部 ○ Ａ３版 ３ 部 ） ・ 既存完成図（ＣＡＤデータ含む）の修正（間仕切、室名等含）を行う。 保全に関する資料（ ※ ２部 ・ 部 ・ 提出不要）
	14．インバーター用制御及び操作盤	（ ※ 標準仕様書 ・ 図示 ）による。
	15．総合試運転調整	下記項目の総合調整を行い測定表を監督職員に提出する。（ 部） ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質の測定 ・ 測定箇所等は監督職員との協議による。
	16．弁類	ステンレス管に使用するバルブは５０Ａ以下は青銅製、６５Ａ以上はステンレス製を使用する。 ※ ベローズ形 ・ スリーブ形
	17．伸縮管継手	
	18．防振継手	※ 合成ゴム製（球形） ・ ポリテトラフルオロエチレン製 ・ ベローズ形（ステンレス製）
	19．絶縁継手	※ 標準図（施工３）による。
	20．スリーブ	つば付き鋼管製に替えて、非加硫ブチルゴム系止水材でもよい。
	21．油面制御装置	液面制御装置の機能は、標準仕様書によるほか図示による。
	22．遠隔油量指示計	副指示計は図示による。
	23．瞬間流量計	１）形式はピトー管式（コック付）とする。　※ 固定式 ２）下記の箇所、若しくは図示により取付ける。 ・ ボイラー又は熱交換器の温水出口 ・ 冷凍機類の冷水出口 ・ 冷温水ヘッダーの各送り管 ・ 冷凍機類の冷却水出口 ・ ユニット形空気調和機の冷温水入口
	24．配管の建物導入部	（ ・ 給水 ・ ガス ・ 油 ）配管の変位吸収は（ ※ 標準図（施工４．５） ・ 図示 ）による。
	25．ステンレス鋼管の接合方法	呼径６０Ａｕ以下の継手は、ＳＡＳ３２２を満足するものとする。
	26．ビニル管の接合方法	※ 接着接合 ・ ゴム輪接合
	27．ポリエチレン管の接合方法	５０Ａ以下 ※ メカニカル接合 ・ 電気融着接合 ７５Ａ以上 ※ 電気融着接合
	28．溶接配管の検査	・ ガス配管 ・ 冷温水配管 ・ 冷却水配管 非破壊検査 ※ 無 ・ 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査 ・ 放射線透過検査 抜取率は ・ 標準仕様書による ・ ％
	29．異種管の接続	鋼管とステンレス鋼管、銅管と鋼管は（ ※ 標準図 ・ 図示 ）による。
	30．支持金物・固定金具	ポンプ及び屋外設置機器・ピット内のアンカーボルト、ナットはステンレス（ＳＵＳ３０４）製とし、屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等はステンレス（ＳＵＳ３０４）製又は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。 溶融亜鉛めっきは　※ ２種３５ ・ ２種５０

一般共通事項	31．埋設表示	標準仕様書によるほか図示の箇所に設ける。
	32．保温	１）屋内露出（一般居室、廊下）の外装は　※ Ａ１ ・ Ａ２ ２）冷媒管の保温外装は 屋内露出 ・ 合成樹脂カバー（ａ１・(イ・ロ)・Ⅰ） ・ 保温化粧ケース（耐候性樹脂製） 屋外露出 ・ ステンレス鋼板（ｅ２・(イ・ロ)・Ⅰ） ・ 保温化粧ケース 屋外保温化粧ケースの材質 ・ 耐候性樹脂 ・ ステンレス鋼板 ・ 高耐食鋼板（溶融亜鉛めっき） ３）標準仕様書以外で多湿箇所の適用 （ ※ 無 ・ ）とする。 ４）全熱交換器の機器外気側ダクト （ ※ 給気側 ・ 排気側外壁より １ｍ ）は、保温（２５mm厚）する。 ５）厨房用排気ダクトの断熱（隠ぺい部） ・ Ⅰ・(イ)・ⅮⅩ 又は ｈ・(イ)・ⅮⅩ ・ 行わない。 ６）共同溝の保温種別は （ 配管 ： ・ ダクト： ・ ）とする。
	33．塗装	下記の部分を除き、原則として塗装（標準仕様書第２編３．２による）を行う。 亜鉛めっきされたもので、常時隠ぺいされる部分、金属電線管、鋼製架台及び支持金物類、主・各階機械室内等及び電気室内の亜鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管、カラー亜鉛鉄板面、亜鉛めっき以外のめっきされた仕上げ面、樹脂コーティング等を施したもので、常時隠ぺいされる部分アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム－亜鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面、埋設されるもの。 （ただし、防食塗装部分を除く） 塗装を施さない部分・箇所　※ 倉庫 ・ 車庫 ・ 駐車場 ただし、残りネジ部及びパイプレンチのチャック跡部の鉄面は、さび止めペイント２回塗りを行う。
	34．足場	「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置にあたっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり据置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場（ ※ Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ種 ・ Ｅ種 ・ Ｆ種 ・ Ｇ種 ） ・ 外部足場（ ※ Ｄ、Ｅ種 ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種 ・ Ｆ種 ）
	35．工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は全て受注者の負担とする。
	36．監督職員事務所	本工事で設置する。（規模及び仕上げの程度は現場説明書による）
	37．工事用仮設物	構内につくることが　※ できる ・ できない
	38．土工事	１）埋戻し土は　※ 根切り土の中の良質土 （コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・ 山砂の類 ２）建設発生土は　※ 構内敷きならし ・ 構内の指示ある場所に堆積 ○ 構外に搬出し適切に処理（現場説明書）
	39．コンクリート工事	コンクリートの設計基準強度は　※ １８Ｎ／mm２以上 ・ 図示による。
	40．耐震措置	設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし、重量1kN以下の軽量な機器については、設備機器の製造者の指定する方法で確実に行えばよいものとする。 １）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、 地域係数（ ・ １．０ ※ ０．９ ・ ０．８ ）と、 次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 ・ 特定の施設：設置場所 上層階屋上及び塔屋：機器種別 機器：重要機器 2.0、一般機器 2.0；水槽類：重要機器 2.0、一般機器 2.0；防振設置機器：重要機器 2.0、一般機器 1.5 中間階：機器 1.5、1.0；水槽類 1.5、1.0；防振設置機器 1.5、1.5 地階・１階：機器 1.0、0.6；水槽類 1.5、1.0；防振設置機器 1.0、0.6 ・ 一般の施設：上層階屋上及び塔屋：機器 1.5、1.0；水槽類 1.5、1.0；防振設置機器 1.0、0.6 中間階：機器 1.0、0.6；水槽類 1.0、0.6；防振設置機器 1.0、0.6 地階・１階：機器 1.0、0.4；水槽類 1.0、0.6；防振設置機器 1.0、0.6 上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３、１３階建以上の場合は上層４階とする。 中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの。 重要機器は次のものを示す。 ・ 給水機器（ ） ・ 排水機器（ ） ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器 ・ 防災機器 ・ 監視制御設備 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備 ・ 避難経路上に設置する機器 ２）設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とする。
	41．電線類	１）ＥＭ電線類で規格等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、電線及びＥＭケーブルは標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による。 ２）電線の色別は、原則として電気設備工事の工事仕様書による。
	42．施工調査	・ 施工に先立ち、改修工事関連部分（施工部位により既存性能を損なうおそれのある部分）の事前確認を行い監督職員に報告書を提出する。 ・ 既存設備システムの事前調査を行い監督職員に報告書を提出する。調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。 改修工事の対象となる既存設備システム ・ 排水放流先 ・ 中央監視盤 ・
	43．撤去工事	撤去する配管、ダクト（付属品含む）の保温材は、配管・ダクト等より分離する。
	44．非破壊検査	はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い、監督職員に報告する。原則、探査方法は走査式埋設物調査（電磁誘導法または電磁波レーダ法）とする。 放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合、範囲は監督職員の指示による。放射線透過検査の検査費は別途とする。
	45．他工事との取合い	図面に特記のない場合は別紙「工事区分表」による。 電気設備工事、建築工事等との合併工事の場合は工種区分とする。
	46．天井仕上区分	（ ）書きの室名は天井無しを示し、その他は天井ありを示す。
	47．その他	特記事項に「図示による」とあるものは、別図（機器・器具表、系統図、平面図等）を示す。
	48 完成時の提出書類等	（１）工事竣工図書引渡し書　Ａ４版　1 部 （２）完成図書（Ａ４版）　4 部 （３）諸官庁届出書類一覧表（諸官庁届出書類(正)許可証(正)共）　1 部

一般共通事項		（４）完成図面・施工図面二折製本　Ａ３版　3 部 （５）縮小完成図面・施工図面二折製本　Ａ４版　3 部 （６）工事記録写真　Ａ４版（工事記録写真カラーサービス版）　1 部 （完成写真カラーサービス版）　部 （７）運転操作説明書・取扱説明書を簡易にまとめたもの　Ａ４版製本　部 （８）工事整理図書　Ａ４版　部 （９）電子成果品（電子納品）　部 （10）建物基本情報及び型式台帳（監督員が指定する様式で作成）　部 （11）その他監督員が必要と指示したもの　1式
	49．電子納品	電子成果品を「営繕工事電子納品要領」（以下、要領という）に基づき作成する。 （１）工事管理ﾌｧｲﾙ （２）完成図・施工図 （３）完成写真 （４）保全に関する資料（協議） （５）発生材関係資料（協議） ※電子納品対象データは同要領に基づくが、変更がある場合は監督職員との協議で決定する。
	50 工事中情報共有システム	（１）本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （２）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html （３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。 （４）受注者は、監督職員及びサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。
	51 工事実績情報の登録	標準仕様書第１編1.1.4に基づいて適切に行うこと。
	52 施工計画書	工事の着手に先立ち、現場の体制・組織、仮設計画、安全衛生管理、緊急時の連絡、災害予防その他の現場運営に必要な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し提出する。
	53 履行報告	また各種別の工事の施工にあたっては「工種別施工計画書」を作成する。 約款第１１条に規定する工事履行報告書は、工程写真、状況写真を添付して月１回提出する。
	54 建設廃棄物の処理	（１）本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等（選別を含む）により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則、県内処分） （２）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記（１）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 （３）本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物税が課税されるので、適正に処理すること。なお、本工事では、広島県産業廃棄物税当税相当額を見込んでいる。
	55 優先順位	設計図書の優先順位は次の順序とする。 ①技術的説明事項（追加説明、質問回答書を含む） ②特記仕様書　③設計図面　④標準仕様書・標準図
	56 官公署その他への手続き等	官公署その他への手続きは、受注者が遅滞なく行い、これに要する費用は、すべて受注者の負担とする。また関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査において、その検査に必要な資機材及び労務を提供し、これに直接要する費用を受注者が負担する。
	57．別契約の関係工事との協調	建築、電気その他別契約の関係工事について、工程及び、取合部分の施工に関し、常に緊密に連絡し、工事の円滑な進捗を図るものとする。
	58 調査への対応	工事中及び竣工後、下記に示す調査を行うため発注者より連絡があれば対応すること。 ①公共事業労務費調査…工事中に実施 （調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等） ②契約不適合調査…建設工事請負契約約款第５３条定める期間内
	59 工事現場の表示	現場の見やすい位置に監督職員が指示する次の表示板を設置する。 ____給水管接続_作業期間、交通誘導員を＿１＿（人／日）配置すること。 ・ 説明書（監督職員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の取扱要領を記載した説明書等を作成する。） ※ 工事名等の表示板（900mm×600mm）・工事概要等の説明看板（900mm×600mm） ・ 説明板（監督職員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の系統図、取扱要領を記載した説明板を作成する。）
	60 交通誘導員	
	61．説明板等	
	62 工事中の補償	地上物件、地中埋設物等で本工事に起因して損傷した場合は、速やかに補修し、完全に復元するものとする。
	63 工事後の補償	工事完成引渡後、施工または機器、材料の不備による故障は、約款第４２条（契約不適合）により２年間受注者の負担で完全に補修するものとする。
	64 完成引渡しまでの管理	工事完了後も予め監督職員の指示した日時までは受注者で管理し、各種公園に対する料金及び各種の被害（火災、盗難、破損等）は一切受注者の負担とする。
	65．快適トイレモデル工事	本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型 ・受注者希望型）であり、「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。 快適トイレチェックシートの様式は、「広島県の調達情報」の「様式集＞建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。 また、完成検査までに提出するアンケートは、「広島県の調達情報」の「入札契約制度＞入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号
岡田建築設計事務所
一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE
	2025.08.	

CH.	CH.	DR.

TITLE　皆実東公園トイレ更新工事

NAME　機械設備工事特記仕様書（一般共通事項）

NO. M／01

図面縮小率　A-3：100%　A-4：71%

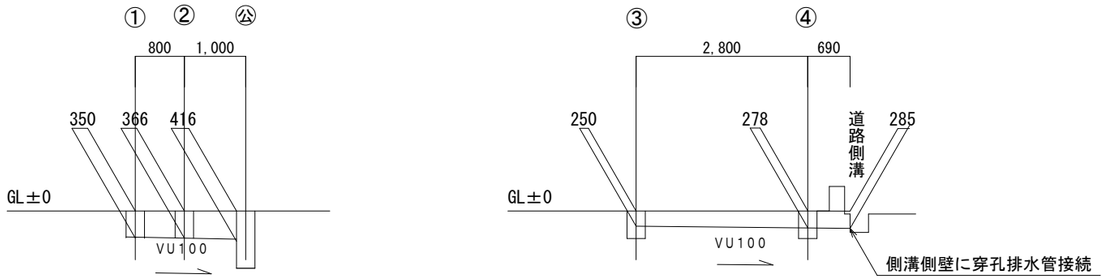

勾配図　S= no.scale

特記事項

給水管は耐衝撃硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)とする

給水管の埋設深さはGL-300mmとする

給水管埋戻し時，土被り150mm程度の深さに埋設表示用アルミテープを埋設すること

排水管は硬質ポリ塩化ビニル管(VU)とする

発生土は場内敷きならすこと

——·——·—— 給水管

———————— 排水管

点線は既設配管を表す

桝リスト

記　号	名　　称	桝　種　別	蓋	特　　記　　事　　項
1	小口径桝	SD100-150	ICO-H	100-150-350
2	小口径桝	SD100-150	ICO-H	100-150-366
公	公共桝			
3	排水溜桝	AM300	ICO-H	排水溜桝φ300-200-250
4	排水溜桝	AM300	ICO-H	排水溜桝φ300-200-278

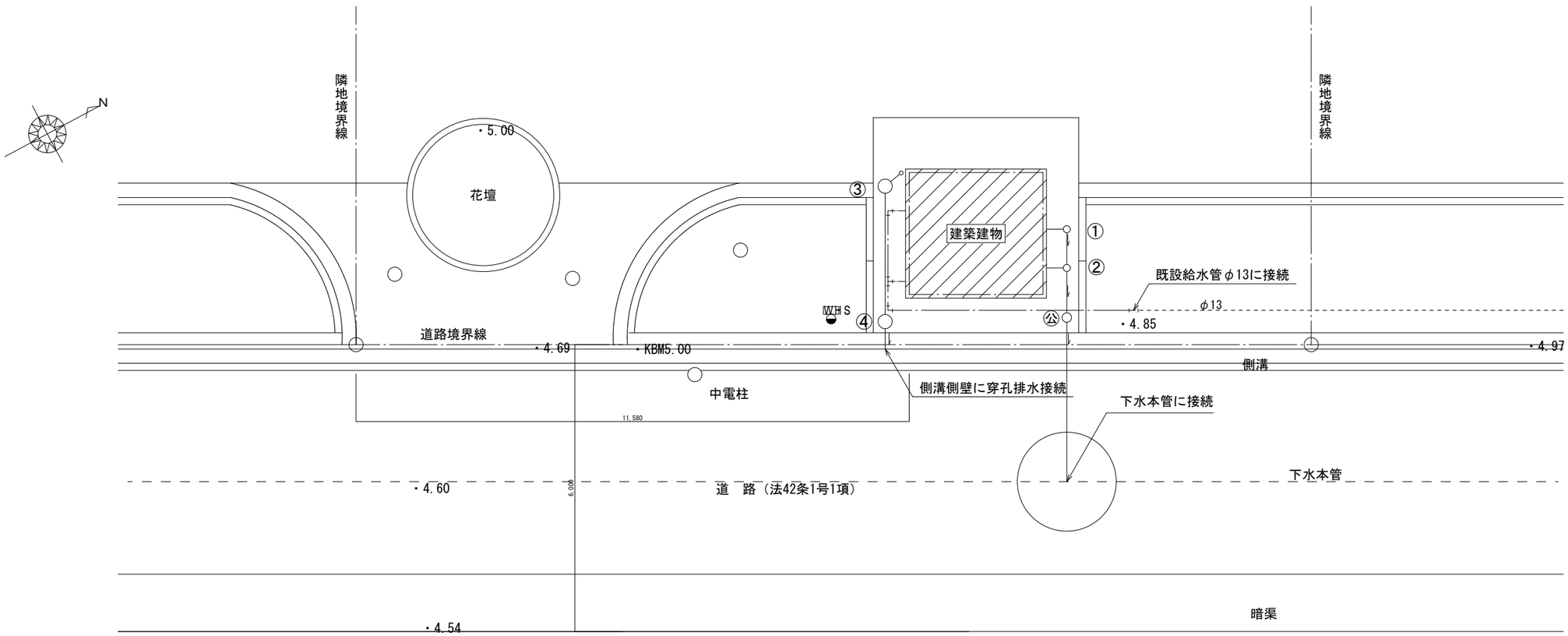

配置図　S=1/100

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
	2025.08.	1/100	皆実東公園トイレ更新工事	M 02	A-3：100%
CH. CH. DR.			NAME （機械設備）配置図、勾配図、桝リスト		A-4：71%

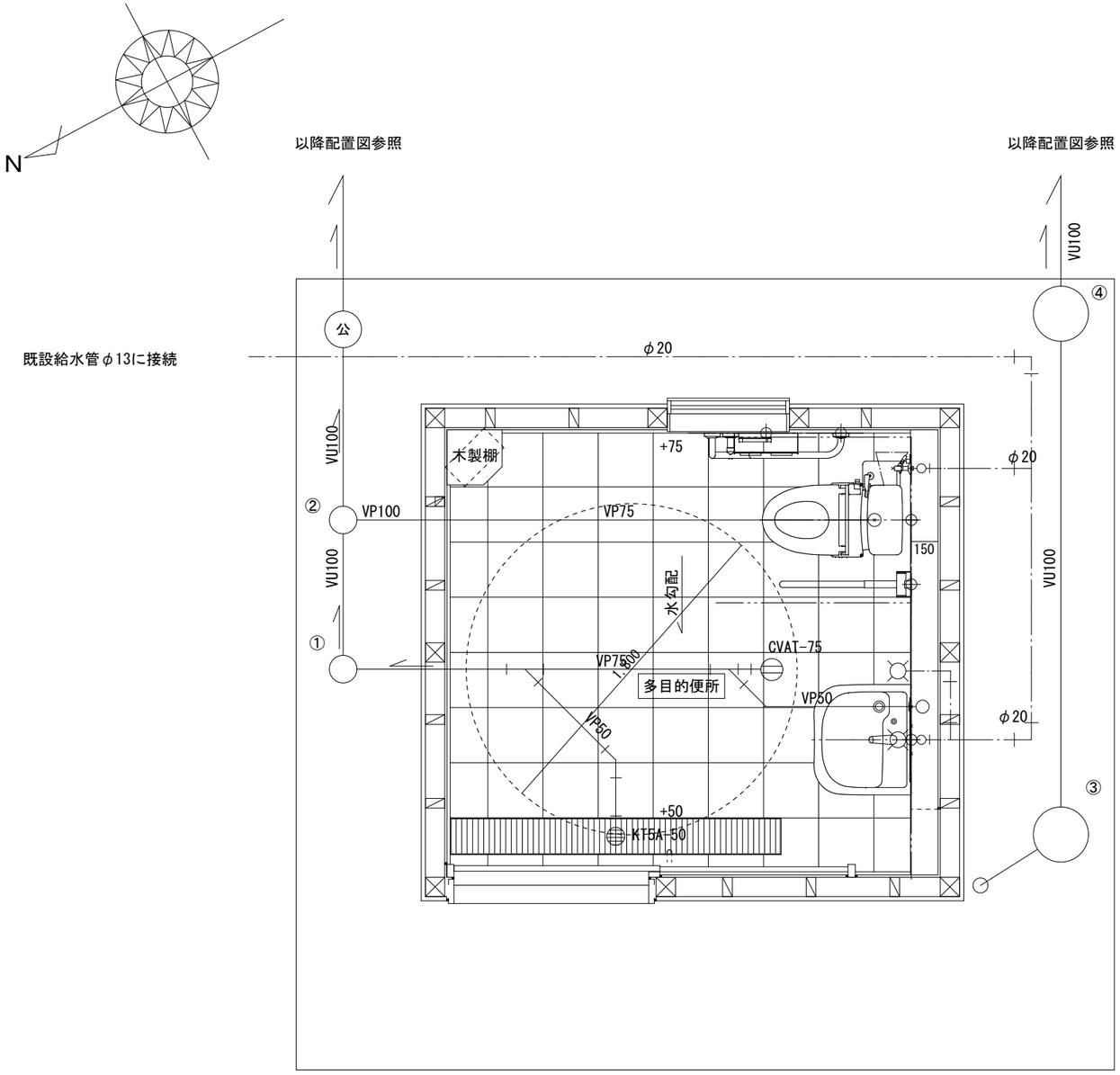

特記事項

給水管は耐衝撃硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)とする

給水管の埋設深さはGL-300mmとする

給水管埋戻し時，土被り150mm程度の深さに埋設表示用アルミテープを埋設すること

排水管は硬質ポリ塩化ビニル管(VU)とする

発生土は場内敷きならすこと

——·————·—— 給水管

———————— 排水管

点線は既設配管を表す

特記事項	訂正事項

一級建築士事務所　広島県知事登録22（1）0497号

岡田建築設計事務所

一級建築士　第102449号　岡田文夫

JOB NO.	DATE	SCALE
	2025.08.	1/30

CH.	CH.	DR.

TITLE 皆実東公園トイレ更新工事

NAME （機械設備）平面図

NO. M 03

図面縮小率
A-3：100%
A-4：71%

参　考　数　量　書

工　事　名　称　　都市公園トイレ更新工事(西部団地第一公園外１箇所)

工　事　場　所　　三原市沼田西町惣定外

［工　事　概　要］

用途、構造、面積	公衆トイレ、木造平屋建て、延床面積７．１４㎡（２公園に各１棟、合計２棟）
工　事　範　囲	建築工事一式
別 途 発 注 工 事	無　し
工　　期	契約締結日の翌日　～　　令和8年3月19日
一　般　事　項	

《 工事予算内訳 》　　合　計　金　額

〈内　　訳〉

区　　分	金　　額	概　　要
設　計　金　額		
消　費　税　額		
合　計　金　額		

工事費内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
直接工事費				
建築工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
機械設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

工事費内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
調査基準価格	1	式		
調査基準価格の100/110	1	式		

建築工事　種目別内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
西部団地第一公園	1	式		
皆実東公園	1	式		
計				

電気設備工事　種目別内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
西部団地第一公園	1	式		
皆実東公園	1	式		
計				

機械設備工事　種目別内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
西部団地第一公園	1	式		
皆実東公園	1	式		
計				

建築工事　科目別内訳

西部団地第一公園

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
直接仮設	1	式		
土工・地業	1	式		
土間・基礎	1	式		
タイル	1	式		
木	1	式		
屋根・とい	1	式		
左官	1	式		
建具	1	式		
塗装	1	式		
内外装	1	式		
ユニット及びその他	1	式		
外構	1	式		
とりこわし	1	式		
計				

建築工事　科目別内訳

皆実東公園

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
直接仮設	1	式		
土工・地業	1	式		
土間・基礎	1	式		
タイル	1	式		
木	1	式		
屋根・とい	1	式		
左官	1	式		
建具	1	式		
塗装	1	式		
内外装	1	式		
ユニット及びその他	1	式		
外構	1	式		
とりこわし	1	式		
計				

電気設備工事　科目別内訳

西部団地第一公園				
名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
電灯設備	1	式		
計				

電気設備工事　科目別内訳

皆実東公園

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
電灯設備	1	式		
計				

機械設備工事　科目別内訳

西部団地第一公園

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
衛生器具設備	1	式		
給水設備	1	式		
排水設備	1	式		
計				

機械設備工事　科目別内訳

皆実東公園

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
衛生器具設備	1	式		
給水設備	1	式		
排水設備	1	式		
計				

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	直接仮設			直接仮設		
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
遣方	小規模	7.1	㎡			
墨出し	小規模 －　　－	7.1	㎡			
養生	小規模 －　　－	7.1	㎡			
整理清掃 後片付け	小規模 －　　－	7.1	㎡			
外部足場	くさび式手摺先行足場	37.4	㎡			
安全手摺り		18.7	m			
内部足場		7.1	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	土工・地業	土工

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
根切り	小規模土工 -	5.8	m3			
床付け	つぼ,布掘り	10.5	㎡			
埋戻し(B種)	小規模土工 発生土	2.7	m3			
残土処分		3.1	m3			
土工機械運搬	根切り、埋戻し(小規模土工) -	1	往復			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	土工・地業	地業				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
砂利地業	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ	1.3	m3			
床下防湿層敷き	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 厚0.15	10.5	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	土間・基礎			鉄筋		
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用 異形棒鋼	JIS G3112 SD295 D10 少量	0.11	t			
鉄筋加工組立	小型構造物 －　　－	0.11	t			
鉄筋運搬費	4ｔ車　30km程度	0.11	t			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	土間・基礎	コンクリート

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
捨てｺﾝｸﾘｰﾄ		0.5	m3			
基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ		0.9	m3			
土間ｺﾝｸﾘｰﾄ		1	m3			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	土間・基礎	型枠

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
型枠	普通合板型枠 －　　基礎部 －	4.2	㎡			
型枠	打放合板型枠B種 壁式構造　　地上軸部 階高2.8m程度	3.3	㎡			
型枠運搬費	4ｔ車　30km程度 往復	7.5	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	タイル			内部		
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
床 磁器質ﾀｲﾙ300角	(ｸﾞﾗｳﾞｨﾅLIXIL同等品)	5.9	㎡			
壁 磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ	145×16 (ﾙﾝｺﾞLIXIL同等品)	10.7	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	木	木材				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
構造材	防腐処理土台	0.13	m3			
構造材	桧正角材	0.31	m3			
構造材	米松平角材	0.48	m3			
構造材	米松正角材	0.06	m3			
構造材	米松平割材	0.36	m3			
構造材	米松正割材	0.22	m3			
構造材	板材	0.16	m3			
造作材		0.05	m3			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	木	建材				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
屋根下地材	構造用合板ｔ12	16.7	㎡			
壁下地材	構造用合板ｔ9	27.2	㎡			
壁下地材	耐水合板ｔ12	16.4	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	木	造作手間				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
釘		7.2	kg			
大工		8.6	人			
普通作業員		2.1	人			
ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ	M12　L400	12	か所			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	屋根・とい	屋根

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
ｶﾗｰGL鋼板 たてはぜ葺き	t 0.4	16.7	㎡			
下地 改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸ		16.7	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	屋根・とい				とい
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
軒樋	角樋　110（PC50） （落葉止：ｱﾙﾐﾒｯｼｭ共）	4	m			
縦樋	ｶﾗｰVP60φ	3.6	m			
集水器	110角用	1	か所			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	左官				内部	
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
床ﾓﾙﾀﾙ塗り	木ごて 一般ﾀｲﾙ下地　　厚37	5.9	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	左官			外部		
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
基礎天端ﾓﾙﾀﾙ	幅120	9.6	m			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	建具	アルミニウム製建具				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
多目的入口ドアー アルミハンガー引戸	W2260×H2000 YKK同等品	1	か所			
FIX窓	W640×H570 YKK同等品	1	か所			
取付費		1	式			
運搬費		1	式			
設計費		1	式			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	建具	ガラス				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
型板ガラス	厚4.0　W640×H570 ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ・押え共	1	か所			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	建具	シーリング				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
建具周囲 シーリング		17.6	m			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	塗装				内部	
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
防腐・防蟻処理	木部	32.8	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	内外装	外部				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
外壁 防火ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ横張り	t 16 木目調塗装品：金具止め	27.2	㎡			
隅当 防火ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ横張り	t 16 木目調塗装品：金具止め	10.6	m			
壁下地 透湿防水ｼｰﾄ		27.2	㎡			
鼻隠し・破風板	ｹｲｶﾙ押出成形板 木目調17×150	16.4	㎡			
軒裏 防火ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ横張り	（木目調） t 14	8.9	㎡			
壁下水切り		10	m			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	内外装	内部

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
壁 杉羽目板（内装用 ）		16.4	㎡			
天井 軒天塗装品ｔ12		6.3	㎡			
壁 せっこうﾎﾞｰﾄﾞ 張り(GB-R)	厚 9.5　準不燃 鋼製､木､ﾎﾞｰﾄﾞ下地 下地張り －　　－	16.4	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	ユニット及びその他	外部				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
ﾋﾟｸﾄｻｲﾝ	200×00 男女用	1	か所			
ﾋﾟｸﾄｻｲﾝ	200×00 多目的用	1	か所			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	ユニット及びその他	内部				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
ｽﾃﾝﾚｽｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ	ｻﾞﾗｻﾞﾗﾀｲﾌﾟ 25-15	2.8	m			
面台 人工大理石	W150	2.5	m			
多用途用手摺り	L型樹脂被覆ﾀｲﾌﾟ	1	か所			
跳ね上げ式手摺り	樹脂被覆ﾀｲﾌﾟ・ﾛｯｸ付	1	か所			
防錆化粧鏡	盗難防止ﾀｲﾌﾟ	1	か所			
木製棚	集成材 ｔ20　300×300	1	か所			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	外構			コンクリート舗装		
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
根切り	小規模土工 –	2	m3			
残土処分		2	m3			
砂利地業	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ	1.1	m3			
溶接金網	φ6×150×150	11.3	㎡			
普通ｺﾝｸﾘｰﾄ	JIS A5308　呼び強度30 S15 粗骨材20	1.1	m3			
ｺﾝｸﾘｰﾄ打設手間	小型構造物　人力打設 工作物の基礎等　S15～S18 –　–	1.1	m3			
床ｺﾝｸﾘｰﾄ直均し 仕上げ	金ごて 直均し仕上げ	1.3	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	外構	土留				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
根切り	小規模土工 -	1.4	m3			
埋戻し(B種)	小規模土工 発生土	1.1	m3			
残土処分		0.3	m3			
砂利地業	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ	0.1	m3			
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用 異形棒鋼	JIS G3112 SD295　D10	0.05	t			
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用 異形棒鋼	JIS G3112 SD295　D13	0.1	t			
鉄筋加工組立	小型構造物 -　　-	0.25	t			
鉄筋運搬費	4ｔ車　30km程度	0.25	t			
普通ｺﾝｸﾘｰﾄ	JIS A5308　呼び強度18 S15 粗骨材20	0.1	m3			
普通ｺﾝｸﾘｰﾄ	JIS A5308　呼び強度30 S15 粗骨材20	0.3	m3			
ｺﾝｸﾘｰﾄ打設手間	捨てｺﾝｸﾘｰﾄ　人力打設 -　S15～S18 -　-	0.1	m3			
ｺﾝｸﾘｰﾄ打設手間	小型構造物　人力打設 工作物の基礎等　S15～S18 -　-	0.3	m3			
型枠	小型構造物用型枠 擁壁、囲障の基礎等 - -	2.6	㎡			
型枠運搬費	4ｔ車　30km程度 往復	2.6	㎡			
土留天端 ｺﾝｸﾘｰﾄこて	幅150	5.7	m			

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園		外構			土留	
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	とりこわし			樹木伐採・伐根		
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
ﾄｳｴｶｴﾃﾞ切株伐根	H=5.00　C=0.66　W=6.00	1	本			
発生材処分		1	式			
計						

建築工事　細目別内訳

西部団地第一公園	とりこわし	既存トイレ解体				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
既存便所解体		1	式			
基礎解体		1	式			
廃ﾌﾟﾗ類運搬		3	m3			
ｶﾞﾚｷ類運搬処分		10	t			
重機回送費		1	式			
整地工		4	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園		直接仮設			直接仮設	
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
遣方	小規模	7.1	㎡			
墨出し	小規模 －　　－	7.1	㎡			
養生	小規模 －　　－	7.1	㎡			
整理清掃 後片付け	小規模 －　　－	7.1	㎡			
外部足場	くさび式手摺先行足場	37.4	㎡			
安全手摺り		18.7	m			
内部足場		7.1	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	土工・地業	土工

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
根切り	小規模土工 -	5.8	m3			
床付け	つぼ,布掘り	10.5	㎡			
埋戻し(B種)	小規模土工 発生土	2.7	m3			
残土処分		3.1	m3			
土工機械運搬	根切り、埋戻し(小規模土工) -	1	往復			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	土工・地業	地業				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
砂利地業	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ	1.3	m3			
床下防湿層敷き	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 厚0.15	10.5	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	土間・基礎			鉄筋		
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用 異形棒鋼	JIS G3112 SD295 D10 少量	0.11	t			
鉄筋加工組立	小型構造物 －　　－	0.11	t			
鉄筋運搬費	4ｔ車　30km程度	0.11	t			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	土間・基礎			コンクリート		
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
捨てｺﾝｸﾘｰﾄ		0.5	m3			
基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ		0.9	m3			
土間ｺﾝｸﾘｰﾄ		1	m3			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	土間・基礎	型枠

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
型枠	普通合板型枠 －　　基礎部 －	4.2	㎡			
型枠	打放合板型枠B種 壁式構造　　地上軸部 階高2.8m程度	3.3	㎡			
型枠運搬費	4ｔ車　30km程度 往復	7.5	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	タイル				内部	
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
床 磁器質ﾀｲﾙ300角	(ｸﾞﾗｳﾞｨﾅLIXIL同等品)	5.9	㎡			
壁 磁器質ﾓｻﾞｲｸﾀｲﾙ	145×16 (ﾙﾝｺﾞLIXIL同等品)	10.7	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	木	木材				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
構造材	防腐処理土台	0.13	m3			
構造材	桧正角材	0.31	m3			
構造材	米松平角材	0.48	m3			
構造材	米松正角材	0.06	m3			
構造材	米松平割材	0.36	m3			
構造材	米松正割材	0.22	m3			
構造材	板材	0.16	m3			
造作材		0.05	m3			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	木	建材				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
屋根下地材	構造用合板ｔ12	16.7	㎡			
壁下地材	構造用合板ｔ9	27.2	㎡			
壁下地材	耐水合板ｔ12	16.4	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	木	造作手間

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
釘		7.2	kg			
大工		8.6	人			
普通作業員		2.1	人			
ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ	M12　L400	12	か所			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	屋根・とい	屋根

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
ｶﾗｰGL鋼板 たてはぜ葺き	t 0.4	16.7	㎡			
下地 改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸ		16.7	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	屋根・とい				とい
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
軒樋	角樋　110（PC50） （落葉止：ｱﾙﾐﾒｯｼｭ共）	4	m			
縦樋	ｶﾗｰVP60φ	3.6	m			
集水器	110角用	1	か所			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園		左官			内部	
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
床ﾓﾙﾀﾙ塗り	木ごて 一般ﾀｲﾙ下地　　厚37	5.9	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園		左官			外部	
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
基礎天端ﾓﾙﾀﾙ	幅120	9.6	m			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園		建具			アルミニウム製建具	
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
多目的入口ドアー アルミハンガー引戸	W2260×H2000 YKK同等品	1	か所			
FIX窓	W640×H570 YKK同等品	1	か所			
取付費		1	式			
運搬費		1	式			
設計費		1	式			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	建具	ガラス				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
型板ガラス	厚4.0　W640×H570 ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ・押え共	1	か所			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園		建具			シーリング	
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
建具周囲 シーリング		17.6	m			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	塗装			内部		
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
防腐・防蟻処理	木部	32.8	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	内外装			外部		
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
外壁 防火ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ横張り	t 16 木目調塗装品：金具止め	27.2	㎡			
隅当 防火ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ横張り	t 16 木目調塗装品：金具止め	10.6	m			
壁下地 透湿防水ｼｰﾄ		27.2	㎡			
鼻隠し・破風板	ｹｲｶﾙ押出成形板 木目調17×150	16.4	㎡			
軒裏 防火ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ横張り	（木目調） t 14	8.9	㎡			
壁下水切り		10	m			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	内外装	内部

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
壁 杉羽目板（内装用 ）		16.4	㎡			
天井 軒天塗装品ｔ12		6.3	㎡			
壁 せっこうﾎﾞｰﾄﾞ 張り(GB-R)	厚 9.5　準不燃 鋼製､木､ﾎﾞｰﾄﾞ下地 下地張り －　　－	16.4	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	ユニット及びその他			外部		
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
ﾋﾟｸﾄｻｲﾝ	200×00 男女用	1	か所			
ﾋﾟｸﾄｻｲﾝ	200×00 多目的用	1	か所			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	ユニット及びその他	内部				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
ｽﾃﾝﾚｽｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ	ｻﾞﾗｻﾞﾗﾀｲﾌﾟ 25-15	2.8	m			
面台 人工大理石	W150	2.5	m			
多用途用手摺り	L型樹脂被覆ﾀｲﾌﾟ	1	か所			
跳ね上げ式手摺り	樹脂被覆ﾀｲﾌﾟ・ﾛｯｸ付	1	か所			
防錆化粧鏡	盗難防止ﾀｲﾌﾟ	1	か所			
木製棚	集成材 ｔ20　300×300	1	か所			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	外構			コンクリート舗装		
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
根切り	小規模土工 –	2	m3			
残土処分		2	m3			
砂利地業	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ	1.1	m3			
溶接金網	φ6×150×150	11.3	㎡			
普通ｺﾝｸﾘｰﾄ	JIS A5308　呼び強度30 S15 粗骨材20	1.1	m3			
ｺﾝｸﾘｰﾄ打設手間	小型構造物　人力打設 工作物の基礎等　S15～S18 –　–	1.1	m3			
床ｺﾝｸﾘｰﾄ直均し 仕上げ	金ごて 直均し仕上げ	1.3	㎡			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	外構			土留		
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
根切り	小規模土工 -	2.3	m3			
埋戻し(B種)	小規模土工 発生土	1.8	m3			
残土処分		0.5	m3			
砂利地業	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ	0.1	m3			
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用 異形棒鋼	JIS G3112 SD295　D10	0.01	t			
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用 異形棒鋼	JIS G3112 SD295　D13	0.02	t			
鉄筋加工組立	小型構造物 -　　-	0.03	t			
鉄筋運搬費	4ｔ車　30km程度	0.03	t			
普通ｺﾝｸﾘｰﾄ	JIS A5308　呼び強度18 S15 粗骨材20	0.1	m3			
普通ｺﾝｸﾘｰﾄ	JIS A5308　呼び強度30 S15 粗骨材20	0.4	m3			
ｺﾝｸﾘｰﾄ打設手間	捨てｺﾝｸﾘｰﾄ　人力打設 -　S15～S18 -　-	0.1	m3			
ｺﾝｸﾘｰﾄ打設手間	小型構造物　人力打設 工作物の基礎等　S15～S18 -　-	0.4	m3			
型枠	小型構造物用型枠 擁壁、囲障の基礎等 - -	6	㎡			
型枠運搬費	4ｔ車　30km程度 往復	6	㎡			
土留天端 ｺﾝｸﾘｰﾄこて	幅150	5.7	m			

建築工事　細目別内訳

皆実東公園		外構			土留	
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	とりこわし	樹木伐採・伐根				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
ｶｲｽﾞｶｲﾌﾞｷ伐採・伐根	H=6.00　C=1.41　W=5.00	1	本			
ｻｸﾗ伐採・伐根	H=3.00　C=0.75　W=4.00	1	本			
切株伐根	C=0.80	1	本			
発生材処分		1	式			
計						

建築工事　細目別内訳

皆実東公園	とりこわし			既存トイレ解体		
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
既存便所解体		1	式			
基礎解体		1	式			
がれき類運搬		2	m3			
廃ﾌﾟﾗ類運搬		4	m3			
発生材処分		6	t			
重機回送費		1	式			
整地工		1	式			
計						

電気設備工事　細目別内訳

西部団地第一公園		電灯設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
ｽｯｷﾘﾎﾟｰﾙ		1	式			別紙 00-0039
分電盤		1	式			別紙 00-0040
LED灯		1	式			別紙 00-0041
換気扇		1	式			別紙 00-0042
配線器具		1	式			別紙 00-0043
電線		1	式			別紙 00-0044
ケーブル		1	式			別紙 00-0045
電線管		1	式			別紙 00-0046
ボックス類		1	式			別紙 00-0047
接地工事		1	式			別紙 00-0048
土工事		1	式			別紙 00-0049
計						

電気設備工事　細目別内訳

皆実東公園		電灯設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
ｽｯｷﾘﾎﾟｰﾙ		1	式			別紙 00-0017
分電盤		1	式			別紙 00-0018
LED灯		1	式			別紙 00-0019
換気扇		1	式			別紙 00-0020
配線器具		1	式			別紙 00-0021
電線		1	式			別紙 00-0022
ケーブル		1	式			別紙 00-0023
電線管		1	式			別紙 00-0024
ボックス類		1	式			別紙 00-0025
接地工事		1	式			別紙 00-0026
土工事		1	式			別紙 00-0027
計						

機械設備工事　細目別内訳

西部団地第一公園		衛生器具設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
車いす対応防露便器	BC220SK　DT-K250ML　CF-49AT CF-63HS	1	組			
車いす対応洗面器	L365APR LF503 LF3VK LF97PA KF30D N SF10DA	1	組			
化粧鏡	KF4560A	1	枚			
多用途用手摺	KF-923AE70J	1	組			
はね上げ式手摺	F-471EH70JU　KF-D21	1	組			
共用カップリング付き横水栓　(かぎ式)	7031J-13	1	個			
計						

機械設備工事　細目別内訳

西部団地第一公園　　給水設備

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
給水・耐衝撃性 ﾎﾟﾘ塩ﾋﾞ管(HIVP)	機械室・便所　　20A	3	m			
給水・耐衝撃性 ﾎﾟﾘ塩ﾋﾞ管(HIVP)	地中配管　　20A	14	m			
埋設標識ﾃｰﾌﾟ	150幅	14	m			
地中埋設標	ｺﾝｸﾘｰﾄ製	2	個			
地中埋設標	鉄 製	2	個			
切断・接続		1	式			別紙 00-0001
保温		1	式			別紙 00-0002
土工事		1	式			別紙 00-0003
計						

機械設備工事　細目別内訳

西部団地第一公園　　排水設備

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管 (VP)	機械室・便所　40A	1	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管 (VP)	機械室・便所　50A	3	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管 (VP)	機械室・便所　75A	3	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管 (VP)	機械室・便所　100A	3	m			
通気・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管 (VU)	地中配管 100A	23	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管 (VU)	地中配管　75A	1	m			
床上掃除口 (非防水形)	ＶＰ用　CVA　80A	1	個			
床排水ﾄﾗｯﾌﾟ (非防水形)	T 5A　50A	1	個			
桝類		1	式			別紙 00-0004
土工事		1	式			別紙 00-0005
計						

機械設備工事　細目別内訳

皆実東公園		衛生器具設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
車いす対応防露便器	BC220SK　DT-K250ML　CF-49AT CF-63HS	1	組			
車いす対応洗面器	L365APR LF503 LF3VK LF97PA KF30D N SF10DA	1	組			
化粧鏡	KF4560A	1	枚			
多用途用手摺	KF-923AE70J	1	組			
はね上げ式手摺	F-471EH70JU　KF-D21	1	組			
共用カップリング付き横水栓　(かぎ式)	7031J-13	1	個			
計						

機械設備工事　細目別内訳

皆実東公園		給水設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
給水・耐衝撃性 ﾎﾟﾘ塩ﾋﾞ管(HIVP)	機械室・便所　　20A	3	m			
給水・耐衝撃性 ﾎﾟﾘ塩ﾋﾞ管(HIVP)	地中配管　　20A	14	m			
埋設標識ﾃｰﾌﾟ	150幅	14	m			
地中埋設標	ｺﾝｸﾘｰﾄ製	1	個			
地中埋設標	鉄 製	3	個			
切断・接続		1	式			別紙 00-0050
保温		1	式			別紙 00-0051
土工事		1	式			別紙 00-0052
計						

機械設備工事　細目別内訳

皆実東公園　　排水設備

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	機械室・便所　40A	1	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	機械室・便所　50A	3	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	機械室・便所　75A	3	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	機械室・便所　100A	3	m			
通気・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VU)	地中配管 100A	7	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VU)	地中配管　65A	1	m			
床上掃除口(非防水形)	ＶＰ用　CVA　80A	1	個			
床排水ﾄﾗｯﾌﾟ(非防水形)	T 5A　50A	1	個			
機械はつり(ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰによる配管用貫通口)	300㎜程度　125㎜	1	か所			
桝類		1	式			別紙 00-0053
土工事		1	式			別紙 00-0054
計						

電気設備工事　別紙明細

西部団地第一公園		電灯設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
ｽｯｷﾘﾎﾟｰﾙ		1	式			別紙 00-0039
ｽｯｷﾘﾎﾟｰﾙ		1	本			
計						
分電盤		1	式			別紙 00-0040
分電盤	実装2回路　予備2回路	1	面			
計						
LED灯		1	式			別紙 00-0041
LED照明	天井直付	2	個			
非常用回転灯	ﾌﾞｻﾞｰ無、回転灯ｶﾊﾞｰ「赤」	1	個			
自動点滅灯		1	個			
計						

電気設備工事　別紙明細

西部団地第一公園		電灯設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
換気扇		1	式			別紙 00-0042
換気扇		1	個			
換気扇ﾌｰﾄﾞ		1	個			
計						
配線器具		1	式			別紙 00-0043
自動点滅器	換気扇連動用	1	個			
非常用押釦		1	個			
操作ﾕﾆｯﾄ		1	個			
自動点滅器露出取付ｶﾊﾞｰ		1	個			
計						

電気設備工事　別紙明細

西部団地第一公園		電灯設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
電線		1	式			別紙 00-0044
600V耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁電線(EM-IE)(PF管内)	2.0mm	5	m			
600V耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁電線(EM-IE)	2.0mm	7	m			
計						
ケーブル		1	式			別紙 00-0045
600Vﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 EM-EEF	1.6mm- 2C 管内	6	m			
600Vﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 EM-EEF	1.6mm- 3C 管内	11	m			
600Vﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 EM-EEF	2.0mm- 2C 管内	14	m			
600Vﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 EM-EEF	2.0mm- 3C 管内	2	m			
EM-CEｹｰﾌﾞﾙ	5.5mm2- 2C FEP内(PF･CD)	5	m			
EM-CEｹｰﾌﾞﾙ	5.5mm2- 2C 管内	9	m			
計						

電気設備工事　別紙明細

西部団地第一公園		電灯設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
電線管		1	式			別紙 00-0046
波付硬質合成樹脂管(FEP)	(30)	4	m			
硬質ﾋﾞﾆﾙ電線管(VE)	露出配管　22mm	26	m			
耐衝撃性硬質ﾋﾞﾆﾙ管(HIVE)	露出配管　28mm	2	m			
異種管接続材	FEP30-HIVE28	1	組			
計						
ボックス類		1	式			別紙 00-0047
合成樹脂製露出丸形ﾎﾞｯｸｽ	22 2方出	1	個			
合成樹脂製露出丸形ﾎﾞｯｸｽ	22 3方出	2	個			
樹脂製露出ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ	22 1個用1方出	3	個			
樹脂製露出ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ	22 1個用2方出	1	個			
合成樹脂製ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ(ｶﾊﾞｰ付)	埋込 5個用	1	個			
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ	150x150x100　SUS･WP　端子付	1	個			
計						

電気設備工事　別紙明細

西部団地第一公園		電灯設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
接地工事		1	式			別紙 00-0048
接地極 (銅覆鋼棒打込式)	14φ×1.5m	1	か所			
接地極埋設標	金属製	1	枚			
計						
土工事		1	式			別紙 00-0049
根切り(人力)		1.1	m3			
埋戻し	人 力 根切り土 -	1.1	m3			
埋設標識ｼｰﾄ	3.5倍長(W)150	4	m			
計						

電気設備工事　別紙明細

皆実東公園		電灯設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
ｽｯｷﾘﾎﾟｰﾙ		1	式			別紙 00-0017
ｽｯｷﾘﾎﾟｰﾙ		1	本			
計						
分電盤		1	式			別紙 00-0018
分電盤	実装2回路　予備2回路	1	面			
計						
LED灯		1	式			別紙 00-0019
LED照明	天井直付	2	個			
非常用回転灯	ﾌﾞｻﾞｰ無、回転灯ｶﾊﾞｰ「赤」	1	個			
自動点滅灯		1	個			
計						

電気設備工事　別紙明細

皆実東公園		電灯設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
換気扇		1	式			別紙 00-0020
換気扇		1	個			
換気扇ﾌｰﾄﾞ		1	個			
計						
配線器具		1	式			別紙 00-0021
自動点滅器	換気扇連動用	1	個			
非常用押釦		1	個			
操作ﾕﾆｯﾄ		1	個			
自動点滅器露出取付ｶﾊﾞｰ		1	個			
計						

電気設備工事　別紙明細

皆実東公園		電灯設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
電線		1	式			別紙 00-0022
600V耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁電線(EM-IE)(PF管内)	2.0mm	5	m			
600V耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁電線(EM-IE)	2.0mm	7	m			
計						
ケーブル		1	式			別紙 00-0023
600Vﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 EM-EEF	1.6mm- 2C 管内	6	m			
600Vﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 EM-EEF	1.6mm- 3C 管内	11	m			
600Vﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 EM-EEF	2.0mm- 2C 管内	12	m			
600Vﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ平形 EM-EEF	2.0mm- 3C 管内	3	m			
EM-CEｹｰﾌﾞﾙ	5.5mm2- 2C FEP内(PF･CD)	5	m			
EM-CEｹｰﾌﾞﾙ	5.5mm2- 2C 管内	9	m			
計						

電気設備工事　別紙明細

皆実東公園		電灯設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
電線管		1	式			別紙 00-0024
波付硬質合成 樹脂管(FEP)	(30)	5	m			
硬質ﾋﾞﾆﾙ電線管 (VE)	露出配管　　22mm	24	m			
耐衝撃性 硬質ﾋﾞﾆﾙ管(HIVE)	露出配管　　28mm	2	m			
異種管接続材	FEP30-HIVE28	1	組			
計						
ボックス類		1	式			別紙 00-0025
合成樹脂製 露出丸形ﾎﾞｯｸｽ	22 2方出	1	個			
合成樹脂製 露出丸形ﾎﾞｯｸｽ	22 3方出	2	個			
樹脂製 露出ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ	22 1個用1方出	3	個			
樹脂製 露出ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ	22 1個用2方出	1	個			
合成樹脂製 ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ(ｶﾊﾞｰ付)	埋込 5個用	1	個			
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ	150x150x100　SUS･WP　端子付	1	個			
計						

電気設備工事　別紙明細

皆実東公園		電灯設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
接地工事		1	式			別紙 00-0026
接地極 (銅覆鋼棒打込式)	14φ×1.5m	1	か所			
接地極埋設標	金属製	1	枚			
計						
土工事		1	式			別紙 00-0027
根切り(人力)		1.1	m3			
埋戻し	人 力 根切り土 -	1.1	m3			
埋設標識ｼｰﾄ	3.5倍長(W)150	4	m			
計						

機械設備工事　別紙明細

西部団地第一公園		給水設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
切断・接続		1	式			別紙 00-0001
配管分岐 (樹脂管類) ・手間のみ	配管分岐　20A 保温無	1	か所			
計						
保温		1	式			別紙 00-0002
給水管 保温	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 暗渠内 着色ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 20A	3	m			
計						
土工事		1	式			別紙 00-0003
根切り(機械)	ﾊﾞｯｸﾎｳ 0.13m3 排出ｶﾞｽ対策型 油圧式ｸﾛｰﾗ型	0.9	m3			
埋戻し	機 械 ﾊﾞｯｸﾎｳ 0.13m3 排出ｶﾞｽ対策型 油圧式ｸﾛｰﾗ型	0.4	m3			
山砂		0.5	m3			
建設発生土処理	人 力 構内敷ならし	0.5	m3			
計						

機械設備工事　別紙明細

西部団地第一公園		排水設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
桝類		1	式			別紙 00-0004
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ桝	桝径150φ 最大排水管径100φ 90L､45L　　塩ﾋﾞふた付 ～500	3	組			
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ桝	桝径150φ 最大排水管径100φ 90Y､45Y､45YS 塩ﾋﾞふた付 ～500	1	組			
ﾎﾟﾘﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝ製 排水桝	300φ　300H以　下蓋　ｱｼﾞｬｽﾀｰ	2	か所			
計						
土工事		1	式			別紙 00-0005
根切り(機械)	ﾊﾞｯｸﾎｳ 0.13m3 排出ｶﾞｽ対策型 油圧式ｸﾛｰﾗ型	1.4	m3			
埋戻し	機 械 ﾊﾞｯｸﾎｳ 0.13m3 排出ｶﾞｽ対策型 油圧式ｸﾛｰﾗ型	0.4	m3			
山砂		1	m3			
建設発生土処理	人 力 構内敷ならし	1	m3			
土工機械運搬 (ﾊﾞｯｸﾎｳ)	排出ｶﾞｽ対策型 油圧式ｸﾛｰﾗ型0.13m3	1	往復			
計						

機械設備工事　別紙明細

皆実東公園		給水設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
切断・接続		1	式			別紙 00-0050
配管分岐 (樹脂管類) ・手間のみ	配管分岐　20A 保温無	1	か所			
計						
保温		1	式			別紙 00-0051
給水管 保温	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 暗渠内 着色ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 20A	3	m			
計						
土工事		1	式			別紙 00-0052
根切り(機械)	ﾊﾞｯｸﾎｳ 0.13m3 排出ｶﾞｽ対策型 油圧式ｸﾛｰﾗ型	0.9	m3			
埋戻し	機 械 ﾊﾞｯｸﾎｳ 0.13m3 排出ｶﾞｽ対策型 油圧式ｸﾛｰﾗ型	0.5	m3			
山砂		0.7	m3			
建設発生土処理	人 力 構内敷ならし	0.7	m3			
計						

機械設備工事　別紙明細

皆実東公園		排水設備				
名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
桝類		1	式			別紙 00-0053
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ桝	桝径150φ 最大排水管径100φ 90L､45L　　塩ﾋﾞふた付 ～500	1	組			
ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ桝	桝径150φ 最大排水管径100φ 90Y､45Y､45YS 塩ﾋﾞふた付 ～500	1	組			
ﾎﾟﾘﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝ製 排水桝	300φ　300H以　下蓋　ｱｼﾞｬｽﾀｰ	2	か所			
計						
土工事		1	式			別紙 00-0054
根切り(機械)	ﾊﾞｯｸﾎｳ 0.13m3 排出ｶﾞｽ対策型 油圧式ｸﾛｰﾗ型	1.2	m3			
埋戻し	機 械 ﾊﾞｯｸﾎｳ 0.13m3 排出ｶﾞｽ対策型 油圧式ｸﾛｰﾗ型	0.3	m3			
山砂		0.9	m3			
建設発生土処理	人 力 構内敷ならし	0.9	m3			
土工機械運搬 (ﾊﾞｯｸﾎｳ)	排出ｶﾞｽ対策型 油圧式ｸﾛｰﾗ型0.13m3	1	往復			
計						

共通仮設費(積上)　明細

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
交通誘導員		10	人			
【西部団地第一公園】						
仮囲い 成形鋼板	H=3000	53	m			
仮設門 ｷｬｽﾀｰｹﾞｰﾄ	W=4.00　H=1.80	1	か所			
仮設便所（大）	3ヶ月	1	か所			
仮設便所（小）	3ヶ月	1	か所			
仮設便所（手洗）	3ヶ月	1	か所			
既存PCﾌｪﾝｽ一時撤去、復旧	H1.8m　W4.0m	1	か所			
【皆実東公園】						
仮囲い 成形鋼板	H=3000	63	m			
仮設門 ｷｬｽﾀｰｹﾞｰﾄ	W=4.00　H=1.80	1	か所			
仮設便所（大）	3ヶ月	1	か所			
仮設便所（小）	3ヶ月	1	か所			
仮設便所（手洗）	3ヶ月	1	か所			
既設PCﾌｪﾝｽ撤去		23.4	㎡			

共通仮設費(積上)　明細

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
ﾌｪﾝｽ撤去跡ｼｰﾄ張り		23.4	㎡			
PCﾌｪﾝｽ補修	H1.8m	13	m			
計						

現場管理費(積上)　明細

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
工事中情報共有システム		1	式			
計						